那覇市公報

第１７６４号
毎月２回　１，１５日発行
発　　行　　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

目　　次

◇条　　例◇

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…… 664

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…… 667

◇告　　示◇

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る寄附金の収納事務の委託について(企画調整課)
…… 669

事業所税の申告期限等の延長について（資産税課）…… 670

令和２年度那覇市一般会計補正予算(第１号)（財政課）…… 670

◇公　　告◇

随意契約の公表について（締結後）（クリーン推進課）…… 672

随意契約の公表について（締結後）（クリーン推進課）…… 673

◇上下水道局告示◇

令和２年度水道メーターの賠償額について…… 674

◇監査委員公表◇

令和元年度包括外部監査の結果について（公表）…… 676

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）…… 961

条　　例

那覇市条例第32号
令和２年４月27日
公　　布　　済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付　則 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。	付　則 (施行期日) 第1条　この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定については、公布の日から施行する。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条　給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項の給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項の賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項の新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金(国民健康保険法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。)を支給する。 2　傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があ

	るときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項の標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。 3　傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第3条　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 第4条　前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。 2　前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

備考

1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部

分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第2条から第4条までの規定は、付則第2条第2項の傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

那覇市条例第33号
令和２年４月27日
公　　布　　済

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条　[略] 2　前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　前項第1号に該当する者　31,752円 (2)　前項第2号に該当する者　52,920円 (3)　前項第3号に該当する者　61,380円	(保険料率) 第6条　[略] 2　前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)　前項第1号に該当する者　25,404円 (2)　前項第2号に該当する者　42,336円 (3)　前項第3号に該当する者　59,268円
備考　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

告　　示

那覇市告示第 69 号
令和２年４月 24 日
掲　　示　　済

那覇市ふるさとづくり寄附金に係る寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第１項及び第２項の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　収納事務の委託を受けた者（収納事務受託者）
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台３丁目６番 28 号

２　収納事務受託者に認めた歳入
寄附受付サイト「ふるさとチョイス」の寄附申込フォームを経由し、マルチペイメントサービスによる決済手段により寄附される那覇市ふるさとづくり寄附金

３　収納事務受託者により収納が行える期間
令和２年４月１日から令和３年３月 31 日

問い合わせ先
企画財務部企画調整課
〒900-8585 那覇市泉崎１－１－１
TEL098-862-9937
FAX098-862-4263

那覇市告示第 73 号
令和２年４月 27 日
掲　　示　　済

事業所税の申告期限等の延長について

那覇市税条例（昭和 47 年５月 15 日条例第 80 号。以下「条例」という。）第 18 条の２第１項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める事業所税に係る申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付に関する期限が令和２年（2020 年）４月 30 日から令和２年 10 月 31 日までの間に到来するものについては、その期限を令和２年（2020 年）11 月 30 日まで延長する。

那覇市長　城　間　幹　子

那覇市告示第 85 号
令和２年５月 15 日

令和２年(2020年)４月那覇市議会臨時会で議決された令和２年度那覇市一般会計補正予算(第１号)の要領は次のとおりである。

那覇市長　城　間　幹　子

令和２年度那覇市一般会計補正予算(第１号)

令和２年度那覇市の一般会計の補正予算(第１号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,063,659 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158,660,659 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第２条　既定の債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		42,466,703	3,761	42,470,464
	1 国庫負担金	36,046,439	3,761	36,050,200
19 繰入金		5,374,050	1,057,394	6,431,444
	2 基金繰入金	5,370,062	1,057,394	6,427,456
21 諸収入		1,495,814	2,504	1,498,318
	5 雑入	1,066,712	2,504	1,069,216
歳　入　合　計		157,597,000	1,063,659	158,660,659

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		9,941,221	8,659	9,949,880
	1 保健衛生費	6,274,838	8,659	6,283,497
7 商工費		2,420,938	428,202	2,849,140
	1 商工費	2,420,938	428,202	2,849,140
10 教育費		14,451,272	4,898	14,456,170
	6 保健体育費	1,842,912	4,898	1,847,810
14 予備費		70,000	621,900	691,900
	1 予備費	70,000	621,900	691,900
歳　出　合　計		157,597,000	1,063,659	158,660,659

第２表　債務負担行為補正

追　加　　（単位：千円）

事　項	期　間	限 度 額
沖縄の食の魅力発信拠点整備事業（新市場建設工事）（なはまち振興課）	令和２年度から令和３年度まで	2,695,285
石嶺市営住宅第６期建替事業（電気工事）（市営住宅課）	令和３年度	181,192

公　　告

那覇市公告第 36 号
令和２年４月１日
掲　　示　　済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第２号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

公告結果

業務名	令和２年度クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託
公告日	令和２年３月 13 日
公告期間	令和２年３月 13 日から令和２年３月 23 日
提出期限	令和２年３月 23 日まで
契約締結日	令和２年４月１日
契約相手方	那覇市銘苅２丁目３番１号（なは市民協働プラザ３階） 公益社団法人　那覇市シルバー人材センター 理事長　上 原 郁 夫
契約金額	￥ 3,078,900 －
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定により、高齢者等雇用に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第１項に規定するシルバー人材センター連合、若しくは同条第２項に規定するシルバー人材センター、若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者として認められるため。

那覇市公告第 37 号
令和２年４月１日
掲　　示　　済

随意契約の公表について（締結後）

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第２項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

公告結果

業務名	令和２年度びんの選別処理業務委託
公告日	令和２年３月 13 日
公告期間	令和２年３月 13 日から令和２年３月 23 日
提出期限	令和２年３月 23 日まで
契約締結日	令和２年４月１日
契約相手方	那覇市首里石嶺町４丁目 373 番１号 （沖縄県総合福祉センター内西棟４階） 一般財団法人　沖縄県セルプセンター 理事長　金　城　幸　範
契約金額	￥ 19,713,012 －
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱に基づき、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として認定されているため。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第１号
令　和　２　年　４　月　１　日
掲　　示　　済

令和２年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第３項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　上地　英之

那覇市水道給水条例【抜粋】

（メーターの貸与）

第17条　メーターは、管理者が設置して、水道の使用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。

2　前項の規定により貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3　第１項の規定により貸与を受けた者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

令　和　２　年　度　水　道　メ　ー　タ　ー　の　賠　償　額

品　名	口　径mm	金　額	備　考
水道メーター	13mm	7,310円	
	20mm	13,500円	
	25mm	14,200円	
	40mm	27,700円	
たて型ウォルトマン	50mm	156,000円	
	75mm	189,000円	
	100mm	239,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	226,000円	
	75mm	262,000円	
	100mm	314,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠　令和2年度給水装置工事資材統一単価表

期　　間　令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日

監査委員公表

那監公表第１号
令和２年４月22日
掲　　示　　済

那覇市監査委員　　久　場　健　護
同　　宮　里　善　博
同　　宮　城　　哲
同　　古　堅　茂　治

令和元年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第５項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告書の提出がありましたので、同法第 252 条の 38 第３項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年度

包括外部監査報告書

「一括交付金事業について」

那覇市包括外部監査人

弁護士　平良　卓也

～目　次～

序章　はじめに..... 1
1　外部監査の種類
2　選定した特定の事件（監査テーマ）
3　テーマ選定の理由
4　監査の方法
5　監査対象機関
6　監査方法
7　監査担当者（監査人と補助者）
8　監査実施期間
9　指摘・意見一覧

第１章　一括交付金について..... 7
1　沖縄振興策
2　一括交付金について
3　評価

第２章　監査結果（平成３０年度事業）..... １９
1　総務部　平和交流・男女参画課..... 23
2　都市みらい部　都市計画課..... 30
3　道路建設課..... 39
4　道路管理課..... 48
5　花とみどり課..... 50
6　公園管理課..... 54
7　まちなみ共創部　まちなみ整備課..... 60
8　建築工事課..... 64
9　市民文化部　文化振興課..... 66
10　文化財課..... 77
11　経済観光部　商工農水課..... 83
12　なはまち振興課..... 117
13　観光課..... 136
14　福祉部　福祉政策課..... 173
15　障がい福祉課..... 180
16　健康部　特定健診課..... 182
17　保健所　健康増進課..... 184
18　保健所　地域保健課..... 192
19　こどもみらい部　こども政策課..... 194
20　こどもみらい課..... 202
21　消防局　救急課..... 210
22　上下水道局上下水道部　配水管理課..... 212
23　教育委員会生涯学習部　生涯学習課..... 214
24　市民スポーツ課. 226
25　施設課..... 234
26　中央図書館..... 236

27　教育委員会学校教育部　学校教育課..... 238
28　教育相談課..... 249
29　教育研究所..... 256

第３章　監査結果（過去の事業）..... ２６０
１　那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業..... 260
２　「那覇の祭り」模型制作設置事業..... 264
３　ハーリー会館..... 270
４　首里金城町無電柱化事業..... 273
５　桜の名所づくり事業..... 275

第４章　監査結果（全般）　..... ２７６
１　実施する事業の選択..... 276
２　成果目標の設定..... 277
３　プロポーザル方式について..... 277
４　暴力団排除条項..... 281

序章　包括外部監査の概要

1　外部監査の種類

地方自治法第２編第 13 章（252 条の 27～252 条の 38）、那覇市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 24 年 12 月 28 日。条例第 38 号）に基づく監査

2　選定した特定の事件（監査テーマ）

「那覇市の一括交付金事業」

3　テーマ選定の理由

監査人が一括交付金をテーマに選んだ理由は以下のとおりである。

⑴　一括交付金は沖縄独自の振興策の一つである。沖縄の振興策については、その金額がクローズアップされることが多く、実際にどのような事業が行われているのかは断片的にしか伝わってこない。そこで振興策全体を俯瞰することで、振興策のあり方を検証することができると考えた。

⑵　一括交付金は対象事業の８割が国からの交付金であり、残りが自治体の負担である。那覇市においては独自の負担は年間約 10 億円程である。しかし、一括交付金事業における問題点は沖縄県内の他の自治体においても共通すると考え、今回の監査の結果が他の市町村においても資するものであると考えた。

⑶　現在の一括交付金制度は、令和３年度（2021 年度）をもって満了する。その後継続されるかどうかは政治判断であり、現時点では不透明であるが、継続するか否かの判断にも資するものと考えた。

4　監査の方法

⑴　監査の視点

包括外部監査にあたっては、

①適法性（法律・条例・規則などに沿った手続・運用が行われているか）

②有効性（目的達成に有効な手段か）

③効率性（一定の成果を最小の支出で獲得しているか）

④経済性（最小の経費で最大の効果をあげるものか）

（②～④は「３Ｅ監査」と呼ばれる）

といった視点が必要となる（地方自治法 252 条の 37 第１項、１条 14 項・

15 項)。

今回の外部監査では、特に、当該事業が沖縄振興策の趣旨に合致するものか、また継続事業にあっては十分な検証が行われているか、完了した事業においては費用に見合った効果をもたらしているか、を特に意識した。

具体的には以下の視点から監査を実施した

・事業が、沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画に合致するか
・事業内容が適切か（委託契約、補助金の支出）
・成果目標の設定、実績評価が適切か
・次年度に検証結果が生かされているか
・費用に見合った効果を発揮しているか

対象事業は 106 に及ぶが全体を見渡す必要から全事業を検討した。

⑵　監査結果

監査の結果については、次のとおり整理している。

「指摘」: 適法性・妥当性に問題があり、速やかな是正措置が必要であると考えるもの

「意見」: 直ちに適法性・妥当性に問題があり速やかな是正措置を採ること必要であるとまでは考えないが、是正・改善の検討をすることが「組織及び運営の合理化に資する」と考えるもの

なお、問題があるものではないが、将来の事業を継続するにあたり留意頂きたい点も今回は「意見」に含めることとした。

5　監査対象機関

平成 30 年度に一括交付金事業を所管した全ての部局。

6　監査方法

令和元年８月 23 日　監査基本計画の通知

その後、各課より、各事業に関する資料の提供を受けた。

その資料を点検後、適宜追加資料の提出を要請した。

必要に応じてヒアリングを実施した。

（ヒアリング実施日時）

日時	対象課
R1.12.24	商工農水課、健康増進課、地域保健課、特定健診課、福祉政策課
R1.12.25	施設課、市民スポーツ課、生涯学習課、学校教育課
R1.12.26	観光課
R2.1.22	文化財課、平和交流・男女参画課
R2.1.23	文化振興課、なはまち振興課
R2.1.27	花とみどり課、道路建設課、道路管理課、まちなみ整備課、公園管理課

7　監査担当者（監査人と補助者）

監査人は、補助者として以下の者を選任し、監査委員より承認を得た。

弁護士　石井恵介

弁護士　森田純匡

公認会計士　屋嘉比政樹

弁護士　仲村こず江

弁護士　久貝克弘

監査人、補助者とも地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8　監査実施期間

令和元年８月23日～令和２年３月16日

9　指摘・意見一覧

本外部監査で明らかとなった指摘事項（９件）、意見（102件）の概要は次のとおりである。

	対象課	事業名	指摘	意見	内容
1	平和交流・男女参画課	海外移住那覇市出身者研修受入事業		○	検証方法の見直し
2				○	受入先の確保
3		那覇長崎平和交流事業		○	沖縄振興基本方針の該当箇所
4		未来に羽ばたく臨港型都市再開発事業	○		入札方法
5			○		視察旅行の実施
6				○	委託内容
7				○	事業の検証方法

8	都市計画課	万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり事業		○	プロポーザルの実施要領
9				○	委託費の算定
10		亜熱帯庭園都市形成推進調査（道路）		○	予定価格の事前公表
11	道路建設課	交流オアシス整備事業		○	事業結果の公表
12				○	成果目標の設定
13		亜熱帯庭園都市の道づくり基礎調査事業	○		沖縄振興計画の該当性
14	花とみどり課	花いっぱい運動推進事業		○	より効果的な事業の進め方
15				○	随意契約の見直し
16				○	暴力団排除条項
17	公園管理課	亜熱帯庭園都市の公園美化事業		○	将来に向けた要望
18		福州園再整備事業		○	将来に向けた要望
19	まちなみ整備課	亜熱帯庭園都市形成推進調査事業（市街地再生）		○	沖縄振興計画との整合性
20	文化振興課	市民文化支援事業		○	補助金以外の支援方法の検討
21		新文化芸術発信拠点施設整備事業		○	入札率が高止まりしていること
22		文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット）		○	年度内未了について
23	商工農水課	市魚マグロ等水産物流通支援事業		○	プロポーザルの実施要領
24				○	成果目標の設定
25				○	暴力団排除条項
26		漁船近代化機械設置推進事業		○	暴力団排除条項
27		外国人漁業研修生受入推進事業		○	暴力団排除条項
28		中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業		○	事業の実施方法
29				○	暴力団排除条項
30		那覇の物産展事業		○	検証シートの記載
31				○	成果目標の設定
32				○	検証の翌年度への反映
33				○	暴力団排除条項
34		沖縄の産業まつり事業		○	成果目標の設定
35				○	暴力団排除条項
36		企業誘致活動サポート事業		○	事業者選定の方法
37		なは産業支援センター育成支援事業	○		資格外の者による相談体制
38				○	プロポーザルの実施要領
39				○	事業成果の向上
40		企業立地促進事業		○	事業成果の向上
41				○	一部事業のあり方
42				○	提出書類の不備
43				○	事業検証方法
44		なはし創業・就職サポートセンター運営事業		○	随意契約の方法
45				○	事業成果の向上
46		新商品開発支援事業		○	暴力団排除条項
47		「なは経済MAGAZINE」発刊事業	○		随意契約の方法
48		那覇市ぶんかテンプス館施設機能強化事業		○	事業の必要性
49		民間資金調達促進マッチング事業		○	プロポーザルの実施要領
50				○	事業成果の向上

51	なはまち振興課	国際通りトランジットマイル推進事業		○	成果目標の設定
52				○	検証方法（アンケート）の見直し
53				○	広報
54				○	事業成果の向上
55		国際通り情報発信大型ビジョン活用事業		○	プロポーザルの実施要領
56				○	他事業との重複
57				○	広告収入の増加
58		頑張るマチグヮー支援事業		○	暴力団排除条項
59	観光課	観光案内所外国人対応スタッフ配置事業		○	検証シートの記載方法
60			○		赤字店舗への補助金
61				○	暴力団排除条項
62				○	アンケートの活用
63		那覇爬龍船競漕振興事業	○		随意契約の選択
64			○		随意契約の方法
65				○	自主財源の確保
66		那覇大綱挽振興事業		○	自主財源の確保
67		琉球王朝祭り首里振興事業		○	興行中止保険への加入
68		首里城祭「琉球王朝絵巻行列」支援事業		○	他の事業との差別化
69		プロ野球キャンプ等支援事業		○	暴力団排除条項
70		プロ野球キャンプにぎわい創出事業		○	暴力団排除条項
71		那覇まちまーい推進事業		○	補助立の低減
72		外国人観光客受入整備事業		○	随意契約
73				○	事業成果の方法
74		観光イベント等映像発信事業		○	車両の貸し出し等による活用
75		物語性のあるランドマーク創造事業		○	事業成果の活用
76	福祉政策課	バリアフリー改装補助事業		○	事業継続への要望
77		ふれあいのまちづくり事業		○	暴力団排除条項
78		ボランティア振興事業		○	暴力団排除条項
79	健康増進課	職場が主体的に取り組む健康づくり実践支援事業		○	事業の検証方法
80		歯とお口の健康普及啓発推進事業		○	暴力団排除条項
81		健康長寿ゆいまーるモデル事業	○		事業の検証方法
82	こども政策課	特別支援教育充実事業（幼稚園・認定こども園）		○	今後の事業の充実への要望
83		幼稚園情操教育充実事業		○	事業の意義について
84	こどもみらい課	伝統文化承継種まき事業		○	今後の事業の充実への要望
85		ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業（コンシェルジュ設置）		○	ホームページの充実
86				○	成果目標の設定
87				○	事業内容の告知方法
88		認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業		○	事業実施の検証

89	生涯学習課	活き活き人材育成支援施設整備事業		○	事業完了後の活用方法
90		青少年旗頭事業		○	委託先の役員構成
91		なは青年祭事業		○	委託先の役員構成
92				○	暴力団排除条項
93	市民スポーツ課	那覇市営奥武山野球場イメージアップ事業		○	成果目標の設定
94		児童のスポーツ県外派遣補助金		○	事業の充実
95	施設課	学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）		○	事業未完了
96	中央図書館	郷土資料整備事業		○	事業充実への要望
97	学校教育課	基礎学力向上のための学習支援事業		○	成果目標の設定
98				○	事業継続の要望
99		英語指導員配置事業		○	成果目標の設定
100		特別支援教育充実事業（小・中学校）		○	事業継続の要望
101		児童・生徒の県外派遣旅費助成金（大会派遣）		○	事業の充実
102		自然体験学習事業		○	事業の位置づけについて
103	教育相談課	不登校対策等支援事業		○	成果の向上
104		教育相談支援員・生徒サポーター配置事業		○	成果の向上
105		街頭指導（がいとうPolaris）		○	成果の向上
106	教育研究所	電子黒板等整備事業		○	活用方法
過去の事業					
107	那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業			○	
108	「那覇の祭り」模型制作設置事業			○	
109	ハーリー会館			○	
110	首里金城町無電柱化事業			○	
全体を通じて					
111	プロポーザルによる入札			○	審査委員、募集期間、要領
			9	102	

第１章　一括交付金について

最初に、一括交付金の概要について説明を加える。

１　沖縄振興策

⑴　沖縄振興特別措置法

⑻　沖縄振興策の背景

第二次世界大戦後本土が様々なインフラ整備が施され、製造業を中心に産業の興隆により高度成長期を迎えた一方、沖縄は 27 年間にわたり米軍施政権下にあり、1972 に日本復帰するまでの間日本政府の支援を受けることがなかった。

日本復帰以降、沖縄の下記の特殊事情を踏まえ、格差是正、沖縄の自立的発展の基礎条件の整備などを目的に３次にわたる沖縄振興開発計画を進めてきた。

【特殊事情】

① 沖縄が 27 年間にわたり日本の施政権の外にあった歴史的事情
② 広大な海域に多数の離島が存在し、本土から遠隔にある地理的事情
③ 日本の中でも希な亜熱帯地域にあること等の自然的事情
④ 米軍施設・区域が集中している等の社会的事情

以上を踏まえ国の責務として沖縄振興策が進められてきた。現在は、「沖縄振興特別措置法」（平成 14 年法律第 14 号）に基づいている。

⑹　沖縄振興特別措置法の目的

沖縄振興特別措置法には次のとおり規定されている。

第１条（目的）

「沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする」

第２条（施策における配慮）

「国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、沖縄の地理的及び自然的特性を考慮し、並びに産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善、沖縄固有の優れた文化的所産の保存及び活用、環境の保全並びに良好な景観の形成に配慮するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造に努めなければならない。」

⑵　沖縄振興基本方針

沖縄振興特別措置法第３条の２第１項を受け、沖縄振興基本方針が策定されている（平成24年５月11日内閣総理大臣決定）。基本方針には以下の点が記されている（項目をピックアップする）。

Ⅰ	序文				
Ⅱ	沖縄の振興の意義及び方向	1	沖縄振興の意義		
		2	沖縄振興の方向	(1)	沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型救済の発展
				(2)	我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の「万国津梁」の形成
				(3)	潤いのある豊かな住民生活の実現
		3	沖縄の振興に当たっての基本的な視点	(1)	多様な主体による連携・協働
				(2)	選択と集中、検証
Ⅲ	沖縄の振興に関する基本的な事項	1	観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的事項	(1)	観光・リゾート産業
				(2)	情報通信関連産業
				(3)	国際物流拠点産業
				(4)	産業イノベーションの推進
				(5)	金融業及び金融関連業
				(6)	農林水産業
				(7)	中小企業の振興
		2	雇用の促進及び職業の安定に関する基本的な事項		
		3	教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項	(1)	教育・人材の育成
				(2)	文化の振興
		4	福祉の増進及び医療の確保に関する基本的な事項		
		5	科学技術の振興に関する基本的な事項		
		6	情報通信の高度化に関する基本的な事項		
		7	国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項		
		8	駐留軍用地跡地の利用に関する基本的な事項		
		9	離島の振興に関する基本的な事項		
		10	環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する基本的な事項	(1)	環境の保全・再生及び良好な景観
				(2)	防災及び国土の保全
		11	社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項	(1)	社会資本整備の考え方
				(2)	各種社会資本の整備
				(3)	エネルギーの供給等
		12	その他の基本的事項	(1)	不発弾等対策の推進
				(2)	所有者不明土地問題の解決
				(3)	北部振興
Ⅳ	沖縄振興の推進に関する事項	1	沖縄振興交付金		
		2	沖縄振興計画の見直し		

⑶　沖縄２１世紀ビジョン基本計画

沖縄振興特別措置法第４条に基づき、沖縄県は、平成 24 年５月、沖縄２１世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画 平成 24 年度～平成 33 年度）を公表している。

項目は下記の表のとおりである。

1　沖縄らしい自然と歴史、文化を大切にする島を目指して	(1)	自然環境の保全・再生・適正利用	ア	生物多様性の保全
			イ	陸域・水辺環境の保全
			ウ	自然環境の再生
			エ	自然環境の適正利用
			オ	県民参画と環境教育の推進
	(2)	持続可能な循環型社会の構築	ア	３Ｒの推進
			イ	適正処理の推進
	(3)	低炭素島しょ社会の実現	ア	地球温暖化防止対策の推進
			イ	クリーンエネルギー推進
			ウ	低炭素都市づくりの推進
	(4)	伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造	ア	沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり
			イ	文化の担い手の育成
			ウ	文化活動を支える基盤の形成
			エ	文化の発信・交流
	(5)	文化産業の戦略的な創出・育成	ア	文化資源を活用したまちづくり
			イ	伝統工芸等を活用した感性型ものづくり産業の振興
			ウ	文化コンテンツ産業の振興
	(6)	価値創造のまちづくり	ア	沖縄らしい風景づくり
			イ	花と緑あふれる県土の形成
	(7)	人間優先のまちづくり	ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進
			イ	歩いて暮らせる環境づくりの推進
			ウ	人に優しい交通手段の確保
2　心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して	(1)	健康・長寿おきなわの推進	ア	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進
			イ	「スポーツアイランド沖縄」の形成
	(2)	子育てセーフティネットの充実	ア	母子保健、小児医療対策の充実
			イ	地域における子育て支援の充実
			ウ	子ども・若者の育成支援
			エ	要保護自動やひとり親家庭等への支援
	(3)	健康福祉セーフティネットの充実	ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり
			イ	障がいのある人が活動できる環境づくり
			ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進
			エ	福祉セーフティネットの形成
			オ	保健衛生の推進
	(4)	社会リスクセーフティネットの確立	ア	安全・安心に暮らせる地域づくり
			イ	災害に強い県土づくりと防災体制の強化
	(5)	米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決	ア	米軍基地から派生する諸問題への対応
			イ	戦後処理問題の解決
	(6)	地域特性に応じた生活基盤の充実・強化	ア	地域特性に応じた生活基盤の整備
			イ	高度情報通信ネットワーク社会に対応した行政サービスの提供
	(7)	共助・共創造型地域づくりの推進	ア	県民の社会参加活動の保進と協働の取組の推進
			イ	交流と共創による農山漁村の活性化

3　希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	(1)	自立型経済の構築に向けた基盤の整備	ア	国際交流・物流拠点の核となる空港の整備
			イ	人流・物流を支える港湾の整備
			ウ	陸上交通基盤の整備
			エ	国際ネットワークの構築、移動・輸送コストの低減及び物流対策強化
	(2)	世界水準の観光リゾート地の形成	ア	国際的な沖縄観光ブランドの確立
			イ	市場特性に対応した誘客活動の展開
			ウ	観光客の受入体制の整備
			エ	世界に通用する観光人材の育成
			オ	産業間連携の強化
	(3)	情報通信関連産業の高度化・多様化	ア	情報通信関連産業の立地促進
			イ	県内立地企業の高度化・活性化
			ウ	多様な情報系人材の育成・確保
			エ	情報通信基盤の整備
	(4)	アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成	ア	臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成
			イ	県内事業者等による海外展開の促進
	(5)	科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成	ア	研究開発・交流の基盤づくり
			イ	知的・産業クラスター形成の推進
			ウ	研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化
			エ	科学技術を担う人づくり
	(6)	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出	ア	沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出
			イ	環境関連産業の戦略的展開
			ウ	海洋資源調査・開発の支援拠点形成
			エ	金融関連産業の集積促進
	(7)	亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興	ア	おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備
			イ	流通・販売・加工対策の強化
			ウ	農林水産物の安全・安心の確立
			エ	農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化
			オ	農林水産技術の開発と普及
			カ	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備
			キ	フロンティア型農林水産業の振興
	(8)	地域を支える中小企業等の振興	ア	中小企業等の総合支援の推進
			イ	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興
			ウ	建設産業の活性化と新分野・新市場の開拓
	(9)	ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成	ア	ものづくり産業の戦略的展開
			イ	県産品の販路拡大と地域ブランドの形成
			ウ	安定した工業用水・エネルギーの提供
	(10)	雇用対策と多様な人材の確保	ア	雇用機会の創出・拡大と求職者支援
			イ	若年者の雇用促進
			ウ	職業能力の開発
			エ	働きやすい環境づくり
			オ	駐留軍等労働者の雇用対策の推進
			カ	沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進
	(11)	離島における定住条件の整備	ア	交通・生活コストの低減
			イ	生活環境基盤の整備及び教育・医療・福祉における住民サービスの向上
			ウ	交通基盤の整備と交通ネットワークの充実強化
			エ	過疎・辺地地域の振興
	(12)	離島の特色を生かした産業振興と新たな展開	ア	観光リゾート産業の振興
			イ	農林水産業の振興
			ウ	特産品開発やプロモーションなどマーケティング支援等の強化
			エ	離島を支える多様な人材の育成
			オ	交流と貢献による離島の新たな振興
	(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進	ア	早期の事業着手に向けた取組
			イ	駐留軍用地跡地の計画的な整備
			ウ	跡地における産業振興及び国際交流・貢献拠点の形成
			エ	返還跡地国家プロジェクトの導入
			オ	駐留軍用地跡地利用推進についての協議
	(14)	政策金融の活用		

4　世界に開かれた交流と共生の島を目指して	(1)	世界との交流ネットワークの形成	ア	国際ネットワークの形成と多様な交流の推進
			イ	世界と共生する社会の形成
			ウ	国際交流拠点の形成に向けた基盤の整備
	(2)	国際協力・貢献活動の推進	ア	アジア・太平洋地域の共通課題に対する技術協力等の推進
			イ	国際的な災害援助拠点の形成
			ウ	アジア・太平洋地域の安定と平和に資する・人権協力外交の展開
5　多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して	(1)	沖縄らしい個性を持った人づくりの推進	ア	地域を大切にし、誇りに思う健全な青少年の育成
			イ	家庭・地域の教育機能の充実
	(2)	公平な教育機会の享受に向けた環境整備	ア	教育機会の拡充
			イ	生涯学習社会の実現
	(3)	自ら学ぶ意欲を育む教育の充実	ア	確かな学力を身につける教育の推進
			イ	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進
			ウ	時代に対応する魅力ある学校づくりの推進
	(4)	国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築	ア	国際社会、情報社会に対応した教育の推進
			イ	能力を引き出し、感性を磨く人づくりの推進
			ウ	優れた人材を育み地域の発展に寄与する高等教育の推進
	(5)	産業振興を担う人材の育成	ア	リーディング産業を担う人材の育成
			イ	地域産業を担う人材の育成
			ウ	新産業の創出や産業のグローバル化を担う人材の育成
	(6)	地域社会を支える人材の育成	ア	県民生活を支える人材の育成
			イ	地域づくりを担う人材の育成

一括交付金事業は、上記の沖縄基本方針、沖縄振興計画に沿って行われる。

⑷　これまでの推移

沖縄県の振興予算の推移は次のグラフのとおりである。近年は年間約 3000 億円である。



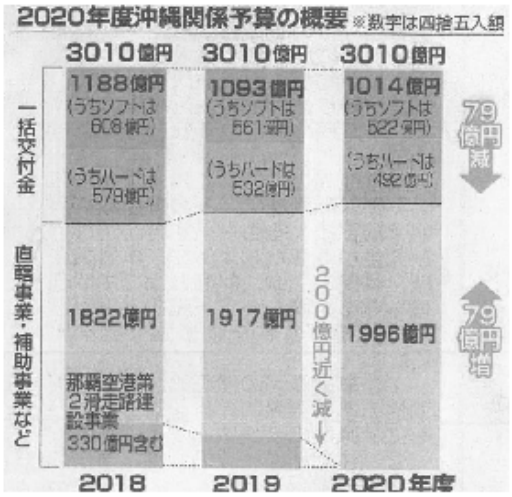
（琉球新報 2019 年 12 月 19 日より）

なお、上記の国からの振興資金について、他府県と比較し沖縄県が上乗せして受けているものではない。他府県は、各担当省庁に対し予算要求し、各省庁から財務省に概算要求される。これに対し、沖縄県は内閣府沖縄担当部局が一括して予算要求を受け、財務省に概算要求する。

2　一括交付金について

⑴　沖縄予算の内訳

上記で見た年間約 3000 億円の沖縄関係予算の内訳は以下のグラフのとおりである。国から交付される沖縄関係予算は、直轄事業・補助事業のほかに一括交付金がある。



（琉球新報 2019 年 12 月 21 日より）

今回、外部監査として取り上げるのは、沖縄県及び県内市町村に交付される一括交付金（その中でもソフト交付金）である。この一括交付金は平成 24 年度に導入されたものである。

ⓐ　一括交付金の種類

一括交付金には、次の２種類がある（105 条の２第２項）。

① 沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（１号）

② 沖縄の振興に資する事業で前述の要綱のイ～ソに関する事業（２号）

①は、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）と呼ばれるもので、ハード事業に関する。具体的には、学校施設環境改善（文部科学省）、水道施設設備（厚生労働省）、農水漁村地域整備（農林水産省）、社会資本整備（国土交通省）など、施行令 32 条の２に規定されている。

②は、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）と呼ばれるもので、沖

縄の自立的・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業である。

上記のとおり、ハードとソフトに分かれているが、実際にはソフト交付金を利用した箱物事業もあり、厳密に区別されているわけではないといえる。

⑹　交付要綱

一括交付金のうち、沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）は「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」（平成 24 年４月 19 日府政沖第 149 号　改正平成 24 年 12 月 18 日府政第 418 号）に基づき交付される。

交付対象事業は、下記の表に掲げる事業のうち、沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的発展に資するものなど、沖縄の特殊性に起因する事業等として事業計画に記載されたものとされる（要綱３条（１））

	交付対象事業
イ	観光の振興に資する事業等
ロ	情報通信産業の振興に資する事業等
ハ	農林水産業の振興等に資する事業等
ニ	イからハまでに掲げるもののほか、産業の振興に資する事業等
ホ	雇用の促進に資する事業等
ヘ	人材の育成に資する事業等
ト	ホ及びヘに掲げるもののほか、職業の安定に資する事業等
チ	教育の振興に資する事業等
リ	文化の振興に資する事業等
ヌ	福祉の増進に資する事業等
ル	医療の確保に資する事業等
ヲ	科学技術の振興に資する事業等
ワ	情報通信の高度化に資する事業等
カ	国際協力及び国際交流の促進に資する事業等
ヨ	駐留軍用地跡地の利用に資する事業等
タ	離島の振興に資する事業等
レ	環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等
ソ	イからレまでに掲げるもののほか、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事情等

上記のとおりソフト交付金の対象は広範に及ぶ。

但し、職員の人件費、公用施設の整備・維持費など通常の運営費、基金の造成費、別途国の負担又は補助を得て実施できる事業、国庫補助事業の地

方負担分、公債費などは対象外となる（要綱３条（１）但し書き）。

しかし、交付金の対象外の項目も、沖縄振興にとって必要不可欠である等の特段の事情が認められる場合には、交付対象となる。

上記の事業を具体化したものが先に見た沖縄振興計画であり、沖縄振興計画のいずれかに該当することが求められる。

⑹　交付率

交付率は10分の８以内とされている（要綱３条（３））。

８割が国からの交付金、残り２割が自治体の財源からの負担となる。さらに１割は交付税措置が入るため実質１割が自治体の自己負担とされる。

⑺　配分方法

ソフト交付金を沖縄県内の自治体でどのように配分するかは、沖縄県及び県内市町村の裁量に委ねられている。沖縄県知事と市町村長により「沖縄振興市町村協議会」が設けられ、その協議会の決定により配分が決定している。

具体的な配分方法は次のとおりである[1]。

県と市町村間で５対３の割合を原則とされる。2018年度は、県から市町村に調整金として12億円が追加され、県368億、市町村240億となる。市町村は240億円のうち特別枠として40億円を確保し、残りの200億円を基本枠とし、人口と面積を基本指標としつつ、財政力加算、離島等加算、人口減少加算、老齢者人口加算、年少者人口加算といった配慮指標も採用し、各市町村への配分額が決定する。

平成30年度は、那覇市への配分額3,319,737千円となっている。

			(千円)
総事業費			4,691,510
	交付対象事業		4,364,679
		交付金交付額	3,319,737
		那覇市負担	1,044,942
	交付対象外経費		326,831

平成30年度の那覇市の一括交付金事業（ソフト交付金）

総事業費　4,691,510 千円

交付対象事業費　4,364,679 千円

交付対象外経費　　326,831 千円

[1] 「基地と財政」川瀬光義著（自治体研究者）109頁

国からの交付金額は、3,319,737 千円、那覇市の独自の財源は 1,044,942 千円である。

⑷　期間

一括交付金の制度は、平成 24 年度に導入され、平成 33 年度（令和３年度）までの 10 年間の時限立法である。

⑵　特徴

⒜　一括交付金の一番の特徴は、沖縄県の自由度の高さである。法の目的（１条）に「沖縄の自立的発展」が掲げられているとおり、「沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業」（法 105 条の２第１項）に対して交付金が交付される。

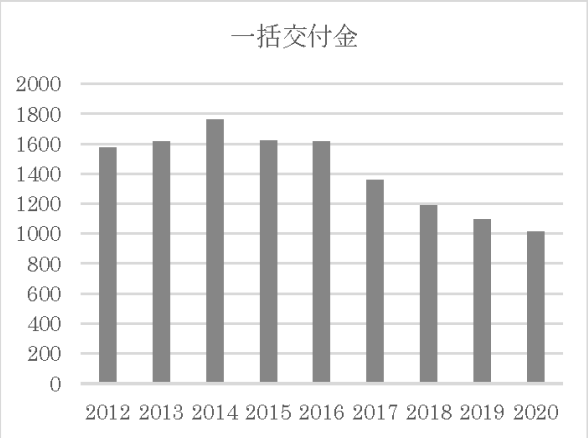
この自由度の高さゆえに、首長は一括交付金の存続を望んでいる一方で、各市町村の自由な発想が求められるところでもある。

⒝　PDCA サイクルが明記されている点である。事業申請の際に計画目標を記載することが求められ（法 105 条の２第３項１号）、事業終了後には年度毎に成果目標の達成状況について評価を行い、これを公表するものとしている（要綱７条１項）。これに基づき、沖縄県のホームページでは、「検証シート」が公表されている。

この点、島袋純教授は、チェックについて議会の関与の重要性を説いている。

⑶　これまでの推移

沖縄県全体の一括交付金の推移は以下のとおりである（単位：億円）



一括交付金については、「予算の範囲内で、交付金を交付することができる」（法 105 条の３第２項、要綱４条）とされており、金額は政府の意向で決定

される。

一括交付金をはじめ、沖縄振興については、基地負担との引き替えとの位置づけであるとの指摘や、知事の政治姿勢（基地受入に積極か消極か）に額が影響するなどと言われるが、当然のことながら、今回の外部監査では政治的な背景は一切払拭し、３Ｅの観点から行う。

３　評価

⑴　自治体の評価

⑻　新聞社が沖縄県と 41 全市町村におこなったアンケート[2]では、沖縄県、市町村全てが令和４年度以降も一括交付金の継続を希望すると回答している。

一括交付金が使い勝手の良い制度であり、特にソフト交付金に関しては各市町村が教育・福祉分野等で有効に活用していると評価されている[3]。

⑼　2020 年１月に開催された南部広域市町村圏事務組合が主催する自治体職員政策形成セミナー報告会で、「半世紀を迎える沖縄振興の今後のあり方」とテーマに自治体職員と内閣府沖縄総合事務局の職員で「沖縄振興特別措置は是か非か」について公開ディベートが行われたとの報道がある[4]。それぞれの主張の概要は以下のとおり

（否定派）

・沖縄県の財政について「１」を超える程財源に余裕があるとされる財政力指数が向上し、鳥取や高知、島根をぬいている

・観光がリードする好調な沖縄経済は、脆弱な地域経済と言えなくなっており、特別措置を講じる根拠となっている特殊事情が希薄化している

・一括交付金の裏負担が教育や福祉事業を圧迫しているとし、国の裁量に左右され、自立に向かうはずが逆行し依存している、真の自立の道を選択すべき

（肯定派）

・沖縄戦とそれに続く米国支配で最低限の福祉すら受けられなかったことが現在に至る子どもの貧困につながっている

・米軍基地が経済発展の阻害要因になっている

・アジアの巨大マーケットを取り込む展望

なお上記の意見は、あくまでディベートとして行われたものなので、実

[2] 琉球新報 2020 年（令和２年）１月４日

[3] 琉球新報 2020 年（令和２年）１月４日　宮城和宏沖縄国際大学教授

[4] 琉球新報 2020 年１月 20 日

際に当該職員の意見とは異なっている可能性がある。

⑵　研究者の見解

⒜　川瀬光義教授[5]

川瀬教授は、ソフト交付金事業について、「これらの事業のほとんどは、沖縄のみならず経済条件が厳しい地域なら全国どこでも取り組むべき事業であり、要綱で強調されている『沖縄の特殊性に起因』といえるものか、大いに疑問がある。」とし、その中でも宜野湾市が進める基地返還跡地の公共用地先行取得事業は、「沖縄の特殊性に起因」するものであり意義があるとされる。

なお、川瀬教授は、沖縄県内の基地の存在は経済発展の阻害要因であることを前提に、一括交付金制度がなくとも従来の制度の下でソフト事業の予算獲得は可能であり、その方が予算額決定に際して政府の基地政策に対する姿勢によって左右されなくなると主張されている。

（川瀬教授の著作）

「沖縄振興一括交付金の構造」彦根論叢 2018.feb(№415)

「基地と財政　沖縄に基地を押しつける「酷い」財政政策」（自治体研究社）

⒝　島袋純教授[6]

沖縄振興について、多数の研究論文を発表されており、一括交付金について詳しく研究された論文がある。

「沖縄振興一括交付金の導入と沖縄振興体制の変容」（2014 年～16 年度科学研究費助成研究基盤研究(C)課題番号 263801175）

なお、外部監査人は島袋教授と面会し（令和元年 10 月 18 日）、研究内容についてレクチャーを受け、上記研究成果（冊子）の提供を受けた。

島袋教授は以下の点を指摘している。

① 創設当初、教育福祉分野の事業に利用できなかった（内閣府が認めなかった）

② 「ソフト交付金」なのに「ハード交付金」

③ 財政調整基金の取り崩し

自治体の自己負担分を捻出するために財政調整基金を取り崩している自治体がある

④ 指標設定とＰＤＣＡ経営サイクル

何を指標として選択して設定するか、検証が不十分であり、議会の関与も希薄

[5] 京都府立大学公共政策学部教授

[6] 琉球大学教育学部教授

⑤ 諸事業者間の総合調整

一括交付金を活用した事業でソーシャルキャピタルや地域的基盤などを考慮せぬまま、中長期的な展望と計画がないまま事業を進め、地域の連携を失わせてしまうという弊害

⑥　一括交付金への依存による弊害

これまで地域で築き上げてきたものに交付金を活用することの弊害、ハコモノ施設の維持管理費の将来の圧迫

第２章　監査結果（平成 30 年度事業）

平成 30 年度のソフト交付金事業全てについて検証する。

冒頭に、公表されている検証シート、各課より提供された資料を基に、事業概要をまとめた表を掲載する。

表の記載事項について補足する。

「事業番号」は、那覇市において事業内容毎に分類した番号である。本報告書は、担当課ごとにまとめている。

「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画該当箇所」は、沖縄県が平成 24 年５月に公表した沖縄振興計画（法４条）（本報告書９頁掲載）の該当箇所である。

「沖縄振興基本方針該当箇所」は、内閣総理大臣が平成 24 年５月に公表した沖縄振興基本方針（法３条の２）（本報告書８頁掲載）の該当箇所である。

「30 年度事業費（うち交付対象事業費)」は、当該事業全体の事業費と、一括交付金の対象とならない経費を除いた交付対象事業費である。「うち那覇市負担」は、那覇市の財源からの拠出額（交付対象事業費の５分の１）である。単位は千円。

過去から事業が継続している場合は、各年度の事業費を記載している。

その他の項目は、検証シートの記載をまとめた。

なお、年度内に事業が終了せず繰越となっている場合、検証シートが公表されていないので、一部空欄となっている場合がある。

また、担当部課については、平成 30 年度時点の課を記載している（その後の組織改編で一部変更になった場合がある)。

外部監査人のまとめとして、

「(a)　事業概要」

「(b)　実績」

「(c)　結果」

「(d)　外部監査人の視点」

を記載している。

検証した事業の一覧は次頁（事業番号順）のとおりである。

		担当部署		事業名	執行額	那覇市負担
1	1	経済観光部	観光課	観光案内所外国人対応スタッフ配置事業	30,000	6,000
	2	都市みらい部	道路建設課	交流オアシス整備事業	9,500	1,900
	3		道路建設課	バス停上屋整備事業	24,028	4,806
	4		道路建設課	歴史散歩道整備事業	2,000	400
	5		道路建設課	亜熱帯庭園都市の道づくり基礎調査事業	7,000	1,400
	6		道路建設課	首里金城町無電柱化推進事業	15,500	3,100
	7		道路管理課	亜熱帯庭園都市の道路美化事業	66,729	13,346
	8		花とみどり課	花いっぱい運動推進事業	3,500	700
	9		公園管理課	リュウキュウマツ害虫対策事業	3,000	600
	10	経済観光部	観光課	那覇爬龍船競漕振興事業	11,852	2,371
	11		観光課	那覇大綱挽振興事業	25,125	5,025
	12		観光課	琉球王朝祭り首里振興事業	4,540	908
	13		観光課	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」支援事業	2,000	400
	14		観光課	プロ野球キャンプ等支援事業	51,592	10,319
	15		観光課	プロ野球キャンプにぎわい創出事業	21,093	4,219
	16		なはまち振興課	国際通りトランジットマイル推進事業	2,000	400
	17		なはまち振興課	一万人のエイサー踊り隊推進事業	1,320	264
	18		観光課	那覇まちまーい推進事業	15,200	3,800
	19	市民文化部	文化財課	歴史博物館企画展事業	997	200
	20	経済観光部	観光課	公衆無線LANサービス提供モデル事業	15,390	3,078
	21		なはまち振興課	国際通り情報発信大型ビジョン活用事業	7,539	1,508
	22		観光課	外国人観光客受入整備事業	33,372	6,675
	23		なはまち振興課	マチグワー総合案内所事業	6,773	1,355
	24		観光課	沖縄国際映画祭関連事業	10,000	2,000
	25		観光課	観光イベント等映像発信事業	5,071	1,015
	26	都市みらい部	公園管理課	亜熱帯庭園都市の公園美化事業	52,000	10,400
	27	経済観光部	観光課	観光入込統計調査事業	2,500	500
	28	福祉部	福祉政策課	バリアフリー改装補助事業	1,025	205
	29	生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市営奥武山野球場イメージアップ事業	165,092	58,277
	30	経済観光部	観光課	めんそーれ観光充実事業	7,293	1,459
	31		観光課	那覇と周辺離島の連携による観光振興事業	1,584	317
	32		観光課	観光危機管理推進事業	6,500	1,300
	33	都市計画部	都市計画課	景観まちづくり推進事業	7,678	1,536
	34	都市みらい部	公園管理課	福州園再整備事業	8,679	1,736
	35		なはまち振興課	第一牧志公設市場再整備推進事業	297,358	59,472
	36	まちなみ共創部	建築工事課	貸切バス乗降場・待機場整備事業	43,528	8,706
	37		観光課	物語性のあるランドマーク創造事業	5,000	1,000

2	1	経済観光部	商工農水課	市魚マグロ等水産物流通支援事業	8,000	1,600
	2		商工農水課	漁船近代化機械設置推進事業	4,000	800
	3		商工農水課	外国人漁業研修生受入推進事業	1,953	391
3	1	経済観光部	商工農水課	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	4,500	900
	2		商工農水課	那覇の物産展事業	5,206	1,042
	3		商工農水課	沖縄の産業まつり事業	563	113
	4		商工農水課	企業誘致活動サポート事業	12,257	2,452
	5		商工農水課	市内企業経営基盤強化事業	1,534	307
	6		なはまち振興課	頑張るマチグヮー支援事業	20,000	4,000
	7		商工農水課	なは産業支援センター育成支援事業	11,678	2,336
	8		商工農水課	企業立地促進事業	8,000	1,600
	9		商工農水課	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	9,698	1,940
	10		商工農水課	新商品開発支援事業	13,000	2,600
	11		商工農水課	「なは経済MAGAZINE」発刊事業	6,962	1,393
	12		なはまち振興課	まちなか商店街再生プロジェクト事業	3,000	600
	13		商工農水課	那覇市ぶんかテンブス館施設機能強化事業	84,499	16,900
	14		商工農水課	民間資金調達促進マッチング事業	7,560	1,512
4	1	都市みらい部	都市計画課	那覇港総合物流センター整備事業	603,915	120,783
	2		都市計画課	万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり事業	1,650	330
5	1	生涯学習部	生涯学習課	活き活き人材育成支援施設整備事業	161,408	56,977
6	1	学校教育部	学校教育課	基礎学力向上のための学習支援事業	33,642	6,729
	2		学校教育課	英語指導員配置事業	103,295	20,659
	3		学校教育課	特別支援教育充実事業（小・中学校）	141,579	49,977
	4	こどもみらい部	こども政策課	特別支援教育充実事業（幼稚園・認定こども園）	117,986	41,649
	5	健康部・保健所	地域保健課	発達支援強化事業（乳幼児期）	2,677	536
	6	こどもみらい部	こども政策課	幼稚園預かり保育推進事業	31,176	6,236
	7	学校教育部	教育相談課	不登校対策等支援事業	64,657	12,932
	8		教育相談課・学校教育課	教育相談支援員・生徒サポーター配置事業	50,814	10,163
	9	生涯学習部	生涯学習課	青少年旗頭事業	4,200	840
	10	学校教育部	教育相談課	街頭指導（がいとうPolaris）	20,391	4,079
	11	生涯学習部	市民スポーツ課	児童のスポーツ県外派遣補助金	7,419	1,484
	12	学校教育部	学校教育課	児童・生徒の県外派遣旅費助成金（大会派遣）	8,672	1,735
	13		学校教育課	自然体験学習事業	14,762	2,953
	14	生涯学習部	施設課	学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）	537,999	189,914
	15	学校教育部	教育研究所	学力向上に向けた調査研究事業	4,314	863
	16	生涯学習部	生涯学習課	なは若者人材育成事業	2,849	570
	17	こどもみらい部	こども政策課	幼稚園情操教育充実事業	7,853	1,571
	18	学校教育部	教育研究所	電子黒板等整備事業	140,270	28,054

7	1	市民文化部	文化振興課	文化芸術ふれあい事業	8,762	1,753
	2		文化振興課	市民文化育成発信事業	4,842	969
	3		文化振興課	市民文化支援事業	1,902	381
	4	こどもみらい部	こどもみらい課	伝統文化承継種まき事業	1,338	268
	5	生涯学習部	生涯学習課	子どもが輝くまちづくり事業	600	120
	6		中央図書館	郷土資料整備事業	2,000	400
	7	市民文化部	文化振興課	新文化芸術発信拠点施設整備事業	1,356,853	271,371
	8		文化財課	御細工所跡緊急発掘調査事業	12,681	2,537
	9		文化財課	壺屋の歴史・文化発信事業（特別展事業）	6,315	1,263
	10	生涯学習部	生涯学習課	なは青年祭事業	838	168
	11	市民文化部	文化振興課	文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット）	90,180	18,036
8	1	こどもみらい部	こどもみらい課	認可外保育施設の環境整備事業	13,413	2,583
	2		こども政策課	児童クラブ賃借料補助金	42,175	8,435
	3		こどもみらい課	ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業（コンシェルジュ設置）	4,707	942
	4		こどもみらい課	認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業	2,505	501
	5	福祉部	福祉政策課	ふれあいのまちづくり事業	4,644	929
	6		福祉政策課	ボランティア振興事業	2,023	405
	7		障がい福祉課	発達障がい者サポート事業	21,000	4,200
9	1	総務部	平和交流・男女参画課	海外移住那覇市出身者研修受入事業	1,403	281
	2		平和交流・男女参画課	那覇長崎平和交流事業	983	197
10		総務部	平和交流・男女参画課	未来に羽ばたく臨港型都市再開発事業	52,262	10,453
11	1	消防局	救急課	救命講座普及啓発推進事業	8,195	1,639
	2	上下水道部	配水管理課	災害時応急給水体制強化事業	7,189	1,438
12	1	まちなみ共創部	まちなみ整備課	地下壕対策事業	12,600	2,520
	2	都市みらい部	都市計画課	亜熱帯庭園都市形成推進調査（道路）	9,882	1,977
	3	まちなみ共創部	まちなみ整備課	亜熱帯庭園都市形成推進調査事業（市街地再生）	3,000	600
13	1	健康部	健康増進課	職場が主体的に取り組む健康づくり実践支援事業	3,911	783
	2	生涯学習部	市民スポーツ課	那覇市健康ウォーキング推進事業	8,264	1,653
	3	健康部	特定健診課	生活習慣病重症化予防モデル事業	16,511	3,303
	4		健康増進課	歯とお口の健康普及啓発推進事業	620	124
	5		健康増進課	健康長寿ゆいまーるモデル事業	7,500	1,500
						1,161,946

１　平和交流・男女参画課

⑴　海外移住那覇市出身者研修受入事業

事業番号・事業名	9-1	海外移住那覇市出身者研修受入事業		
担当部課	総務部　平和交流・男女参画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－４－（１）－ア 国際ネットワークの形成と多様な交流の推進		24	1,052
			25	1,116
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－７		26	1,415
30年度事業費（うち交付対象事業費）	960(960)		27	1,137
うち那覇市負担	193		28	858
事業形態／主な支出先	直接実施　委託	ゴレスアカデミー他	29	1,149
事業概要	南米各国の那覇市民会から推薦された研修生を受け入れ，研修や沖縄伝統芸能等を学ぶ機会を提供する。			
平成30年度実施内容	①海外の那覇市民会から研修生２名を受け入れる。 ②研修生に対し，沖縄伝統芸能等を学ぶ機会を提供する。			
事業目的・効果	戦前戦後に沖縄県が送りだした海外の沖縄県系人に対し，ウチナーンチュアイデンティティを再認識する機会を提供する。海外県系人とのネットワークの構築，交流関係の拡充に寄与する人材を育成する。			
成果目標／実績	①研修生２名の受入れ ②研修性による報告書の作成及び那覇市での研修報告の実施 ③アンケートを実施 （沖縄の文化歴史により興味を持ったか：８０％以上）	①研修生２名の受入 ②研修生２名の報告書の作成，研修報告の実施 ③アンケート実施（沖縄の文化歴史により興味を持ったか：100%以上）		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	実施した研修が，研修生の帰国後の活動意欲や意思にどの程度影響を与えたか，成果の検証を行うことが望ましい。	実施するアンケートの内容に，帰国後の活動意欲や意思についての項目を盛り込む。		
今後の取組方針	アンケート実施により，本事業のあり方を検証する。			

⑷　事業概要

沖縄県からは、南米を中心に多くの県民が世界へ移住してきた。移民１世が高齢化する中、その子孫を沖縄に研修生として招き、民間企業での研修の他、文化、歴史を学ぶ機会を提供する。

⑸　実績

毎年２名を受け入れている。ブラジルから１名、ペルー、アルゼンチン、ボリビアのいずれかから１名。

現地の県人会より推薦を受けた者を60日間受け入れる。

平成29年はブラジルより弁護士、アルゼンチンから栄養士の資格を持つもの、平成30年はブラジルより建築家、ペルーより実業家が来県した。

研修の最後に研修者自身で約20頁の報告書(日本語)を作成し、報告会を行っている。

⑹　結果

国際交流、しかも沖縄（那覇）と関わりを持つ日系人とのつながりを持続させ、相互に文化・歴史を学ぶ機会を持つことは意義のあることと思われる。

また、参加した研修生のアンケート結果からは、「沖縄に対する関心がとても高くなった」と高い評価を得ている。但し、元々短期留学に興味があり、かつ現地より推薦を受けて来るのであるから、意識の高い人であることには違いない。その意味で意欲をもって取り組む姿勢が備わっているから、肯定的な意見となることはある程度予想される。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

当該事業は，那覇市との歴史的文化的に関連が深い国や地域と沖縄の振興に資する交流関係を広げること，そのための人材育成を目的としているが，効果の検証が不足している。帰国直後に報告会やアンケート調査を行っているが，参加者の帰国後の活動が把握できず，効果の検証としては十分とは思われない。帰国後一定期間をおいて参加した研修生の状況(例　県人会への所属の有無や，活動・職業調査等）を確認し効果検証を実施頂きたい。

【意見】

研修のカリキュラムとして研修生の希望する職業について企業研修を行っているが，研修先の企業はボランティアで研修生を受け入れている。そのため，受入先企業確保について担保がなく，今後受入先企業の確保ができない状況が発生することも考えられる。沖縄振興を図るという観点からすると，県内企業との交流も重要であり，受入先企業確保のためにも，受入先企業に対して，一定程度報酬の支払や受入先企業の具体的な選定方法を検討頂きたい。

⑵　那覇長崎平和交流事業

事業番号・事業名	9-2	那覇長崎平和交流事業		
担当部課	総務部　平和交流・男女参画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（１）－ア		24	
	地域を大切にし，誇りに思う健全な青少年の育成		25	1,193
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－７		26	897
30年度事業費（うち交付対象事業費）	958(958)		27	911
うち那覇市負担	192		28	1,207
事業形態／主な支出先	直接実施	沖縄ツーリスト，沖縄戦体験者他	29	998
事業概要	長崎市で開催される「青少年ピースフォーラム」に生徒を派遣する。			
平成30年度実施内容	①長崎市へ派遣する平和学習派遣生徒8名を選定する。 ②派遣生徒に対し事前研修を実施し，長崎市で開催される「青少年ピースフォーラム」に派遣する。			
事業目的・効果	沖縄と長崎の青少年の交流を通して，次世代への戦争体験を継承し，平和意識の高揚を図る。			
成果目標／実績	①「青少年ピースフォーラム」への派遣：8名 ②アンケートの実施（平和等に対する理解が深まったか：８０%以上）	①「青少年ピースフォーラム」への派遣：８名 ②アンケートの実施（平和等に対する理解が深まったか：100%）		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	派遣生徒が那覇市慰霊祭での平和宣言を継続して行うことや，派遣生徒が平和スピーチ等の平和活動が行えるように学校等関係機関に協力を求めることが必要である。	事業実施後，学校や慰霊祭において，派遣生徒による平和スピーチ等の平和活動が行える機会を設けるように学校等関係機関に対し文書にて依頼する。		
今後の取組方針	①派遣生徒だけではなく，保護者に対してアンケートを実施する。 ②事業実施後，学校や慰霊祭において，派遣生徒による平和スピーチ等の平和活動が行える機会を設けるように学校等関係機関に対し文書にて依頼する。			

⒜　事業概要

長崎市で開催される「青少年ピースフォーラム」に市内の中学生を派遣するもの。

⒝　実績

「青少年ピースフォーラム」は、長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典にあわせて、全国の自治体から派遣される平和使節団の方と被爆の実相や平和の

尊さを学び、交流を深めるもので、長崎市が行う平和学習事業である。
派遣する中学生（８名）は市内中学校より推薦を受け、定員を超えた希望者がでた場合は、抽選で決めている。
事前学習（３回）、「青少年ピースフォーラム」参加（３泊４日）、市長報告会、那覇市戦没者追悼式への参列、その他に各学校での報告会を実施している。

⑹　結果

全国の同年代の者との交流は貴重な体験となっていると思われる。
本事業の効果としては、参加した中学生自身の意識の向上とともに、それを同級生らに伝えることで平和の重要性を共有できる。
参加した生徒は、パワーポイントなどで自ら資料を作成し、各学校で報告会を実施しているようでありその点を実践している。
指摘事項などは特にない。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

検証シートでは、本事業の沖縄振興基本方針（内閣総理大臣決定）の該当箇所として、Ⅲ－７が記載されている。Ⅲ－７は、「国際協力及び国際交流の推進に関する基本的な事項」であり、具体的には科学技術面での国際交流、国際観光の推進、アジア諸国とのＩＴビジネスの人材育成、国際物流関連産業など国際交流拠点の形成、グローバル化に対応できる人材育成があげられている。しかし、本事業は全国の同年代の中学生との交流、平和学習であり、国際交流は直接関係しない。
Ⅲ－３「教育・人材の育成及び文化の振興に関する基本的な事項」の「⑴教育・人材の育成」の方が、目的と合致するのではないかと思われる。
検討頂きたい。

⑶　未来にはばたく臨港型都市再開発事業

事業番号・事業名	10	未来に羽ばたく臨港型都市再開発事業		
担当部課	総務部　平和交流・男女参画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－3－（１３）－ア		24	4,725
	早期の事業着手に向けた取組		25	4,725
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－８		26	4,860
30年度事業費（うち交付対象事業費）	13,145（13,145）		27	10,044
うち那覇市負担	2,630		28	11,664
事業形態／主な支出先	委託	昭和(株)那覇営業所	29	15,552
事業概要	那覇軍港返還後の跡地利用計画の策定に向け，地権者等との合意形成を図る。			
平成30年度実施内容	①次世代の会定例会及び先進地視察（県外） ②次世代の会と他組織（他駐留軍用地地主会等）との意見交換会 ③地権者向け情報誌（がじゃんびら通信）の発行			
事業目的・効果	跡地利用計画策定に向け，地権者等との合意形成を図る。			
成果目標／実績	①次世代の会による進地視察（1回） ②次世代の会定例会（10回） ③地権者向け情報誌発行（2回：3000部発行） ④アンケート実施（合意形成活動を評価する　80%　）	①次世代の会による現地視察（①） ②次世代の会定例会（10回） ③地権者向け情報誌発行（2回：3000部発行） ④アンケート実施（合意形成活動を評価する　89%）		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	平成30年度の活動計画について，地主会会長，副会長と調整している。具体的な活動内容について，次世代の会メンバーの要望等を踏まえながら決定し実施している。	合意形成活動のプロセスについて、事業実施前に地主会と事前調整したこと、活動内容について参加者の要望を踏まえ実施したことが良い評価となっており、改善の必要はない。		
今後の取組方針	①合意形成活動については，地主会の理解と協力を得ながら進める。 ②跡地利用計画策定に向けての専門知識の習得や課題の整理等を行う活動を通して，地主会及び次世代の会と行政との信頼関係を深めていく。			

⑷　事業概要

現在米国駐留軍用地として利用されている那覇軍港について返還が予定されていることから、その跡地利用について地権者らとの合意形成を図る。

⑹　実績

那覇市内にある那覇軍港は、2028 年度かそれ以降に返還されることが決定している。それに向けて地主会との意思疎通を図り、跡地利用計画を推

進するために、定例会（10 回）、情報誌の発行（２回）を毎年行っているほか、今年度は現地視察を行った。

本事業は、全て委託先へ委託している。

⑹　結果

那覇軍港跡地が返還された後の跡地利用方法によっては、那覇市の都市機能、商業圏、観光客の動線など大きく変わり、那覇市の発展に寄与するものと考えられるから、地権者（1300 名）が意思統一を図る必要はある。また、それを返還前から始める必要性もある。そして、そのために国・自治体が助力する必要もある。

ただ、一方で、地権者にとっては土地の最も有効に活用される方法を望むであろうから、跡地利用は地権者に負担を課すだけのものではなく、利益も享受することを加味すべきといえる。

⑺　外部監査人の視点

【指摘事項】

本事業は、外部事業者に業務委託されているが、平成 24 年から令和元年度まで８回にわたって、全て同一の事業者が入札により落札している。平成 24 年度から平成 29 年度までは、毎回 10 社が指名競争入札に参加していたが、平成 28 年度の包括外部監査報告書で、「（制限付）一般競争入札にすべき」との指摘を受け、平成 30 年度、令和元年度は制限付一般競争入札（事後審査型）に変更されているが、なぜか制限付一般競争入札になると、入札への参加は当該事業者１社のみとなっている。他の９社が参加しなくなった理由は明らかではない。

また、平成 30 年度、令和元年度の落札率は、以前より高くなっている。

このように本事業は、競争入札の形は取られているが、実質的には特定の業者との随意契約と変わらない形となっている。

後記のとおり、本事業を継続させる必要性を再検討するとともに、契約内容について見直し（仮に同一事業者と契約を継続するのであれば委託金額についての見直し）をすべきである。

【指摘事項】

税金でまかなわれる議員の視察旅行が本当に議員活動に役に立っているのか（単なる観光旅行ではないか）、問題視されたことは枚挙にいとまが無い[1]。

今回、先進地視察として，横浜みなとみらい 21，臨海副都心、東京お台

[1] 最近でも NHK がホームページ上で問題提起している(2019 年４月 18 日付)
https://www.nhk.or.jp/politics/articles/statement/16254.html

場の視察が行われている。参加者は、地主会関係者７名、那覇市職員２名、受託先３名である。横浜市担当部局等からレクチャーを受けている。

今回、横浜が視察先として選定されているが、那覇とは、都市の規模，人口、経済規模等，全く条件が異なる。この地が視察先とされた経緯が明らかでない。視察先選定にあたっては，その根拠を求めるべきであり，根拠の妥当性について厳格に検討すべきである。

また、視察内容から２泊３日の行程が必要だったのかも疑問である。

さらに、視察の報告書の大半が、単に会議の内容のテープ起こしとなっている。視察から得た知見・課題は箇条書きで半ページしかない。

事前学習に時間を費やしたのかもしれないが、視察旅行を行ったのであれば、それが将来どのように活かされるのか、参加者各々がその考えを報告書の形でまとめるべきである。それがなければ、将来活かされる保証はどこにもない。

参加者の意見として、「今後も視察を継続して順番に行くことが望ましい」「できるだけ多くの関係者には視察に行っていただきたいと思う」があげられているが、税金を利用しているという視点が欠如している。最小限の費用で最大の効果を上げなければならないのであり、無限定に行えるわけではない。多くの現地視察を行ってから方向性を決定するのではなく、跡地利用の方向性が決まってから、それに参考となる視察先を選定すべきである。

【意見】

跡地利用計画策定が一向に進んでいない。議事録等資料からすると，策定に向けた効果的な議論がなされているとは言い難い。跡地利用計画策定のスケジュールを見直すべきである。

加えて，委託業務の内容は、月１回の定例会の開催の手伝い、視察の段取り、他の駐留軍用地関係地権者との意見交換会（１回）、会報誌の発行（２回。うち１回は過去の総集編。新規作成はＢ４版両面１枚）であり、委託事業者の専門的知見がどのように生かされているのか明確でない。委託の要否、業務内容と支払い額を再検討すべきである。

【意見】

平成 30 年度の検証シートの記載をみると、平成 30 年度の検証（改善余地の検証）の項目で、地主会のアンケート結果で良い評価となっているから、「改善の必要はないものと考えられる」としている。これではＰＤＣＡサイクルを考慮にいれないものである。

本事業は、地主会の満足度ではなく事業の進行との兼ね合いで予定通りなのか遅れているのかを指標とすべきである。

２　都市計画課

⑴　景観まちづくり推進事業

事業番号・事業名	1-33	景観まちづくり推進事業		
担当部課	都市みらい部　都市計画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章－１－(6)－ア		24	36,780
	沖縄らしい風景づくり		25	23,310
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	10,476
総事業費（うち交付対象事業費）	7,236(7,236)		27	15,327
うち那覇市負担	1,448		28	8,543
事業形態／主な支出先	委託	㈱国建	29	0
事業概要	魅力ある那覇らしいまちづくりの推進に向けて、「亜熱帯庭園都市」那覇の個性を活かした美しい景観まちづくりと、地域（観光）資源である那覇らしい風景の保全、再生、創出を図り、景観形成を促進する			
平成30年度実施内容	公共デザインマニュアル案の検討			
事業目的・効果	公共デザインマニュアル案を検討するため、那覇市都市景観審議会にて３回に渡り審議を行い検討を進め、答申をもらった。			
成果目標／実績	公共デザインマニュアル案の作成	公共デザインマニュアル案を作成した。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	今後は公共デザインマニュアル案の合意形成に向け、他部署への説明及び意見交換が必要となる。合意形成後の課題として、マニュアルの周知を図る必要がある。	市内部の合意形成後、関係団体への冊子の配布による情報提供やホームページ掲載を行い、更なる周知活動を行う。		
今後の取組方針	デザインマニュアルを活用し設計及び整備を行った施設周辺において、観光地の景観としてふさわしいデザインであると感じるか等、観光客へのアンケート等を実施し、本事業の在り方を検証する。アンケート結果で良好な回答が80%以上となることを目標とする。			

⑻　事業概要

快適な居住空間、観光地としてふさわしい景観を創出するため、景観まちづくりを進めており、その一環として公共デザインマニュアル(道案内の標識や案内板等を統一的なデザインにする)を作成するもの。

⑼　実績

那覇市では、那覇市都市景観条例に基づき、那覇市景観計画（平成23年５月）、那覇市都市景観計画景観ガイドライン（24 年３月）が制定され、これまでに那覇市建築デザインマニュアル（平成29年９月）が制定されている[1]。

今回はそれに続き、公共デザインマニュアルを策定するものでる。

今回策定された公共デザインマニュアル作成業務については、競争入札が行われている。

⑹　結果

景観を保護し快適な空間を創出するために、一定の指針を示しデザインの統一化を図っていく意義は認められる。

本事業自体は平成30年度をもって終了している。今後は、本事業の成果を広く浸透させマニュアルの活用を図る必要がある。

指摘すべき事項は特にない。

1 https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/keikangyousei.html

⑵　那覇港総合物流センター整備事業

事業番号・事業名	4-1	那覇港総合物流センター整備事業		
担当部課	都市みらい部　都市計画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(4)－ア		24	
	臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成		25	15,000
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(3)		26	33,847
総事業費（うち交付対象事業費）	588,744(588,744)		27	453,900
うち那覇市負担	117,749		28	653,547
事業形態／主な支出先	補助	那覇港管理組合	29	1,062,500

事業概要	本県の生活・産業物資の輸送の大部分を担う港湾物流機能を改善し、従来型物流の高度化を図り、さらに付加価値型ものづくり産業の集積などの国際物流拠点の形成を図るため、物流棟本体及び電気工事、機械工事、地盤改良工事を行う。	
平成30年度実施内容	総合物流センター建設工事（物流棟外装工事及び設備工事等）の実施。	
事業目的・効果	那覇港総合物流センターの物流棟本体工事及び設備工事を実施した。	
成果目標／実績	那覇港総合物流センターの整備の完了	那覇港総合物流センター整備事業：平成３０年１２月にて物流棟躯体および設備工事が完了し、那覇港総合物流センターが完成した。
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	施工期間中、建設地の地中の多数に岩塊が確認されたことや、クレーンの規格変更に伴い工程遅れが生じたこともあったが、その後の工程調整により、当初計画通り、平成３０年度内に物流棟躯体及び設備工事が完了し、那覇港総合物流センターが完成した。 今後はPFI方式に基づく独立採算事業として㈱那覇港総合物流センターが施設の維持管理・運営を行う。	早期に工事の発注を行うなど、工程管理を徹底したことにより、計画通りに事業完了することができたことから、工事については改善の必要はないものと考えられる。 集貨・創貨の取組促進のため、運営事業者による施設の運用状況を定期的にモニタリングしていく必要がある。
今後の取組方針	本事業は今年度で終了するが、那覇港総合物流センターを活用した集貨・創貨を促進していくことにより、取扱貨物の増加を目指し、物流の高度化を図っていく。	

⑷　事業概要

従前県内各地に各機能が分散していた総合物流センターを整備するもの。

⑹　実績

平成 25 年度から始まった事業であり、平成 27 年度から建築工事を開始し、平成 30 年度で完了し令和元年５月１日供用開始している。

冷凍倉庫、高湿度高温度の倉庫、常温の倉庫がある。１５区画があるがテナントは全部埋まっている。

平成30年度の入札状況は以下のとおりである。

	落札金額	落札者	
物流棟(電気１)	315,826,074	中部電水工事(株)、南部電工(株)、重信電気工事(株)、	一般競争
物流棟(機械)	238,335,728	尚平工業(株)、泉水設備(株)、沖縄ガスリビング(株)	一般競争
物流棟(本体)	4,632,120,000	(株)國場組、(株)太名嘉組、(株)国吉組、(株)呉屋組	一般競争
地盤改良	70,096,320	(株)伸和建設	一般競争

参加業者数は、それぞれ11、10、１、59である。

本体工事参加者が１事業体のみであるが、その事業規模から県内の事業者では他に対応可能なところがなかったとの事情がある。

(c)　結果

県内の物流拠点を整備するというものであり、意義が認められる。

特段指摘すべき点はない。

⑶　万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり事業

事業番号・事業名	4-2	万国津梁のロマンあふれる交流のみなとまちづくり事業		
担当部課	都市みらい部　都市計画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－エ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(3)		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	1,533（1,533）		27	
うち那覇市負担	307		28	
事業形態／主な支出先	補助	那覇港管理組合	29	1,298
事業概要	那覇港を活気に満ちロマンあふれる交流の場としての再生を目指し、観光誘客を促進するため、地域一体となったクルーズ船の歓送迎セレモニー等を実施する。			
平成30年度実施内容	地域一体となったクルーズ船の歓送迎セレモニーの実施等。			
事業目的・効果	エイサーの演舞や三味線の演奏など、クルーズ船の歓送迎セレモニーを実施した。			
成果目標／実績	クルーズ船の寄港回数		クルーズ船の歓送迎セレモニーを実施した(48回)。	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	今後も那覇港における旅客者数の増加が見込まれるため、観光地としての快適な周辺環境の整備の重要性が増している。		今年度の成果目標と実績に隔たりがあったため次年度の成果目標設定に当たっては直近（２過年度）の伸び率と直近（Ｈ３０年度）の寄港回数を基に目標値を設定し、目標値の精度向上を図った。	
今後の取組方針	クルーズ船の増加や、旅行者の訪問地の多様化を踏まえ、関係自治等の協議会への参加を促進するなど、引き続き体制の強化を図る。			

⑷　事業概要

近年、那覇港にはクルーズ船の来港が増加しているが、クルーズ船乗客等に向けて歓送迎セレモニー(エイサー演舞等)を行っている。その事業を委託するものである。

⑸　実績

演舞を行うのは、日程のつく団体で異なり（プロ・セミプロ・アマチュア

等)、委託先がその調整を行っている。

那覇港一帯の港湾区域については、那覇港管理組合(沖縄県・那覇市・浦添市の３者で設立。負担割合は６：３：１)が管理している。
本事業は、

那覇市　→　那覇港管理組合　→　那覇クルーズ促進連絡協議会　→　委託先(NPO 法人)

となっている。那覇クルーズ促進連絡協議会（事務局は那覇市観光課）は国・県・那覇市・バス協会・タクシー協会が加入している。

本事業は、制限付一般入札によりＮＰＯ法人ナハシーパラダイス協議会が受託している。落札金額は、5,184,000 円。

⑹　結果
当該事業は、那覇クルーズ促進連絡協議会負担金交付要綱に基づいている。同要綱によると、一括交付金を利用する平成 29 年度以前から、那覇港管理組合から那覇クルーズ促進連絡協議会に対し、歓送迎セレモニーの経費の負担金が交付されていた。
平成 29 年度から、一括交付金が利用されており、業務委託先は入札がなされているが、平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度は、参加したのは上記 NPO 法人のみであった。
委託先の NPO 法人は、那覇港の活性化のために設立さえた団体である。那覇港に近接する自治会・港湾に隣接する民間事業者の方々で設立された団体であり、那覇クルーズ促進連絡協議会の協力会員でもある。
⑹　外部監査人の視点
【意見】
本入札は、ＮＰＯ法人が落札している。同ＮＰＯ法人は委託元である那覇クルーズ促進連絡協議の協力会員である。
同ＮＰＯ法人が落札することに制限はないものの、身内ともいうべき関係であり、入札の公正性が確保されなければならない。
すなわち、平成 29 年度の入札参加資格として
①　沖縄本島中南部に主な活動拠点を有する団体
②　過去に沖縄県内及び那覇港のイベントや式典等において演舞団体を派遣もしくは派遣された実績があること
があげられている。
そして、入札実施が平成 29 年 11 月 10 日（金）に告知され、提出期限が

11 月 21 日（火）とされており、準備期間は土・日を除くと実質７日間しかない。

このように短期間の準備期間しかなく、上記のように那覇港におけるイベント実績を要求する（これに該当する団体がいくつあるかは不明である）のは、結果として他社の参入を妨げることになると考えられる。

平成 30 年度の入札においても、入札参加資格は上記と変わらず、準備期間は平成 30 年７月 17 日告知、７月 31 日提出期限で、実質 10 日で若干延びているがそれでも十分とはいえない。

広く入札参加者が参入できるように、資格要件、募集期間に配慮頂きたい。

【意見】

本事業は、歓迎セレモニーの実施を委託するものである。委託費は、セレモニーの回数に応じた金額とすべきである。

⑷　亜熱帯庭園都市形成推進調査（道路）

事業番号・事業名	12－2	亜熱帯庭園都市形成推進調査（道路）		
担当部課	都市みらい部　都市計画課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－(7)－イ		24	5,000
	歩いて暮らせる環境づくりの推進		25	9,797
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１２		26	2,808
総事業費（うち交付対象事業費）	9,396(9,396)		27	4,037
うち那覇市負担	1,880		28	4,834
事業形態／主な支出先	委託	㈱中央建設コンサルタント	29	5,360
事業概要	長期未着手状態のある大中町内細部街路について、現地調査や地域住民との懇親会を実施し、地域の歴史的な魅力を活かした安心・安全な歩行空間の確保に向けた都市計画決定の見直し方針を定める。			
平成30年度実施内容	大中町内細部街路予備設計の検討			
事業目的・効果	長期未着手の都市計画道路（大中町内細部街路）において、まちづくり基礎調査業務委託を発注し、道路予備設計を実施した。			
成果目標／実績	大中町内細部街路について道路予備設計を実施する。	長期未着手の都市計画道路について、まちづくり基礎調査業務委託を発注した。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	大中町内細部街路は複数の路線からなり一定の延長があることから数多くの地域住民が関係権利者となり、それらの地域住民に対して長期間に渡り都市計画法による土地利用の制限をかけている。	都市計画決定の見直しにあたっては、地域住民とのさらなる合意形成を丁寧に進める必要がある。		
今後の取組方針	都市計画決定変更に向けた手続きを進める際には、地域住民とさらなる合意形成を図るために、大中町内細部街路沿線全体を対象とした説明会はもとより、地域住民の理解度をより高められるよう自治会単位での懇親会等を積極的に開催する。			

⑷　事業概要

昭和35年に都市計画決定され事業未整備の地域について、都市計画の見直しを行うにあたり、現地調査や地域懇談会で地域住民の意見を集約するもの

⑹　実績

平成24年度から､各年度１地域で実施されてきたが､大中町については､対象路線が多いことから、３年度にわたって行った。

委託先については、入札が行われている。

	予定価格	落札金額	落札率	落札者	
まちづくり基礎調査(大中町内細部街路)	9,612,000	9,396,000	97.75%	(株)中央建設コンサルタント	制限付一般競争

⑹　結果

事業自体の必要性については特に指摘すべき点はない。

本事業の入札は事後審査型制限競争入札が行われ４社が参加している（最低制限価格7,646,400円)。平成30年度の落札者は、平成29年度も落札している。また、平成30年度順位２番目の業者は、平成27年度・28年度に落札している業者であった。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業では、予定価格が入札要綱の公告時に公表されている。

結果として落札率（落札金額÷予定価格）は97.75%であり、入札に参加した他の３社はそれよりも高額であったことになる。

那覇市では「那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」５条により事前公表する扱いとされているようである。一方、平成26年９月30日閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」では、予定価格の事前公表については十分に検討した上で弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うことが求められている。

平成28年度外部監査報告でも意見として述べられているが、予定価格の事前公表については慎重であるべきである。

特に本事業においては、平成24年度からの入札結果を検証したところ、93.5%～99.5%と高止まりしており、特に１社しか入札がなかったときに99.5%となっている。

このような過去の経緯を踏まえると、事前公表は控えるべきではないかと考えられる。

３　道路建設課

⑴　交流オアシス整備事業

事業番号・事業名	1-2	交流オアシス整備事業		
担当部課	都市みらい部　道路建設課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－⑵－ウ		24	5,875
	観光客の受入体制の整備		25	82,500
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－⑴		26	117,587
総事業費（うち交付対象事業費）	33,000		27	86,139
うち那覇市負担	6,600		28	59,539
事業形態／主な支出先	委託	㈱間土建	29	24,720
事業概要	観光客と市民との交流・憩いの場を創出するため、公有地及び道路残地等を活用した小広場（交流スペース）を安里に整備する。			
平成30年度実施内容	交流スペースの設置工事：２箇所、実施設計			
事業目的・効果	公有地及び道路残地等を活用した小広場等の整備を進めることで「身近に憩い市民と交流する場」を観光客に提供する。安全で快適な移動環境の硬直及び那覇の魅力のＰＲを図り、身近に沖縄の文化に触れることでサービス面の向上につながり観光客の旅行満足度が高まることが期待できる。			
成果目標／実績	交流スペースの設置工事			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	交流スペースの設置には、実施設計及び工事において、地域の方々（自治会等）との意見交換等、関係者との調整に不測の時間を要するため、いかに関係者と調整をし、同意を円滑に得られるかが推進上の留意点と考えている。	地域の方々（自治会等）と意見交換会の進め方等について創意工夫を行い、円滑に同意を得ることにより事業の進捗向上を図る。工事着手後は計画工程よりも早期の完了に努め、関係者からの信頼を得る。そのためにも早期完了及び安心・安全な施工となるよう努める。		
今後の取組方針	地域の方々（自治会等）との意見交換等、関係者との調整を密に実施し、本事業の適切な進捗管理を図る。適宜、実施設計及び整備工事を実施し、観光客と市民との交流及び憩いの場づくりが確保できるように努める。整備完了した箇所については、ホームページやリーフレット等による案内を行い、利用促進を図る。			

⑷　事業概要

市内各地にある公有地及び道路残置などを活用して小広場を整備し、市民と観光客の交流・憩いの場を提供する。

⑹　実績

平成30年度は、１箇所の設計業務、２箇所の整備工事を実施した。
各業務については、以下のとおり入札がなされている。

交流オアシス	落札金額	落札者	
整備工事(桜坂)	8,283,600	(株)嵩原土建	一般競争
設計業務（若狭）	2,970,000	(株)トロピカルグリーン設計	一般競争
整備工事(壺屋)	19,422,720	(株)間土建	一般競争

これまでに、首里儀保町(ニシムイ)、龍潭（池端町)、首里金城町、崇元寺、壺屋(やちむん通り入り口)、小禄地区、牧志(桜坂)、壺屋(やちむん通り)、若狭に設置されている(那覇市道路建設課のホームページ)。

なお、本事業について、平成30年度整備工事について、隣地との境界はプライバシーを考慮して欲しい等の要望があったこと、実施設計にあたり、地域住民より伝統工芸品である琉球漆器を設置して欲しいとの要望があり、琉球漆器事業協同組合との調整に不測の日数を要したとの理由で、年度内に事業完了が困難となり繰越となっている。

⑹　結果

平成30年度の検証シートを見ると「公有地及び道路残置等を活用した小広場等の整備を進める」とあるから、利用価値の乏しい土地を少しでも有効活用する事業かと思われた。

しかし、過去の検証シートを見ると「当該事業を進める上で、整備箇所の大半が土地購入を伴うため、地権者の理解が得られない限り実施設計および工事ができない。」とされ、平成25年度から平成28年度にかけて、不動産鑑定評価に381万円、用地測量に229万円、土地取得に１億7934万円が費やされていたことが分かった。

平成29年度の検証シートには利用者に対する聞き取りアンケートを実施し、「良かった」との回答が９割以上だったことから、成果目標を達成したとある。観光客がどれだけ利用しているのか、地元民と観光客との交流の場の創出がどのような形で実現されているのか全く不明である。また、利用している人にとっては、休憩場所があれば「ないより、あった方が良い」と思うのはいわば当然であり、アンケートの質問としてあまり意味はないと考えられる。費用対効果を検証しなければならないのであり、どれだけ利用されているのかを調査する必要がある。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

平成29年度の検証シートの「今後の取り組み方針」には「整備完了した箇所についてはホームページやリーフレット等による案内を行い、利用促進を図る。」とされているが、那覇市観光協会公式ガイドマップ「ＮＡＨＡ　ＮＡＶＩ」や同協会のホームページである「ＮＡＨＡ　ＮＡＶＩ」にも掲載がなかった。

造って終わりではなく、観光客への利用を目的とするのであれば、気軽に利用できるよう案内を充実させるべきである。

【意見】

成果目標は、費用対効果を検証しなければならない。特に本事業は用地取得まで行い事業を進めている。どれだけ利用されているのか、目的に掲げられている、地元民と観光客の交流がどのように図られているのか、成果目標の設定を変更すべきである。

⑵　バス停上屋整備事業

事業番号・事業名	1-3	バス停上屋整備事業		
担当部課	都市みらい部　道路建設課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－⑵－ウ		24	53,500
	観光客の受入体制の整備		25	91,372
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－⑴		26	84,772
総事業費（うち交付対象事業費）	32,028		27	47,463
うち那覇市負担	6,406		28	30,000
事業形態／主な支出先	委託	㈱RPM	29	
事業概要	観光客がバス停で強烈な日差しや風雨を避け快適に利用できるようにするためバス停上屋を整備する。			
平成30年度実施内容	バス停上屋の設置工事			
事業目的・効果	多雨と豪雨が特徴の本件において、バス停上屋を設置することで、快適な移動環境の構築が図られ、サービス面の向上につながり観光客の旅行満足度が高まることが期待できる。			
成果目標／実績	バス停上屋の設置			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	バス停上屋の設置には、設置箇所の背後地権者の同意を得ることが必要 であるが、思うように同意を得られないことがあるので、地権者の同意 を円滑にいただくことに留意する。	地権者からの上屋設置の同意を得、工事着手後は計画工程よりも早期の 完了に努め、地権者の信頼をしっかり得ることで、次のバス停上屋設置箇所 での早期同意取付につなげる。そのためにも早期完了およ び安心・安全な施工となるよう務める。		
今後の取組方針	当該権利者を含めた関係者との調整を密に実施し、本事業の適切な進捗管理を図る。			

⑷　事業概要

路線バスのバス停留場に日よけを設置するもの。

⑹　実績

平成 30 年度は２箇所の実施。

なお、整備工事について入札者がなく不調となり、設計変更を要したため、不測の日数がかかり、年度内完了に至らず繰越となっている。

⑹　結果

沖縄県は夏場の日差しが強烈で、日傘や日陰が必要とされること、亜熱帯性特有の豪雨（スコール）があることから、バス利用者にとって、日よけ

があるのはありがたいことは確かであり、意義は認められる。
ただ、本事業は、「観光客受入体制の整備」が目的であり、観光客のためとうたっている。
沖縄県の調査によると、沖縄県に観光で訪れた人の県内移動手段として、路線バスはわずか12.7%にとどまる。

路線バス	12.7
観光バス	14.6
タクシー	37.7
モノレール	29.1
レンタカー	60.5
自家用車・公用車	7.6
自転車	3.7

沖縄県「平成30年度観光統計実態調査」より

また、路線バス利用者の中でもどの路線バスを利用するかは上記調査からは明らかとなっていないが、外部監査人の感覚からすると、空港やバスターミナルから北部方面に向かう観光客が大半で、那覇市内のバス停留場を利用する観光客はそれほど多くないかと思われる。
結局のところ、その利益を享受するのは地元民が大半と考えられる。

成果目標の検証方法として、観光客へのアンケートを実施し、快適にバスを待てるようになったか、と調査するとあるが、上記のとおり、日よけは、あるに越したことはないものだから、肯定的な回答が大半になることは明らかと思われる。

外部監査人が、本事業で設置された日よけのあるバス停を確認したところ、時刻表などがテープで留められるなど、大変見苦しいものであった。
また、「バスの利便性向上を望む」意見があるとのことであるが、路線、経由地、停車場をもっと分かり易くする、到着時刻の目安が分かるようにする（前のバス停を出発したら合図がある等）など、利用者の視点に立った改善を望むものである。
指摘事項などは特にない。

⑶　歴史散歩道整備事業

事業番号・事業名	1-4	歴史散歩道整備事業		
担当部課	都市みらい部　道路建設課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－ウ 観光客の受入体制の整備		24	141,705
			25	222,179
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	179,462
総事業費（うち交付対象事業費）	108,000		27	192,820
うち那覇市負担	21,600		28	103,878
事業形態／主な支出先	委託	(有)オキケン開発 ㈱北盛建設	29	
事業概要	観光客が那覇の歴史を感じて歩くことができるようにするため歴史散歩道を整備する。			
平成30年度実施内容	歴史散歩道の整備：整備（幅員4.9m、延長195m）、道標３基、休憩箇所４箇所（整備地域：首里、真和志地域）			
事業目的・効果	快適な観光地づくりに向け、道路の公共空間において沖縄らしい魅力的な観光地及びまちづくりのために景観強化事業として路面の回収や道路の緑化美化事業を行う。安全で快適な移動環境の構築が図られ、サービス面の向上に繋がる。また、那覇の歴史を学び触れながら散策することで良い生涯学習環境の向上につながり観光客の旅行満足度が高まるおとが期待できる。			
成果目標／実績	歴史散歩道の整備			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	地域の方々（自治会等）との意見交換等、関係機関との調整に不測の時間を要する。	地域の方々（自治会等）との意見交換は必要であり、意見交換会の進め方等、創意工夫を行い、円滑な合意形成に努めることにより事業の進捗向上を 図る必要がある。		
今後の取組方針	今後の地域の方々（自治会等）との調整において、今年度の整備効果やアンケート結果を活用することで、円滑な合意形成に努め、事業進捗向上に繋げる。地域の方々（自治会等）との意見交換やアンケート結果を踏まえ、整備内容の充実を図ることで、歴史散歩道の整備を推進し、観光客がより一層那覇の歴史に 触れ、楽しく歩けるように努め、整備完了した路線については、ホームページ等による案内を行い、利用促進を図る。			

⑷　事業概要

観光客が多い地域の道路の整備事業である。

⑸　実績

入札結果は以下のとおりである。

歴史散歩道整備	落札金額	落札者	
識名地域内３箇所	38,332,440	(有)オキケン開発	一般競争
赤田寒川線	6,912,000	(株)三永開発	一般競争
上間地内	49,763,160	(株)北盛建設	一般競争

なお、平成30年度の整備工事については、地域住民から滑止舗装の要望があったこと、隣接する文化財の現存保存などについて調整を要したため、年度内で事業が終了せず、翌年度へ持ち越しとあった。

(c)　結果

観光地をより魅力ある場所にするための事業であり、意義が認められる。特段意見などはない。

⑷　亜熱帯庭園都市の道づくり基礎調査事業

事業番号・事業名	1-5	亜熱帯庭園都市の道づくり基礎調査事業		
担当部課	都市みらい部　道路建設課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－エ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	6,977(6,977)		27	3,899
うち那覇市負担	1,396		28	6,588
事業形態／主な支出先	委託	㈱沖橋エンジニアリング	29	
事業概要	観光都市にふさわしい観光サービスの環境改善に向け、「人にやさしい道づくり」や「誰もが移動しやすい観光サービス道路の整備等」につなげていくための基礎調査を行う。			
平成30年度実施内容	現況路線の調査・評価を行い、道路環境改善のための整備基本方針を設定する。（調査箇所：那覇西・北地域）			
事業目的・効果	那覇西・北地域において、主要な道路を把握し、各路線の現況調査・評価を行い、路線の整備方針を作成し、目標どおり達成できた。			
成果目標／実績	那覇西・北地域における道づくり基礎調査の完了	今年度は目標とおり２地域について道づくり基礎調査が完了。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	主要な路線を把握し各路線の現況調査・評価等を行い、各路線の整備基本方針を策定するものであるが、策定するにあたり道路管理者の立場からの意見等があり、関係課との連携が必要である。	各路線の整備基本方針を策定するにあたって、道路管理者の視点を取り入れることでさらなる向上につながるものと考える。（維持管理も考慮に入れた整備基本方針）		
今後の取組方針	今後も関係課および関係機関と連携しながら、これまで基礎調査が行われてきた地域も含め整備道路の優先順位についても検討を行い、整備費用の確保に努めながら整備を行っていく方針である。併せて、整備を行った個所については、効果検証を行っていく。			

⑻　事業概要

観光客が安全で快適に移動できるよう、道路の環境改善のための基礎調査を行うもの。

⑹　実績

市内を３箇所に分割し、平成30年度は３箇所目の調査である。

下記の事業者に委託している。

	落札金額	落札者	
基礎調査	6,674,400	(株)沖縄エンジニアリング	一般競争

基礎調査の方法として、市内の小学校（保護者）にアンケートを実施し、利用頻度、危険度を調査している。

(c)　結果

本事業は、観光客が安全で快適に移動できる道路の環境改善を図るものとされている。

しかし、本事業の調査対象となる道路は、市道であり、観光客が通常移動手段として使う自動車（レンタカー）が通行する幹線道路からは外れることとなる。また、周辺に観光客が訪れるような観光施設はない。以上より、観光客が自動車で通行したり、徒歩で利用する道路ではない（少なくとも使用頻度は低い）。

結局は、主に周辺住民が利用する生活道路を調査するものといえる。

(d)　外部監査人の視点

【指摘事項】

事業内容としては、各小学校の児童へのアンケート調査実施（小学校児童が登下校に利用する道路における危険個所を抽出し歩道や植栽桝を設ける等）というものであるが、小学校児童と観光客は行動範囲やパターンが異なり、21 世紀ビジョン基本計画該当箇所（観光客の受入体制の整備）や観光客が道路を安全で快適に移動できるようにするという目的との関連性が希薄である。

本事業は、観光客の満足度を高める事業とうたいながら、実態は住民の利便性確保のための事業である。本来の法の趣旨からは逸脱するものといわざるをえない。

本事業は平成 30 年度で終了しており、今後予定はされないと思われるが、事業を行うにあたっては、目的に合致する手段・方法を選択しなければならない。

４　道路管理課

⑴　亜熱帯庭園都市の道路美化事業

事業番号・事業名	1-7	亜熱帯庭園都市の道路美化事業		
担当部課	都市みらい部　道路管理課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－エ 観光客の受入体制の整備		24	126,530
			25	131,500
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	35,902
総事業費（うち交付対象事業費）	61,519(61,519)		27	58,699
うち那覇市負担	12,304		28	89,700
事業形態／主な支出先	直接実施 委託	㈱桃原農園　(株)紅樹	29	68,597
事業概要	観光都市にふさわしい道路環境を創出することを目的に、幹線市道や観光地周辺市道の美化活動、具体的には景観に配慮した街路樹の剪定や除草及び色とりどりの植栽整備を推進する。			
平成30年度実施内容	幹線市道及び観光地周辺市道の除草約20000㎡ ・街路樹の剪定：約500本 ・泉崎牧志線及び久茂地前島線植栽工事約1200㎡			
事業目的・効果	交付金対象路線の内、平成30年度は12路線について、除草及び剪定を実施し、目標を上回ることが出来た。また、泉崎牧志線及び久茂地前島線植栽工事の植栽については、目標面積を達成することができた。			
成果目標／実績	観光地としてふさわしい道路環境及び景観であると感じるかを含め、アンケート調査により事業のあり方を検証する。	成果目標を達成することにより観光都市としての景観、美観形成が推進され、主要路線のイメージアップにつながった。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	那覇市亜熱帯庭園都市街路樹管理ガイドブックを施工者や市民等により効果的に周知拡大させることが課題である。	剪定施工者に「剪定計画書」を事前に提出させ、剪定イメージを共有した状態で実施できるよう、更なる周知を徹底する。地域住民への周知や説明の際にはイメージ図等を利用する。		
今後の取組方針	街路樹の剪定、植樹については、台風による影響を最小限に抑えるため適切な時期に実施できるように取り組む。また、「那覇市亜熱帯庭園都市街路樹管理ガイドブック」について、施工者側へ当該ガイドブックの周知を図るとともに理解度の向上を促進し、業務効率化や技術的な向上に努めていく。			

⑷　事業概要

道路の植栽の美化(雑草の除去、選定)を行うもの

⑹　実績

対象 41 路線の中から、雑草等の繁茂状況に応じて実施路線を決定している。

委託にあたっての入札は以下のとおりである。

	落札金額	落札者	
街路樹美化業務	23,891,760	(株)紅樹	一般競争
植栽(泉崎牧志外１路線)(その１)	34,919,640	(株)桃原農園	一般競争

いずれも落札率は90％を下回っている。

成果目標として観光客を対象にアンケートを行っている。

その結果、旅行の満足度は、満足(37.8％)、やや満足(42.2％)、道路美化を推進した方が良いと思う(95.2％)との結果であり、(予想されるものではあるが)良好である。

(c)　結果

外部監査人の主観であるが、那覇市内は公園の緑地部分や道路の植栽部分に雑草が繁茂することが多い。きれいに刈り取っても直ぐに生えてきてしまう。気候から雑草の生えやすい環境にあることが原因と思われるが、本事業は必要性が高いといえる。

アンケートの質問が事業内容の改善につながるような具体的なものであり、自由記入欄にも具体的なコメントが記載されており、それらについて事後的に集計分析がされており好印象である。

しかし、アンケート実施場所が主としてパレット久茂地周辺・公設市場周辺・ＤＦＳ周辺・その他とされており、観光客が足を運びそうな場所（例えば、空港、モノレール駅、波の上ビーチ、壺屋やちむん通り、首里城跡識名園、福州園等）において幅広くアンケートを実施した方がよい。

指摘事項などは特段ない。

なお、単なる誤記と思われるが、平成30年度の検証シートで、「沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所」の欄に「第３章-３－(2)－エ」と記載されているが、「第３章-３－(2)－ウ」が正しい。

５　花とみどり課

⑴　花いっぱい運動推進事業

事業番号・事業名	1-8	花いっぱい運動推進事業		
担当部課	都市みらい部　花とみどり課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－(6)－イ		24	3,774
	花と緑あふれる県土の形成		25	4,390
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	3,684
総事業費（うち交付対象事業費）	4,294（3,494）		27	3,500
うち那覇市負担	699		28	3,956
事業形態／主な支出先	直接実施 委託	社会福祉法人伊集の木会 就労支援いじゅの木	29	4,163
事業概要	亜熱帯ならではの緑化景観を創出するため、市内の観光振興に資する路線沿線を対象に、市民等へ草花苗を14,000鉢配布し、５箇所の公共花壇への植え付け等を行う。			
平成30年度実施内容	・対象路線沿線の市民、自治会、学校関係、ボランティア団体等へ草花苗の配布数：約14,000鉢 ・公共花壇の年間管理：５箇所			
事業目的・効果	市民、自治会、学校関係、ボランティア団体等へ草花苗等の配布を年３回まで行った。公共花壇に年間を通して３回草花苗の植え付けを行い一年中花が咲きあふれる空間づくりができた。			
成果目標／実績	観光客に対しアンケート調査を実施	観光客に対して、３月に国際通り及び県庁周辺でアンケート調査を実施した。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	アンケート調査結果により、本事業を更に推進したほうが良いという要望が多数である。	花壇の設置場所、植栽の種類の検討を行い、特に多くの観光客が訪れる箇所において、重点的に緑化を推進し、より効率的・効果的な事業展開を図る必要がある。		
今後の取組方針	アンケート調査等の結果を踏まえ、観光客を迎える沖縄らしい魅力的な観光地及び街づくりに向け、引き続きより多くの観光客が訪れる箇所の重点的な緑化を行い、今後も自治会、学校関係、ボランティア団体等と協力して緑化・美化を推進し、事業の発展を図る。			

⑷　事業概要

緑化景観を創り出し、市内観光振興に資する路線沿線に草花苗を配布し、花壇への植え付けを行うもの。

⑹　実績

草花苗の配布は「那覇市草花苗等配布要綱」に従う。

配布対象者は、自治会・通り会、公園愛護会、那覇市在住の住民で自宅に接道する道路から見える場所（２階以上のベランダ不可）に苗を設置できる者などである。個人からの申請は、５人以上が集まって申請してもらう運用とのこと。年３回まで。
草花苗の設置を完了した後は設置完了届を提出する。

公共花壇設置場所については、観光振興に資するという基準で、若狭海浜公園（外国船クルーズターミナルからほど近い）、とまりん（離島航路の発着場所）、西消防署通り（ホテル多い）、コミュニティ通り（県庁・市役所近く）、壺川駅周辺（モノレール駅近く）の５箇所とされている。

草花苗の購入と公園植栽業務は、福祉行政施策をさらに推進させるため、地方自治法施行令 167 条の２第１項３号により、社会福祉法人と随意契約している。

成果目標の指標として観光客を対象としたアンケートを行っている。それによると、
・花いっぱい事業に対する満足度　とても良い(33%)、いいと思う(24%)
・緑化活動について　推進した方がよい（94%)、
との結果であり、良好であるとのこと。

⑹　結果
町が緑や花で彩られている状況を好ましくないと考える者は多くはないであろう。その意味で本事業の意義は認められる。

本事業の根拠となる、沖縄振興計画「第３章　基本施策」「１　沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して」「（６）価値創造のまちづくり」「イ　花と緑あふれる県土の形成」の項目は、次のとおり述べられている。すなわち「亜熱帯の特性を生かし、花や緑であふれる魅力的な県土の形成」「道路の緑化については、観光地へのアクセス道路等において、亜熱帯性気候に適した道路植栽を生態系に配慮しながら推進する」とされている。
本事業で植栽されている草花苗は、コスモス、サルビア、マリーゴールド、金魚草、ダリアなど本土でも一般的に見られる草花である。亜熱帯気候を強調するのであれば、亜熱帯特有の植物を植栽した方が好ましいといえる。観光客が「この花は何だろう」と関心を持ってもらうと良いのではないだろうか。

また、外部監査人は公共花壇設置場所を見学するため、２月２日、設置場

所の１つである若狭海浜公園を訪れた。



①　公園の入り口付近の植栽



②　公園前の道路沿いに設置された花壇

上記のとおり、公園の植栽は、公園全体に草花苗が植えられているのではなく、道路沿いのごく一部にとどまる。また、道路沿いの花壇（これは那覇市の設置ではないかもしれない）も何台かは設置されていたが、約 50 メートルほどにとどまる。

また、この公園に設置された理由は、すぐ近くに外国船クルーズターミナルがあり、下船した観光客の目にとまるという理由であった。外部監査人は、外国船が入港する１月 26 日（日）に観光客が出てくるであろう午前８時半頃から 30 分程状況を見ていた。この日入港したクルーズ船は新型ウィルスの影響で乗客がかなり減っているとのことであったが、徒歩で移動していたのは３グループしかなかった。クルーズ船の乗客は、タクシーや観光バスで移動する人が大半とのことであった。

このように観光客は必ずしも多くない場所であり、花もごく一画に咲いているのみである。これだけで観光客の印象に残るかどうかはかなり疑問が残った。５箇所に分散させるよりも、より多くの観光客が集まる場所１箇所に集中させることを検討してもよいのではないかと思われる。

また、アンケート実施方法について、きれいに植栽された写真を見せて、アンケートに回答してもらっているのであり、そのような状況下では、否定的な回答は出てこないであろう。

⑷　外部監査人の視点

【意見】
上記のとおり、ただ草花苗を植栽するだけではなく、効果を発揮させるたえには、種類、植栽場所についてより効果的な手法を検討する必要がある。

【意見】
随意契約を行い、花壇植栽業務や草花苗の購入先である社会福祉法人とは平成25年以降契約が続いている。福祉行政施策の推進という見地は是認されるものの、那覇市内に他に同様の業務を行う社会福祉法人がある場合、１法人とのみ長期間契約が継続することは望ましいことではないと思われる。もちろん、２箇所の福祉事務所からの見積もり提出があり、当該事業者が安価だったという結果（当該福祉事務所の努力によるものである）に基づくものではあるが、植栽する植物を変更する際には改めて検討頂きたい。

【意見】
市民らへ草花苗を配布することは、「那覇市草花苗等配布要綱」によることとなる。同要綱は、配布対象者を定める他、草花苗の配布を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、配布した草花苗を返還させることができる旨定めている。
・この要綱の規定に違反した場合
・配布を受けた苗を他の目的に使用した場合
・その他市長が認める場合。
市長が認める場合には返還を求めることができるという包括条項は入っているが、明確化するためにも、配布先が暴力団又は関係者であった場合、という条項を盛り込んだ方がよいと思われる。

６　公園管理課

⑴　リュウキュウマツ害虫対策事業

事業番号・事業名	1-9	リュウキュウマツ害虫対策事業		
担当部課	都市みらい部　公園管理課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－(6)－（イ） 観光客受入体制の整備		24 25	5,675 10,000
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	5,000
総事業費（うち交付対象事業費）	2,837(2,837)		27	4,000
うち那覇市負担	569		28	5,000
事業形態／主な支出先	委託	㈲繁樹園	29	5,000
事業概要	観光資源である景観の保護を図るため、県木であるリュウキュウマツへの薬剤注入等により、害虫対策による枯れ予防対策を行う。平成30年度は、対象公園にてリュウキュウマツ薬剤樹幹注入（310本）を行う。			
平成30年度実施内容	リュウキュウマツ薬剤樹幹注入（310本） 対象公園　16公園			
事業目的・効果	平成24年度に樹幹注入対象木の調査を実施し、平成30年度は、薬剤注入本数310本に対し、実績は337本の薬剤注入ができた。			
成果目標／実績	リュウキュウマツ薬剤樹幹注入の完了	計画していたリュウキュウマツへの薬剤注入についてはすべて完了した。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	樹木の大きさや生育状況による薬剤の注入量にばらつきがある。薬剤を定期的に注入する必要がある。事業中に害虫被害が進行してしまう場合があり枯れてしまうことがある。雨量が少ない等枯れる要因が害虫以外の場合と害虫による場合との最終判断は専門家(松保護士)へ委託する必要がある。	対象木の経過観察を行い生育状況の改善が見込まれるリュウキュウマツへの薬剤注入と併せ枯損状態となったすべてのリュウキュウマツについては早急に撤去を行い害虫を除去することによって健全なリュウキュウマツの保護に努める。		
今後の取組方針	県の指導や、他市町村と連携し、新しい薬剤、工法を模索し害虫対策を減らしていきたい。			

⑷　事業概要

県木であるリュウキュウマツが、かつて害虫により枯れるという現象が多く発生しているので、薬剤注入で予防対策を行う。

⑸　実績

市内の公園 36 箇所にリュウキュウマツがあり、現在約 600 本ある。
なお最近は枯れることはないとのこと。

委託先は一般競争入札を実施している。

	落札金額	落札者	
害虫対策樹幹注入業務	2,662,200	(有)繁樹園	一般競争

(c)　結果

沖縄特有の課題であり早急な対応が必要とされる。

特段指摘すべき点はない。

なお、単なる誤記と思われるが、平成 30 年度の検証シートで、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画該当箇所」の欄に「第３章-１－(6)－イ」「観光客受入体制の整備」と記載されているが、「花と緑あふれる県土の形成」が正しい表記である。

⑵　亜熱帯庭園都市の公園美化事業

事業番号・事業名	1-26	亜熱帯庭園都市の公園美化事業		
担当部課	都市みらい部　公園管理課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章-3-(2)-(ウ) 観光客受入体制の整備		24	43,855
			25	221,096
沖縄振興計画該当箇所	III-1-(1)		26	48,363
総事業費（うち交付対象事業費）	52,000		27	53,610
うち那覇市負担	10,400		28	40,000
事業形態／主な支出先	直接実施 委託	末吉園(株)　(株)丸平工務店	29	38,527
事業概要	観光客が快適に公園利用することで沖縄観光のサービス向上につながるように、観光地周辺における美栄橋公園トイレのバリアフ リー化や和式便器から洋式便器への整備、与儀公園内植栽樹木の剪定による樹幹形成や伐採を行い、快適な公園環境の創出やイ メージアップを図る。			
平成30年度実施内容	トイレ整備工事の実施（旭ヶ丘公園）　植栽選定業務の実施(漫湖公園)			
事業目的・効果	観光都市としての景観・美感の創出・継承のために観光地周辺公園の緑化と美化、トイレ等の整備を行い、公園を観光客が快適に利用できるようにする。			
成果目標／実績	利便性が確保されたか、観光地としてふさわしい 公園景観であると感じるかを 含め、観光客等へアンケート調査を行う。			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	設計施工を同一年度に実施するのは適正工期を確保できない恐れが あるほか、技術者不足による入札辞退などが発生している。 各公園を巡回して維持管理を行っているため、利用者満足度の測定 を行うことが困難である。	設計業務を先行して行い工事施工を設計年度以降に行うことで適正 工期の確保を行えるように取り組む。現場代理人等の複数工事兼任を認めることで施工業者の技術者不 足による入札辞退を減少させることができないか検討する。公園利用者の満足度を調査することについて、アンケート等を検討する必要がある。			
今後の取組方針	適正工期の確保に向けて工事施工年度内に完了できるよう年度前半での工事発注を目指す。現場代理人及び技術者を確保し、入札辞退がでないよう同規模工事の発注予定がある他部署と発注時期を調整しながら執行する。観光地周辺公園の美化と緑化、トイレ等整備におけるアンケート等の調査を行い、利用者の満足度や意見を反映し整備内容の充実を図りたい。			

⑷　事業概要

公園のトイレ整備、公園美化(剪定・植栽)を実施するもの

⑹　実績

トイレ整備(和式便宜から洋式便器へ　旭ヶ丘公園)、植栽剪定業務(漫湖公園)

⑹　結果

公園便所改修工事について、入札不調により発注時期が遅れたため、労務者の手配がつかず年度内工事完了に至らなかった。

なお、成果指標として、観光客らへのアンケートを実施し、トイレが整備されたことで利便性は確保されたか、観光地としてふさわしい公園景観であるかを問い、本事業のあり方を検証するとする。

但し、公園のトイレを利用するものはかなり限定されると思われることから、実際に利用した観光客のアンケートが取れるのか疑問があり、公園にトイレがあれば利便性を感じるのはいわば当然であり、アンケートをとる意義は乏しいのではないかと思われる。

本事業は観光客受入体制の整備が目的ではあるが、主に利益を享受するのは地元公園利用者であると思われる。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

公園は単に整備することで完了ではなく、その後いかに利用者が快適に利用できるか、美化を継続することがより重要と思われる。それが結果的に観光客を含めた利用者の満足度に繋がっていくものと思われる。

⑶　福州園再整備事業

事業番号・事業名	1-34	福州園再整備事業		
担当部課	都市みらい部　公園管理課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－(エ) 観光客受入体制の整備		24 25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	8,679(8,679)		27	
うち那覇市負担	1,736		28	8,856
事業形態／主な支出先	直接実施 委託	㈱レキオコンサルタント	29	5,232
事業概要	観光客を含めた福州園利用者数増加を目的として夜間の景観演出等各種イベント会場として使用するために施設に付加価値を付けた機能強化としての実施設計業務を行う。			
平成30年度実施内容	福州園再整備事業実施設計の策定の着手			
事業目的・効果	平成30年度に、福州園再整備事業実施設計業務を実施した。			
成果目標／実績	福州園再整備事業実施設計業務の完了	景観や利便性及び安全性の向上に配慮した再整備事業実施設計の策定を完了した。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	工事にあたって、工事期間中の開園方法について、検討が必要である。	開園時に工事の影響を最小限に抑えるための工事範囲、工程、仮設等の計画に取り組む。		
今後の取組方針	平成31年度事業として再整備工事（１期）を行う予定である。その中で、より効果的な誘客に繋がる整備になるよう工事に取り組む。			

⑷　事業概要

福州園は、那覇市内にある中国式庭園である。「那覇市制施行 70 周年記念」と中国福州市と那覇市の 「友好都市締結 10 周年」を記念して 1992 年９月に開園した。

近年来場者が減少傾向にあることから機能強化を行う事業である。

⑸　実績

平成 28 年度　基本計画
平成 29 年度　基本設計
平成 30 年度　実施設計
平成 31 年度～整備工事が行われる。

実施設計業務については一般競争入札が行われた。

	落札金額	落札者	
福州園再整備事業実施設計	7,871,364	(株)レキオコンサルタント	一般競争

落札率は 80％を下回っている。

⑹　結果

福州園は外国人観光客も多く（全体の６割）、韓国・台湾の観光客（外国人観光客の５－６割）が多いとのこと。

イベントの例としては、ボジョレーヌーボー解禁イベント、空手道場の催し物、生け花展を実施している。希望者には貸し切りも対応する

来場者数は、平成 13 年度まで年間３万人だったものが、平成 14 年度から無料化したため、増加し、平成 26 年度は 16 万人を超えた。その後、平成 28 年に指定管理者制度を導入し、再び有料化（大人 200 円）したため減少に転じ、平成 30 年度は 54,000 人にとどまる。

入場者は、観光客が中心になると思われるが、会場の貸し出しも行っており、これをより積極的に広報することで、地元客の取り込みを図る事も可能と思われる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

総事業費３億 2300 万円の再整備を進める中、園自体の知名度が落ちてきており、回復の兆しがみられない（訪問者数が平成 27 年度以前の最高時 16 万人から平成 28 年の有料化後６万人５万人と下降傾向にある）。再整備の結果利用者数が増えるという具体的な見通しも立っていない。再整備後は各種イベントを積極的に誘致し、訪問者利用者増加に努める必要がある。

なお、単なる誤記と思われるが、平成 30 年度の検証シートで、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画該当箇所」の欄に「第３章-３－⑵－エ」と記載されているが、「第３章-３－⑵－ウ」が正しい。

7　まちなみ整備課

⑴　地下壕対策事業

事業番号・事業名	12-1	地下壕対策事業		
担当部課	まちなみ共創部　まちなみ整備課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－⑷－（イ）		24	
	災害に強い県土づくりと防災体制の強化		25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１２		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	17,600		27	6,432
うち那覇市負担	3,520		28	15,616
事業形態／主な支出先	直接実施/委託	㈱沖成コンサルタント	29	7,140
事業概要	地下壕に起因する事故の危険性を軽減させるため、危険性のある地下壕の埋め戻し等の対策を行う。			
平成30年度実施内容	地下壕対策工事：現存する地下壕について埋め戻し等工事を実施。 実施設計業務：測量業務一式、設計業務一式			
事業目的・効果	沖縄県は日本国内で最大の地上戦が行われた土地であり、残存地下壕の多い地域である。人口や経済活動が集中する那覇市においては、地下壕に起因する事故の危険性を軽減させるための安全対策を行う必要があり、地下壕の埋め戻し等を行うことにより安全安心に暮らせるまちづくりが推進される。			
成果目標／実績	次年度以降地下壕対策予定箇所の実施設計完了	対策後方案の検討及び実施設計		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	自然洞窟では、当初想定していた形状と実状が異なる場合があり実施設計時に測量等の数量が増加することがある。 信仰の場になっているところもあり土地所有者だけではなく他の関係者への説明や調整に時間を要することがある。	今後は委託を早期に発注し不足する追加経費等が発生した場合は予算措置が可能となる期間を確保する。 関係者から理解を得られるよう入口から見える範囲の空間は残す等の工夫が必要である。		
今後の取組方針	委託や工事については、費用増が生じる場合を想定し、費用増に対する予算措置がとれるよう早期発注などを行う。 拝所として利用されている地下壕には関係者への丁寧な説明を重ね理解を得られるよう調整を行うと共に景観面にも配慮する。			

⑷　事業概要

地下壕の埋め戻しなどの対策を行う事業

⑹　実績

実施設計（測量、設計業務）３箇所、地下壕対策工事１箇所を実施。

調査測量業務について、入札状況は以下のとおりである。

落札金額	落札者	
3,078,000	(株)沖成コンサルタント	一般競争
4,298,400	(株)琉球サーベイ	一般競争

なお、工事請負について、応札者がなく不調と終わったため、本年度に事業が完了しなかった。

(c)　結果

沖縄県は第二次大戦の際、激しい陸上戦が行われたという歴史的背景から残存地下壕が多く残っている。その危険性除去のため、埋め戻しなどを行う意義は認められる。まさに沖縄特有の問題を解消する事業である。

事故が発生する前に早急に進める必要がある。

指摘事項などは特にない。

⑵　亜熱帯庭園都市形成推進調査事業（市街地再生）

事業番号・事業名	12-3	亜熱帯庭園都市形成推進調査事業（市街地再生）		
担当部課	まちなみ共創部　まちなみ整備課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－⑷－（イ）		24	
	災害に強い県土づくりと防災体制の強化		25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１２		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	2,884(2,884)		27	
うち那覇市負担	578		28	
事業形態／主な支出先	委託	㈱国建	29	2,786
事業概要	沖縄の抱える特殊事情により、都市機能の更新が進まない中心市街地及びその周辺地域において、地域に即したまちづくりを進めるため、地元のまちづくりへの理解を高めるための調査・検査を行う。			
平成30年度実施内容	まちづくり勉強会の開催 まちづくり方針（案）の検討 対象の久茂地地区周辺の基礎調査			
事業目的・効果	前年度に行った基礎調査や住民の意向調査を受け、当地域の現況や課題を共有し今後のまちづくりの方向性について考えることを目的としたまちづくり勉強会を開催した。 住民参加によるまちづくり勉強会から導き出したまちづくり方針（案）を検討した。			
成果目標／実績	勉強会参加者のまちづくりに対する理解度（８０％以上）を含め、アンケート調査により、本事業のあり方を検討する。	地図や写真により理解度が深まり、意見交換により当地域の課題が明確になり、所有者等組織の必要性についても理解できた。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	引き続き、所有者不明の特定についても対応する必要がある。今後も当地域のまちづくりについて議論しやすいように、所有者等組織を立ち上げるよう、所有者との意見交換を行っていく必要がある。	所有者不明がいることで、まちづくりに対するデメリットがあることから、可能な限り所有者不明の数を減らすよう、引き続き聞き取りや看板設置などを行い、所有者に対して周知していく。		
今後の取組方針	当地域の多くの所有者が参加した組織を立ち上げ、地区の課題を解消するための事業立案など、議論をしやすい環境整備を行っていく。			

⑷　事業概要

国際通りにほど近い久茂地地区の一画について、都市基盤の整備が進んでいないことから、まちづくりを進めるための調査を実施するものである。

⑹　実績

対象地域は、自動車の通行ができないような道路となっており、土地の有

効活用がなされていない地域となっている。今後、都市基盤の整備を進めるにあたり、地権者らの意向を確認する必要がある。

事業は制限付一般競争入札が行われている。

まちづくり勉強会という住民との意見交換会を３回実施している。対象地域の地権者は68名のところ参加人数は８、８，11人にとどまる。

⑹　結果

勉強会の参加者が芳しくない。参加者の理解や意見反映を重視する事業であるから、より多くの参加者が確保できる方法、例えば相当人数が集まることが予想される地域イベントに併せて開催する、といった方法をとるべきであった。

本事業の検証シートには、本事業の位置づけとして、沖縄振興基本方針（内閣総理大臣決定）のⅢ－12及び沖縄振興計画の「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」（第３章２（４）イ）をあげている。

しかし、沖縄振興基本方針のⅢ－12は「その他の基本的な事項」で「（１）不発弾等対策推進」「（２）所有者不明土地問題の解決」「（３）北部振興」があげられており、合致しない。防災の観点はⅢ－10にあげられている。

防災体制の強化が目的であるにもかかわらず、本事業の成果である「久茂地三丁目２９番地街区のまちづくり方針（案）では、

１　地理的優位性を活かした歩行者が楽しめるまちづくりを目指す

２　一体的な土地利用を目指す

３　一銀細街路の早期整備を目指す

４　権利者の組織化をすすめる

という点が示されるのみで、本来の目的である防災の視点が全くない。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

確かに、自動車の通行ができない地域であるから、いざというときの救急車、消防車の通行ができず、防災の観点から整備すべき要請はある。しかも繁華街と隣接しており、ひとたび火事が発生すると被害が広範囲に及ぶ可能性があり、周辺への影響は大きい。

一括交付金事業として行う以上、事業結果については、沖縄振興計画に沿った内容とするべきである。その視点が欠けていれば、法の目的を逸脱したものとなる。

８　建築工事課

⑴　貸切バス乗降場・待機場整備事業

事業番号・事業名	1-36	貸切バス乗降場・待機場整備事業		
担当部課	まちなみ共創部　建築工事課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－(2)－ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興計画該当箇所	Ⅲ－１－(1)		26	
総事業費（うち交付対象事業費）	43,528		27	
うち那覇市負担	8,706		28	
事業形態／主な支出先	委託	㈱シビルエンジニアリング	29	
事業概要	貸切バスの国際通り周辺での路上駐車による交通混雑の緩和を図る。			
平成30年度実施内容	乗降場・待機場の整備 ①舗装工事 ②機械設置工事			
事業目的・効果	市内に乗降場が整備されていないため、国際通り付近では路上で貸し切りバスが停車し、観光客が乗降することで交通渋滞を招く要因となっている。専用の乗降場を整備することで貸切バスによる国際通り周辺の路上駐車及び交通混雑の緩和を図る。			
成果目標／実績	県庁北口付近及び牧志駅付近への貸切バスの一日平均流入台数：２割減			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑷　事業概要

観光客が多く訪れる国際通りには、貸切バスの乗降場・待機場がないため、専用の場所を整備する事業

⑹　実績

実施設計について、以下の入札が行われている。

	落札金額	落札者	
実施設計	2,916,000	(株)シビルエンジニアリング	一般競争

整備予定地である沖縄県有地の無償貸与に関して、沖縄県との調整に時間を要した。また、大型バスの乗り入れに備え、アスファルト舗装厚の算

出のため基本設計が必要となり、時間を要したため、本年度での事業完了が困難となり繰越となった。そのため検証シートは未だ公表されていない。

なお、本事業は入札工事等はまちなみ共創部建築工事課で行っているが、経済観光部観光課の事業となっているとのことである。

⑹　結果

団体客や修学旅行生は大型観光バスで移動するが、国際通りの観光の際には、乗り降りする場所、観光バスの停車場がなく、路上駐車などで渋滞の原因となっていた。その整備を進める必要性は高い。

その他特段意見はない。

９　文化振興課

⑴　文化芸術ふれあい事業

事業番号・事業名	7-1	文化芸術ふれあい事業		
担当部課	市民文化部　文化振興課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-１-（４）-エ		24	
	文化の発信・交流		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-３-（２）		26	16,472
総事業費(うち交付対象事業費)	7,233 (7,233)		27	20,017
那覇市負担	1,447		28	16,759
事業形態／主な支出先	委託	シアタークリエイト(株)	29	16,613

事業概要	沖縄の伝統芸能文化や優れた芸術作品にふれる機会の確保を図るため、「組踊公演」等を行う。	
平成30年度実施内容	組踊の公演及びワークショップの開催	
事業目的・効果	伝統芸能にふれあう機会を創出することを目的に、組踊作品の公演を実施し、市民の文化芸術作品を理解し楽しむ心を育てる。また、幼い頃から、沖縄の伝統芸能に触れる機会を創出することで、文化活動に参加する意欲が高まり、沖縄の伝統文化の継承に繋げることができる。	
成果目標／実績	組踊公園への来場者 580人以上	左記来場者 709名
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	・古くから伝わる伝統的な演目と、組踊の基礎はそのままに現代風にアレンジした創作演目の両方を取り入れた公演構成としたことにより、子ども達にとっても飽きのこない公演となり、若い世代のアンケート結果も好評であった。 ・市内の小学生を対象に、全11回のワークショップから本番出演に至るまで 継続して組踊を体験してもらう機会を設け、沖縄の伝統芸能を直接経験してもらい、より身近に感じてもらうことができた。	引き続き沖縄に伝わる伝統芸能、民俗芸能に触れる機会を創出し、伝統芸能に対する市民の意識向上を図るとともに新たな担い手の育成へとつなげていく。
今後の取組方針	令和元年度は地域文化芸能公演を行い、市内各地域で古くから受け継がれてきた民俗芸能に市民が広く触れることのできる機会を提供し、沖縄の伝統芸能・民俗芸能に対する市民の意識や担い手の意識向上を図る。 また、ワークショップをあわせて実施することで新たな担い手の育成へとつなげていく。	

⑷　事業概要

沖縄の伝統文化芸能である組踊りの公演を行う事業である。

組踊とは、せりふ、音楽、所作、舞踊によって構成される歌舞劇であり、首里王府が中国皇帝の使者である冊封使を歓待するため創作させた（国立劇場おきなわのホームページより）。沖縄が本土に復帰した 1972 年に国の重要文化財に指定された。

⑸　実績

組踊りの公演を開催し、チケットを安価に販売し、多くの市民にふれあう機会を提供している。また、市内の小学生を対象に実演家を迎えてワークショップを開催し、公演の中で披露することをした。そのため、保護者の観劇が増え来場者が大幅に増えている。

⑹　結果

組踊りを知らない（あるいは実際には見たことがない）市民はまだ多いと思われる。公演を見た参加者のアンケートはかなり好評のようである。

伝統文化を承継する機会を提供する貴重な事業であるから、継続して頂きたい。

特段指摘事項はない。

⑵　市民文化育成発信事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>7-2</td><td colspan="3">市民文化育成発信事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">市民文化部　文化振興課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章-１-（４）-エ</td><td>24</td><td>24,250</td></tr>
<tr><td colspan="2">文化の発信・交流</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ-３-（２）</td><td>26</td><td>16,255</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">4,571 (4,571)</td><td>27</td><td>9,038</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="2">915</td><td>28</td><td>1,107</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td>那覇市文化協会</td><td>29</td><td>4,901</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">市民文化活動の活性化を目的とし、市民から応募された芸術作品を展示する「なは市民芸術展」や、伝統文化の基層であるうちなーぐちの講座を実 施し、成果を発表する「うちなーぐち講座・成果公演」を開催する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">なは市民芸術展を1回開催、うちなーぐち講座(全16回)を実施し、その成果公演を1回開催。</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">なは市民芸術展では、市民の幅広い年齢層が継続して文化芸術へ触れる機会を提供することにより、市民の文化芸術活動の活性化が図られる。また、うちなーぐち講座・成果公演では、うちなーぐちの普及を目的とした講座、及び学習の成果を発表する成果公演を実施することにより、伝統芸能文化の継承発展へとつながることが期待できる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">①なは市民芸術展参加者 1,545人以上
②うちなーぐち講座・成果公演参加者 210人以上</td><td colspan="2">①なは市民芸術展参加者 1,388人
②うちなーぐち講座・成果公演参加者 232人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">なは市民芸術展では準備期間の短さが課題としてあがってきた。また、うちなーぐち講座・成果公演では、成果公演に重点を置いた講座内容のため、本来の目的でもあるうちなーぐち習得については期待した効果が得られなかった。</td><td colspan="2">なは市民芸術展の課題改善策として、ギャラリーの借用期間を延長できないか今後も検討する。また、うちなーぐち講座・成果公演の課題改善策として、うちなーぐち習得について期待以上の効果が見込める受託者を選定する。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">なは市民芸術展の課題改善に向けた取り組みとしては、これまでの２週間から３週間とし、余裕を持って準備・展示を行っていく。また、うちなーぐち講座・成果公演の課題改善に向けた取り組みとしては、より良い企画提案を広く募集できるよう、受託可能な事業所等を多く集めるよう努める。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

市民文化活動を活発化するため、「なは市民芸術展」（絵画、版画、彫刻、デザイン、写真、書道の各部門。一般公募）の開催と「うちなーぐち」（沖縄の方言）講座を開催するもの。

⑸　実績

「なは市民芸術展」については、市民から応募のあった作品のうち、優秀作を展示・公開した。

うちなーぐち講座については、講座の開催の他発表会を開催している。

⑹　結果

「なは市民芸術展」については応募の機会があることはアマチュアの方の創作意欲を高めるものといえ意義はあるものと思われる。

うちなーぐち講座についても、沖縄の独自の言語を継承するという意義はある。但し、主催者としては若者の参加を望んでいる様子だが、50代以上が６割を占めており必ずしも意図した結果とはなっていないようである。

地道に活動を続けるしかないと思われる。

特段指摘事項はない。

⑶　市民文化支援事業

事業番号・事業名	7-3	市民文化支援事業		
担当部課	市民文化部　文化振興課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-１-（４）-エ		24	2,460
	文化の発信・交流		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-３-（２）		26	2,057
総事業費(うち交付対象事業費)	1,306 (999)		27	1,441
那覇市負担	200		28	1,014
事業形態／主な支出先	補助	民俗芸能団体(5団体)	29	1,722
事業概要	那覇市の指定無形民俗文化財をはじめとした民俗芸能の保存継承を図る。			
平成30年度実施内容	本市の市指定無形民俗文化財をはじめとした民俗芸能の保存、伝承、普及、後継者育成などに関わる事業に対し補助金を交付する。			
事業目的・効果	本市の市指定無形民俗文化財をはじめとした民俗芸能の保存団体を支援し、本市の貴重な文化を後世へと継承していくことで、魅力あふれる文化都市への発展につなげることができる。			
成果目標／実績	市民文化支援事業の対象となる市内の民俗芸能団体数　12団体	左記12団体		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	市外や県外など他地域の人たちに対しても市内の民俗芸能の存在や魅力を周知できるような取組も生まれてきている。 一方で、民俗芸能は各地域の自治会等や住民が主体となって活動を行い受け継がれてきた現状から、資金不足や後継者不足、担い手の高齢化などにより団体としての自立が難しく、活動自体が難航し、補助金の活用に至らない団体もみられる。	本補助金の活用方法や団体の活動全体について、更なる活性化に向けた幅広い支援に取り組む。		
今後の取組方針	引き続き本市指定無形民俗文化財に登録されている団体をはじめとした民俗芸能団体の実態把握に努める。特に、活動が停滞している団体について、停滞している要因等現状を調査し支援方法を検討していくことで、補助金の活用も含め活動の活性化へ繋げるよう取り組んでいく。 また、補助金をより効果的に活用している団体や、比較的活発に活動できている団体の事例を踏まえながら、各団体への助言を行っていく。			

⑷　事業概要

沖縄の民族芸能の中でも地域に根ざした伝統芸能を承継する団体へ補助金を支給する事業である。

⑸　実績

以下のとおり補助金を交付している（千円）

字大嶺地バーリー保存会　79

首里王府路次楽御座楽保存会　300

首里クェーナー保存会　184

首里汀良町獅子舞保存会　300

上間伝統芸能保存会　136

⑹　結果

市民文化支援事業の対象となる市内の民族芸能団体は、12 団体（約 390 人）

なお、那覇市伝統芸能文化の継承発展補助金交付要綱に基づき補助金が交付されるが、同要綱には暴力団排除条項あり。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

対象団体は 12 団体あるが、補助金申請している、すなわち実体的な活動をしている団体は５団体ほどに限られるようである。

補助金の交付だけではなく、芸能団体への他の支援方法があるのではないか。

実演による那覇市民への認知活動、青年や学生に芸能の体験イベントを開催して後継者を見つけて育てる活動など、補助金頼みに陥らないような方策を検討すべきである。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）には、「文化の担い手の育成」（第３章１⑷イ）があげられているのであり、一括交付金を活用した事業が可能である。

⑷　新文化芸術発信拠点施設整備事業

事業番号・事業名	7-7	新文化芸術発信拠点施設整備事業		
担当部課	市民文化部　文化振興課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－（４）－ウ		24	7,908
	文化活動を支える基盤の整備		25	26,727
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	27,754
総事業費(うち交付対象事業費)	547,396 (547,396)		27	15,734
那覇市負担	109,480		28	101,004
事業形態／主な支出先	直接実施・委託	建築工事に係る共同企業体	29	354,099
事業概要	市民、県民が質の高い文化芸術公演に触れる機会や文化芸術活動を行う場の確保を図るため、新文化芸術発信拠点施設を建設する。			
平成30年度実施内容	平成29年度に行った実施設計を基に、建設工事に取り組むとともに、拠点施設用地拡大のために用地取得を実施する。			
事業目的・効果	本施設は、県内外の多くの文化芸能関係者が利用する文化芸術の発信拠点となる。本施設を建設し、沖縄県の文化芸能の振興発展、芸能関係者の育成を推進する必要がある。世界各国のウチナーンチュが集える場所として、さらに県外の芸術文化、エンターテインメント文化を誘致することにより、沖縄の文化産業をさらに戦略的に創造・育成することが期待できる。			
成果目標／実績				
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑷　事業概要

市民から長年親しまれてきた那覇市民会館が老朽化し､耐震基準を満たさないことから閉鎖となった。そこで、別の場所（市内中心地の閉校となった小学校跡地）に新たな施設を建築する事業である。

⑹　実績

ソフト交付金を使った建築物への交付金利用である。

平成 24 年度より事業が開始し、平成 33 年度施設供用開始予定となっている。

平成 30 年度は、用地取得と建築工事が継続している。

年間利用者数は20万人を見込んでいる。

(c)　結果

那覇市民会館が利用できない現在において、那覇市内に大規模なホールがない状態であり、芸術文化の発信拠点として新たな施設建設は必要性が高いといえる。

本事業にあたっては、以下の請負契約が締結されており、監理業務を除き競争入札が行われている。

	形態	落札金額	落札者
監理	随意	185,220,000	(有)香山壽夫建築研究所、(株)久米設計、(株)根路銘設計
建築	一般競争	7,803,000,000	(株)國場組、(株)大米建設、(株)金城キク建設、(株)ニシダ工業
電気	一般競争	988,478,640	金城電気工事(株)、(株)八起電設、(株)カイ総合設備
機械１工区	一般競争	1,107,751,680	(株)オカノ、(株)太閤建設、(株)沖縄計装
機械２工区	一般競争	663,800,400	(株)東洋設備、(株)東邦、久建工業(株)
昇降機	指名競争	112,989,600	(株)沖縄特電
舞台機構	一般競争	914,760,000	森平舞台機構(株)、國和設備工業(株)、比嘉工業(株)
舞台照明	一般競争	475,200,000	(株)松村電気製作所沖縄営業所、南西電設(株)、(株)新共電気工業
舞台音響	一般競争	495,720,000	ヤマハサウンドシステム(株)、沖縄パナソニック特機(株)、(株)興洋電子

平成30年度は、地下工事のための土留め掘削作業について地下埋設物に干渉することが判明し、工法の検討に日数を要したこと、また用地取得のために土地収用法に基づく事前認定において、沖縄県との事前協議に日数

を要したため、年度内の完了が困難となり、一部継続となっている。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

入札率が 99%を超えるものが散見される。

平成 28 年度の外部監査報告書でも触れられているが、予定価格の事前公表制度の見直しを再度検討する必要がある。

⑸　文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット）

事業番号・事業名	7-11	文化芸術発信拠点施設整備事業(パレット)		
担当部課	市民文化部　文化振興課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－（４）－ウ		24	77,305
	文化活動を支える基盤の整備		25	72,036
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	2,128
総事業費(うち交付対象事業費)	90,180(90,180)		27	
那覇市負担	18,036		28	
事業形態／主な支出先	直接実施	三精テクノロジーズ株式会社 (支払繰越予定)九州営業所	29	188,355
事業概要	幅広い文化芸術公演に触れる機会や文化芸術活動等の場を提供するため、パレット市民劇場の舞台照明設備デジタル化工事、舞台音響シス テム強化工事、カメラシステム強化工事を行い、施設機能の強化を図る。			
平成30年度実施内容	パレット市民劇場において、舞台機構の機能強化工事を行う予定であったが、当該施設は一般住宅や映画館と併設する複合施設にあるため、施工条件の調整に不測の日数を要したことから、年度内の完了が困難となった。 また、当該工事は、施設を1~2ヵ月間休館して実施する必要があり、施設予約の関係など影響が少なくなるよう、改めて施設管理者と休館期間を調整した結果、平成32年1月~3月の間で休館し、工事を行う予定となったため、完了予定時期を平成32年3月末としている。			
事業目的・効果	パレット市民劇場は開館から25年余りが経過し、劇場の舞台機構や照明設備が、現代の舞台演出の多様化に対応できない状況が生じている。平成24年度より舞台設備等の基幹設備の更新を進めているが、舞台機構については利用者ニーズに対応できない状況である。今回、舞台機構の機能強化を行うことで、吊物の積載荷重増大やレベル設定機能を備えることで、より効率的に施設利用できるようになり、施設稼働率や入場者数向上が図れる。			
成果目標／実績	舞台機構機能強化工事完了	工事一時中止		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑻　事業概要

開館から 25 年が経過した市民劇場の機能強化を図る工事を行う。

⑹　実績

平成24年度より改良工事が行われている。

⑹　結果

当該施設は、一般住宅や映画館と併設する複合施設にあり、施工条件の調整に不測の日数を要したこと、本工事は施設を１～２ヶ月休館して実施する必要があり、施設管理者との調整の結果、次年度に工事を行うことになったため繰越となっている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業は、上記の理由で工事完了ができず、繰越となっている。上記はいずれも事前に調整可能なことであり、調整不足と言わざるを得ない。

１０　文化財課

⑴　歴史博物館企画展事業

事業番号・事業名	1－19	歴史博物館企画展事業		
担当部課	市民文化部　文化財課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－（４）－エ		24	500
	文化の発信・交流		25	3,154
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（１）		26	3,220
総事業費(うち交付対象事業費)	937 (937)		27	1,473
那覇市負担	188		28	2,214
事業形態／主な支出先	委託	丸正印刷	29	2,138
事業概要	那覇市歴史博物館の企画展を充実させるとともに、市県民や観光客の集客につなげられるよう「那覇」や「沖縄」の歴史文化に関する企画展を開催する。			
平成30年度実施内容	企画展の開催 年4回			
事業目的・効果	観光客を含めた歴史博物館の来館者に対し、日本本土と異なる沖縄・那覇の歴史文化を再確認してもらうとともに入館者の増加を図る。また、県外観光客の入館者が増加することにより、当博物館が所在する商業施設はもとより、周辺店舗等への波及効果により観光産業の振興へも寄与することができる。			
成果目標／実績	歴史博物館来場者数 11,400人	来場者数 12,815人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	「那覇」や「沖縄」の歴史文化に関する企画展を開催し、展示内容の充実を図るため、歴史講座や学芸員による展示解説会を開催した。また、商業施設内の小規模な博物館の認知度向上を図るため、ホームページでの情報提供や、チラシ・ポスターの作製、配布などの広報活動を行った。	リピーターや観光客、児童生徒など幅広い層のニーズに応えるため、分かりやすい丁寧な展示を行い、歴史講座、展示解説会を充実させる。 今後も歴史博物館の認知度向上を図るため、引き続きホームページや、チラシ・ポスターの作製、配布などの広報活動を行う。		
今後の取組方針	「那覇」や「沖縄」の歴史資料の企画展を継続して開催し、企画展テーマに合わせた歴史講座等を開催し企画展を充実させることにより、特色ある博物館として認知度の更なる向上を目指す。また、ポスター・チラシ配布や、ホームページによる情報発信の他、プレスリリースをより積極的に行い、情報発信の強化を図る。企画展のギャラリートークを開催することで展示だけでは伝わらない部分を補い、より沖縄の歴史・文化への理解を深め興味を持ってもらう。			

⑷　事業概要

那覇市歴史博物館の企画展（常設展とは別）開催の費用である。

⑹　実績

30年度は下記のとおり４回の企画展を実施した。

考古学から見た那覇　4,385名

那覇のお菓子たち　3,016名

ＯＫＩＮＡＷＡ　ＢＬＡＣＫ　沖縄の黒い工藝　2,369名

金武家資料展　3,045名

なお、チラシ・ポスターチラシ製作業務は指名競争入札が行われており、予定価格は公表されず、３度やり直した結果である。

⑹　結果

那覇市歴史博物館は、小規模ではあるが、モノレール駅に直結した商業ビルの中にあり、アクセスに便利な立地にある。外国語対応も行っている。

今後とも情報発信に努めて頂き、沖縄の文化の情報発信拠点としての役割を果たして頂きたい。

指摘事項は特になし。

なお、検証シートにおいて誤記と思われるが、沖縄進行基本方針（内閣総理大臣決定）の該当箇所として、Ⅲ１⑴と記載されているが、これは「観光・リゾート産業」の項目である。Ⅲ３⑵「文化の振興」ではないかと思われる。

⑵　御細工所跡緊急発掘調査事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>7-8</td><td colspan="3">御細工所跡緊急発掘調査事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">市民文化部　文化財課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章－１－（４）－ア</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">沖縄の文化の源流を確認できる 環境づくり</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－３－（２）</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">12,295 (12,295)</td><td>27</td><td>52,945</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="2">2,459</td><td>28</td><td>10,586</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>直接実施</td><td>非常勤職員5名
(有)合同印刷</td><td>29</td><td>11,693</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">王府時代の御細工所跡を歴史的観光資源として活用するため、発掘調査による成果をとりまとめた調査報告書や図録を刊行する。さらに周知 に向けた展示会等を開催し、説明板を設置する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">調査報告書および図録の刊行、展示会(または報告会)の開催、説明板の設置</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">首里城周辺に残る琉球王国時代史跡のひとつである御細工所跡の発掘調査の成果を広く周知する。調査で判明した成果は琉球王国の往時の行政機能の解明や景観上の変遷を知ることができる。当該地が首里城に近接するという有利性もあり、大に観光に資するものである。出土遺物などは伝世した陶磁器や漆芸品の歴史的美術的価値を高め、現工芸品においては更なる技術の発展に寄与することが期待される。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">①遺跡の成果を記録した調査報告書および図録 各300部刊行
②遺跡展示会の見学者 500人</td><td colspan="2">①調査報告書及び図録の刊行　各300部
②展示会の見学者　555人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">・年二回実施した展示会については目標人数は達成したものの、昨年度を上回ることが出来なかった。ただ、展示にあたっては前年度の課題であった外国人にも対応できるよう、解説文に英語・中国語を併記した。
・刊行した図録および説明板についても外国語を併記した。
・展示会では、説明員を配置し、出土遺物の展示もおこなった。</td><td colspan="2">今年度は、昨年度の課題であった多言語化を行ったことにより外国人観光客等への対応が図られた。</td></tr>
</table>

今後の取組方針	・調査報告書や図録、過年度に刊行した概要報告書等は今後、文化・教育施設、さらに観光施設や団体に配布して周知を図り、活用を促していく。 ・一次資料である出土遺物や図面や写真等は、自主展示会等で活用するほか、各種文化事業や観光イベントなどにおける貸し出しや情報提供などを積極的に 行い、観光の振興を図る。

⑷　事業概要

琉球王朝時代の御細工所跡が発見されたことから、その発掘調査、報告書作成を行うもの

⑹　実績

平成 27 年度に発掘調査、平成 28 年度以降に資料整理、報告書・図録作成、モニュメント設置を行った。平成 30 年度で事業終了。

事業費は、非常勤職員（５名）の人件費、印刷製本費、賃料（資料整理作業のため事務所を賃借）である。

⑹　結果

小学校のグランド整備工事を行う際に発見されたもの。小学校用地にあるため、常時公開することはできず、説明板を設置している。

また、発掘の様子のパネル展示と出土品の展示を市内２箇所の公民館で行った。

常時公開されるものではないから、市民の関心を保ち続けるのは難しいかもしれないが、歴史的価値のあるものであるから、その貴重性を広く市民に発信し続けて頂きたい。

指摘すべき点は特になし

⑶　壺屋の歴史・文化発信事業(特別展事業)

事業番号・事業名	7-9	壺屋の歴史・文化発信事業(特別展事業)		
担当部課	市民文化部　文化財課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－（４）－エ		24	16,211
	文化の発信・交流		25	5,312
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	3,900
総事業費(うち交付対象事業費)	5,847 (5,569)		27	
那覇市負担	1,114		28	3,119
事業形態／主な支出先	直接実施・委託	琉球物流(株)	29	
事業概要	歴史の継承を図るため、壺屋焼物博物館において、沖縄の焼物の魅力を発信する特別展を開催。			
平成30年度実施内容	特別展の開催 50日、解説会の実施 2回、シンポジウムの実施 1回			
事業目的・効果	沖縄の焼物に対する魅力増、焼物や工芸文化に対する理解の向上、伝統工芸「壺屋焼」をはじめとする沖縄の焼物関係者の意識啓発、博物館の利用促進をもって、伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造、沖縄の焼物の文化の振興を目指す。			
成果目標／実績	①特別展観覧者数 3,600人 ②シンポジウム等参加者数 120人		①特別展観覧者数 4,044人 ②シンポジウム等参加者数 166人	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	①特別展観覧者数：県外の博物館等から借用し、沖縄初公開の作品等を展示したことや、マスコミ各社への広報活動によりメディアで取り上げられたことが、目標達成の要因と考えられる。 ②シンポジウム等参加者数：広い駐車場で立地のよい場所を会場として選定し、学術的な理論だけでなく製作者をパネリストとして迎え、販売者・消費者側に関する議論等幅広いテーマを設定し、開催したことで好評を博した。		平成28年度事業の検証を行い、目標を上回る成果を上げることが出来たが、引き続き特別展・シンポジウムテーマ選定等の見直しを行い、更なる質の向上と充実を図る。	

今後の取組方針	①特別展観覧者数：沖縄の焼物の魅力を掘り起こし、新たな展示テーマに基づく特別展を開催することで、観覧者数の増加を図る。 ②シンポジウム等参加者数：最新の調査、研究を反映し、新しい知見を与えられるような展示解説会を開催する。 今回同様に来場者の利便性の高い会場を選定し、様々な視点からテーマ選定、構成を行う。 ③その他：特別展で得た新しい知見、魅力を壺屋焼物博物館の常設展示に反映させ、継続して発信していく。 また、シンポジウムの内容を文字起こしし、壺屋焼物博物館紀要に掲載し広く発信する。

⑷　事業概要

壺屋焼の特別展などの実施を行うもの

⑹　実績

事業費は、非常勤学芸員の人件費、シンポジウム開催費用、借用資料の美術梱包・運送費、旅費などである。

⑹　結果

沖縄では、焼き物のことを「やちむん」と呼び、那覇市の壺屋焼をはじめ多くの焼き物がある。壺屋界隈はやちむん通りが整備され、観光拠点として認知されている。

今後は、より広い層に壺屋焼の魅力を発信して頂きたい。

指摘事項は特になし。

１１　商工農水課

⑴　市魚マグロ等水産物流通支援事業

事業番号・事業名	2-1	市魚マグロ等水産物流通支援事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（７）－イ		24	64,140
	流通・販売・加工対策の強化		25	17,333
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（６）		26	9,780
総事業費(うち交付対象事業費)	14,203(7,971)		27	9,888
那覇市負担	1,595		28	9,853
事業形態／主な支出先	直接実施、委託、補助	㈱ﾊﾟﾑ・コークリエーション等	29	8,000
事業概要	市魚マグロの認知度を高めるため、マグロを活用したイベント開催支援及び学生等若者向けの料理教室等を実施する。また、市民や観光客に対しても市魚マグロの認知度を向上させためのPR活動を行う。			
平成30年度実施内容	・マグロの認知度向上及び消費促進に繋がるイベント等の開催 ・マグロの認知度向上及び消費促進に繋がるイベント等の開催支援 ・マグロを使った料理教室開催支援			
事業目的・効果	漁業組合等のイベントへの助成や民間企業及び組合等への業務委託を実施することによって、マグロの認知度向上及びマグロの消費拡大を図り、本市水産業の振興に繋げる。			
成果目標／実績	・イベント来場者数：47,200人 ・料理教室等の参加者：83人　等		・イベント来場者数：約27,800人 ・料理教室等の参加者：194人　等	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	・1件のイベントにおいて2日間開催予定が台風で1日中止となった。 ・小学校3校でマグロの解体実演及び料理教室を開催し、参加者が増加した。		・イベント内容の充実等の検討を補助対象者に依頼し、効果的にイベント告知を行い集客に繋げる。 ・引き続き料理教室等の事業を展開し、マグロの認知度向上や消費促進に向けた施策の充実を図る。	
今後の取組方針	・イベントの開催は、告知方法、開催内容について見直しを行い、効果的な周知と集客により消費拡大に繋げられるよう取り組む。 ・引き続き小学校で、社会（水産業）の教科と連携して開催し、成果目標（参加者数）を達成し、魚食普及へ繋がる取り組みを行う。			

⑷　事業概要

沖縄県は全国有数の生鮮マグロの産地であり、那覇市内の泊漁港が県内水揚げの半数を占めることから、那覇市は平成 22 年にまぐろを市魚に制定している。市魚としての知名度を上げ消費拡大を図るために、イベントの実施、ＰＲ活動を行うもの。

⑹　実績

沖縄鮮魚卸流通協同組合に対し、推進業務委託（小学校でのマグロ解体実演、巨人軍歓迎セレモニーでの贈呈）と、イベント（３回）補助金（450 万）。プロポーザル方式により選定した株式会社パム・コークリエーションに対しＰＲ活動及び消費促進業務委託費（282 万円）。

⑹　結果

ＰＲイベント、学生向け料理教室など、一定の集客に努めている。

一方で、イベントをしたからといって、知名度アップにはつながるかもしれないが、直ちに売上に反映する訳ではないと思われる。実際、泊いゆまち（泊漁港に併設する魚の直売所）の売上高は減少している。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業の業務委託（ＰＲ活動）は、プロポーザル方式によっている。

審査基準の見直しが必要と思われる（まとめの章で詳論する）。

【意見】

平成 24 年度から本事業が行われているが、マグロが市魚であることの認知度は平成 30 年度のアンケート結果でも 33%にとどまっている。成果は上がっていないといえる。

ただ、消費者は味と値段の相関関係で購入を決めるものと考えられるから市魚と知ったからといって、消費に結びつく訳ではないのではないかと思われる。市魚と知って購入（あるいは飲食店で注文）のきっかけにはなるかもしれないが、結局、味が良くなければ次の購入はない。

本事業の一番の目的は、マグロの消費量の増加にあるのだから、成果指標として、イベント参加者や市魚としての認知度の向上をあげるのは、意味が全くないとはいえないが、本来の目的ではない。

泊いゆまち（泊漁港に隣接する販売所）の売上高の減少（平成 27 年 13.5 億円、28 年 14.1 億円、平成 29 年 11.7 億円、平成 30 年数値なし）の原因と市内世帯のマグロの年間支出額の減少（目標値 5,909 円に対し 4,919 円）の原因を分析し、この数字を成果目標とすべきである。

【意見】

水産物流通支援事業補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。

⑵　漁船近代化機械設置推進事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">2-2</td><td colspan="3">漁船近代化機械設置推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　商工農水課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－３－（７）－カ</td><td>24</td><td>6,960</td></tr>
<tr><td colspan="3">亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備</td><td>25</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－１－（６）</td><td>26</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">14,822(4,000)</td><td>27</td><td>3,880</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3">800</td><td>28</td><td>3,954</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td colspan="2">那覇地区漁業協同組合員等</td><td>29</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">漁業者数の維持を図るため、漁船の近代化機械等の整備を支援する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">漁船近代化機器等の設置経費への補助金交付による支援</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">漁船の近代化機械等を推進することにより、安全操業の確保、就労環境の改善が期待され、漁業従事者数の確保維持に繋がり、本市水産業の振興を図ることができる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">漁船近代化機器等の設置経費への支援実施：10件</td><td colspan="2">漁船近代化機器等の設置経費への支援実施：14件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">・漁業者数174名の維持
・漁船の科学装備や機器等の設置費用が高額化しており、自己負担が増大している。</td><td colspan="2">・漁船近代化に対する需要は高く、科学装備等の設置費用が高額化しており、補助率及び補助限度額の引き上げを含め、漁協と事業実施方法等の見直しを検討する。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">・漁業者数174名の維持
・漁業従事者が、当該事業を活用し、漁業の効率化を進めることにより漁業者数を維持・増加できるよう、補助率及び補助限度額の引き上げを含め、漁業組合と事業実施方法等の見直しを検討する。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

漁業従事者に対し、機械化の設置費用の補助金を支出するものである。

⑸　実績

那覇地区漁業協同組合組合員５件（200 万円）、那覇市沿岸漁業協同組合組合員３件（78 万円）、沖縄県近海鮪漁業協同組合組合員６件（121 万円）

内容は、漁具 11 件、科学装備（自動操舵）３件となっている。

補助率は１／２以内（限度額 40 万円）

⑹　結果

漁業従事者は増加傾向にある。平成 28 年度 159 名、平成 29 年度 181 名、平成 30 年度 184 名

漁船の科学装備、漁具の近代化、労働時間の短縮などが要因として考えられるとし、（直接的な関連は不明であるが）本事業の成果といえる。

一方、本事業による漁業従事者への直接的な補助が、基本計画に規定される「亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備」に該当するといえるのか（漁業の機械化・近代化は、全ての漁業に共通するのであり、亜熱帯・島しょ性は関連しないのではないか）との疑問は残る。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇市水産業振興整備対策事業補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを盛り込む必要がある。

⑶　外国人漁業研修生受入推進事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">2-3</td><td colspan="3">外国人漁業研修生受入推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　商工農水課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－３－（７）－エ</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－１－（６）</td><td>26</td><td>1,400</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3"></td><td>27</td><td>245</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3"></td><td>28</td><td>245</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td>インドネシア研修生受入事務組合</td><td></td><td>29</td><td>845</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">マグロ延縄漁船数の維持及び確保を図るため、市内漁協が実施する外国人漁業研修生受入事業を支援する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">・外国人漁業研修生受入事業に対し補助金の交付
・外国人研修生の確保、日本語の取得及び鮪延縄操業の技術取得</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">外国人漁業研修生受入事業を実施することにより、マグロ漁船員を確保することができ、マグロ操業漁船の維持確保がされる。そのことにより、本市の水産業振興に繋げることができる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">マグロ延縄漁船数：４７隻</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

⑷　事業概要

マグロ漁船数の維持確保のため、外国人漁業研修生を受け入れる事業に対する補助である。

⑸　実績

例年 11～17 名を受け入れているが、現地（インドネシア）での人員確保ができず、目標人数を下回っている。

⑹　結果

研修生を労働力としてみている。研修生に対して船主が支払う報酬・手当額が上昇しており、漁業経営が厳しくなることを理由に研修生受入を断る事例があるとのことである。

それならば、わざわざ外国からの労働力を頼る必要はないのではないかとも思われる。

国内の人材確保も厳しい状況にはあるのであろうが、真の人手不足を解消するために、国内向けアピールに目を向けてもよいと考えられる。

本事業は、入国管理局による外国人実習生の技能実習計画認定が例年に比べ審査が厳しく大幅に遅れたため、技能実習生の陸上研修の年度内終了が困難となり、次年度に繰り越されている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇市外国人技能実習生受入事業支援補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。

⑷　中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業

事業番号・事業名	3-1	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（８）－ア		24	9,656
	中小企業等の総合支援の推進		25	26,767
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	6,115
総事業費(うち交付対象事業費)	4,689(2,245)		27	4,144
那覇市負担	449		28	4,353
事業形態／主な支出先	直接実施・補助	㈱みなしょう等	29	6,600
事業概要	販路開拓の前段となる商談会への出展をして、商談の機会を増やし、商談成約を図る。			
平成30年度実施内容	販路拡大支援			
事業目的・効果	県産品・サービスの販路拡大の支援策として、販路拡大にかかる費用の一部を補助することにより、新たな沖縄振興にとって重要な経済の振興を図る。			
成果目標／実績	商談成約率（商談成約件数/商談件数）が10%以上	2.0%（商談件数148件・成約件数3件）		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・観光の伸びに伴い、本県の特色ある加工食品等については、その販路開拓が産業自立発展のための大きな課題となっている。更に雇用確保のための取り組みが必要である。	・施策の認知度を向上させるために、広報活動の強化を行う。 ・実績報告後の「継続商談」、「成約見込み」の報告等に基づいて事業効果の検証を図り、より効率的な取り組みとしていく。		
今後の取組方針	・成果報告書の結果を踏まえて、本事業の実施により、中小企業の振興と雇用の拡大に繋がっているか検証していく。 ・市内企業経営基盤強化事業と連携した取り組みを進め、市内企業の経営基盤強化に努め、講座参加企業へ本事業の広報周知を行う。			

⑻　事業概要

那覇市内の中小企業者が新規開発した商品・サービスを県外・海外へ展開するため、商談会への出展を支援する事業

⑹　実績

県外・海外での商談会、見本市、展示会の出展にかかる経費（出展料、旅費、宣伝材料費等製作費、出展後の商談に関する旅費等）の１／２（上限

額：県外 50 万円、海外 100 万円）を補助する。

販路拡大支援事業補助金募集に 10 件の応募があり、全て採択された。県外９社、海外１社。

10 社の商談件数は 148 件、うち成約件数は３件

⑹　結果

本事業は、応募件数、商談件数が伸びず、規模が縮小されている。平成 29 年度までは、補助金の他に臨時職員賃金が含まれていたが、平成 30 年度は補助金のみである。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

平成 26 年度における包括外部監査の結果でも指摘があった点ではあるが、平成 30 年度においてもなお成約率は２％と低く、実際の販路拡大に結び付いた実績が低調である。成約すれば、当該事業者にとっての成果は明らかであり、その限りで成果は上がっているとはいえるものの、事業の効率性の観点から、引き続き「沖縄大交易会」との連携や他の事業との連携等の事業の実施方法についての検討が求められる。

【意見】

令和元年度中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業（補助金）募集要項には、暴力団排除条項は存在するが、中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、その趣旨を明確にするためにも、早急にこれを改正する必要がある。

⑸　那覇の物産展事業

事業番号・事業名	3-2	那覇の物産展事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（９）－イ		24	1,400
	県産品の販路拡大と地域ブランドの形成		25	2,000
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	5,032
総事業費(うち交付対象事業費)	5,203(5,203)		27	5,206
那覇市負担	1,041		28	5,206
事業形態／主な支出先	直接実施・委託	平成30年度那覇の物産展事業コンソーシアム	29	5,206
事業概要	那覇市長賞を受賞した商品、その他市内事業者の商品を知ってもらい、売上増加に繋げるため、「那覇の物産展」の開催等を行う。			
平成30年度実施内容	・那覇市長賞商品の選定 ・那覇の物産展の企画・開催			
事業目的・効果	那覇市長賞商品を選定することで、商品のＰＲ及び販路開拓の機会拡充を図る。また、「那覇の物産展」を企画・開催し、出展事業者の需要拡大及び販路開拓に貢献する。			
成果目標／実績	物産展来場者数：74,000人	物産展来場者数：200,650人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・今回開催した物産展では、既存の売り場に合わせて店舗の階を分けてブースを配置したが、同じフロアの方がよかったという意見がある一方で、好評だったという出店事業者もあった。	・物産展を一過性のものとするのではなく、販路拡大につながるような仕組みづくりが必要である。 ・「那覇の物産」のみで催事を行った場合、集客力や購買力向上が求められる。		
今後の取組方針	・物産展に出品した商品を物産展終了後も継続的に販売できるようインターネット販売等の新たな販路について検討する。 ・沖縄県域を対象とした物産展への出店や各種イベント等に併せた物産展を開催する。			

⑷　事業概要

市内事業者が３年以内に開発、販売した商品の中から特に優れた商品を那覇市長賞に選定し、「那覇物産展」の開催を通じて商品のＰＲ・販路開拓を支援する事業。

⑹　実績

東京で開催した物産展事業（めんそーれフェスタ）について、那覇市観光協会との間で業務委託の随意契約（48 万円）。

また、物産展事業（那覇市長賞の選定業務、那覇市内で他のイベントと併設した物産展の開催、県内外の商業施設での物産展の開催）について、プロポーザル方式により、「平成 30 年度那覇の物産展事業コンソーシアム」（那覇商工会議所と株式会社プロダクツ・プランニングのコンソーシアム）との間で業務委託契約（472 万円）。なお参加事業者は１団体のみであった。県外での物産展は、川崎市内の２店舗で１回開催。

⑹　結果

例年、県外での物産展は、大手スーパーなどのチェーン店数十店舗で開催してきたが、平成 30 年度はこのような形態ではなく、２店舗のみでの開催にとどまっている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業の平成 29 年度の検証シート（ホームページ上で公表されているもの）を見ると「物産展の来場者数については、目標値を超えたものの、売上額については、〇〇により、開催時期が例年より遅れ、開催場所の確保が難しくなり、２店舗のみでの開催となったこと等から大きく下回る結果となった。」と記載されている。公表されている文書であるにもかかわらず、「〇〇」という理由部分が記載されていない。後に確認するつもりだったのか、あるいは後付けの理由を記載するつもりだったのかは不明であるが、このような不完全な文書を公表すべきでない。

【意見】

平成 29 年度は、物産展での売上が大きく減少している。（平成 28 年度の売上高 2340 万円、平成 29 年度の売上目標 2860 万円、平成 29 年度の売上高実績 480 万円）

その理由ついて、検証シートでは、上記のとおり「開催時期が例年より遅れ、開催場所の確保が難しくなり、２店舗のみでの開催となったこと」をあげている。しかし来場者数は目標値を上回っており、このように来場者数が確保できれば、売上高も確保できるはずである。２店舗のみでの開催となったことが売上額減の理由にはなり得ない。そうでなければ、来場者数のカウントに問題があることになる。

そして、なぜか平成 30 年度の検証シートの記載は、来場者数のみ目標が達成できたとの記載があり、売上高については目標値、実績両方の記載がなくなっている。目標達成が困難な数値について、成果目標から除外したとの懸念がある。

【意見】

平成 27 年度から県外で那覇物産展が開催されており、その業務委託を同

一の事業体（コンソーシアム）が受託している。
同一の事業者が受託している一方、これまでのノウハウの蓄積が活かされていない感がある。参加者アンケートの設問を工夫し、今後の開催に活かす必要があると思われる。

【意見】
那覇市観光協会との間で交わした「那覇の物産展事業めんそーれフェスタ出展業務委託契約書」に暴力団排除条項が漏れているので、盛り込む必要がある（契約当事者が暴力団関係者でないことだけでなく、取引先も暴力団関係者が関与していないこと）。

⑹　沖縄の産業まつり事業

事業番号・事業名	3-3	沖縄の産業まつり事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（９）－イ		24	
	県産品の販路拡大と地域ブランドの形成		25	392
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	290
総事業費(うち交付対象事業費)	375(225)		27	430
那覇市負担	45		28	375
事業形態／主な支出先	補助	沖縄フレッシュ㈱等	29	675
事業概要	那覇市長賞を受賞した商品、その他市内事業者の商品を知ってもらい、売上増加に繋げるため、沖縄の産業まつりに出展する市内事業者への支援を行う。			
平成30年度実施内容	市町村コーナー出展支援			
事業目的・効果	本市で開催されている「沖縄の産業まつり」内の「市町村コーナー」にて、市内事業者の出展コーナーを確保及び出展支援をすることにより、地場産業のＰＲ及び需要拡大に寄与する。			
成果目標／実績	「沖縄の産業まつり」来場者数：222,400人	「沖縄の産業まつり」来場者数：260,200人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・事業規模が小さく、人手等の出展コストを負担困難として、出展しない事業者も多い。 ・出展が事業者にとっての継続的な販売、売上の増に繋がっていない。	他事業と統合予定（令和元年度より）		
今後の取組方針	他事業と統合予定（令和元年度より）			

⑻　事業概要

毎年10月に開催される沖縄の産業まつり（2019年が第43回）（公益社団法人沖縄県工業連合会を中心とした沖縄の産業まつり実行委員会主催）に、那覇市長賞を受賞した商品、その他の事業者の出展を支援するもの

⑼　実績

沖縄の産業まつりは、沖縄県内最大の総合産業展であり、来場者は、

260,200 人（平成 30 年）（令和元年は 287,900 人）にのぼる。

本事業では 10 事業者の出展支援を目指していたが、５件（うち市長賞１件）にとどまった。

補助の額は、市内事業者は出展料の 50%（37,500 円）、市長賞受賞事業者は 100%。

⑹　結果

沖縄の産業祭りは、週末の３日間行われる。補助を受けて出展した事業者のうち、２社は赤字となっている。うち、１社は出展コストが他と比較し高くなっていることも要因であるが、３日間限りの出展で利益を確保するためには、出展する商品などを厳選し、祭りというイベントに来場する者の購入意欲を持たせるものとする必要がある。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

本事業の成果目標について、沖縄の産業まつり全体の来場者数をあげている。これは、出展支援によって得られた成果ではないのであり、成果目標としては不適当である。

出展事業者の収支、あるいはＰＲ活動効果などを成果目標とすべきである。

【意見】

沖縄の産業まつり出展助成金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。

⑺　企業誘致活動サポート事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">3-4</td><td colspan="3">企業誘致活動サポート事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　商工農水課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3" rowspan="2">第3章-3-（3）-ｱ
情報通信関連産業の立地促進</td><td>24</td><td>9,987</td></tr>
<tr><td>25</td><td>10,157</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ-1-（7）</td><td>26</td><td>5,199</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">10,830(10,830)</td><td>27</td><td>12,007</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3">2,166</td><td>28</td><td>12,018</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>直接実施・委託</td><td colspan="2">㈱帝国データバンク</td><td>29</td><td>12,341</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">本市への県外企業の誘致を推進するために、企業誘致活動等を実施する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">①意向調査3,000社以上、②企業訪問50社、③市内投資環境視察や勉強会及びビジネスマッチング、④市内不動産の情報のＷＥＢ発信</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">沖縄県は、本土から遠隔にある状況のため、ターゲットである企業に対しては、費用や時間の関係から企業訪問等の活動が頻繁には展開できない。本事業により、そのような現状が軽減される。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">誘致企業３社</td><td colspan="2">誘致企業１１社</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">これまで、情報通信関連企業と物流関連企業を中心に誘致活動を展開しているが、現在までの立地実績や本市における実情や今後の発展性を踏まえ、誘致を強化する分野を改めて検討する余地がある。</td><td colspan="2">情報通信産業、物流産業、観光産業の集積の促進に加えて、域内産業との連携・補完により付加価値を創出する産業分野の立地を促進していく。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">引き続き情報通信や物流、観光分野の企業誘致に加えて、既存産業に付加価値を与え地域経済に好循環を与える企業の誘致やビジネスマッチングを推進していく。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

県外企業を那覇市に誘致するための企業誘致活動を行うもの。

⑼　実績

プロポーザル審査により株式会社帝国データバンクと業務委託（987 万円）。参加は１社のみである。

委託先が持つ企業情報より沖縄企業と取引のある企業やアジア展開を考

える情報通信、卸売企業などをピックアップしヒアリングを実施。

⑹　結果

委託先は、平成24年度から変わっていない。当初からプロポーザル方式がとられている。委託先が事業を行うにあたっては最新の企業データを保有している必要があり、対象となる事業者は限られると思われる。なお、平成27年度は３社、平成28年度は４社から見積もりを取得しており、契約金額の適正を確保している。

平成30年度は11社の誘致に成功しており、過去最高となっている。

一方で、那覇市内に適当な賃貸オフィス物件が限られるなど新たな課題もあるとのことである。

今後はこれまでに誘致した企業のその後の活動をフォローするなどし、企業の定着を図ることにも尽力頂きたい。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

委託先は平成24年度以来変わっていない。上記のとおり、平成27年度、平成28年度には複数社から見積もりを取得しており、競争業者はいる。それにもかかわらず、プロポーザルに参加しないのはなぜなのか。

プロポーザルを採用しているから問題ない、のではなく、競争のおきる環境整備を行うべきである。

⑻　市内企業経営基盤強化事業

事業番号・事業名	3−5	市内企業経営基盤強化事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（８）－ア		24	
	中小企業等の総合支援の推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	1,414(1,414)		27	452
那覇市負担	284		28	468
事業形態／主な支出先	委託	一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会等	29	905
事業概要	市内中小企業の経営基盤の強化に役立てるため、海外商談会出展準備講座をはじめ、中小企業が抱える各種課題解決のためのセミナーを開催する。			
平成30年度実施内容	・海外商談会出展準備・フォローアップセミナーの開催 ・経営基盤強化を目的とした講座の開催			
事業目的・効果	中小企業の海外展開への支援を行い、中小企業のためのセミナー等を開催することにより、市内中小企業の経営基盤強化に繋げる。			
成果目標／実績	アンケート調査等で「役立った」との回答割合80%以上		アンケート調査等で「役立った」との回答割合87%	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	・販路拡大に向けた講座については、アジアで開催される商談会等への出展に向けたテーマで開催 ・中小企業の課題解決に資する講座では、「市内中小企業経営実態調査」を基にしたテーマで実施		・より多くの市内企業者が参加できるよう、幅広く周知を図る。 ・講座の開催時間帯等は、事業者が参加しやすいように検討する。 ・中小企業の課題解決に資する講座では、講座内容を検討する。	
今後の取組方針	・講座内容や実施回数等を検討する。 ・講座に参加した事業者へ事後調査を実施し、事業効果の把握に繋げる。			

⑻　事業概要

海外進出を検討する中小企業者を対象に、セミナーなどを実施する事業である。

⑹　実績

平成29年度までは海外進出者向けセミナーだけの実施だったが、平成30年度は、海外進出向けセミナー（全５回）の他に中小企業の課題解決に向

けたセミナー（15回）も実施されている。
海外進出者向けセミナーは、日本貿易振興機構沖縄貿易情報センター（ジェトロ）との随意契約（38万円）、中小企業課題解決セミナーは、プロポーザル方式により一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会に委託（参加１社）（103万円）。

⑹　結果

海外進出者向けセミナーは、全３回合計74名が受講している。
中小企業課題解決セミナーは、全15回合計213名が受講している。

小規模事業者にとって無料で受講できるセミナーは必要であり、意義があると思われる。
受講者の増加に努め、今後は実際に海外事業者との取引を始めた事業者のフォローと課題対策に取り組んで頂きたい。

特段指摘すべき点はない。

⑼　なは産業支援センター育成支援事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">3-7</td><td colspan="3">なは産業支援センター育成支援事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　商工農水課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－３－（３）－イ</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">県内立地企業の高度化・活性化</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－１－（７）</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">11,678(11,678)</td><td>27</td><td></td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3">2,336</td><td>28</td><td>11,678</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td colspan="2">ブルームーンパートナーズ㈱</td><td>29</td><td>11,678</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">なは産業支援センターに入居する企業等の育成を図るため、相談等の支援を行う。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">①経営課題に対する相談・指導、②ＨＰ等や冊子による情報発信、③入居企業等を対象に研修やセミナー等の開催、④キャリア教育支援又はキャリアアップ支援に繋がるイベントの開催</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">当該事業は、ソフト面での支援を実施するものである。また、育成した事業者が地域に定着することで、新たな雇用を創出し、周辺企業に波及効果をもたらすことで、地域の経済を活性化させる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">アンケート調査等で「役立った」との回答割合80%以上</td><td colspan="2">アンケート調査等で「役立った」との回答割合31.30%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">参加者が前年度より増えたものの、入居企業の参加が少なく、本来の入居企業を中心に経営力向上を図るという点で、大きな課題が残っている。</td><td colspan="2">次年度はテーマについて入居企業が登壇するセミナーやイベントの企画を増やし、入居企業間の当事者意識を醸成し、さらなる活性化を目指す。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">なは産業支援センター入居企業が参加しやすい時期、時間帯、参加したいテーマを調査した上で、さらに市内･県内企業の参加者が増えるよう、事業内容を検証し拡大・継続に向けた取り組みを強化する。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

なは産業支援センターに入居する企業に対し、助言・支援を行うもの。

⑹　実績

委託先企業は、プロポーザル方式により選定（２社参加)。

なお、今年度委託した事業者は過去２年（平成 28 年度、平成 29 年度）と同じ企業である（但し、平成 28 年度はコンソーシアムの構成員)。

①　経営課題に関する入居者企業の相談対応　　11件
②　教育研修（セミナー業務）
事業者対象セミナー（各回とも20名以上の集客を目標）
・成長産業分野　16名（８社）
・海外展開　13名（11社）
・創業支援　15名（６社）
・情報通信産業制作技術セミナー　15名（14社）
学生対象のセミナー（集客目標100名）
・情報通信産業の専門家によるセミナー　271名

⑹　結果

なは産業支援センターは、インキュベート（設立間もない企業への支援）を目的としている。入居期間は３年とされている。

創業間もない事業者であり、様々な支援が必要になるとは思われる。しかし、相談件数は11件にとどまり、セミナー参加者も十分とはいえない。

⑺　外部監査人の視点

【指摘事項】

本事業の業務委託契約書に添付された「なは産業支援センター育成支援事業業務委託仕様書」によると、受託業者が行う支援業務に次の事項がある。

「２　業務内容」「（１）　なは産業支援センター入居企業への支援業務」

「以下のア～カの業務を実施すること。なお、これらは定期的に実施するものとし、その体制を整えること（略）」

「ア　経営課題（営業、法務、税務、財務、労務、金融、経営戦略）に対する相談及び指導業務」

上記のうち、法務（法律）相談、税務相談を無資格者が行う場合は、違法の可能性がある。

弁護士法 72 条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で・・・その他一般の法律事件に関して・・・・法律事務を取り扱い、・・・することを業とすることができない。」と規定し、弁護士でない者が法律事件に関し法律事務を扱うことを禁止している。違反した場合２年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処される（弁護士法77条３号）。「報酬を得る目的」には、直接の相手から受け取る場合に限らず第三者から受け取る場合でもよいと解される[1]。「法律事件」の解釈は定まっていないところではあるが、紛争性のあるケースの相談を受け対応した場合、弁護士法違反となる可能性が高い。

また、税理士法52条は「税理士又は税理士法人でない者は、・・・税理士

[1] 条解弁護士法第５版644頁（日本弁護士連合会調査室編著）（弘文堂）

業務を行ってはならない。」と規定し、税務相談は「税理士業務」に該当する（２条１項３号)。よって、税務相談に該当する場合は、やはり税理士法違反となる可能性がある。
受託業者の設計書・提案書を見ても、弁護士・司法書士に相談を予定している既述は見当たらない。
以上より、違法と指摘される可能性のある業務を委託することはできないと解すべきであり、「その体制を整えること」には法律相談、税務相談はそれぞれ専門の士業に対応させるように明記すべきである。

【意見】
平成30年の募集概要は次のとおりである（日付は平成30年)。
公募開始　７月２日（月）
公募説明会　７月６日（金）
申請書提出期限　７月13日（金）

応募開始から申請書の締め切りまで11日(土日を除くと９日)しかない。
一方、本事業は、過去２回含め、全てプロポーザル方式により同一の会社が受託している。
上記のような極めてタイトなスケジュールは新規応募者に不利であり、従前の受託者に有利な条件となる（但し、平成29年度、平成30年度とも応募は２社で、同一の事業者からの応募であった)。
上記のような募集要項では、実質的な競争は行われないと考えられる。
余裕をもったスケジュールを設定頂きたい。

【意見】
本事業は、なは産業支援センター入居企業の支援を目的とするものであり、成果目標として、入居企業のアンケート調査結果、「役に立った」が80%以上と設定していたところ、結果は31.3%と極めて低調であった。前述の「⑻　市内企業経営基盤強化事業」の受講者アンケート結果（87%が役に立ったと回答）と比較してその低さが目立つ。
受託業者は様々な方策を示していたようであるが、入居企業のニーズとはズレがあったものと思われる。また、本当に有用な支援であれば、入居企業に限る必要はないが、外部へのアプローチも不十分であった。
事業費に見合った成果は達成していないと言わざるを得ない。
本事業を継続するのであれば、内容を大幅に見直す必要がある。
なお、なは産業支援センターのホームページは、2019年２月以降更新されていない。ＳＮＳに注力したとのことであるが、上記のとおりアプローチの方法は広くとるべきと考えられる。

⑽　企業立地促進事業

事業番号・事業名	3-8	企業立地促進事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（３）－ア		24	
	情報通信関連産業の立地促進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	3,845(3,845)		27	
那覇市負担	769		28	7,463
事業形態／主な支出先	補助	ServiceSource International Japan合同会社等	29	11,500
事業概要	雇用の創出及び企業の立地促進を図るため、市外から市内へ新規に事務所を設置した企業に助成を行う。			
平成30年度実施内容	・市民新規雇用支援 ・市内立地企業への支援			
事業目的・効果	企業立地を促進することで、新たな雇用を創出し、若年者雇用にも貢献できる。また、関連企業の集積や税収効果及び雇用所得の発生等の直接効果や消費需要効果等の間接効果も期待できる。			
成果目標／実績	・新規常用雇用者数60名 ・新規企業立地社（申請者）7社		・新規常用雇用者数10名 ・新規企業立地社（申請者）3社	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	・要件である市民3名以上の雇用がハードルとなっていると考えられる。 ・新規企業立地社数が目標値に近づくことで、新規雇用者数も改善される。		・雇用要件等の要件の緩和や立地企業が利用しやすい制度の再検討を進める。また、関連機関と連携を図りながら、周知方法を改善することで、新規企業立地社及び新規常用者の増加に繋げる。	
今後の取組方針	・関連機関及び関連事業との連携を図り、本事業周知用のチラシ作成や、昨年度より早い段階でより多くの周知活動を行う等、当事業の認知向上の為、周知活動の改善を行う。 ・補助メニューや補助額等、内容の見直しに取り組む。			

⑻　事業概要

市外から那覇市内へ事務所を設置した企業又は市内にて新たに事業を開始した事業者に助成するもの

⑼　実績

自社の使用のために事務所を賃貸又は建設した事業者で、賃貸の場合は

那覇市民を新規に３名以上雇用し、６ヶ月が経過していること。事務所建設の場合は５名以上。
賃貸の場合、
賃料補助として、事務所賃料の 20%（上限 30 万円）の６ヶ月分
雇用補助として、正規雇用 30 万円／人、非正規雇用５万円／人

平成 30 年度は、３社に対し助成した（全て賃貸）。

⑹　結果

平成 30 年度は７社からの申請（新規乗用雇用者数 60 名）を見込んでいたが、３社（同 17 名）にとどまる。平成 28 年度は５社、平成 29 年度３社と件数は低調である。

平成 30 年度の検証シートには、今後の取り組み方針として、関連機関との連携強化、チラシ作成、早い段階での周知などが記載されているが、平成 29 年度の検証シートと全く同じ記載である。前年度の検証結果が活かされないまま平成 30 年度も同様の結果となっている。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

従業員雇用の面でハードルが高いかもしれないが、上記のとおり利用は極めて低調である。検証シートの今後の取り組み方針に記載した事柄を確実に実行頂き、件数増加に努めて頂きたい。

【意見】

本事業の助成先の対象は、「市外から本市内」に事務所等を設置した事業者である。沖縄県内の他の市町村から那覇市に事務所を移転させた場合も含まれることになる。元々那覇市内に移転を検討していた事業者が本助成を受けるのであれば問題はないが、本助成金を契機に移転を決めた場合には、元の市町村の利益（市税や雇用機会）の減少と引き換えに那覇市の利益が成り立つことになる。

沖縄振興特別措置法は沖縄全体の発展を目的とするものである。他の市町村のマイナスの上に成り立つことは法の趣旨に合致しない。しかも最も多いソフト交付金の分配を受けている那覇市（市町村分配分の 10%超）が一括交付金を使って本事業を行うことに他の市町村から異論が出ないであろうか。

そこで、県内他市町村からの那覇市への移転は除く旨明記することを検討頂きたい。

（今回の監査の対象ではないが、平成 28 年度の助成先事業所は、登記簿上は県内の他の市町村からの移転事業者であった）

【意見】
申請事業者から提出された「賃料支払証明書」が平成 30 年８月 30 日付であるが、賃貸物件の賃貸人の証明日が平成 31 年１月 25 日となっており上記日付より後の日付となっている。単なる誤記なのか詳細は不明であるがこのように内容に疑問のある文書については訂正を促すなりすべきである。

【意見】
那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱 22 条においては、補助金交付先団体の５年間の追跡調査への協力を義務付けており、誓約書においても、追跡調査への協力の誓約を求めている。本事業は企業の立地促進及び雇用の創出を目的としているため、補助金交付先団体の事業及び雇用の継続性は、効果測定の際の重要な指標となるため、雇用人員の住民税の特別徴収手続における受動的な把握だけでなく、要綱に基づき、より能動的にこの点の調査を行い、効果検証を行う必要がある。

⑾　なはし創業・就職サポートセンター運営事業

事業番号・事業名	3-9	なはし創業・就職サポートセンター運営事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（6）－ア		24	8,243
	沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出、雇用機会の創出・拡大と求職者支援		25	10,884
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）、Ⅲ－２、Ⅲ－３－（１）		26	10,435
総事業費(うち交付対象事業費)	9,683(9,683)		27	8,866
那覇市負担	1,937		28	7,982
事業形態／主な支出先	直接実施・委託	㈱プラスキャリア等	29	9,982
事業概要	創業・就業の支援を図るため、創業・就職相談等を行う。			
平成30年度実施内容	創業支援及び就職支援に関する相談、情報提供業務、セミナー等の実施			
事業目的・効果	・創業者の相談窓口としてアドバイス等を行うことにより、廃業を減らし、新たな産業の創出を図り、地域経済の持続的発展に繋げる。 ・就職相談等を開催し、就業に結び付けることで、所得向上を図る。			
成果目標／実績	相談窓口利用者数2,400人、創業者15人、就職した人数の割合2.4%	相談窓口利用者数1,732人、創業者4人、就職した人数の割合2.6%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・周知活動により利用者数は増加傾向にあるが、依然として同センター場所の認知度が低い。 ・相談内容の業種が飲食、福祉、コンサル業等と多岐にわたっている。	・セミナー開催場所を検討する。 ・広報媒体を活用し、引き続き周知を行う。 ・書籍、新聞等を設置し、情報収集の場としての機能を強化する。 ・フォローアップを強化する。		
今後の取組方針	・若年層の利用が少ないため、若年層が気軽に訪れることができる環境づくり（セミナーやイベントの開催等）を構築していく。 ・創業前にも、創業後にも、アドバイスを行う等、連携支援機関（商工会議所等）との協力を強化する。			

⑷　事業概要

創業・就職の支援のための相談窓口を設置するもの。

⑹　実績

創業セミナー　13 回開催。

相談窓口運営業務は、プロポーザル方式により株式会社プラスキャリアと業務委託契約（938 万円）。

⑹　結果

前年度より相談窓口利用者は増えているが（平成 29 年度 1,349 名）、それでも目標値には届いていない。原因として、認知度が低いことがあげられている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

相談窓口運営業務について、随意契約で委託先と契約しているが、随意契約する根拠が不明確である。また、２人以上の者から見積書を徴さなければならないところ（那覇市契約規則 23 条１項）それがない。

また、通常、随意契約で委託先を選定している場合、検証シートには、随意契約である旨が記載されるが、本事業ではそれがない。

【意見】

本事業の目的として、「創業支援及び就職支援を一元的に行う」とあるが、本来、それぞれ対象となる層は異なるのであるから、一元的に行うことでどのようなメリットがあるのか分からない。

さらに、既にそれぞれ多くの相談窓口がある。

創業支援であれば、那覇市商工会議所、沖縄県産業振興公社、よろず支援拠点（中小企業庁）、就職支援であれば、ハローワークはもちろん、グッジョブセンターおきなわ（沖縄県、沖縄労働局、沖縄県経営者協会、日本労働組合総連合会沖縄県連合会の四者によって組織される「沖縄県雇用対策推進協議会」での協議内容に基づき、沖縄県の事業として設置され、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会が運営している）、パーソナルサポートセンターなどがある。

これらの支援機関ではなく本事業の相談窓口が必要な理由は何なのか、既存の相談窓口に何が足りなくて、本事業の相談窓口は何が違うのか判然としない。本事業の業務仕様書を見ても、創業支援・就職支援ともにインターネットや各種資料、就職情報誌を活用した情報提供を行う、他の機関の情報提供を行うとしており、本事業の意義が見いだせない。

さらに、基本計画該当箇所として、「沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出」があげられているが、そのような沖縄独自の視点からの創業という色はどこにもない。

事業内容にセミナー開催もあり、業務仕様書には、国や県等の他機関が直接実施する内容と重複しないプログラム内容を検討することとされているが、それはかなりハードルが高いと思われ実際に重複していないのかが分からない。

既存の事業ではカバーされていない層が那覇市にあるという実証的な検証があるならば本事業の意義は見いだせるが、そのような検証はされていない。

成果目標として、就職した人数の割合として、2.4%をあげているが、この数字自体の比較対象が分からないところではあるが、2.4%が就職につなげられたら目標達成というのは低すぎる数字ではないかと思われる。
就職相談、創業相談とも目標値を大きく下回っているのは、既に他の機関があるという要素が大きいと思われる。
今後、相談件数に大きな変化がなく、本事業の独自性が打ち出せないのであれば、継続する意義は乏しい。

⑿　新商品開発支援事業

事業番号・事業名	3-10	新商品開発支援事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（８）－（ア）		24	
	中小企業等の総合支援の推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	14,222(11,057)		27	
那覇市負担	2,212		28	
事業形態／主な支出先	委託・補助	大高商事㈱等	29	13,000
事業概要	那覇市の観光・地域資源を活用した商品、サービスの販売や売上の促進を図るため、新たな特産品、土産品、サービスの企画・開発を支援する。			
平成30年度実施内容	新商品開発支援対象事業者の選定、商品開発にかかる経費の助成、開発相談等フォローアップ支援、テストマーケティング支援及び結果の分析、商品開発セミナー等の開催、次年度以降の商品実現化の支援			
事業目的・効果	市内の中小・小規模事業者が行う那覇市独自の観光資源や地域資源を活用した商品やサービスの企画・開発を支援し、製品化又は事業化を推進し、当該事業者の育成を図る。			
成果目標／実績	新商品（またはサービス）開発数 ４件以上	新商品（またはサービス）開発数 ３１件		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・テストマーケティングの後に、商品改良を行い、ほとんどの商品で販売まで繋げることができた。 ・「龍柱会議」の７つのキャラクターの認知度がまだ低く周知を図る工夫が必要である。	・新商品開発を行う事業者の開拓 ・開発された商品の周知を図るため、各種イベント等での商品の展示、即売を行う。 ・キャラクター活用推進業務での広報の工夫（受託業者との連携）		
今後の取組方針	・開発されたキャラクターを活用した新商品を開発する事業者の支援 ・開発されたキャラクター以外で事業者独自の新商品開発の支援 ・伝統工芸品など伝統工芸産業分野での新商品の開発の支援 ・ソフトサービス事業の企画・開発の支援			

⑻　事業概要

那覇市の新たな特産品、土産物、サービス等の企画・開発を支援する事業

⑹　実績

新商品開発支援事業業務の受託業者は、プロポーザル方式（参加は１社のみ）により、那覇市新商品開発支援事業共同体（ゆいワークス株式会社）へ委託（500 万円）。業務内容は、開発支援業務、支援対象事業者の募集、

補助金交付にかかる補助業務、開発相談・商品化支援、テストマーケティング、知的財産権に係る指導支援等である。

補助対象事業に採択されたのは７社。菓子類、食品、酒類、衣料品、焼き物など31アイテムを開発。

また、前年度に開発された「龍柱会議」のキャラクター（龍柱、シーサー、泡盛、大綱、ハーリー、まぐろ、おおごまだらをデザイン化したもの）を活用推進業務。

⑹　結果

商品販売までつなげることができたとのことであるが、「龍柱会議」の知名度が残念ながらまだまだ低いと思われる（外部監査人も今回初めて知った）。

財政基盤が十分でない中小企業者が新商品を開発するにあたり支援を受けることができることは重要であると思われる。

今後は商品開発とともにその売り方を考える必要がある。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

新商品開発支援事業補助金交付要綱には暴力団排除条項が規定されていないため、早急にこれを改正する必要がある。

⒀　「なはけいざいMAGAZINE」発刊事業

事業番号・事業名	3-11	「なはけいざいMAGAZINE」発刊事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章-3-（8）-ｱ		24	
	中小企業等の総合支援の推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-（7）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	6,962(6,962)		27	
那覇市負担	1,393		28	
事業形態／主な支出先	委託	㈱近代美術那覇営業所	29	6,962
事業概要	那覇市経済産業施策事業の周知を図るため、タブロイド判の広報誌（発刊物）を作成し、配布する。			
平成30年度実施内容	本市経済産業振興に関する広報誌を、市広報誌である「なは市民の友」の折込記事として、年４回発行・配布する。			
事業目的・効果	本市経済産業振興分野全般の施策展開について、市民へ広く周知し、本市経済振興への意識付けや各施策を活用してもらうことで、本市産業振興・経済発展、ひいては市民所得の向上に繋げる。			
成果目標／実績	那覇市の経済産業施策事業の認知度：年間平均値34%以上	那覇市の経済産業施策事業の認知度：年間平均値42%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	若年層への本紙における認知度向上への取組みを要する。また、スマートフォンやPCなどが広く普及しており、それら媒体を介した情報収集が主となっているため、それらへの対応を要する。	・内容の更なる充実について検討する。 ・スマートフォン等から閲覧可能となるよう定期的なタブロイド版の発刊とアンケート回答におけるインセンティブの強化を図る。		
今後の取組方針	・今後も継続的に那覇市経済産業施策に特化した広報誌を作成する。 ・読者数の向上のため、中高生向けの記事等の内容を充実させ、スマートフォン等から閲覧可能となるよう定期的なタブロイド版の発刊、アンケート回収率改善のため、インセンティブ強化に取り組む。			

⑷　事業概要

那覇の経済状況、施策をまとめた広報誌（タブロイド判）を発刊する事業

⑹　実績

年４回、全戸配布を行った。

印刷製本については、他の広報誌と一括で入札が行われている。本事業にかかる費用は 539 万円である。

媒体の発刊業務（取材、記事作成、編集など）については、１回ずつ印刷製本の受託業者との間で随意契約（各 40 万円）を締結している。

⑹　結果

発刊の目的として、「本市経済産業振興施策の展開に関しては、これまでにも広報の強化が指摘されており、施策展開の目的やその重要性を広く認知させる必要があることや、融資事業、販路拡大支援事業等の補助金による事業助成、事業公募等、市民及び事業者への周知方法の改善・強化が強く求められている。」としている。「広く認知させる」といっても、商売に従事していない一般市民にとっては必要のない情報であり、そのような広報誌が配布されたとしても手に取ることすらしないであろう。全戸配布が必要ではなかったのではないかと思われる。

また、融資や補助金制度について事業者にとっては必要な情報といえるが、紙媒体で配布されたとしても、その時に必要としていなければ、やはり不要である。後に必要となったときに「そういえばこういう制度があったな」と記憶にとどめておく者はいるかもしれない。

いずれにせよ、全戸配布する必要性はないと思われた。読者層を明確化し、その読者層に届ける方策をとるべきである。

なお、本事業については、議会で予算が否決されたため、平成 30 年度で委託事業としては終了し、令和元年度からは商工農水課の職員が記事の作成をしているとのことである。

⑺　外部監査人の視点

【指摘事項】

媒体の編集校正の委託先の決定方法として、随意契約の方法が採られているが、委託業務の内容からしても、制限付き一般競争入札の方法によることも十分可能であったと考えられる。実際、平成 29 年度は別の事業者が委託を受けている。制限付き一般競争入札の方法によることを検討すべきである。なお、契約額（４回）の合計が 160 万円の発刊事業を随意契約で行っているが、地方自治法施行令 167 の２Ⅰ①・那覇市契約規則①によれば、予定価格が 130 万円を超えない場合に限り、随意契約を締結することができるとされており、予定価格が 40 万円の業務委託契約に細分化（４回）して契約を締結することは、その法の趣旨に反する恐れがある。随意契約を締結する根拠法令が地方自治法施行令 167 の２Ⅰ②であれば、この点が問題となることはないが、この点を今後明確にするためにも、随意契約に関するガイドラインを策定することが望ましい。例えば、さいたま市では明確にその点が規定されたガイドラインが策定されており、このガイドラインに反する契約締結に関して住民監査請求が行われたことを付言する。

⑭　那覇市ぶんかテンブス館施設機能強化事業

事業番号・事業名	3-13	那覇市ぶんかテンブス館施設機能強化事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－１－（4）－ウ		24	
	文化活動を支える基盤の形成		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	52,637(52,637)		27	
那覇市負担	10,528		28	
事業形態／主な支出先	直接実施・委託	㈱沖縄工業等	29	
事業概要	利用者のための空調設備機器を整備することにより、利用者の快適性の向上を図る。			
平成30年度実施内容	・実施設計 ・空調設備入替工事 ・工事監理			
事業目的・効果	空調設備の機能が強化されることで、施設利用者へより快適な空間を提供することができ、利用率向上に繋げることができる。			
成果目標／実績	高効率型空調設備機器への更新工事完了	高効率型空調設備機器への更新工事完了		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	空調設備が整備されたことから、施設の効果を最大限発揮するため、更なる施設利用向上の施策を検討する必要がある。	利用者増に向けたイベントの実施を検討する。		
今後の取組方針	利用者へ空調設備に関するアンケートを実施し、空調設備機器の機能強化により利便性が確保されたか（80%以上）を含め、アンケート調査により、本事業の効果を検証する。			

⑷　事業概要

那覇市ぶんかテンブス館の空調設備を整備する事業である。

⑹　実績

工事業者については、以下のとおり一般競争入札による選定が行われている。

	落札金額	落札者	
工事監理	1,751,760	(株)総合設備企画	制限付一般競争入札
設計	1,745,280	(株)総合設備企画	制限付一般競争入札
空調設備	49,140,000	(株)沖縄工業	制限付一般競争入札

落札率は、80.1%～94.7%であった。

⑹　結果

利用者にアンケートを実施するとあるが、利用者からすると肯定的な意見がでることが予想される。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

事業の目的が利用者の利便性の確保・向上を図るためとされているが、そもそも利用者から空調設備機器に対する要望があったのか、その点の論証がなされておらず、事業先にありきとの印象を拭えない。単年度事業ではあるが、効率性の観点から、事業のあり方全般について改めて見直す必要がある。

⑮　民間資金調達促進マッチング事業

事業番号・事業名	3-14	民間資金調達促進マッチング事業		
担当部課	経済観光部　商工農水課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章-3-（3）-イ		24	
	県内企業の高度化・多様化		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-（7）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	7,560(7,560)		27	
那覇市負担	1,512		28	
事業形態／主な支出先	委託	ブルームーンパートナーズ㈱	29	
事業概要	中小企業の資金調達の支援を図るため、市内の企業及び起業家等の施策に対し、民間等の資金の投資を促す環境を整備する。			
平成30年度実施内容	①募集・事前審査 ②出資マッチングの場の開催 ③プレゼン審査経過後のサポート			
事業目的・効果	融資資金の出し手と信頼できる投資家からの融資を望む企業等の双方をマッチングする場を提供することで、企業の中長期的な資金繰りの支援を通じた産業振興、雇用の創出、市民所得の向上に寄与する。			
成果目標／実績	投資実行率50%	投資実行率9%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	事業開始からピッチイベント開始までに十分な起業者支援の期間を確保することができなかったことから起業家のプレゼン等の質確保が不十分であり、出資実行率が低調になったと考える。	起業家等の育成支援期間を十分に確保する必要性があり、事業者選定については可能な限り早期に実施する。		
今後の取組方針	募集及び受託事業者の選定を早期に実施し、５月には募集、７月上旬には事業者選定を実施し、７月中に事業開始を予定している。			

⑻　事業概要

資金調達を必要としている中小企業･起業家と出資者とをつなぐマッチング事業を行うものである。

⑹　実績

プロポーザル方式により選定したブルームーンパートナーズ株式会社に

業務委託（756 万円）

⑹　結果

起業者 11 社に対し出資につながったのは１社のみで、投資実行率は９％にとどまっている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業はプロポーザル方式で委託先を決定している。

その審査基準について、検討が必要と考えられることは後述する。

【意見】

前記のとおり、融資まで至った事業者は 11 社中わずか１社のみであった。その原因として、十分な起業者支援の期間を確保できず、起業家のプレゼン等の質確保が不十分であったとしている。

しかし、投資家がプレゼンの出来だけで融資するか否かを判断しているとは考えがたい。

そもそも、本事業のようなマッチングは民間企業においても広く行われていると考えられる。それを市が行う意義が本当にあるのか、しかも単年度毎に事業を完了させなければならないという性質上、本事業にはそぐわないとも考えられる（時間をかけて起業家・投資家双方の理解を得ることで融資に至ることもあると考えられるが、年度をまたぐとそれが不可能となる）。

投資実行率が上がらなければ本事業の必要性に乏しいのであり事業継続を断念することも視野に入れる必要がある。

１２　なはまち振興課

⑴　国際通りトランジットマイル推進事業

事業番号・事業名	1-16	国際通りトランジットマイル推進事業		
担当部課	経済観光部　なはまち振興課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章－３－（８）－イ		24	1,520
	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興		25	2,000
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（１）		26	2,000
総事業費(うち交付対象事業費)	2,842(2,000)		27	2,000
うち那覇市負担	400		28	2,000
事業形態／主な支出先	補助	那覇市国際通り商店街振興組合連合会	29	2,000
事業概要	観光客・地元客の誘致を図るため、国際通り商店街振興組合連合会が実施するトランジットモールの取組を支援する。			
平成30年度実施内容	国際通り商店街振興組合連合会が実施するトランジットモールの開催支援。開催に係る運営費を補助する。			
事業目的・効果	国際通りの商業活動が停滞し、求心力が低下している状況を改善するために、事業を実施し、来街者の増加による中心商店街の活性化を図る。			
成果目標／実績	歩行者通行量１日：21,600人	歩行者通行量１日：22,988人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・市民や県民にとっての魅力づくりと新たな取り組みが必要。 ・雨天時や猛暑日などは来街者が減るのが現状である。	・来街者がもっと楽しめる場が必要である。 ・猛暑日の対策（ミストシャワーの設置等）を検討する。 ・国際通りへのアクセス方法や共同駐車場について検討する。		
今後の取組方針	平成30（2018）年度に、「那覇市国際通り魅力創出委員会」を立ち上げた。令和元（2019）年度は、検討委員会を毎月開催し、賑わい創出につながる魅力ある取り組み（夜市等）を実証実験的に開催したい。			

⑷　事業概要

那覇市内の繁華街の一つ、観光客も多数訪れる国際通りを、毎週日曜日の 12 時～18 時まで、県庁北口交差点から蔡温橋交差点までの約 1.3 ㎞をトランジットモール区間として実施するもので、その実施に要する費用（交通規制や誘導にかかる人件費）の補助。

トランジットモールとは歩行者天国（車道へ車両の進入・走行を一切排除し、歩行者に全て開放すること）とは異なり、一部の路線バスと一部の交差点で自動車の横断を許す形態のもの。

⑹　実績

平成 30 年度は、35 回実施されている。５回は台風や雨天のため中止となった。トランジットモール開催時の歩行者通行量は、22,988 人であった。

⑹　結果

監査人は、令和２年１月 26 日午後０時 30 分頃と２月２日午後２時頃の２度、トランジットモールの様子を見るため現地へ足を運んだ。

１月 26 日は雨模様で肌寒かったこともあってか、歩行者は少なく、イベント会場で行われていたのは、「クラフトビール祭り」で対象客が限定されることと早い時間だったためかお客は少ない様子であった。

２月２日は晴天で、通常の国際通りと同様に人通りもあった。



（上記は２月２日の様子の写真）

また、イベント会場では、「おでかけ市」として、県内事業者の飲食店の出店や物販が行われており、にぎわっていた。



また、ストリートパフォーマンス（大道芸）にも人だかりができていた。

その他、道路にチョークでお絵かきができるスペースがあった。

オープンカフェはなかった（イベント会場で購入したものを飲食できる場所はあった）。

路線バスの一部しか通行しないため、車道を歩くことも可能であるが、多くの人は歩道を歩いていた。

また、上記のとおりストリートパフォーマンスは賑わってはいたが、おそらく、たまたま国際通りに来た者が足を止めて見ていたと思われ、それを目当てに来たという人は少ないと思われる。

このほか、イベントスペースはにぎわいをみせていたが、この一部分を除きその他の場所は、至って普通の状況、すなわち普段と変わらない状況であった（なお、監査人は普段から平日週に１～２回は国際通りを利用している）。

唯一、普段は常時渋滞している国際通りに全く自動車・原付がいないという点で爽快さは感じられた。

トランジットモール（あるいは歩行者天国）というと、非日常を味わう空間を提供して集客を図るかと思われるが、その様子は乏しい。国際通り沿いの商店は、トランジットモール開催日だからといって、特別なことをしている店が皆無という点にその原因があると思われる。

大半が観光客向けの商店であり、トランジットモールにかかわらずお客が来るからではないかと思われる。逆に商店からは、集客につながっていない（観光客のレンタカーも入れなくなるからか）として、否定的な意見もあるようである。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

効果測定については見直しが必要である。

成果目標として歩行通行量を１日 21,600 人と設定し、平成 30 年度は 22,988 人であったから、目標達成としている。まず、上記通行量は１日のみ調査したものである（12 月の晴天時）。雨天時や真夏には通行量は大きく減っている可能性がある。それを１日のみ計測して目標達成とすることは相当でない。

また、国際通りは、通り沿いに多数の観光客向けの商店が並ぶ（監査人の主観では８割は主に観光客向けの土産物など物販、飲食店である）通りであり、平日でも観光客が多数訪れる通りである。したがって、トランジットモールを実施しなくとも多数の観光客、地元住民が訪れている。事業効果を測定するのであれば、トランジットモールを実施したことでどれだけ訪問者が増えたかを検証する必要がある。現在は毎週日曜日にトランジットモールを実施しているため、これをしていない場合の歩行通行量の測定が困難であるから完全な比較は困難であるが、直近の平日との比較などが必要と考えられる。

【意見】
トランジットモールを訪れた人を対象にアンケートが実施されている。しかし、平成29年度及び平成30年度ともに、アンケート回答者の半数近くが10代、学生であって、アンケートの回答者に偏りがあり、適切な母集団を形成できておらず、アンケートの実施方法も含めて、検証方法を見直す必要がある。
また、アンケート項目に「店舗の集客にも繋がっていると思いますか」という設問に、思う 41%、やや思う 25%とされているが、これは店舗に問うべき設問であり、訪れた人に聞いても意味はない。

【意見】
トランジットモールで行われるイベントは、那覇国際通り商店街のホームページ（https://naha-kokusaidori.okinawa/eventinfo.html）で紹介されている。但し、更新日を見るとおよそトランジットモールの２日前にしか新しいイベント情報が掲載されていない。これでは、ほとんど情報発信としては功を奏していないと思われる。
早期の案内のほか、広報手段を検討する必要がある。

【まとめ】
平成29年度及び平成30年度ともに、事業報告書では、ストリートパフォーマンスとともに、事業の柱としてオープンカフェが記載されているが、実質的にはほとんど開催されていないことを踏まえ、事業の実施方法、報告方法及びその検査方法を見直す必要がある。
国際通りを観光客にとっても地元住民にとっても魅力ある場所にするために様々な手を打つことは必要であろう。
しかし、本事業については、その効果が十分発揮来ているか不明であり、現状通り続行することを当然の前提とするのではなく抜本的な見直し（隔週開催や月１開催）も必要であると思われる。

⑵　一万人のエイサー踊り隊推進事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">1-17</td><td colspan="2">一万人のエイサー踊り隊推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　なはまち振興課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－１－（４）－ウ</td><td>24</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td colspan="3">文化活動を支える基盤の形成</td><td>25</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－１－（１）</td><td>26</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">10,444(1,320)</td><td>27</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="3">264</td><td>28</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td colspan="2">夏祭りin那覇実行委員会</td><td>29</td><td>1,320</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">観光誘客を図るため、観光資源である「一万人のエイサー踊り隊」の開催支援等を行う。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">夏祭りin那覇実行委員会が実施する一万人のエイサー踊り隊の開催支援し、開催に係る運営費の一部を補助する。</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">国際通りにて、沖縄の伝統文化を紹介し、イベントを継続的に創出することにより、中心市街地への観光客及び市民・県民の来街拡大と伝統文化の承継を図り、中心商店街を活性化する。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">来場者数　96,000人</td><td colspan="2">来場者数　95,000人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">・外国人観光客のための多言語案内表記やパンフレット等について、引き続き対応を強化することが課題である。</td><td colspan="2">・次年度は運営資金を少しでも多く確保できるよう、クラウドファンディングの広報活動と、外国人観光客に対する案内やパンフレット等を強化するように努めていく。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">運営体制を強化し、外国人観光客への多言語対応に取り組んでいく。また、本市の広報誌やSNS、総合案内板への掲載を行うことで、来場者の増加へと繋げていく。今後も新規来場者だけでなく、リピーターを増やす充実した内容になるよう助言し支援していく。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

国際通りを舞台に行われるイベント「一万人のエイサー踊り隊」に対する補助である。エイサーとは、沖縄の伝統的踊りであり、全国的にも知名度は高い。

⑹　実績

平成 30 年度で 24 回目の実施。８月５日に実施された。また、エイサーの演舞を観賞するだけでなく、当日受付で飛び込み参加もでき、観光客を中心に 66 名の参加があった。

⑹　結果

実施団体においては、クラウドファンディングを利用し、運営資金を確保するなど、自主財源確保に努めている。

真夏のイベントとして定着している感があり、天候に左右はされるものの毎年一定の集客がある。

国際通り沿いの商店のアンケートからは、必ずしも売上増加に繋がっていない店舗もあるようであるが、アンケート結果からは、開催を望む回答が 75％を超えており、店舗の協力も得ながら継続していくことが望ましいといる。

指摘事項は特にない。

⑶　国際通り情報発信大型ビジョン活用事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>1-21</td><td colspan="3">国際通り情報発信大型ビジョン活用事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">経済観光部　なはまち振興課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章－３－（２）－ウ</td><td>24</td><td>167,958</td></tr>
<tr><td colspan="2">観光客の受入体制の整備</td><td>25</td><td>29,972</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－１－（１）</td><td>26</td><td>10,427</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">7,507(7,460)</td><td>27</td><td>6,700</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="2">1,492</td><td>28</td><td>6,275</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td>（株）沖縄映像センター</td><td>29</td><td>14,287</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">市内観光地への観光客を促進するため、観光拠点である国際通りにおいて、大型ビジョンを活用して那覇市の観光PR映像、ARコンテンツ、イベント中継等の観光情報を発信する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">①観光プロモーション映像等の放映、②那覇大綱挽等のイベント中継、③全国高校野球等のパブリックビューイング、④民間企業等の広告掲載業務</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">地域住民の国際通り離れが懸念されているが、これからの沖縄振興には国際通りの賑わい創出は不可欠であるため、大型ビジョンを活用し、国際通りを中心とした中心商店街の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">視聴者測定システムによる集計数
月16,300人</td><td colspan="2">視聴者測定システムによる集計数
月16,167人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">・維持費が年間一千万円以上かかるため、沖縄振興特別推進交付金制度終了後の運営方法について検討を要する。</td><td colspan="2">・民間企業等の広告を掲載し、広告掲載料を収納し維持費へ充当する等、財政負担軽減のための対策を講じる必要がある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">・民間企業等の広告を掲載し、広告掲載料を収納し維持費へ充当する等、財政負担軽減のための対策を講じる。
・大型ビジョンの多用途活用により中心市街地の魅力向上を図り、来街者の増加に取り組む。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

国際通り沿いに設置された大型ビジョンを活用するための事業である。

⑸　実績

平成24年度に一括交付金（１億数千万円）を用いて設置された大型ビジョンである。

その映像配信業務、イベント中継業務を行う事業者への業務委託である。

なお、この業務委託費のほかに、ビジョンを運営するためにビジョンの保守管理業務に年間約 250 万円、光熱費約 100 万円を要する。

⑹　結果



※写真は、２月２日のトランジットモールが開催された日のイベント会場を撮影したもの。普段は空地であるが、この日はテントが張られ飲食店などのブースが並んでいた。
写真中央が大型ビジョンである

まず立地を考えると本件大型ビジョンの効果は限定的である。スクランブル交差点などに建つビルに設置されれば、信号待ちをする四方の歩行者の目にとまる。しかし、この大型ビジョンは、国際通りに面した建物の壁面部分に設置されており、しかも建物は通りから奥まった場所に建っているから、ビジョンの前に立った人にしか映像は届かない。また、わざわざ足を止めて映像に見入る人はかなり少ないといえると思われる。

確かにイベント時に同時に大型ビジョンに映像が映っていたら盛り上げ役にはなるだろうが、映像を見る者はごく一部に限られ、必要不可欠というものではない。

上記のように年間 1000 万円ものランニングコストがかかるが、その効果は極めて限定的である。残念ながら、将来のビジョンないままに、また費用対効果を検証されることなく一括交付金が導入されたことで設置が進められたと考えざるを得ない。

那覇市においても、一括交付金が終了した後の運営方法について検討を要するとしている。

平成 29 年３月１日厚生経済常任委員会（厚生経済分科会）外においても委員から問題点が指摘されている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

ビジョン活用業務の委託先選定にあたっては、企画提案（プロポーザル）方式を採用している。しかし、平成 30 年度は１社しか応募がなく、同社は平成 27 年度から継続している。

映像配信という特殊な業務であるから、これに対応できる事業者は県内にないという事情があるかもしれない。

ただ、企画提案募集要項によると、以下のスケジュールとなっている（日付は平成30年５月）。

公募開始　　５月17日（木）
事業者説明会　５月22日（火）
質問書締切　　５月24日（木）
提案書等締切　５月28日（月）
プレゼンテーション　５月30日（水）
契約　　５月31日（木）

公募開始から、提案書締切までわずか11日しかない。しかも土・日を除くと実質７日である。新規に参入しようという会社が準備できる期間とは到底考えられない。圧倒的に過去に受注している業者が有利なスケジュールである。これではプロポーザルという形式をとるものの、実際には他社を排除し、現在の事業者と契約する意図であったと疑われても仕方ないといえる。

プロポーザルを実施するにあたっては、十分な準備期間を設け、他社が参入できる環境を設定すべきである。

また仮に、１社しか対応できる事業者がないとしても全く競争原理が働いておらず、価格交渉などを通じて費用の削減に取り組むことが望ましい。

【意見】

当該事業のイベント中継業務において使用することとなっている車載型大型LEDビジョンランナーは、観光イベント等映像発信事業（観光課所管）においても使用することとなっている。そして、両事業とも、那覇大綱挽とNAHAマラソンでこれを使用することになっている。

両事業における受託者は異なっており、これらイベントについてのみ、両受託者で共同して事業を行うことは不可能でないにしても、業務の重複がないか確認が必要である。今回、詳しくは検証できなかったが、両事業とも、イベントの中継業務（「カメラマン」との項目や「会場の様子の撮影」）とあり、共通する業務ではないかと考えられる。

【意見】

民間企業の広告掲載について、平成29年度は目標額600万円に対し、有料広告収入は2,308,000円にとどまる。平成30年度も低調であったとのことである。上記のとおり、大型ビジョンの設置場所が国際通りに面した場所に設置されているから、その前に立った人にしか画面は目にとまらない（国際通りを挟んだ反対側のバス停でバスを待つ人には目にとまるかも

しれないが)。

このように広告効果が限定されるため希望者は多くは表れないものと思われる。また、広告としてはイメージ映像の広告に限られるとも思われる。

このように条件は厳しいが、より一層民間広告の募集を行い、広告料収入を少しでもあげる必要がある。

⑷　マチグヮー総合案内所事業

事業番号・事業名	1-23	マチグヮー総合案内所事業		
担当部課	経済観光部　なはまち振興課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（２）－ウ 観光客の受入体制の整備		24	
			25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（１）		26	6,256
総事業費(うち交付対象事業費)	6,657(6,610)		27	6,376
うち那覇市負担	1,322		28	6,541
事業形態／主な支出先	委託	那覇市平和通り商店街振興組合	29	6,746

事業概要	観光客の利便性の確保を図るため、中心商店街（マチグヮー）に、案内所を設置する。	
平成30年度実施内容	①案内スタッフを常時１名以上配置（開所時間９時～２０時で年中無休（元旦を除く））、②マチグヮーの案内、広報誌の配布	
事業目的・効果	平和通りを含め、地域の通り会などとも連携し、地域に特化したきめ細やかな情報を集約、発信し、利用者の利便性を向上させることで地域の観光振興、地域振興の一役を担う。	
成果目標／実績	案内所利用者数24,200人	案内所利用者数26,096人
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	・外国人観光客も増加傾向にあることから、HPやSNSでの情報発信を強化し、多言語対応にも今まで以上に取り組むなど、利用者の利便性向上及び周辺地域の活性化を図っていくことが課題である。	・利用者からの問い合わせを整理し、速やかに案内ができるようにする。 ・商店街プロモーション動画をHPで公開し、那覇てんぶすビジョンでの放映を検討する。
今後の取組方針	・案内所内の壁面マップをよりわかりやすいマップにする。 ・広報業務のスタッフ体制の強化を図る。また、ＨＰ等を活用するとともに、英語での情報発信を強化し、利用者の満足度向上を図る。	

⑷　事業概要

国際通りにほど近い場所に、牧志公設市場（現在改装工事中）を中心に小規模な個人商店がひしめく商店街（マチグヮー）がある。かつては、那覇市民の台所、買い物場所であったが、近年は観光客が多く訪れるようになり、店も観光客向けが多くなってきている。

基本的に自動車の通行はない一帯であるが、狭い路地が入り組んでおり、

迷路の様相を呈している。この場所を訪れる観光客向けの案内所の運営の業務委託である。

⑹　実績

元旦を除く毎日（午前９時～午後８時）スタッフ１名を常駐させている。

案内所対応のほか、広報誌として「ゆっくる新聞」（３回）発行するほか、ホームページ、ＳＮＳによる情報発信を行っている。

⑹　結果

地元の者でも慣れていなければ道に迷う場所であるが、近年は外国人旅行者も含め観光客がかなり多く訪れている。

案内所としての必要性は高いといえる。

委託先は、プロポーザル方式によっているが、地元の組合のみの応募であった。

特段、指摘事項などはない。

⑸　第一牧志公設市場再整備推進事業

事業番号・事業名	1-35	第一牧志公設市場再整備推進事業		
担当部課	経済観光部　なはまち振興課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン	第３章－３－（８）－イ		24	
基本計画該当箇所	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興		25	5,266
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（１）		26	14,255
総事業費(うち交付対象事業費)	()		27	2,182
うち那覇市負担			28	178,962
事業形態／主な支出先			29	
事業概要	那覇市の中心市街地においては、第一牧志公設市場を中心としたマチグワァーが観光地として魅力を高める拠点となっている。同市場を再整備することにより、観光振興に寄与し、観光客の誘客を図る。			
平成30年度 実施内容				
事業目的・効果	今後、観光のまちとして発展するためにも公設市場の再整備は必要であり、施設本体の基本設計、仮設店舗の設計等により、今後の再整備事業を円滑に進めることが可能となる。			
成果目標／実績				
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑻　事業概要

昔ながらの市場の雰囲気を残し、近時は一大観光スポットとなっている、牧志公設市場について、施設の老朽化のため再整備を行うもの。

ソフト交付金を利用したハード事業である。

⑹　実績

	落札金額	落札者
事業損失調査	5,275,800	(有)色設計
既存建物解体	5,295,240	(有)ユウキ建設

⑽　結果

本事業については、平成 26 年度の基本方針の検討から始まり、本体工事は平成 33 年(令和３年)に完了し、平成 34 年(令和４年)に供用開始の予定である。

平成 30 年度においては、仮設市場建設工事において、仮設市場入居

者が自ら設置する厨房設備や冷凍冷蔵設備の調整に不測の日数を要し、年度内に予定していた事業が未了となり、繰越となっている。

特段指摘すべき点はない。

⑹　頑張るマチグヮー支援事業

事業番号・事業名	3-6	頑張るマチグヮー支援事業		
担当部課	経済観光部　なはまち振興課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－３－（８）－イ		24	
	商店街・中心市街地の活性化と商業の振興		25	27,687
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（７）		26	14,682
総事業費(うち交付対象事業費)	18,644(13,349)		27	28,470
うち那覇市負担	2,670		28	17,539
事業形態／主な支出先	委託・補助	のうれんプラザ商店会等	29	21,811
事業概要	観光客及び地元客の誘客を図るため、商店街等が行う事業を支援する。			
平成30年度実施内容	観光客の誘客及び地元客の呼び戻しを図り、中心商店街の賑わいを創出するため、商店街等に活性化に向けた取組み（事業費）の一部を補助する。また、通行量調査も行う。			
事業目的・効果	中心市街地に活動の拠点を置く商店街振興組合、任意の商店街及び通り会等が行う中心商店街活性化を目指す取り組みを財政面から支援するため、補助事業を実施する。			
成果目標／実績	中心商店街の平日歩行者通行量 117,000人	中心商店街の平日歩行者通行量 102,529人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・課題解決（トイレ不足等）に繋がる企画は提案されにくい。 ・上限額の大きい補助メニューについて、原則新規事業としているが、次年度以降の事業継続がままならないケースがみられる。	・申請前の早期の段階から促すことにより、課題解決（トイレ不足等）に繋がる事業を増やす。 ・事業の継続性について、事業実施の翌年度以降も検証し、評価できる仕組み作りが必要。		
今後の取組方針	・企画段階できめ細かい相談に応じることで取組みの実現につなげていく。 ・前年度事業の継続状況を審査項目に入れ、自立に向けた事業提案を促す。			

⑻　事業概要

那覇市国際通りを中心とする周辺商店街が行う事業に対し、補助金を交付するもの。

基盤整備にかかる初期投資費用（マチグヮー支援事業）については、下限100万円、上限1000万円、補助対象経費の９割補助、その他のイベント開催、情報発信事業については上限30万円、補助対象経費の3/4補助となっ

ている。

⑹　実績

平成30年度の補助先は以下のとおり（金額は千円）

・栄町市場商店街振興会　音楽イベント　180
・那覇市平和通り商店街振興会　ハロウィーンイベント　206
・壺屋やちむん通り会　イベント等　889
・サンライズマーケット実行委員会　マーケット事業　300
・ＮＰＯ那覇市街角ガイド　無線ガイドシステム導入　2,560
・那覇市国際蔡温橋通り商店街振興組合　音楽イルミネーション　803
・ガーブ川中央商店街組合　イルミネーション　227
・那覇市沖映通り商店街振興組合　音楽イベント　300
・のうれんプラザ商店会　１周年記念イベント　4,260
・那覇市国際通り県庁駅前商店街振興組合　クリスマス音楽イベント　300
・第一牧志公設市場組合　情報発信　300

このほか、中心商店街通行量調査のため、制限付一般競争入札により株式会社アーバントラフィックエンジニアリングに業務委託（3,024 千円。２者参加）

⑹　結果

沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）の該当箇所が「商店街・中心市街地の活性化と商業の振興」とされていることから、国際通りに近い商店街のみが本事業の補助金の対象となり、それ以外の商店街には適用されない。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇市頑張るマチグヮー等支援基金事業費補助金交付要綱が適用される（４条）が、暴力団排除条項は規定されておらず、那覇市頑張るマチグヮー支援事業補助金交付要領には、「公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体等は対象としない」旨の規定がある（４条２項）ものの、暴力団排除条項としての明確な規定を欠いているため、早急にこれらを改正する必要がある。また、交付先からは、暴力団関係者が関与していないこと、取引先についても暴力団関係者が関与していないことの誓約書を徴求すべきである。

⑺　まちなか商店街再生プロジェクト推進事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">3-12</td><td colspan="3">まちなか商店街再生プロジェクト推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">経済観光部　なはまち振興課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－３－（８）－（イ）</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">商店街・中心市街地の活性化と産業の振興</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－１－（７）</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">2,970(2,970)</td><td>27</td><td></td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="3">594</td><td>28</td><td></td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td colspan="2">（株）中央建設コンサルタント</td><td>29</td><td>4,800</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">那覇市の中心商店街への来街者増加を図るため、道路を活用したまちなか商店街の再生計画案を作成する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">平成29年度まちなか商店街再生プロジェクト推進事業で提案されたオープンカフェ等の事業を可能にするため、法令要件の整理、関係機関との調整を行いまちなか商店街再生計画案を作成する。</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">道路を活用した継続事業を推進するためには、道路の活用を円滑にするための規制緩和が必要となるため、都市再生特別措置法等による道路占有特例の活用や整備について検討を行い、整備計画を作成する。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">再生計画案の作成完了</td><td colspan="2">再生計画案の作成完了</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">・都市再生特別措置法による占用特例制度を活用するまちなか商店街地区都市再生整備計画案を作成した。
・事業の実施運営主体の組織づくりが課題となる。</td><td colspan="2">・道路管理者および公安委員会の認定・同意を得る手続きを実施する。
・商店街振興組合等で構成する事業の実施・運営組織の構築が必要となる。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">・再生事業の実施・運営主体の組織作りを商店街振興組合等で構成するため意見交換をを実施する。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

市街地商店街の活性化のための方策について、民間事業者のアイディアを活用するもの。

⑼　実績

委託先は、企画提案型（プロポーザル方式）で選定しているが、応募は１社のみであった。

サンライズ商店街を例にとり、基礎調査及び具体的実行に向けた検討及び調査の結果を報告書として提出を受けている。

(c)　結果

監査人は、２月９日に開催されたサンライズマーケットを見学した。







午前11時という早い時間にもかかわらず、多くの人で賑わっていた。写真のように商店街の店舗前に、移動式の店舗（飲食店や食品の物販が多く、そのほか雑貨）が軒を並べていた。沖縄県内の事業者の手作りの品が並んでおり、また地元の食材を使った店も多く、どこも魅力的な店であった。

また、路地を入ると元々の店舗も営業している店もあり、散策するのに楽しめる環境であった。

但し、これが平日の集客につながるかは別である。今回のサンライズマーケットは、通常営業している店舗とは別の店舗が並んでいるのであり、普段の買い物に直結する訳ではない。

このイベントを普段の商店街の活性化にどのようにつなげるのか具体的なアイディアが必要である。

指摘事項などは特にない。

１３　観光課

⑴　観光案内所外国人対応スタッフ配置事業

事業番号・事業名	1-1	観光案内所外国人対応スタッフ配置事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-３-(2)-ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	24,355
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	34,030
30年度事業費（うち交付対象事業費）	66,939(30,000)		27	34,016
うち那覇市負担	6,000		28	33,843
事業形態／主な支出先	補助	那覇市観光協会	29	62,034
事業概要	観光案内所へ英語・中国語・韓国語対応スタッフの配置し，案内所サービスや観光情報の提供を行う。外国人の利用者ニーズや満足度を把握するためのアンケートを実施する。			
平成30年度実施内容	英語，中国語，韓国語での観光案内の実施に必要なスタッフ配置等にかかる経費を支援する。観光案内所の利用者ニーズや満足度を把握するためのアンケートを実施する。			
事業目的・効果	観光案内所へ外国語を話せるスタッフを配置することにより，増加する外国人観光客へ効果的な観光案内を行うことができ，その結果，那覇観光に対する満足度が上がり，観光客誘致に繋がる。			
成果目標／実績	外国人利用者を年間17,700人とする。アンケートを実施する。	利用者数は13,720人。アンケート実施結果，満足度は98%。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	外国人利用者が目標を下回った原因は①スマートフォンの普及，②那覇バスターミナルに併設され県の観光案内所の開所よる営業が想定される。	満足度80%以上を維持するとともに，サービスの質向上と充実に引き続き努める必要がある。		
今後の取組方針	アンケート等を基に利用者ニーズの把握と対応について，引き続き取り組み，利用満足度の維持とサービスの質向上等に務める。			

⑷　事業概要

那覇市観光協会が設置する観光案内所に外国人観光客に対応するため､外国語の話せるスタッフを配置するもの

⑹　実績

英語、中国語、韓国語に対応できるスタッフ（常勤７名、パート２名）を

採用している。英語対応常勤３名・パート２名、中国語対応常勤３名、韓国語対応常勤１名

平成 30 年度の利用者は全体で 96,727 人、そのうち外国人は 13,720 名。平成 29 年度は 16,865 名と過去最高であったが、平成 30 年度は約 19%減少している。

観光案内所を直接来訪する観光客対応の他、電話対応（年間 6,618 件）、メール対応（同 1,577 件）にあたっている。

来訪者の国別でみると、台湾 3,713 人、中国 1,755 人、香港 1,174 人、韓国 1,063 人、アメリカ 1,032 人となるが、東南アジア、欧州各国からの利用者もある。

対応言語の内訳は、英語 6,015 件（43.8%）、中国語 6,642 件（48.4%）、韓国語 1,063 件（7.7%）となる。

賃金は、上記スタッフの基本給が月額 187,500 円、パートが時給 980 円、総支給額は４月分～２月分までの 11 ヶ月で合計 17,544,076 円である。

観光案内所は、１月１日を除き年中無休で午前９時～午後８時に開業している。

(c)　結果

外国人観光客数は、平成 29 年度約 269 万人、平成 30 年度約 300 万人と増加している一方で[1]、上記のとおり観光案内所の利用者数は大きく減少している。平成 30 年に供用開始した新しいバスターミナルにある県の観光案内所が開設したほか、スマートフォンや市内の無料Ｗｉ－Ｆｉの普及で、個人で情報を入手し、案内所を必要としない層が増えたことも一要因と考えられる。

観光立県を目指す中、特に外国人観光客が増加する現状では、いつでも利用できる観光案内所は必須であると考えられる。

(d)　外部監査人の視点

【意見】

本事業は、観光案内所外国人対応スタッフ配置事業として、那覇市観光協会に補助金 3000 万円が支出されている形になっているが、実際には、①観光振興事業・観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業　③ショップなはといった、外国人対応スタッフの人件費以外にも利用されている。

公表されている検証シートを見ても「観光案内所外国人対応スタッフ配置事業」としか記載されておらず、この事業に 3000 万円が支出されているようにしか見えず、今般外部監査にあたって資料の提出を求め始めて観光協会全般の事業に対する補助金であることが分かった。このように事業

1 観光要覧～沖縄県観光統計集～平成 30 年（沖縄県 令和元年９月）より

名と支出内容が合致していないため、これを見た市民には大変理解しがたいものになっている。実態に合致するよう改められたい。

【指摘事項】
補助金の対象となっているのは①観光振興事業・観光案内所運営、②観光案内所物販販売事業　③ショップなはである。
このうち③ショップなは（観光案内所の隣にあるお土産もの販売所）の収支は、年間 1,149,033 円の赤字となっている。国際通りには、道路沿いに多くのお土産もの屋が軒を並べている。一方、「ショップなは」はビルの中にあり、当該ビルを訪れた者でなければ、その存在を認識しにくい。また、この店舗でなければ入手できないような品がどれだけ並んでいるのかも不明である。
補助金がなければ経営ができない店舗であれば、これをあえて観光協会が運営する意義は乏しいと思われる。
見通しの改善が見込めなければ存続について再検討すべきである。

【意見】
本事業は、「那覇市観光振興事業費補助金交付要綱」（平成 30 年３月 27 日経済観光部長決裁）に基づき補助金が支給される。同要綱に基づき、①観光協会運営補助費　②観光協会事業補助費　③那覇爬龍船振興会補助金　④那覇大綱挽保存会補助金　⑤琉球王朝祭り首里事業補助金　⑥プロ野球キャンプ等支援事業　⑦外国人観光客誘客促進事業　⑧観光まちづくり整備補助金　⑨観光案内所運営補助金　⑩沖縄国際映画際関連事業補助金　⑪首里城祭「琉球王朝絵巻行列」事業補助　⑫新たなコンテンツ創出支援事業補助金　⑬その他　が補助対象事業である。
補助金交付先が、那覇市観光協会などの特定の団体に限定されることから、同要綱には暴力団排除条項がない。
多額の補助金が交付されるのであり、例え当該団体に暴力団やその関係者が含まれないとしても、取引先についても暴力団を排除する旨の誓約は必要である。
以上より、暴力団排除条項を盛り込むべきである。

【意見】
回収されたアンケートは、観光案内所に利用目的、満足度、那覇市の観光の状況など、かなり詳細に取られている。かかるアンケート結果は今後の指針になりうるものであるから、十分に活用頂きたい。

⑵　那覇爬龍船競漕振興事業

事業番号・事業名	1-10	那覇爬龍船競漕振興事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-1-(4)-エ		24	105,759
	文化の発信・交流		25	8,944
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	138,093
30年度事業費（うち交付対象事業費）	16,259（12,122）		27	10,125
うち那覇市負担	2,425		28	15,323
事業形態／主な支出先	委託・補助	爬龍船振興会，観光協会，琉球警備保障	29	15,223
事業概要	「那覇ハーリー」の開催の支援等を行う。			
平成30年度実施内容	①「那覇ハーリー」事業等の開催支援，②「那覇ハーリー」会場設営等，③「那覇ハーリー」における雑踏警備の実施			
事業目的・効果	那覇爬龍船振興会に対し，爬龍船競漕や地ハーリー等の事業実施に係る費用を支援する。観光協会に対し，陸上の会場確保，広報活動等に必要な経費を支援する。安全確保の点から，雑踏警備を強化する。			
成果目標／実績	那覇ハーリー来場者数：192,000人	那覇ハーリー来場者数：164,000人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	那覇爬龍船振興協会の財務状況が脆弱であることから，今後支援を継続する必要がある。振興会の侍従財源確保が課題である。爬龍船競漕と会場イベントとの連携に改善する余地がある。	振興会との間で，ハーリー関連グッズの販売等財源確保について調整を行う。県外向け広報を強化する必要がある。家族参加型のイベントを実施する。		
今後の取組方針	那覇爬龍船振興会に対し，引き続き補助金交付による事業支援を実施し，事業運営を指導・監督する。警備業務を次年度以降も継続する方針。県外PR等のために各所管団体と調整する。自主財源確保に務めるよう指導する。			

⑷　事業概要

沖縄の伝統行事であるハーリー（爬龍船）競争「那覇ハーリー」の開催支援をするものである。

⑹　実績

一般社団法人那覇爬龍船振興協会に対し、補助金600万円

一般社団法人那覇市観光協会との間で「那覇ハーリー及び那覇大綱挽

まつり会場設営等業務委託契約」を随意契約 1251 万 6000 円で締結、琉球警備保障株式会社との間で「警備業務委託契約」194 万 4000 円で締結。警備業務委託については、３回の入札でも予定価格を下回る入札がなく不調に終わり、その後見直しが行われた。

⑹　結果

那覇ハーリーは、毎年ゴールデンウィークに行われており、那覇の大きなイベントとして定着している。本バーリーといって各地域の代表のレースが最終日にある他、中学校対抗などのレースもあり、市民全体で参加できる祭りとなっている。

平成 30 年度は３日間 164,000 人の来場があった。来場者数は天候に左右される。

この那覇ハーリーは、入場料がかかる訳ではなく、基本的に大きな収入が見込める祭りではないため、その運営費を補助する必要があることは認められる。

平成 26 年度の外部監査において自主財源の確保に努めるよう意見が述べられている。

平成 26 年度（第 40 回那覇ハーリー）より、オリジナルＴシャツの作成・販売を開始している。那覇ハーリー開催の３日間（5/3～5/5）、那覇ハーリー会場と那覇ハーリー会館にて販売しているとのこと。

平成 30 年度の実績

制作　100 枚　　製作費　162,344 円

販売価格　１枚 2,000 円

売上　ハーリー会場 80 枚　ハーリー会館 20 枚　合計 100 枚

売上　200,000 円

粗利　37,656 円

⑹　外部監査人の視点

【指摘事項】

本事業にあたり、那覇市観光協会との間で、「那覇ハーリー及び那覇大綱挽まつり会場設営等業務委託契約」を締結している。その業務委託内容は、次のとおりである。

①那覇ハーリー会場設営等業務

・広報

・会場設営

・安全確保

②那覇大綱挽まつり会場設営等業務

・広報

・会場設営

・市民演芸・民族伝統芸能パレード
・安全確保

そして、この契約を随意契約（地方自治法施行令 167 条の２第１項第２号）により締結している。同条項同号は「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定しており、上記の会場設営等業務委託契約の内容からすると、那覇市観光協会と随意契約を締結することに当てはまる訳ではない。

【指摘事項】
那覇市観光協会と随意契約を締結するに際し、参考見積もりを１社から徴取し、参考見積額が予算額を上回ったため、予算額を設計額としたとする。そして、参考見積もりの根拠として、那覇市契約規則第 23 条に基づくとされるが、同条は、「随意契約によろうとするときは、２人以上の者から見積書を徴さなければならない。」とし、例外的に１人の者で足りる場合は、
（１）契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき。
（２）１件の予定価格が５万円（修繕に係るものにあっては、10 万円）未満のとき
（３）前２号に定めるもののほか、市長が２人以上に者から見積書を徴する必要がないと認めるとき
が定められている。
しかし、本事業では、上記（１）～（３）のいずれにも該当しない。
原則どおり、２人以上から見積書を徴するべきである。

【意見】
那覇爬龍船振興協会においてかねてから自主財源の確保が求められている。Ｔシャツの販売（100 枚）による利益は 37,656 円にとどまる。
日常的に販売する体制を取ることができない、という事情はあるかと思われるが、市中のＴシャツ販売店などと共同して販売するなど、売上確保に引き続き努めて頂きたい。

なお、平成 26 年度には、一括交付金を利用して観光拠点としてのハーリー開館が建設されている。この点については、後述する。

⑶　那覇大綱挽振興事業

事業番号・事業名	1-11	那覇大綱挽振興事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-1-(4)-エ		24	
	文化の発信・交流		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	III-1-(1)		26	15,000
30年度事業費（うち交付対象事業費）	29,771（25,544）		27	15,000
うち那覇市負担	5,109		28	23,858
事業形態／主な支出先	委託・補助	大綱挽保存会，観光協会，琉球警備保障	29	30,984
事業概要	那覇大綱挽の開催の支援			
平成30年度実施内容	「那覇大綱挽まつり」の綱制作など事業実施に係る支援，会場設置等，雑踏警備の実施			
事業目的・効果	那覇大綱挽保存会へ補助金を交付し，綱の制作や祭り実施にかかる費用を支援する。観光協会に対し，会場設営・広報などに係る費用を支援する。雑踏警備を強化し，観客の安全を確保する。			
成果目標／実績	那覇大綱挽来場者数：274,000人	那覇大綱挽来場者数：270,000人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	外国人参加者が増加傾向にある。 那覇大綱挽保存会の財務状況が貧弱であるため，イベントを継続実施していくためには補助が必要である。	広報活動の見直し。 多言語対応など外国人観光客対応の強化。 大綱挽保存会の自主財源確保に向けた助言等を行う。		
今後の取組方針	PR方法や周知期間を見直し等，広報活動の改善を図るよう助言・指導を行う。 自主財源確保等の方策について助言・指導を行う。 大綱挽保存会と50回記念事業の取り組みを検討する。			

⑷　事業概要

伝統行事である「那覇大綱挽」の開催費用を負担するものである。

⑹　実績

毎年 10 月に開催される「那覇大綱挽」は、国道 58 号線を封鎖し、世界一の大綱としてギネスブックに登録されている綱を用いて、東西に分かれ綱引きを行う。1971 年に復活以来現在まで続いている。

主催者の集計で27万人が来場している。
一般社団法人那覇大綱挽保存会に補助金1500万円、
一般社団法人那覇市観光協会に会場設営にかかる業務委託として833万
警備の業務委託費として、琉球警備株式会社に220万円を支出。

⑹　結果

沖縄県内では各地で大綱挽の行事があるが、中でも最大規模が那覇大綱挽である。外国人などの参加も多く、那覇の一大イベントとして定着している。

よって、その運営にあたって費用を支出する意義は認められる。

なお、那覇市観光協会に対する業務委託については、「⑵　那覇爬龍船競漕振興事業」とセットとなっているから、上記で指摘した点（随意契約の妥当性、見積もり取得人数）はここでも同様にあてはまる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇大綱挽保存会の自主財源確保は従来から問題となっている。

寄付金、協賛金を獲得するための方策には取り組んでいる様子であるが、増額には繋がっていない様子である。

また、Tシャツ等の販売については、156,700円にとどまっている。

今後とも、自主財源の確保に努める必要がある。

⑷　琉球王朝祭り首里振興事業

事業番号・事業名	1-12	琉球王朝祭り首里振興事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-1-(4)-エ		24	7,036
	文化の発信・交流		25	13,576
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	10,572
30年度事業費（うち交付対象事業費）	5,023（4,086）		27	8,145
うち那覇市負担	818		28	5,622
事業形態／主な支出先	委託・補助	大綱挽保存会，観光協会，琉球警備保障	29	5,450
事業概要	琉球王朝祭り首里の開催支援として，首里振興会へ実施に係る費用を補助し，会場警備を行う。			
平成30年度実施内容	「琉球王朝祭り首里」の古式行列の実施等にかかる費用の支援。 「琉球王朝祭り首里」における雑踏警備。			
事業目的・効果	首里振興会に対し，事業に係る経費を支援し，祭りの継続及び円滑な実施を支援する。また，雑踏警備を強化することにより，観客の安全を確保する。			
成果目標／実績	「琉球王朝祭り首里」来場者数：48,600人	中止		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	雨天のため，中止となった。 祭り自体に収益性がなく，補助金に頼らざるを得ない状況である。	雨天時の対応について検討する。 レーザーショーや花火，イベント広報費等の事業費の確保。		
今後の取組方針	首里振興会との間で，自主財源確保のための方策を調整する。 警備業務を引き続き行う。			

⑷　事業概要

古都首里において開催される祭りの開催費用を支出するもの。

⑹　実績

毎年 11 月に開催されている。琉球王朝時代の衣装を着た古式行列をメインイベントに首里の旗頭や獅子舞などが披露される。

例年 48,000 人程の観客動員があるが、平成 30 年度は雨天のため中止と

なり、祭りは開催されなかった。

祭りを主催する首里振興会に対し補助金 400 万円、警備費として警備会社に 34 万円を支出した。

⑹　結果

那覇ハーリーや那覇大綱挽と比較すると、規模は小さく、また、祭りが開催されることで恩恵を受ける地域も限定的である。基本的に古式行列などを見学することがメインで、参加したり体験することがないことから参加者が大きく増加することも難しいかと思われる。

首里振興会は、自主財源の確保にも努めていることは認められる。平成 29 年度の決算書を見ると、歳入 11,668,168 円のうち、補助金・助成金は 5,400,000 円で残りは、自治会からの分担金、寄付金、広告料などである。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

上記のとおり、平成 30 年度は雨天のため中止となった。このような場合でも費用の支出は当然発生する。

そこで、このような中止に備え、興行中止保険（イベント等が悪天候で中止となった時にその費用を保険金として支払われるもの）への加入を検討すべきである。

⑸　首里城祭「琉球王朝絵巻行列」支援事業

事業番号・事業名	1-13	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」支援事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-1-(4)-エ		24	
	文化の発信・交流		25	11,817
沖縄振興基本方針該当箇所	III-1-(1)		26	14,149
30年度事業費（うち交付対象事業費）	13,244（2,000）		27	13,068
うち那覇市負担	400		28	11,840
事業形態／主な支出先	補助	首里城祭実行委員会	29	12,154
事業概要	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」の開催の支援等を行う。			
平成30年度実施内容	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」の実施に係る費用（事業の運営・管理，必要備品の用意，行列参加者の衣装・武具管理及び着付け，エイサー団体の出演交渉等）の補助。			
事業目的・効果	①「琉球王朝絵巻行列」を観光資源として活用し，観光振興・観光誘客を図ること，②琉球王朝文化の継承・発展を図ること。			
成果目標／実績	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」来場者数：37,100人	首里城祭「琉球王朝絵巻行列」来場者数：37,000人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①周知期間が短く，広報活動が不十分だった。 ②自主財源の確保	①ポスター等の早期完成を促し，十分な周知期間を設ける。 ②自主財源確保や費用削減の方策について検討を促す。		
今後の取組方針	①補助金交付先と連携し，イベントについて十分な周知期間を設定し，効果的な広報活動を行う。 ②自主財源確保，事業見直し等による費用削減の方策について，助言・指導を行っていく。			

⑻　事業概要

首里城祭りの中で行われる「琉球王朝絵巻行列」の経費を補助するものである。

⑹　実績

首里城祭は、毎年 10 月下旬に首里城近辺で様々なイベントが行われる。本事業の対象である「琉球王朝絵巻行列」は、国際通りにて琉球国王・王

妃、伝統芸能団等総勢700名の行列である。

首里城祭は、首里城祭実行委員会が主催する。

首里城祭に必要な経費は約1324万円で、そのうち200万円を那覇市からの補助金で、残り1124万円を一般財団法人沖縄美ら島財団（首里城を管理運営を受託する団体）が負担している。

平成30年度の観覧者数は37,000人。

⑹　結果

この祭りは、主催者において費用の大半を負担しており、那覇市からの補助はその一部にとどまっている。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

観光資源の一つとして位置づけられることになり、意義はあると思われる。

但し、「⑷　琉球王朝祭り首里振興事業」との違いが明確でない。１週間ずれて開催されるが、場所が国際通りと首里城という違いはあるが、内容として、何が違うのか一見して分からない。

ホームページを見ても両方が掲載されている。

違いを明確にした上で市民・観光客に分かり易く説明する必要があると思われる。

⑹　プロ野球キャンプ等支援事業

事業番号・事業名	1-14	プロ野球キャンプ等支援事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立		24	41,517
			25	294,109
沖縄振興基本方針該当箇所	III-1-(1)		26	123,998
30年度事業費（うち交付対象事業費）	163,901（49,821）		27	134,640
うち那覇市負担	9,965		28	132,937
事業形態／主な支出先	直接実施,委託,補助	（株）アカネクリエーション他	29	124,574
事業概要	読売巨人軍春期那覇キャンプ実施支援，プロ野球公式戦実施支援。			
平成30年度実施内容	①巨人主催試合において「那覇の日」協賛試合の開催，②キャンプ受入に必要なグランド等整備事業，③奥武山野球場内に選手専用の食堂の設置，④陸上競技場，補助競技場の整備，⑤警備業務，⑥広報活動			
事業目的・効果	キャンプ関連施設の整備や公式戦の開催支援等を行い，キャンプ期間中の国内・国外観光客の増加を図る。			
成果目標／実績	巨人軍那覇キャンプ延べ見学者：108,600 プロ野球公式戦1試合入場者数：13,400	巨人軍那覇キャンプ延べ見学者数：120,061 プロ野球公式戦1試合入場者数：15,536		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①球団と密に連絡をとり，キャンプ期間における施設整備等の準備・事業の実施を進める。 ②毎年キャンプ期間が長くなっている。	①キャンプ内容の変更に対応できるようにキャンプ日程の最大範囲を想定し，余裕をもって事業を実施する。 ②キャンプ期間が長くなるにつれて，事業費も増加傾向にある。		
今後の取組方針	①球団との連携を密にとる。②キャンプ受入１０周年及び市政１００周年にむけて，キャンプ期間の延長や規模拡大，巨人公式戦の開催を要請する。③増加傾向にある事業費を見直す。			

⑻　事業概要

那覇市で春期キャンプを行うプロ野球の読売巨人軍の支援及び公式戦実施のための事業費の支出である。

⑼　実績

読売巨人軍は 2010 年より２月中旬から下旬まで那覇市でキャンプを行っている。本事業は、キャンプを受け入れるための整備（ブルペン、グラ

ウンド等)、東京で行われる公式戦でのPR、広報活動に要する費用である。

⑹　結果

プロ野球球団は毎年２月からキャンプが始まる。現在、沖縄県では９球団がキャンプを行っている。

那覇市：読売巨人軍、名護市：北海道日本ハムファイターズ、宜野座村：阪神タイガース、沖縄市：広島東洋カープ、北谷町：中日ドラゴンズ、宜野湾市：横浜DeNAベイスターズ、浦添市：東京ヤクルトスワローズ、久米島町：東北楽天ゴールデンイーグルス、石垣市：千葉ロッテマリーンズ)

なお、かつては、宮古島市でオリックスバッファローズがキャンプを行っていた。

このほかに、韓国のプロ野球球団も複数キャンプを行う。

このプロ野球キャンプには、１軍・２軍選手、球団関係者だけでなく、マスコミ、ファン等が多数来県する。

株式会社りゅうぎん総合研究所の発表では、2019年プロ野球春期キャンプの経済効果は、過去最高となる141億3100万円になるとのことである（なお、市町村別の集計は出していないとのことである)。かなりの経済効果をもたらしているといえる。

プロ野球のキャンプが行われることはこのような経済効果の他、野球が盛んな当地において、プロ野球選手を間近でみることができ、子どもらへの刺激にもなっている。

２月になると沖縄からプロ野球が始まるということが全国的に定着しているといってよいと思われる。

球団を誘致するには、室内練習場、ブルペン（投球練習場)、ウェイトトレーニング室の整備など、球団の要望を受け入れる必要があり、その負担もそれなりになるが、経済効果を考えると十分意義のあるものと思われる。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

砂辺松福テント株式会社及び株式会社桃原農園との業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にはもれなく条項を盛り込むべきである。

⑺　プロ野球キャンプにぎわい創出事業

事業番号・事業名	1-15	プロ野球キャンプにぎわい創出事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ア		24	21,410
	国際的な沖縄観光ブランドの確立		25	21,721
沖縄振興基本方針該当箇所	III-1-(1)		26	20,000
30年度事業費（うち交付対象事業費）	21,022(21,022)		27	17,000
うち那覇市負担	4,205		28	17,000
事業形態／主な支出先	委託	（株）アカネクリエーション，(株)日テレイベンツ	29	17,000
事業概要	巨人軍春期キャンプ会場周辺に，出店，ステージイベント，案内看板等を設置する。			
平成30年度実施内容	①キャンプ期間中のイベントの実施，②案内施設等の設置，③運営（インフォメーションブース，受付ブース，選手ケータリングブース等）③広報活動の実施			
事業目的・効果	キャンプ会場周辺のひぎわい創出や広報活動，ステージイベント等を展開し，キャンプ見学の満足度を向上させることで，キャンプ期間中の観光客増加を目指す。			
成果目標／実績	巨人軍那覇キャンプ延べ見学者：108,600	巨人軍那覇キャンプ延べ見学者数：120,061人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①景品があたるスタンプラリーを実施した。 ②県外からの観光客の割合が高い。	①市内全域に波及効果が広がるような取り組みがさらに必要である。 ②来年キャンプ１０周年にあたるため，１０周年に合わせた取り組みが必要となる。		
今後の取組方針	①多方面からのPRを検討する。②各観光施設や商店街等とより連携する。			

⑻　事業概要

キャンプ期間中、会場周辺で様々なイベントを実施する費用を拠出するものである。

⑹　実績

プロ野球キャンプにぎわい創出事業業務委託契約（プロポーザル）を株式会社アカネクリエーションとの間で締結（委託費 1186 万円）、ステージイベント企画運営委託業務（随意契約）を株式会社日テレイベンツ（委託費

916 万円）と締結している。

⑹　結果

⑹と同様、プロ野球キャンプ誘致には意義が認められる。キャンプ期間中は、平日でも多くの見学者が訪れており、それにあわせ周辺イベントを実施することも必要と考えられる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

「プロ野球キャンプにぎわい創出事業（大型ビジョン）」委託契約書に暴力団排除条項が無いのでこれを盛り込む必要がある。

⑻　那覇まちまーい推進事業

事業番号・事業名	1-18	那覇まちまーい推進事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ア		24	31,657
	国際的な沖縄観光ブランドの確立		25	43,739
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	46,395
30年度事業費（うち交付対象事業費）	16,017（16,017）		27	46,921
うち那覇市負担	3,204		28	43,459
事業形態／主な支出先	補助	那覇市観光協会	29	40,252
事業概要	地元ガイドと那覇市内の観光地を巡る「那覇まちまーい」の支援を行う。			
平成30年度実施内容	「那覇まちまーい」の実施に係る経費の支援			
事業目的・効果	那覇観光の満足度を高め，市内滞在期間の延長，それに伴う消費機会の拡大による地域活性化などを目的としている。			
成果目標／実績	参加者数：17,300人	参加者数：10,946人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①個人手配による旅行会社を介した団体客の申込みが減少傾向にある。②開催時期により，参加者数の開きがある。③ガイドの質の維持向上，商品作りが求められる。③参加費の支払い方法として，現金払い以外の方法を検討する必要がある。	①新規コースの企画やコース内容を見直す。②新規顧客を開拓する。③高付加価値コースの設定やコースの改廃を検討する。④個々のガイドのスキル向上を図る。⑤決済処理を検討する。		
今後の取組方針	①収益性の高いコースのターゲット層への周知方法を検討する。②登録ガイドの研修を実施する。③各コースの改廃，内容の見直しを行う。④決済処理方法を検討する。⑤事業実施体制の強化を行う。			

⑻　事業概要

那覇市観光協会が実施する「那覇まちまーい」の実施に要する費用を補助するもの。

⑼　実績

「那覇まちまーい」は、平成 22 年から始まったもので那覇市内を歩いて回ることのできる観光コースにガイドが同行するというもの。複数のコー

スが設定されており、各コースとも一人１回 1,000 円で参加できる。

平成 30 年度１年間の参加者（10946 名）の内訳は以下のとおりである。

コース名	参加人数
那覇の市場(マチグヮー) 迷宮めぐり	2,336
首里城物語	2,826
国際通りのワキ道ヨコ道ウラの道	614
世界遺産玉陵と「金城町石畳」めぐり	246
世界遺産識名園魅力と謎	142
壺屋のツボやちむん通りとすーじぐぁーめぐり	225
その他	1,632
朗読劇	2,925
合計	10,946

国際通り近辺と首里城が人気のコースとなっている。

前年は 14,698 人のところ、3,752 人（25.5%）の減となっている。その原因として、団体旅行者の申込みの減少、台風接近などにより 10 日実施回数が減ったことをあげている。

事業費 3600 万円のうち 1900 万円を補助でまかなう。

⑹　結果

外部監査人は、2020 年（令和２年）１月 12 日（日）午前９時 30 分より実施された「首里城物語」に参加した。小職以外には８名（うち２名が、都合により途中で離脱）が参加した。

申込みはインターネットから簡単にでき、事前の費用決済はなく、1,000 円という手頃な値段で深い知識を持ったガイドの方の話を聞きながら首里城を散策することができた。但し、前年に発生した首里城火災の影響で、通常のルートより散策できる範囲が限られていたため、予定より 30 分短縮であった。

少々古いが、平成 25 年７月に内閣府沖縄総合事務局が発表した「『那覇まちまーい』の経済効果について」というレポートでは

・平成 24 年度における経済効果は、34.2 百万円
・雑誌等への広告効果は、少なくとも 57 百万円
・「まちまーい」を旅程に組み込んだ旅行者の滞在日数は長期化
・参加者が飲食や土産品購入の消費行動を喚起する傾向あり

とのことである。

沖縄を訪れる観光客はリピートする傾向があるようだが、この「まちまーい」は複数回沖縄を訪れている観光客にとって、魅力的なプログラムであると思われる。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、補助率は原則１／２を上限とされているが本事業はそれを上回っている。補助率の削減に取り組むとされているが、人件費を安易に削減することは好ましいことではない。

平成30年度は参加者が大きく減っている。参加者のアンケート結果を踏まえながら魅力的なプログラムを絶えず創出し、参加者増に努めて頂きたい。

⑼　公衆無線 LAN サービス提供モデル事業

事業番号・事業名	1-20	公衆無線LANサービス提供モデル事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ウ		24	165,170
	観光客の受入体制の整備		25	13,251
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	25,592
30年度事業費（うち交付対象事業費）	13,384(13,384)		27	25,250
うち那覇市負担	2,677		28	19,440
事業形態／主な支出先	委託	西日本電信電話株式会社沖縄支店	29	15,390
事業概要	①公衆無線LANサービスを提供する。②県の公衆無線LANサービスとの認証連携を構築する。③民間事業者が主体となるWi-Fiサービスの提供，運用を検討する。			
平成30年度実施内容	①「Be okinawa Free Wi-Fi」との認証連携実現に向けた関係者協議及びシステム改修，②アクセスポイントの再配置			
事業目的・効果	那覇市が提供するNaha City Free Wi-Fiと沖縄県が提供するBe okinawa Free Wi-Fiサービスとの認証連携を実現し，かつ，提供エリアを見直すこと，民間事業者が主体となるWi-Fi提供環境を構築する			
成果目標／実績	①Wi-Fi認証数（外国人観光客）61,000回／（月平均）　②Wi-Fiの満足度（外国人観光客）80%以上　③民間事業者主体となるWi-Fi提供環境の構築	①Wi-Fi認証数（外国人観光客）29,768回　②Wi-Fiの満足度（外国人観光客）87%　③Wi-Fi提供環境の構築		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①平成30年11月から認証手続を見直したこと等から，Wi-Fi認証数（外国人観光客）が目標に達しなかった。 ②今後は民間事業者主体で運用進めていくが，アクセスログ情報については継続取得し，公衆無線LANサービスの利活用を行っていく必要がある。	Wi-Fi認証手順について機能追加したことによりWi-Fi認証数が減少したと考えられるため，民間事業者と情報共有し改善に務める。		
今後の取組方針	①ICTを活用した観光施策等への取り組みや，NAHA CITY FREE Wi-Fi接続画面に那覇市主催の大型イベント等の広告配信を行う。アクセスログ情報を取得し，各アクセスポイントの利用状況等の分析を行う。外国人観光客にも理解しやすい認証手順について検討を行う。			

⑻　事業概要

那覇市内に公衆無線 LAN サービスを提供する事業である。

⑹　実績

上記表のとおり。

⑽　結果

インターネットによる情報収集が広く普及している現代社会において、特に外国人観光客やスマートフォンの利便性を高めるため、無料Ｗｉ－Ｆ

ｉ環境を提供する意義は認められる。
なお、平成29年度よりバナー広告収益を上げており、費用が削減されている。
平成31年度からは、民間事業者が主体となったＷｉ－Ｆｉサービスの提供に移行するとのことである。
指摘すべき事項は特段なし。

⑽　外国人観光客受入整備事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>1-22</td><td colspan="3">外国人観光客受入整備事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">経済観光部　観光課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章-3-(2)-ウ</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">観光客の受入体制の整備</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ-1-(1)</td><td>26</td><td>29,374</td></tr>
<tr><td>30年度事業費（うち交付対象事業費）</td><td colspan="2">44,174(32,241)</td><td>27</td><td>27,778</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="2">6,449</td><td>28</td><td>30,092</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託　補助</td><td>那覇クルーズ促進連絡協議会，那覇市観光協会</td><td>29</td><td>39,136</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">那覇クルーズ促進連絡協議会の活動支援，市街地や周辺店舗・事業所へサポート要員の派遣，語学講座の実施等を行う。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">①店舗へのサポート要員の派遣。②語学講座の開催。③クルーズ船受入に係る事業に対する支援</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">サポート要員を派遣することにより，外国人観光客の満足度向上，市内事業所での外国人観光客への対応の充実を図る。那覇クルーズ促進連絡協議会の事業を支援し，外国人観光客の受入体制の整備を図る。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">受入体制についての外国人観光客の満足度：80%以上</td><td colspan="2">受入体制についての外国人観光客の満足度：96%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">アンケート調査によると外国語対応能力への満足度がやや低い傾向にある。</td><td colspan="2">外国人観光客が増加しているが，対応可能な店舗が少ないため，現場に即した語学講座を展開していく必要がある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">外国人観光客への対応を可能とする語学講座を展開することにより受入体制の整備を図っていく。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

外国人観光客の受入体制を強化するため、外国語対応の強化、クルーズ船観光客の対応強化のための事業

⑹　実績

クルーズ船対応は、那覇クルーズ促進連絡協議会に対し補助金を交付している。

那覇クルーズ促進連絡協議会の事業は、
①臨時観光案内所の設置・運営（業務委託）
②初寄港歓迎セレモニー（直接実施）
③歓送迎演舞の実施（業務委託）

また、那覇市観光協会と、業務委託契約を締結し
①まちなか案内サポート要員の配置
②語学講座の開催
③事業所への対応職員の派遣
を行っている。

(c)　結果

外国人観光客が増加していることからすると、その受入体制を強化することは必要であり、個々の店舗にその対応を任せることには限界もあるから、組織的な対応を行うことには意義は認められる。

(d)　外部監査人の視点

【意見】

外国人観光客受入整備事業を、那覇市観光協会へ業務委託しているが、随意契約によっている。しかし、その根拠が必ずしも明らかでない。

【意見】

外国人観光客にアンケートを実施し、その満足度により本事業のあり方を検証するとしているが、事業の効果を計る手段としてはそれだけでは不足である。

例えば、語学講座を受講した者に対し、その後の業務の中でどれだけ役に立ったのか（外国人観光客とコミュニケーションをとる機会はあったのか、語学講座で学んだことが役に立ったのか）を計ることがより直接的といえる。

⑾　沖縄国際映画祭関連事業

事業番号・事業名	1-24	沖縄国際映画祭関連事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	26,041(10,000)		27	
うち那覇市負担	2,000		28	42,813
事業形態／主な支出先	補助	沖縄国際映画祭実行委員会	29	23,651
事業概要	沖縄国際映画祭開催に係る運営費の一部を実行委員会に補助する。			
平成30年度実施内容	沖縄国際映画祭関連イベントの実施に対する支援			
事業目的・効果	沖縄国際映画祭関連イベントに対し支援を行うことで，継続的な開催に繋げ，4月における那覇市への来訪者数・滞在時間の増加を図る。			
成果目標／実績	沖縄国際映画祭国際通りレッドカーペット観客数：92,000人		沖縄国際映画祭国際通りレッドカーペット観客数：63,000人	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	落雷の危険があるにも関わらず，客席最前列を確保した観客のほとんどが避難に応じなかった。		悪天候時の避難誘導について検討する。	
今後の取組方針	①雷雨時の対応などについて，周辺店舗・商店街等との事前協議を検討する。②雑踏警備強化のために警備員の増員や誘導ボランティア確保について，早めに補助事業者と調整する。			

⑻　事業概要

沖縄国際映画祭の運営費の一部を補助するもの。

⑼　実績

沖縄国際映画際は平成 20 年から実施されている。「沖縄国際映画際」という事業ではあるが、実質的には、吉本興業の芸人を中心に多数の芸能人が出演するイベントである。

映画際は、県内数カ所で開催されているが、本事業は、国際通りにレッド

カーペットを設置し、本場の映画祭さながらに芸能人が練り歩くイベントの開催費用（2397万円）の一部（1000万円）を補助するものである。

毎年約９万人の来場者がある。映画祭全体では、30万人から40万人の参加者とのことである。

⑹　結果

芸能人と沖縄観光の結びつきに疑問がない訳ではないが、観光客の来県、マスコミの取り上げ方などからすると、経済効果はかなりのものがあると思われる。おきぎん経済研究所によると、2019年４月に行われた沖縄国際映画祭の経済波及効果は85億4077万円（前年比５億1811万円（6.4%）増）とのことである[2]。

特段指摘すべき点はない。

なお、2020年４月開催の本映画祭には、「なは応援団」と称して一般個人・法人からの寄付を募っている。

[2] 沖縄タイムス2019年８月30日

⑿　観光イベント等映像発信事業

事業番号・事業名	1-25	観光イベント等映像発信事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	7,969
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	2,308
30年度事業費（うち交付対象事業費）	4,491(4,491)		27	2,813
うち那覇市負担	899		28	6,628
事業形態／主な支出先	直接実施　委託	(株)ストロベリーアーツ，沖縄県石油業共同組合	29	5,323
事業概要	移動式車載大型ビジョンを活用して，観光客向けに那覇市の観光情報を発信する。			
平成30年度実施内容	移動式車載大型ビジョンによるイベント時の現場映像の放映及び県外・国外観光客への観光案内・PR等　75回/年			
事業目的・効果	クルーズ船の送迎や各イベントにて移動式車載大型ビジョンを活用し那覇市の観光情報を発信することにより，観光客を市内観光へ誘客する			
成果目標／実績	①観光案内・PR等75回/年　②クルーズ船来客数：370,000人　③祭り等イベント来客数：606,000人　④巨人軍那覇キャンプ見学者数：108,600人	①観光案内・PR等75回　②クルーズ船来客数：610,449人　③祭り等イベント来客数：497,000人　④巨人軍那覇キャンプ見学者数：120,061人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①移動式車載大型ビジョンの貸出し要望が多数ある。②他課や関係機関で作成した映像を各種イベントで放映したいとの要望がある。③外国人観光客が，映像の内容を理解できないことがある。	①観光課以外の市主催イベントへの派遣を実施する。②他部署や他期間から，那覇市観光PR映像の提供を依頼する。③多言語やノンバーバルコミュニケーションに対応した映像を発信する。		
今後の取組方針	①まつり会場での配置場所について事前に十分な検討を行う。②本事業目的に沿う観光以外のイベントについて，積極的に派遣を行う。本事業目的に沿う他課で制作された映像を積極的に放映する。③他課へ派遣する場合，放映素材の多言語対応等の助言を行う。			

⑻　事業概要

那覇市が所有する移動式車載大型ビジョンを活用し、各種イベント会場でＰＲを行うもの

⑼　実績

委託先は制限付一般競争入札が行われている。２社参加で１社は辞退している。

⑹　結果

移動式車載大型ビジョンは、平成25年度の一括交付金を利用して導入されている。

この大型ビジョンの効果を数値化して計ることは困難である（ビジョンの存在で参加者が増加するという関係にはないし、満足度があがるとも考えられない)。そこで、どれだけ活用されたか、が一つの指標になると考えられる。

他市町村への貸し出し実績について確認すると、民業圧迫の懸念があるため行っていないとのことである。

【意見】

現状では週に１回程度の活用しかされていない。当該車両が十分活用されているとはいえないといえる。

貸し出し要望は多数あるとのことであり、積極的な活用を行うべきである。

⒀　観光入込統計調査事業

事業番号・事業名	1-27	観光入込統計調査事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	2,688(2,430)		27	
うち那覇市負担	486		28	3,471
事業形態／主な支出先	委託	(株)サーベイリサーチセンター沖縄事務所	29	3,378
事業概要	那覇市における国内観光客の旅行動向の実態を把握し，その結果の活用を図る。			
平成30年度実施内容	①那覇空港において，年4回1,400人を対象としたアンケート調査を実施する。②県実施の各種調査の基礎データを基に，那覇市分を調査し，県内全体の各種数値と本市との比較・検証を行う。			
事業目的・効果	那覇市における国内観光客の旅行動向の実態を把握する。調査結果を観光施策の企画・立案及び成果検証に活用する。			
成果目標／実績	①那覇空港において年4回1,400人を対象としたアンケート調査を行う。②観光入込統計資料の作成。③観光入込統計調査の完了	①アンケート実施人数：1,314人　②観光入込統計資料の作成　③調査報告書作成		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	アンケート回収率をあげるため，アンケートの配布方法等の工夫を図る。	アンケートの質問の表現変更，回答方法の変更，調査項目の改善を図り，アンケート調査票の改善に取り組んだ。		
今後の取組方針	アンケート調査内容等の工夫及び必要に応じ改善を図ることで，統計データの更なる充実を図る。			

⑷　事業概要

那覇市を訪れる観光客の動向の実態把握のための調査業務である。

⑸　実績

調査業務を行う事業者は入札により決定している。

⑹　結果

将来の観光政策を検討するにあたって、基礎資料となる実態調査を行うことには意義は認められる。

本事業の入札は３社が参加し、また前年と違う業者が落札している。

予定価格を事前に公表せず、健全な競争が行われた結果であるとうかがわれる。

特段指摘すべき点はない。

⑭　めんそーれ観光充実事業

事業番号・事業名	1-30	めんそーれ観光充実事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ウ		24	
	観光客の受入体制の整備		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	III-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	5,759(5,759)		27	
うち那覇市負担	1,152		28	5,389
事業形態／主な支出先	直接実施	非常勤講師、(株)丸仁他	29	8,102
事業概要	国際通りを中心に迷惑行為(客引き行為、看板等の違法な設置行為等)の指導，是正要請等を行う。			
平成30年度実施内容	①具体的手法の検討。②是正要請活動の実施。③広報活動の実施			
事業目的・効果	「迷惑行為防止重点地区」における良好な環境を保つための官民連携手法を確立する。			
成果目標／実績	①具体的手法の検討（月1回以上）②是正要請活動の実施（月25回以上）③広報活動の実施（随時）④違法看板設置に対する指導（460件以内）	①具体的手法の検討（月1回以上実施）②是正要請活動の実施（月平均24日実施）③広報活動の実施（モニター放映：1回，公式SNS1回）④違法看板設置に関する指導件数（302件）		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①悪質店舗に対する対策を検討する必要がある。②迷惑行為等是正指導員の人員確保が課題である。	①合同パトロールの実施回数を増加することに加え，より効果的な対策を検討する。②迷惑行為等是正指導員の採用に関し，沖縄県警本部や警備会社に対し，適任者の有無について照会を継続する。		
今後の取組方針	①マスコミを活用するなど効果的な合同パトロールを実施する。 ②悪質店舗に対するより効果的な対策を検討する。 ③重点地区における迷惑行為防止推進協議会や関係団体との意見交換を継続する。④指導員の人員を確保する。			

⑷　事業概要

国際通りの迷惑行為(客引きや違法な看板設置)の指導を行い、環境の浄化を行うもの

⑹　実績

事業費の大半は、迷惑行為の是正指導を行う非常勤職員(５名)の人件費である。

⑹　結果

市民・観光客が安心・安全に通行することができる環境作りのために、行われるものとして意義が認められる。

通り会等と連携を取りながら進めている。

但し、看板等の違法設置を繰り返す業者に対する効果的な指導ができていない。効果的な指導方法を検討すべきである。

特段指摘すべき点はない。

⑮　那覇と周辺離島の連携による観光振興事業

事業番号・事業名	1-31	那覇と周辺離島の連携による観光振興事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ア		24	
	国際的な観光ブランドの確立		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	1,523(1,523)		27	
うち那覇市負担	305		28	
事業形態／主な支出先	委託	沖縄ツーリスト(株)	29	1,584
事業概要	周辺離島航路発着場において観光案内所を設置し，観光情報を提供する。			
平成30年度実施内容	①泊港旅客ターミナル内に臨時観光案内所を設置する。 ②多言語対応を行う			
事業目的・効果	①市内観光情報を提供し，離島観光後の観光客を那覇市内へ誘導することを目的とする。②国内外の観光客のニーズを把握する。			
成果目標／実績	①泊ふ頭ターミナル内に臨時観光案内所を設置　②多言語対応を行う。③観光案内所利用者数(6,000人)。④アンケート調査（利便性向上80%以上）。	①泊ふ頭旅客ターミナル内に臨時観光案内所を設置。②多言語対応を実施。③観光案内所利用者数(8,412人)。④アンケート調査(利便性確保100%)		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①台風による欠航が相次ぎ，外国人観光客1組あたりの相談に20分以上かかった。②案内所利用者にアンケートを実施した。	①観光パンフレットを充実させ，ニーズ似合わせた案内が必要。②アンケートの内容や，回収方法を検討する。		
今後の取組方針	①他の観光関係団体と連携する。 ②観光客へのアンケートを実施し，本事業の在り方を検証する。 ③アンケートの回収率向上を目指す。			

⑷　事業概要

近距離離島を結ぶ航路の発着所である泊港旅客ターミナルに、７月～９月の間、案内所を設置するもの

⑹　実績

案内所は、夏期の３ヶ月、出発便が集中する午前中(８時～12 時)開設している。英語、中国語対応のスタッフを各１名配置。

委託先は入札が行われているが、参加は１事業者のみであり、かつ２回は予定価格を上回っていたため３回目で決定している。

⑹　結果

那覇から日帰りで行ける離島は観光客に人気が高い。近時は外国人もお多数訪れており、案内所を設置する必要は高いといえる。

特段指摘すべき点はない。

⑯　観光危機管理推進事業

事業番号・事業名	1-32	観光危機管理推進事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-2-(4)-イ		24	
	観光客受入体制の整備		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	6,175(6,175)		27	
うち那覇市負担	1,235		28	
事業形態／主な支出先	委託	琉球国際航業(株)	29	
事業概要	那覇市観光危機管理計画を策定する。			
平成30年度実施内容	既存計画と連携・連動しながら，本市の特性に即した実態調査，課題整理，体制の構築を行う。			
事業目的・効果	①那覇市地域防災計画を上位計画とした観光危機管理体制を構築する。②国内外観光客を対象とした「那覇市観光危機管理計画」を策定し，観光産業の持続的発展を図る。			
成果目標／実績	①危機管理体制の構築，②那覇市観光危機管理計画の策定	①危機管理体制の構築，②那覇市観光危機管理計画の策定		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	具体的な対応について定めたマニュアル等が必要。	庁内の観光部署などと観光危機発生時の対応について，意見交換等を実施する。		
今後の取組方針	全庁的な観光危機管理体制を構築し，民間事業者等との連絡体制構築を図る。			

(a)　事業概要

観光客の安全確保を図るため、計画書を策定する事業である。

(b)　実績

委託先はプロポーザル方式によっており、２社が参加している。

(c)　結果

沖縄県は台風が多いが、最近はそれだけでなく、地震、集中豪雨、停電な

どいつ大規模災害が発生してもおかしくない状況にある。ひとたび災害が発生すれば、そのとき観光で来県していた観光客へのフォローが必要となる。そのための計画を策定しておく必要は認められる。

今後の課題でも挙げられているが、今後は、策定した計画が実行できるか、関係機関との連携、運用訓練、防災意識の定着化を図る必要がある。

指摘すべき点は特にない。

⑰　物語性のあるランドマーク創造事業

事業番号・事業名	1-37	物語性のあるランドマーク創造事業		
担当部課	経済観光部　観光課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-3-(2)-ア		24	
	国際的な観光ブランドの確立		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-1-(1)		26	
30年度事業費（うち交付対象事業費）	5,000(4,000)		27	
うち那覇市負担	1,000		28	
事業形態／主な支出先	委託	ブルームーンパートナーズ(株)	29	5,643
事業概要	「ランドマーク戦略プラン」で設定したストーリー・物語について，観光客に対する認知度の向上を図ること。			
平成30年度実施内容	①県内メディアを活用して，ストーリー及びphotogenicポイントなどの周辺情報を発信し，認知度高める。②公式ＳＮＳを開設し，情報発信を行う。			
事業目的・効果	那覇市の新たな観光資源を発掘，周知，創出する。			
成果目標／実績				
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑷　事業概要

那覇市内の観光施設を紹介するため、ストーリー性を持たせた内容をＳＮＳ等で発信する事業

⑹　実績

平成29年度に引き続き、同一の委託先がプロポーザルにより受託している。

平成29年度は「物語性のあるランドマーク創造事業」報告書、那覇市観光協会のホームページ「NAHA NAVI」に「観るがよい、那覇の世界級を」とのタイトルで、那覇の観光名所を紹介するページを掲載。

平成30年度は、「ランドマーク戦略プラン展開業務」報告書として、ＰＲ動画、ＳＮＳなどへのリンク、冊子などの制作、配布を行っている。

ホームページ（NAHA STORY）のアクセス数（閲覧数PV：ページビュー数）は以下のとおり

・平成30年度（2018/4/2～2019/3/31）　4,268PV

・平成 31 年度（2019/4/1～2020/1/31）　1,716PV

⑹　結果

上記のとおり、ホームページのアクセスは、２年目で大きく減少している。これは、１年目はトップページに掲載されていたが、その後それがなくなったためとのことである。

Facebook や Instagram へのリンクを行っているとのこと

本事業は、広報媒体への記事掲載にあたり、テレビや情報雑誌との間で掲載内容や掲載時期等の調整に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となったとして繰越となっている。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

情報発信ツールを作成してそれで完了ではなく、成果物をいかに活用するかが重要である。上記のとおり、ホームページの閲覧数は減少し、しかもその数も圧倒的に少ない状況である。

今後、活用が望めない状況であれば、本事業自体本当に必要なものだったのかどうかが問われることとなる。

１４　福祉政策課

⑴　バリアフリー改装補助事業

事業番号・事業名	1-28	バリアフリー改装補助事業		
担当部課	福祉部　福祉政策課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章-3-（2）-ウ 観光客受入体制の整備		24 25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-１-（1）		26	1,150
総事業費(うち交付対象事業費)	603 (543)		27	971
那覇市負担	109		28	219
事業形態／主な支出先	委託	補助金交付先2社	29	2,280
事業概要	利便性の確保を図るため、既存の民間商業施設等のバリアフリー改装工事に支援する。			
平成30年度実施内容	店舗等のバリアフリー改装への支援　2施設			
事業目的・効果	観光地である中心商店街を含め市内の店舗等のトイレや出入口をバリアフリー化することにより、多くの県内、外から市内への来訪者が安心したか観光を行うことができる。バリアフリー化にかかる経費の一部を支援することにより、障がいのある方が利用できる施設を増やし、障がいのある方に優しい観光地を目指す。			
成果目標／実績	利用した観光客へのアンケート、「施設がバリアフリー化されたことにより利便性が確保された」回答割合 80%以上	左記回答割合 90%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	・「バリアフリーの対応がなされている」と感じたことが「店舗の利用しやすさに満足している」ことにつながったと考察する。 ・ハード面だけではなく、ソフト面でのバリアフリーに対する姿勢が、バリアフリー対応や店舗の利用しやすさへの満足度に繋がったと評価できる。	今回アンケートを実施し、バリアフリー改装補助事業を利用した店舗の顧客に利便性について目標値以上の評価があった。今後は、バリアフリーへの意識啓発に力を入れ、ソフト面からバリアフリー推進を図りたい。		
今後の取組方針	今後は、事業所向けのバリアフリーセミナーを開催する等の意識啓発に継続して力を入れ、ソフト面からのバリアフリーの推進に取り組む。			

⑷　事業概要

観光客が利用する民間商業施設（ホテル、飲食店）が行うバリアフリー化のための改修工事費用の一部を補助するもの

⑹　実績

平成30年度は以下の２施設に対し補助金を交付した。

ホテル→入り口の段差解消　173千円

居酒屋→　トイレ（様式化・段差解消等）改修　360千円

なお、平成27年度は５件（769千円）、平成28年度１件（197千円）、平成29年度３件（542千円）と件数が伸び悩んだ。

一括交付金事業としては、平成30年度で終了している。

⑹　結果

沖縄県の文化観光スポーツ部が、全国脊髄損傷者連合会の会員などを対象に県内のバリアフリーに対する満足度アンケート調査（ＷＥＢアンケート）（67名回答）を行った。その結果は次のとおりである。

①　沖縄観光のバリアフリーへの満足度

満足　16.4

やや満足　46.3

どちらともいえない　26.9

やや不満　7.5

不満3.0

②不便な点や改善点（複数回答）

福祉車両・道路の整備　41.5

バリアフリー情報の提供　40.0

飲食施設の受入整備　33.8

障がい者、高齢者対応の観光メニュー　29.2

公共交通機関　26.2

観光施設の受入整備　23.1

宿泊施設の受入整備　16.9

買い物　10.8

介助サービス、器具レンタル　9.2

高齢者対応の設備、トイレ　9.2

その他　15.4

という結果である[1]。

また、同じく沖縄県文化観光スポーツ部が発表した、2018年度の「観光バリアフリー入域実態調査」によると、高齢者（60歳以上）の入域観光客数は194万人（前年比１％増）、障がい者（介助者含む）は49,000人（４％

[1] 琉球新報　2020年（令和２年）２月13日５面記事より

増）で共に過去最高を記録したとのことである[2]。

なお、沖縄県は、観光バリアフリーポータルサイト「バリアフリーＯＫＩＮＡＷＡ」（https://okibf.jp/）を開設しており、積極的に情報発信を行っている。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

上記のとおり障がいを持つ方が観光客として来県する状況は今後も増加するものと考えられる。

一方、アンケートでは１／３は施設のバリアフリー化を望んでおり、まだまだハード面での対応は十分ではないといえる。

申請件数が低調に終わった理由としては、店舗が未だその必要性を感じていない、飲食店の場合建物のオーナーが積極的でない、などの理由が考えられる。しかし、実現性の低い事業設計であったことも考えられることから、今後は、「今後の取組」にもあるように、意識啓発活動を継続し、事業者のニーズを掘り起こすなどして、継続頂きたい。

なお、令和元年９月 26 日の教育福祉常任委員会（教育福祉分科会）でも委員から同様の指摘がなされている。

[2] 同上

⑵　ふれあいのまちづくり事業

事業番号・事業名	8-5	ふれあいのまちづくり事業		
担当部課	福祉部　福祉政策課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-２-（３）-エ		24	
	福祉セーフティネットの形成		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	4,653 (4,644)		27	3,427
那覇市負担	929		28	4,644
事業形態／主な支出先	補助	那覇市社会福祉協議会	29	4,382
事業概要	生活課題を抱える、障がい者や高齢者、生活困窮者等さまざまな人を支援するため、総合相談窓口を設置する。			
平成30年度実施内容	那覇市社会福祉協議会へ総合相談窓口設置に向けた支援の実施及び専任相談員の配置			
事業目的・効果	社会福祉に関する知識とノウハウに長けた、那覇市社会福祉協議会へ専門相談員を配置し相談に来所しやすい環境をつくり、より多くの相談を受けることにより、市民の福祉向上が期待できる。			
成果目標／実績	対象となる相談者等へのアンケートで、「相談したことにより課題の解決に役立った」の回答割合が80％以上	左記回答割合 92%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	目標値を達成したが、回収率が低かったことが推進上の課題である。	対象となる相談者等に対しアンケート調査を実施した結果、アンケートの取りにくさが回収率が低かった要因として挙げられるため、必要に応じてアンケート内容や取り方を見直す。		
今後の取組方針	対象となる相談者へのアンケート等を実施し、本事業の業務改善を図っていく。			

⑷　事業概要

社会福祉協議会が設置する障がい者、高齢者、生活困窮者のための相談窓口運営のための補助金を支出するもの。

⑹　実績

専任の相談員を１名配置している。

平成 30 年度は、合計 751 件（来所 387 件、電話 364 件）の相談に対応している。相談内容としては、お金に関すること（169 件）、家庭の問題（87 件）、健康に関すること（68 件）となっている。

⑹　結果

社会的弱者のための身近な相談窓口が常時あることは、意義のあることである。費用の支出は、非常勤職員の人件費が大半となっている。

事業の必要性は高いと思われる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成 11 年５月部長決裁）に暴力団排除条項を盛り込むべきである。たとえ、社会福祉協議会であったとしても、暴排条項を遵守してもらう必要があることにかわりはない。

⑶　ボランティア振興事業

事業番号・事業名	8-6	ボランティア振興事業		
担当部課	福祉部　福祉政策課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章-２-（３）-エ		24	
	福祉セーフティネットの形成		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	3,072 (2,023)		27	5,625
那覇市負担	405		28	3,358
事業形態／主な支出先	補助	那覇市社会福祉協議会	29	3,358
事業概要	高齢化社会に備え、ボランティアの活性化を図り、インフォーマルな支援の担い手を養成する。			
平成30年度実施内容	那覇市社会福祉協議会へボランティア支援員1名配置			
事業目的・効果	本県は社会福祉活動に係る情報提供が本土より遅れた事情もあり、ボランティアの風土づくりは極めて重要であり、ボランティアの普及啓発やボランティアを必要とする人々とのマッチングなどをさらに強化する必要がある。これにより、相互扶助の精神が醸成され、行政に頼らず、自助、共助が推進され、地域で支え合い、だれもが安心して住むことができる社会の構築に寄与することが期待できる。			
成果目標／実績	①ボランティア登録者数(新規) 82人 ②ボランティアのマッチング件数 250件	①登録者数 71人 ②マッチング件数 289件		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	①登録者数（新規）：目標未達の原因として、地域活動の担い手不足があげられる。 65歳以上の高齢者も積極的に地域のボランティア活動に参加する仕組みを作っていく必要がある。 ②マッチング件数：ボランティア情報誌を年8回発行しニーズやイベント、トピックなどボランティア活動に欠かせない情報提供を行ったことや、ボランティア登録者が継続してボランティアに参加したことが目標値を上回ったと考えられる。	①登録者数（新規）：高齢者の参加については、介護予防や買い物や移動の生活支援の取り組み に関連するボランティア活動を促進する。 また、傾聴ボランティア講座の開催など市民ボランティアの参加促進を図る。 ②マッチング件数 ：今後は障がい者分野や観光ボランティアのニーズも増えつつあり、その対応も 考慮しながら養成講座、ボランティア育成を行っていきたい。		

今後の取組方針	今後高齢者介護予防等に関する活動もさらに活性化するものと思われるため、生活支援コーディネーターやCSW（コミュニティソーシャルワーカー）と連携しながらボランティア活動の活性化を目指したい。

⑷　事業概要

ボランティア活動の拠点となる社会福祉協議会に補助金を交付するもの。

⑹　実績

ボランティア支援員の配置、養成講座開催、福祉体験活動の支援などを実施している。

⑹　結果

災害時だけでなく、平時より生活困窮者らがちょっとした困り事をボランティアに依頼できる環境作りは意義があるものと思われる。

令和元年９月26日教育福祉常任委員会（教育福祉分科会）においても委員から同様の指摘がなされている。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

⑵　ふれあいのまちづくり事業と同様）

那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱（平成11年５月部長決裁）に暴力団排除条項を盛り込むべきである。たとえ、社会福祉協議会であったとしても、暴排条項を遵守してもらう必要があることにかわりはない。

１５　障がい福祉課

⑴　発達障がい者サポート事業

事業番号・事業名	8-7	発達障がい者サポート事業		
担当部課	福祉部　障がい福祉課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章 - 2 - (3) - イ		24	
	障がいのある人が活動できる環境づくり		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	III - 4		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	21,000 (21,000)		27	21,000
那覇市負担	4,200		28	21,000
事業形態／主な支出先	委託	NPO法人わくわくの会	29	21,000
事業概要	発達障がい者の円滑な社会生活の推進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がい者（児）本人、その家族及び支援者等へ支援を行う。			
平成30年度実施内容	相談支援の実施、ペアレントトレーニングの実施、ティーチャーズトレーニングの実施、就労及び本人への活動支援、発達障がいに対する啓発目的の研修、保護者支援、本人支援の居場所の提供。			
事業目的・効果	①一人一人が持つ課題に対して様々な支援者が連携して対応能力の向上を図ることにより、適切な人間関係を構築し、社会参加を可能にする。 ②ペアレントトレーニングやティーチャーズトレーニングを活用したストレスマネジメントによる家族や支援者の心理的負担の軽減を図る。 ③啓発活動を実施することで、本人や家族が地域で安心して共に暮らし、社会生活を推進する。			
成果目標／実績	アンケートにおいて「本事業により負担感・不安感が軽減されたと感じた」との回答の割合が80%以上	アンケートでの左記回答割合 70%台		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	アンケートを実施。実績は成果目標80%を下回ってはいるものの全体的には70%以上の達成がみられる。回数を重ねていくことで負担感・不安感の軽減にはつながっているといえる。	アンケートの回答で家族・支援者の負担感・不安感の軽減に目標値である回答割合80%には達しなかったものの70%以上の成果があった。今後は、ペアレントトレーニング、ティーチャーズトレーニングの開催回数を増やす、ティーチャーズトレーニングの対象機関を広げるなど、内容の充実を図る必要がある。		
今後の取組方針	ペアレントトレーニング、ティーチャーズトレーニングの開催回数を増やすなど、さらなる内容の充実を図る必要がある。また、本人及び家族へのきめ細かな支援を支える支援者の育成のため、ティーチャーズトレーニングの対象期間を広げるなど、講座や研修等を積極的に実施する。			

⑷　事業概要

発達障害がい本人及びその家族を支援するため、相談支援体制の構築、トレーニングの実施、研修会などの実施を行う事業を委託するもの。

⑹　実績

相談支援 1,301 回、ペアレントトレーニング 120 回、ティーチャーズトレーニング７回、就労及び本人への活動支援 863 人、等

⑹　結果

成果実績として、ティーチャーズトレーニングの実績（７回）が目標値（28回）を下回っている原因として、発信が弱いため、と結論付けている。しかし、このトレーニングは、平成 28 年 42 回、平成 29 年 18 回、平成 30 年７回と年々大幅に減少している。情報発信不足という原因は当てはまらないものと思われる。

平成 27 年以降、同一のＮＰＯ法人に対し随意契約で委託している。本事業に必要な特殊な技術を有しているのは、県内では当該委託先だけであるという理由である。

確かにどの事業者でも取り組むことができる内容ではない、ことは確かといえる。

また、事業自体は有用性が高いと考えられる。

今後は、事業内容についても例年通りなどとせず、絶えず検証・見直しが必要であると考えられる。

特段指摘事項などはない。

１６　特定健診課

⑴　生活習慣病重症化予防モデル事業

事業番号・事業名	13-3	生活習慣病重症化予防モデル事業		
担当部課	健康部　特定健診課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（１）－ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		24 25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	12,424
総事業費(うち交付対象事業費)	16,002 (15,953)		27	16,398
那覇市負担	3,191		28	23,309
事業形態／主な支出先	直接実施	専門員(看護師等5人)	29	16,430
事業概要	本県は肥満率が全国一高いこと、要医療者でありながら受診していない者が多いなどの健康課題があるため、実施義務のある特定保健指導の対象者以外の、要医療者や治療コントロール不良等の者に対してもかかりつけ医等と連携して保健指導を実施する。			
平成30年度実施内容	対象者への保健指導(面談、電話、手紙)、糖尿病台帳から要医療者に対する保健指導			
事業目的・効果	肥満率及び65歳未満死亡割合全国一などの課題の対策として、肥満の生活習慣改善、糖尿病・心筋梗塞・慢性腎臓病等の重症化を防ぐために保健指導による介入が必要である。保健指導を行い、生活習慣の改善や適性受信が図られることで、病気の重症化・合併症を防ぐことができる。			
成果目標／実績	①要医療者の受療率(未治療者の受療率) 50% ②要医療者の翌年度の健診結果改善率(要医療者が適正に受診し血圧、血糖値が改善される割合)	①要医療者の受療率 42.8% ②医療者の翌年度の健診結果改善率 74.6%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	（要医療者の受療率） 要医療者がその後受療につながった割合は目標の50%にわずかに達しなかった。理由として専門相談員の欠員等の体制によるものと考えられるため、次年度は体制確保に努める。 （要医療者の翌年度の健診結果改善率） 要医療者が保健指導後、翌年の健診結果で血圧、血糖値等が改善される割合については、目標の70％を達成できた。理由としてこれまでの保健指導の取り組みが浸透してきたためと考えられる。	これまでの取り組みの検証を受け、今後も引き続き、受診率や改善率の向上 を目指し、生活習慣病の重症化予防の取り組みを継続する。		

今後の取組方針	今後も引き続き、受診率や改善率の向上を目指し、保険者努力支援制度（特別調整交付金）を活用し、生活習慣病の重症化予防の取り組みを継続する。

⑷　事業概要

糖尿病などの生活習慣病を予防すべく、特に健康意識の低い層に積極的に働きかけ健康改善を図るものである。

⑸　実績

支出は、非常勤職員（５名）の人件費である。

⑹　結果

肥満率、65 歳未満死亡割合全国一という不名誉な数値をもって、沖縄の特殊事情というにはいささか疑問もあるが、医療費の支出を抑制する必要性は極めて高いことから有用性は高いといえる。

特段指摘すべき点はない。

１７　健康増進課

⑴　職場が主体的に取り組む健康づくり実践支援事業

事業番号・事業名	13-1	職場が主体的に取り組む健康づくり実践支援事業		
担当部課	健康部　健康増進課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章-2-(1)-ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		24 25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ-4		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	3,897 (3,897)		27	
那覇市負担	780		28	3,711
事業形態／主な支出先	委託	一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会	29	3,500

事業概要	職場における健康づくりの取組みを推進するため、事業所の主体的取組みの支援を実施するとともに、他の事業所（支援事業所以外の事業所）へも職場における健康づくりのモデルとするため、支援取組みの周知を図る。また、効果的な取組み例として活用するため、支援した取組みの評価・検証をおこなう。	
平成30年度 実施内容	・事業所の取組みに関する相談支援 ・対象事業所への進捗状況確認	
事業目的・効果	職場での健康づくりの気運や環境づくりがなされ、職場での主体的な健康づくりが期待でき、長寿県の復活につながる。	
成果目標／実績	①チャレンジ活動に参加後、アンケートにて「健康意識の向上ができた」と回答した従業員の割合が80%以上 ②各事業所が掲げたチャレンジ目標を達成した事業所の割合が80%以上	①アンケート回答割合 94.6% ②チャレンジ目標達成事業所割合 100%
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	【公募方法等について】提案書をメール提出可能とし、審査方法を面接審査から書類審査に変更したことにより応募事業所数が増え、広く周知できたものと考える。 【支援終了後のフォローアップについて】健康づくりの取組みの支援終了後、約9割の事業所が業務に支障のない範囲で継続している取組みがあることがアンケートやヒアリングより把握できた。	【公募方法等について】関心のある事業所について、職員が事業所を訪問し、事業所にあった取組みの提案に併せ、事業周知をすることで、より公募に対する事業所の意欲を引き出させる。 【支援終了後のフォローアップについて】これまで実践してきた各事業所の取組み内容や、取組みを継続するための工夫を、他事業所が取り組むきっかけや参考となるようホームページにて健康づくり情報とともに取組み例を発信する。

今後の取組方針	【公募方法等について】関心のある事業所が気軽に応募できる環境を整える。書類の作成支援が必要な事業所については、助言・作成支援を行う。 【支援終了後のフォローアップについて】助成支援を実施した事業所に対し、健康づくり活動の継続的な取り組み状況についてアンケート調査を実施し、事業所の状況に応じて取組み方法について助言を行うとともに健康づくり情報の発信を継続的に行う。

⑷　事業概要

現役世代の糖尿病、高血圧といった生活習慣病を予防するためには、一日の大半を過ごす職場での健康作りに向けた活動が必要であるとし、従業員の健康増進に向けた活動を行う事業所に助成金を支給する事業

⑹　実績

15の事業者の応募があり、そのうち10の事業所に対し、各10万円の助成金を支給している。事業所ごとに取り組む活動は様々であるが、例えばある事業所の決算書は次のとおりである。

スマートウォッチ　8,009円　８個　　64,074円

スポーツジム利用料（ビジター回数券）　25,000円

体重組成計　１台　11,434円

⑹　結果

普段運動をせず、健康を意識しない層に対し、生活習慣を見直すきっかけを作るという目的の意義は認められる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

上記のとおり、意義は認められるものの対象となった事業所は10事業所、従業員合計325名のみである。この事業所の取組を広報していたとのことであるが、広く浸透したとは言い難い。

また、補助の対象として、スマートウォッチの購入があるが、確かに健康管理の機能はあるかもしれないが、その他の用途で利用されることも考えられる。

以上より、効果としては極めて限定的であり、十分な費用対効果が得られるか疑問である。

県民の健康意識を向上させ、生活習慣病を予防し健康寿命を延ばすという目的には意義はあるが、生活習慣などは長年染みついた意識を根本から変えなければ本当の意味での効果は表れないし、そのためには単発での事業ではなく長期的な視野にたって取り組む必要があると思われる。

本事業は元々平成28年～30年実施の事業であり、平成30年度で終了しているが、今後同様の事業を行うのであれば、これまでに補助事業の対象

となった事業所を継続調査し、仮に取り組みが継続していなければ継続しなかった理由を十分分析した上で行う必要がある。

なお本事業の助成金交付にあたっては、「『頑張る職場の健康チャレンジ』助成金交付要綱」（平成 29 年４月 12 日健康部長決裁）によることとなる。同交付要綱には暴力団排除条項はないが、助成先からは、暴力団には該当しないこと、従業員に暴力団員はいないこと、暴力団員と知りながら取引をしていないこと、誓約が事実と異なっていた場合は取消の措置があること、が記された誓約書を提出することとなっている。

⑵　歯とお口の健康普及啓発推進事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>13-4</td><td colspan="2">歯とお口の健康普及啓発推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">健康部　健康増進課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章－２－（１）－ア</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">沖縄の食や風土に支えられた
健康づくりの推進</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－４</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">1,541 (620)</td><td>27</td><td>1,475</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="2">124</td><td>28</td><td>1,475</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td>(公社)南部地区歯科医師会</td><td>29</td><td>1,475</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">(公社)南部地区歯科医師会が市内で開催するデンタルフェア事業に対する事業費補助をとおして、歯科保健に対する正しい知識やむし歯や歯周病が全身に及ぼす影響、口腔機能の低下によりもたらす誤嚥性肺炎の防止等を市民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図る。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">市内各地域3会場(のべ4会場)にてデンタルフェアの開催</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">沖縄県全体として歯科保健予防が課題となっており、本市内のイベントとしてデンタルフェアの開催を支援し市民の歯科に対する意識改善を図り、地域住民の健康保持増進に寄与する。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">全会場入場者数 4,724人</td><td colspan="2">全会場入場者数 2,906人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">・今年度は他のイベントとの同時開催ができなかったことから、目標を下回った。
・健康相談の待ち時間の解消のため、大型絵本の読み聞かせを実施したたことから、例年以上の入場者数となった。
・来場者が増加するような特色のある取り組みを実施するか、開催形態の大幅な見直しも含め検討が必要である。</td><td colspan="2">開催会場の確保や来場者の増加を図るため、各会場の取り組みや開催時期、開催場所の見直し・検討も視野に入れ、(公社)南部地区歯科医師会と継続した調整を実施する必要がある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">歯科保健に対する正しい知識やむし歯や歯周病が全身に及ぼす影響等を市民に対して普及啓発するためには、より多くの市民にデンタルフェア等の機会を提供しつづけることが必要である。(公社)南部地区歯科医師会と継続して開催時期、場所の見直し・検討するとともに、他イベントの同時開催などについて調整し、さらなる来場者数の増加を目指す。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

公益財団法人南部地区歯科医師会が那覇市内で行うデンタルフェアに対する事業費補助金である。

⑹　実績

沖縄県は、平成25年度学校保健統計調査「12歳児の一人平均むし歯本数（都道府県別）」において、全国平均の２倍以上でむし歯本数トップである。そこで一般市民向けに歯科に対する意識向上のために歯科医師会が行っている。

⑹　結果

上記のとおり、沖縄県の現状を考慮すると事業自体の必要性は認められる。

子どものむし歯の多さは、家庭の経済との関連も指摘されており、また、デンタルフェアに足を運ぶ家族はそれなりに歯科に対する関心を持っている人であろうから、本来必要な関心のない層にどのように働きかけるかを考えなければならない。

早期発見のために関係機関との連携を図りながらむし歯本数減少に向けた取組を進める必要があろう。

デンタルフェアの開催時期や開催場所・内容について歯科医師会の活動ありきの事業となっている。那覇市の事業目的や事業成果をより向上させるような方向へ変更しづらい点はある。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業は、「那覇市歯とお口の健康普及啓発推進事業費補助金交付要綱」に基づいている。同要綱は、補助の交付先を公益財団法人南部地区歯科医師会に限っているので、暴力団と関与することはないであろう。

但し、取引先に暴力団関係者が関与することのないよう、やはり暴力団排除条項を盛り込むべきである。

⑶　健康長寿ゆいまーるモデル事業

事業番号・事業名	13-5	健康長寿ゆいまーるモデル事業		
担当部課	健康部　健康増進課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（１）－ア 沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		24 25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	7,500 (7,500)		27	
那覇市負担	1,500		28	7,653
事業形態／主な支出先	委託	株式会社ワイド	29	7,500
事業概要	生活習慣病の予防に向けて、食生活や生活習慣の改善に係る知識の普及、啓発を図るため、職場や地域、大学・専門学校等、市民総がかりで構成される「健康づくり市民会議」の運営、健康づくりアクションプランの作成支援及び広報活動等を委託する。			
平成30年度実施内容	・「健康づくり市民会議」に参加する職場・地域・大学・専門学校が取り組む健康づくり実践への支援事業実施 ・健康づくり市民会議の開催：２回 ・ホームページ等を活用した広報の実施 ・健康づくりポイント制度実施			
事業目的・効果	早世予防と健康寿命の延伸を図ることを目的としており、健康づくり市民会議参加メンバーが互いに協力して取り組むことで、健康づくりの気運が市民に拡大して、本市の健康課題が改善される。			
成果目標／実績	アンケートにて「生活習慣病予防に向け、食生活や生活習慣を見直すことの必要性について理解できた」と回答した健康づくり市民会議参加団体数の割合 80%以上	アンケート回答割合 100%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	健康づくりの啓発活動を展開していくことで、6つの取り組みより、成果目標に大きく反映できたと考える。	健康づくり市民会議参加団体のみならず、市内のさまざまな団体や企業等が自ら主体的に健康づくりに取り組める仕組みづくりや環境の整備が必要。		
今後の取組方針	事業終了後も市民が自主的、主体的に健康づくりに取り組んでもらえるよう、那覇市の健康増進計画である、「健康なは21（第2次）」の周知を強化し、健康づくりへの意識を高めていく。			

⑷　事業概要

食生活や生活習慣の改善に関する啓発活動を行うものである。

⑹　実績

大きく次の事業を行っている。実務は業務委託で委託先が実施。

①「健康づくり市民会議」を組織し、市民会議の参加団体が取り組む健康づくり実践支援

②健康づくりに関する周知・公表

「健康なは２１（第２次）」公式ホームページ、ＳＮＳ

③健康づくりポイント制度事業

・１日の歩数の目標を設定し 30 日間継続する、30 日間で体重減少の目標を設定する、の両方を取組、実践した市民に 1000 円相当の報奨品を進呈

・がん検診を受診した人に 1000 円相当の報奨品を進呈

「健康づくり市民会議」の参加団体

（医療・保健関係団体）

那覇市医師会、那覇市立病院、南部地区歯科医師会、沖縄県栄養士会、日本健康運動指導士会沖縄県支部、那覇地区薬剤師会

（地域・福祉関係）

那覇市自治会長会連合会、那覇市社会福祉協議会

（学校関係）

那覇市ＰＴＡ連合会、県立看護大学、沖縄大学

（職域・企業関係）

全国健康保険協会沖縄支部、那覇地域産業保健センター、那覇商工会議所、那覇青年会議所、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県中小企業家同友会、沖縄県建設業協会那覇支部、生活協同組合コープおきなわ、(株)サンエー、金秀商事（株)、(株) リウボウストア、(株) 沖縄ファミリーマート、(株) ローソン沖縄、(株) アメニティ、沖縄ツーリスト（株)、沖縄味の素（株)

（ボランティア団体）

那覇市健康づくり推進員協議会、那覇市食生活改善推進員協議会、那覇市母子保健推進員協議会、那覇市スポーツ推進委員協議会、那覇市協働によるまちづくり推進協議会

（民間団体・ＮＰＯ）

那覇市ウォーキング協会、沖縄県飲食業生活衛生協同組合那覇支部

（マスコミ）

(株) 沖縄タイムス社、(株) 琉球新報社

（行政）

那覇市役所、那覇市教育委員会、那覇市上下水道局

⑹　結果

本事業は平成28年度から平成30年度で終了している。ただ、「健康なは２１」のホームページは現在でも閲覧可能である。但し、委託事業が終了したためか、31年度は１回しか更新されていない。

肥満率などの数値から明らかなとおり那覇市を含む沖縄県民の健康に対する意識の低さは大いに改善する必要があるのは確かである。

一方で健康に対する市民意識の改革は、短期間で成果が現れるものではない。本来は幼い頃からの生活習慣、食生活を整えることが大切といえ、また継続することが重要と思われる。

⑺　外部監査人の視点

【指摘事項】

事業効果の検証がなされていない。

検証シートの実績には、「健康づくり市民会議」の参加団体の目標値達成、ホームページ充実・強化は「実施」、健康づくりポイント制度も「実施」と述べられるのみである。

しかし、上記のとおり「健康づくり市民会議」の参加団体は那覇市の身内か普段から関係する団体である。那覇市の意向を汲んで参加した団体も多いと思われる。その団体へのアンケートで「これまでの健康づくりの取組を通し生活習慣予防には、食生活の改善や生活習慣を見直すことが必要であると思いますか？」の設問に対し、37団体全てが「はい」と回答している。そもそも当たり前のことを確認する設問であり、しかもこれをもって理解が浸透したとする分析には何の意味もない。例えば参加団体の取組を広報し、どれだけの市民・事業者に届いたかを検証することは可能である。

また、ホームページは作成しただけでなく、どれだけの市民の目にとまっているかが重要であるにもかかわらず、ホームページのアクセス分析は、委託先作成の実績報告書には全く記載がない。

さらに、健康づくりポイント制度事業について、実際にどれだけの市民が参加したのか、どれだけの市民に報奨品を贈呈したのか報告されていない。

上記のような検証は容易にできるにもかかわらずなされていない。

「健康づくりの機運が市民に拡大した」とはいえない。

以上のとおり、本事業については、真に目的達成のために行われた事業か疑問が残る。３年間で2250万円も投入した事業としては、効果は全くうかがわれない。

１８　地域保健課

⑴　発達支援強化事業(乳幼児期)

事業番号・事業名	6-5	発達支援強化事業(乳幼児期)		
担当部課	健康部・保健所　地域保健課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－ウ		24	
	時代に対応する魅力ある学校づくりの推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	2,658 (2,652)		27	5,372
那覇市負担	531		28	2,673
事業形態／主な支出先	直接実施	非常勤講師	29	2,680

事業概要	発達の気になる乳幼児を早期に把握し必要な支援につなげられるよう、健診後の4～5歳児発達相談、親子教室、育児教室等を実施するとともに、乳幼児期の発達支援体制について検討・協議するため、母子保健推進協議会の発達支援部会を開催する。	
平成30年度実施内容	親子教室の実施、育児教室等の実施、4~5歳児発達相談の実施、母子保健推進協議会発達支援部会の開催。	
事業目的・効果	発達障害(疑い含む)児等の早期発見と早期支援を行い、必要な機関へつなげる。また、保護者がそれぞれの子どもの発達の特徴を理解し適切なかかわり方を学び必要なサービス利用ができることにより子供の成長が促進される。同時にスタッフの力量アップも行い、関係機関との連携を通して発達障碍児(疑いを含む)の支援体制の構築及び充実を図る。	
成果目標／実績	アンケートにおいて「相談したいことが相談できた」「子供への対応について学ぶことができた」の回答割合を80%を以上獲得する。	アンケート回答割合 100%
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	・非常勤心理士の採用が困難なことから、平成３０年度は報償費として予算を計上したため、年度当初から円 滑に事業を展開することができた。 ・自身の子どもに係る発達は、機微な側面を抱えていることも多く、アンケート調査では記載しにくくないか等、配布するタイミングや質問の内容について苦慮した。 ・保護者の気づきを促し寄り添った支援を行う必要があり、個々に応じた支援が必要である。事業に関わる職員の個々に応じた丁寧な支援が目標値を上回ったと考える。	・他機関主催の研修会に参加するとともに、当課においても事業に関わる職員へ所内での事例報告会を実施し、職員の資質の向上に努める。 ・アンケートの方法や内容については、保護者、職員いずれにも加重な負担とならないような工夫・配慮が必要であり継続検討する。 ・アンケート調査で、気になることが相談できなかった、子どもへの関わりについて知ることができなかったと回答した保護者もいるため、保護者の主訴を確認しながら分かりやすい説明を行っていく必要がある。

今後の取組方針	・非常勤保育士については、地域に足を運び（出前保育）、地域で実施している育児サロン等で遊びを通して子どもの成長発達を見守るほか、発達の気になる子どもを保健師につなぐ等、早期把握早期支援として有効な活動ができている。さらに、出前保育から非常勤保育士が関わることで、保護者にとっては親子教室に対する敷居が低く参加しやすい状況となっているため、非常勤保育士の積極的な支援を今後も継続実施する。 ・成果目標（指標）の評価にあたり、択一選択型のアンケートとするなど、今後も保護者、職員の負担過重にならないよう引き続き検証する。

⑷　事業概要

小学校就学前の乳幼児について、発達の気になる乳幼児の把握、早期支援を行う事業

⑸　実績

支出は、非常勤職員（保育士）の給与、臨床心理士への人件費である。

⑹　結果

保護者らの不安を解消し、また子どもへの細やかな支援、発達支援部会による関係機関との情報共有が実施されており、有用性は高いといえる。

⑺

特段指摘する点はない。

１９　こども政策課

⑴　特別支援教育充実事業（幼稚園・認定こども園）

事業番号・事業名	6-4	特別支援教育充実事業（幼稚園・認定こども園）		
担当部課	こどもみらい部　こども政策課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－イ		24	14,031
	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進		25	80,456
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	90,216
総事業費(うち交付対象事業費)	104,635(104,635)		27	95,438
那覇市負担	20,927		28	89,718
事業形態／主な支出先	直接実施	非常勤ヘルパー	29	100,895
事業概要	特別な支援を要する園児に対応した支援等を行うことで，学校生活や学習上の困難の改善を図る。			
平成30年度実施内容	特別支援教育ヘルパーを適切な人数，各園へ配置する。 特別支援教育主任ヘルパーを配置する（派遣目途数　７人）。 巡回相談員を派遣する（派遣目途数　23園×２回）。			
事業目的・効果	特別な支援を要する園児の生活面の支援及び安全管理。 主任ヘルパーによる支援計画等の作成，教育活動の実施により，就学へと繋げる取り組みを行う。巡回相談による支援態勢の充実。			
成果目標／実績	保護者アンケート満足度80％	保護者アンケート満足度100％		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	専門的知識を有する主任ヘルパーの配置により，スムーズな就学に繋げることができた。臨床心理士の巡回相談回数を増やして欲しいとの要望多い。	ヘルパー配置基準対象外だが配置が必要な園児にも対応ができるよう，主任ヘルパーの配置基準について規程の見直しが必要である。巡回相談を増やし，充実した支援態勢を構築したい。		
今後の取組方針	主任ヘルパーの配置について，現在の基準（障がい者手帳等１級レベル）非該当の要配置園児にも対応できるよう規程の見直しを行う。 臨床心理士の派遣について回数調整等して対応する。			

⑷　事業概要

障がい等の理由で特別な支援を要する園児の支援を行うため、幼稚園・認定こども園にヘルパーを配置する事業。

配置基準は次のとおり。

・特別支援教育ヘルパー

障がい者手帳１級又は療育手帳Ａレベル相当・・１人に対し１人配置
障がい者手帳２級又は療育手帳Ｂレベル相当・・２人に対し１人配置
その他の支援を要する園児・・５人に対し１人配置

・特別支援教育主任ヘルパー
障がい者手帳１級又は療育手帳Ａレベル相当で、かつ個別支援計画等による支援を特に必要とする園児が在籍する園に配置（配置目処７人）

・巡回相談員（臨床心理士）
対象園児の保護者やヘルパー、学級担任等の相談依頼に応じて派遣

⑹　実績
対象園児は313名（幼稚園14園、認定こども園９園）。特別支援教育ヘルパー63名、主任ヘルパー７名を派遣している。
事業費の大半は、ヘルパー等（非常勤職員）に対する人件費である。

⑹　外部監査人の視点
【意見】
保護者が安心して子どもを預けるためには必要な事業であり有用性が認められる。
保護者アンケートでは、ヘルパー配置により安心して園生活を過ごしていると回答している。適切な人材を派遣できていることの証左でもあろう。
但し、ヘルパーの配置は、園の配置希望者数は94名であったところ、実際に配置できたのは非常勤ヘルパー63 名、主任ヘルパーの６名であった。この点、配置希望に応じられなかった園については、どの程度支障が生じているかを確認すべきである。その上で、必要性の程度に応じて次年度はさらにヘルパーの配置を増やすことも検討頂きたい。
臨床心理士等の巡回相談については、26 園に対し年２回行っているが、この回数では、相談ニーズに十分対応できていないと思われる。園児の支援のためには、専門的知識を有する臨床心理士等の指導助言は有益であるから、回数の増加や相談を依頼しやすい体制作りを検討頂きたい。

なお、本事業は組織改編により、現在はこども教育保育課が所管している。

⑵　幼稚園預かり保育推進事業

事業番号・事業名	6-6	幼稚園預かり保育推進事業		
担当部課	こどもみらい部　こども政策課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（２）－イ		24	
	地域における子育て支援の充実		25	26,114
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	26,855
総事業費(うち交付対象事業費)	74,547(26,407)		27	27,039
那覇市負担	5,281		28	45,027
事業形態／主な支出先	直接実施	預かり保育指導員	29	58,712
事業概要	預かり保育の実施により，保護者の育児における負担感の軽減を図る。			
平成30年度実施内容	預かり保育指導員の配置基準に沿った適正配置に努める。			
事業目的・効果	幼稚園の教育の時間終了後も保育を行い，共働き世帯を支援する他，育児ストレス軽減，貧困家庭やネグレクト等の早期発見，幼児の居場所を確保し，保護者の安定した生活と幼児の健やかな成長に繋げる。			
成果目標／実績	保護者アンケート満足度80％	保護者アンケート満足度100％		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	保護者の満足度の高さが伺えた。 研修を実施し，指導員のスキルアップを図ることができた。 ワークショップを実施し，幼稚園間の情報共有を図り，各園の活動の幅を広げることができた。	全幼稚園１４園が認定こども園へ移行し開園時間が延びたことにより，預かり保育の実施の必要がなくなったため，H30年度で事業終了。		
今後の取組方針	全幼稚園１４園が認定こども園へ移行し開園時間が延びたことにより，預かり保育の実施の必要がなくなったため，H30年度で事業終了。			

⑻　事業概要

沖縄の特殊事情から、幼稚園が保育を必要とする幼児の受け皿となっていることから、預かり保育を実施するもの

⑹　実績

幼稚園（14 園）に臨時職員を各１名配置。また非常勤職員（25 名）を配置

⑹　結果

本事業は、全幼稚園 14 園が認定こども園に移行し開園時間が延びたことにより預かり保育の実施の必要性がなくなったため、平成 30 年度で終了した。

これまでの事業に特に指摘すべき点はない。

⑶　幼稚園情操教育充実事業

事業番号・事業名	6-17	幼稚園情操教育充実事業		
担当部課	こどもみらい部　こども政策課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－イ		24	
	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	7,070(7,070)		27	
那覇市負担	1,414		28	7,264
事業形態／主な支出先	委託	那覇市シルバー人材センター	29	15,970
事業概要	情操教育により，園児の感性や情緒の発育を促すため，公立幼稚園・認定こども園にシルバー世代の方を派遣し，幼稚園開園時間前を利用し園児と共同で美化活動等を行う。			
平成30年度実施内容	委託により全園へ高齢者を派遣する。 両親・教諭の世代とは違った交流感覚や楽しさを園児に感じてもらう花壇の水かけ等を共に行い，美の感性や植物への関心を高めさせる。			
事業目的・効果	次代を担う幼稚園児の保育環境の充実・人材育成。 地域の高齢者と園児が共に美化活動等を通して世代間交流を行うことで，保育環境整備と情操教育の充実，共働き世帯等の支援を図る。			
成果目標／実績	保護者アンケート満足度80%	保護者アンケート満足度99%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	全園に地域のシルバー世代の方を配置し，世代間交流を図ることができた。アンケート結果から保護者の満足度の高さが伺えた。	早朝時間から開園する認定こども園へと移行したため，Ｈ３０年度で事業終了。		
今後の取組方針	早朝時間から開園する認定こども園へと移行したため，Ｈ３０年度で事業終了。			

⑷　事業概要

幼稚園開園前の早朝に，各園に派遣されたシルバー世代の方（情操教育支援員）との共同した活動（花壇の水やりや草むしり等）を行うものである。

⑸　実績

シルバー人材センターと随意契約により委託している。14 全ての幼稚園へ派遣している。

⑹　結果

本事業は、幼稚園の開園前に登園したいという保護者のニーズに応えるための事業である。

多様な人とのかかわりを持つこと、特に近隣に祖父・祖母がいない幼児にとって、高齢者とのふれあいの機会を持つことは情操教育として有用であると考えられる。

しかし、本来、地域が一体となって園児を見守る、という形が好ましいのであり、そのような機会を作るために、お金をかけて高齢者を派遣するという方法には違和感を覚える。

地域の連携が希薄になり、高齢者の任意の活動が見込めなくなっている、という事情があるにせよ、安易に金銭で解決させるというやり方は今後なくすべきである。

幼稚園が全て，早朝時間から開園する認定こども園へと移行したため，平成30年度で終了した。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

島袋教授の論文でも触れられているが、一括交付金でお金を出すようになったことで、地域の活動が停滞化したという問題点が取り上げられている。安易な費用の支出は慎重になるべきである。

⑷　児童クラブ賃借料補助金

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">8-2</td><td colspan="3">児童クラブ賃借料補助金</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">こどもみらい部　こども政策課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－２－（２）－イ</td><td>24</td><td>13,052</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域における子育て支援の充実</td><td>25</td><td>22,346</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－４</td><td>26</td><td>38,605</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">76,306(44,201)</td><td>27</td><td>46,617</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3">8,840</td><td>28</td><td>61,553</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td>児童クラブ</td><td></td><td>29</td><td>67,364</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">児童クラブの運営を支援することにより，子どもたちが安心・安全な環境で保育を受けることができるようになることで，育児の負担感の軽減を図る。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">民間賃貸物件を賃借して活動している放課後児童クラブに対し，賃借料補助を行う。対象放課後児童クラブ数は50クラブ</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">放課後児童クラブにとって賃借料負担は大きく，安定的な運営を図るため負担軽減が必要であるところ，賃借料補助により，安定運営を図ることができ，また，保護者の就労支援，利用料負担軽減もできる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">保護者アンケート満足度80％</td><td colspan="2">保護者アンケート満足度81.6％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">利用料等の提言については，補助上限額が８万円であることから，児童クラブの賃借料負担が生じており，一部の保護者からは依然として児童クラブ利用料の負担が大きいという回答がある。</td><td colspan="2">賃借料補助の上限８万円については，平成２４年度から同額となっているため，児童クラブが実際に負担する賃借料総額と本事業による賃借料負担軽減額を比較検証する必要がある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">保護者が地元のクラブを容易に探せるよう，引き続き登録クラブに関する情報の発信を行う。児童クラブが実際に負担する賃借料総額と本事業による賃借料負担軽減額を比較検証する。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

児童クラブの運営費のうち、賃借料の一部を補助するものである。

⑼　実績

民間住宅を賃借している市内 50 の児童クラブ（対象児童 2,120 名）に対し、月額賃借料の８割（上限：月額８万円）を支給。

⑽　結果

戦後、沖縄県は長い間米国統治下におかれたことで、児童福祉政策が本土に比べ立ち後れている側面がある。共働き家庭の児童が放課後を安全に過ごすための児童クラブは、他の都道府県では８割以上が公営であるのに対し、沖縄県内では94％が民設民営である。那覇市内は全て民設民営である。民営でも民間事業者が運営している割合は低く、大半は児童を預ける保護者が運営主体となっている。

そして、活動拠点は学校敷地内に専用の建物を利用している児童クラブはほんの数カ所で、ほとんどは学校の敷地外の民間賃貸物件を賃借している。

このように、民営であるため、保護者の負担（運営に従事する負担、金銭的負担）は大きく、利用料は県外と比較して高額となっている。

このように沖縄特有の問題を踏まえ、その負担を軽減しようとするものであるから、一括交付金の趣旨がよくあてはまり、本事業は有用性が認められる。

本来は、児童クラブの運営が公営に移行することが最善ではあるが、それが困難である以上継続すべき事業である。

（なお、外部監査人は市内の児童クラブ（本事業の対象外である）の運営に関与していることを付言する）

特段指摘すべき点はない。

２０　こどもみらい課

⑴　伝統文化継承種まき事業

事業番号・事業名	7-4	伝統文化継承種まき事業		
担当部課	こどもみらい部　こどもみらい課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（２）－ウ		24	1,619
	子ども・若者の育成支援		25	2,164
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	3,016
総事業費(うち交付対象事業費)	1,316(1,316)		27	2,221
那覇市負担	264		28	2,006
事業形態／主な支出先	直接実施	専門講師	29	1,512
事業概要	沖縄の伝統文化を学習，体験する機会の確保を図るため，保育所へ伝統文化の専門講師を派遣する。			
平成30年度実施内容	公立保育所への講師派遣：６カ所（１４４回）			
事業目的・効果	伝統文化の活性化と子どもたちの地域愛，郷土愛を育み，伝統文化の継承や児童の表現力を養う。児童が保育所や地域行事で披露する等により，世代間交流や，若い世代の家庭への沖縄文化の浸透が期待。			
成果目標／実績	学習・体験した園児数４０７人	学習・体験した園児数４７４人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	保育所全体として，乳幼児期から伝統文化を肌で感じられる環境をつくり，保護者や地域に発信していく必要がある。指導の際の教材や消耗品の充実の必要がある。	事業目的が達成できる講師を選考し，計画的に指導してもらう必要がある。講師との話し合いを十分に行い，環境設定や指導時に必要な教材，用具を購入し，児童の意欲が高まるようさらに工夫する。		
今後の取組方針	講師が指導している様子や子どもの表情など，適宜保護者や地域に発信し関心を持ってもらう。環境設定や必要な教材，用具を購入し，児童の興味関心を高め意欲を持って技能の習得，体験学習を進める。			

⑷　事業概要

保育所において沖縄の伝統文化に触れる機会を作る事業である。

⑹　実績

６箇所の保育所（園児数 474 人）に対して派遣している。

エイサー、空手、琉球演舞、うちなーぐち（沖縄の方言）、獅子舞、沖縄

のわらべうたの専門講師を派遣。

⑹　結果

10 数回の指導を受け、各保育所で発表会を行ったほか、全保育所が集合して発表会も開催している。

幼い頃から伝統文化に触れ、その理解を深めるという点に意義が見いだせる。

このような機会は、公立の保育所に通う園児だけでなく、広く民間の保育園に通う園児にも意義があることである。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

公立以外の保育所にも派遣の対象を広げ，より多くの子どもたちに伝統文化に触れる機会の創出を検討頂きたい。

なお、本事業は組織改編により、現在はこども教育保育課が所管している。

⑵　認可外保育施設の環境整備事業

事業番号・事業名	8-1	認可外保育施設の環境整備事業		
担当部課	こどもみらい部　こどもみらい課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（２）－イ		24	56,582
	地域における子育て支援の充実		25	36,693
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	42,135
総事業費(うち交付対象事業費)	7,592(7,342)		27	29,784
那覇市負担	1,469		28	8,420
事業形態／主な支出先	委託・補助	おひさま保育園	29	21,812
事業概要	認可外保育施設において，指導監督基準を維持継続し保育環境の向上を図るため，改修整備費の補助を行う。また，衛生環境の向上を図るため，認可外保育施設の害虫駆除を行う。			
平成30年度実施内容	①改修施設数　１施設 ②害虫駆除実施施設数　５５施設			
事業目的・効果	認可外保育施設の保育環境及び保育の質向上を図る。 ①１施設あたり補助基準額が５００万円。②専門業者による年２回の害虫駆除により，衛生環境への意識が向上する。			
成果目標／実績	改修２施設　害虫駆除６５施設	改修１施設　害虫駆除５５施設		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	施設改修により保育環境が向上したかについて確認し，今後の改修部分等の調整が必要。害虫駆除については，実際の現場での助言，専門業者からの助言が継続されているか確認が必要。	施設への立入指導担当と一緒に各施設庁へ改修の必要性等を説明する。立入調査等の時に，食中毒等に関する注意を行うとともに，継続的な環境維持ができているかの確認を行う。		
今後の取組方針	保育従事者や保護者に対するアンケート調査を実施し，検証する。 施設の立入担当とともに，巡回の際に指導監督基準を維持し保育環境が向上できるよう改修補助を実施することの意義と害虫が及ぼす被害や危険性に関する説明を行い，継続できているか確認する。			

⑻　事業概要

認可外保育園の改修整備費用の補助（補助率 95%、500 万円上限）、及び害虫駆除を実施するもの

⑼　実績

改修整備を実施した園は１施設のみである。壁床などの修繕・張替、０歳児の保育士区画の設置、ベランダの改修、トイレ等の修繕。

害虫駆除は55施設に対し、年２回実施。

害虫駆除の委託先（沖縄サニタリー株式会社）は、指名競争入札により選定。

⑹　結果

財政基盤が盤石でない認可外保育園の環境整備を図るものであり、事業の有用性は認められる。

特段指摘すべき点はない。

⑶　ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業（コンシェルジュ設置）

事業番号・事業名	8-3	ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業（コンシュルジュ設置）		
担当部課	こどもみらい部　こどもみらい課		年度	事業費
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（２）－イ		24	
	地域における子育て支援の充実		25	758
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	2,102
総事業費(うち交付対象事業費)	4,481(4,469)		27	3,967
那覇市負担	894		28	4,393
事業形態／主な支出先	直接実施	株式会社フラッシュエッジ	29	4,716
事業概要	市内の保育施設への入園の支援を図るため，保育施設情報総合サイトによる情報発信等を行う。			
平成30年度実施内容	①保育施設情報相談員を設置しての相談対応 ②保育施設情報総合サイト「ナハノホイク」を活用した相談対応			
事業目的・効果	認可外保育施設を含む情報提供を充実させる。 市内保育資源の活用最適化が促進されることが期待される。			
成果目標／実績	待機児童数の減少割合１０％以上	待機児童数の減少割合３１％		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	保育施設情報相談員については，施設の場所情報だけでなく保育内容面やその他の子育て支援の情報提供も求められているため，適切に対応できるよう対策を講じる。	新設される保育施設の情報の的確な提供。年度途中の入所申込等に対するコンシュルジュ機能強化。地域子育て支援事業実施期間との連携。		
今後の取組方針	新設される保育施設情報を，的確かつ迅速に提供する。 年度途中の入所申込等に対するコンシュルジュ機能を強化する。 保育施設情報相談機能を高める。 認可外保育施設の提供する情報の内容を充実する。			

⑷　事業概要

保育施設全般の情報発信のサイト「ナハノホイク」を運営するとともに、相談員を常駐させ、電話・来訪者の相談に対応するもの。

⑸　実績

ナハノホイクのアクセス解析では、2018年４月１日～2019年３月31日（平成30年度）で、ユーザー数70,637（前年66,277）、ページビュー411,462

（前年 427,034）、新規ユーザー66,974（前年 63,663）とほぼ横ばいである。

なお、検索サイトで「那覇　保育」で検索すると、那覇市のホームページが最上位に表示され、その次に表示された。

相談員（非常勤職員）の対応件数は、年間窓口 81 件、電話 71 件、合計 152 件である。

⑹　結果

那覇市のホームページ（こどもみらい課）にも、ナハノホイクにリンクが張られている。

サイト自体は、保育に関する情報が網羅されており、情報発信サイトとしては有意義である。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

本事業で運営されているホームページ（ナハノホイク）を閲覧したところ、トップページに「お知らせ・新着情報」があり、「那覇市より」「保育施設より」「事務局より」とそれぞれからの案内が表示されるようになっている。

このうち、「保育施設より」の項目は、頻繁に更新されているが、「那覇市より」の項目は、2017 年 12 月 18 日を最後に更新されていない（2020 年 2 月 15 日確認）。更新回数は、2014 年９回、2015 年６回、2016 年３回、2017 年１回と年々減少している。那覇市のホームページの情報は頻繁に更新されている様子であり、「ナハノホイク」とも連動させ、最新の情報を広く発信するようにすべきである。それがあって有効に活用されているといえる。

【意見】

成果目標として、待機児童数の減少割合 10％を掲げている。確かに，最終的には、待機児童の解消ではあるが、本事業の直接的な目的は、保育に関する情報を欲している市民に的確かつ迅速に情報を届けることにある。

そこで、ナハノホイクにおいては、ユーザー数の数値目標を設定したり、相談員の対応件数を数値目標として設定するべきであろう。

【意見】

相談員の対応件数が年間 152 件は、少ないと思われる。ナハノホイクのホームページを見ても相談員が面談又は電話での相談を受け付けている旨の案内がないので改善が必要と思われる。

⑷　認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">8-4</td><td colspan="2">認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">こどもみらい部　こどもみらい課</td><td>年度</td><td>事業費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－２－（２）－イ</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">地域における子育て支援の充実</td><td>25</td><td>5,000</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－４</td><td>26</td><td>4,422</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">1,937(1,937)</td><td>27</td><td>3,174</td></tr>
<tr><td>那覇市負担</td><td colspan="3">387</td><td>28</td><td>2,779</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td colspan="2">合資会社学秀館</td><td>29</td><td>2,488</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">「絵本等読み聞かせ」の定着を図るため，保育事業者に「絵本等読み聞かせ」に関する研修等を行う。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">研修実施。絵本等（絵本，紙芝居）配布</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">保育事業者に対し，読み聞かせの重要性を伝える。
絵本等の読み聞かせにより，児童の情緒の育ちや，身体的な発育を促していく必要がある。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">保育計画に「絵本の読み聞かせ」を導入した割合　８０％以上</td><td colspan="2">保育計画に「絵本の読み聞かせ」を導入した割合　９８％以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">導入率が１００％に行かない原因として，園児によって保育時間が異なるベビーホテルにおいては，保育計画通りの保育が困難であるという点と保育施設設置者の理解不足がある。</td><td colspan="2">ベビーホテルの設置者と協議し，実行しやすい時間帯などを助言し，絵本の読み聞かせの導入についての理解を深める。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">年間の保育計画の立入調査の際に，絵本の読み聞かせを導入していない施設へ日ごろの保育に導入できるよう取り組みやすい方法，実行しやすい時間帯，絵本の種類等の助言を行う。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

認可外保育施設に絵本を配布するとともに、読み聞かせの研修会を実施するもの。

⑸　実績

市内 55 の認可外保育施設に、合計 1,102 冊の絵本を配布した。

また、研修会には、21 施設から 31 人が参加した（対象 80 施設）。

認可外保育施設58施設（事業所内保育施設除く）中、57施設で保育計画へ絵本の読み聞かせを導入したとのことで、成果目標は達成したとのことである。

⑹　結果

認可外保育施設の保育の充実を図るために、絵本を配布することには意義が認められる。

一方で、研修会の実施の必要性は十分には示されていない。研修会に要した費用は、144,700円ではあるが、参加人数が低調であることからみても、保育施設の要望が高い訳でもないと思われる。

読み聞かせの重要性を受講者には伝えることを目的としていると思われるが、参加しない施設にこそ重要性を伝えなければならない。また、読み聞かせを十分実施できていない原因が何かを十分調査する必要もある。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

読み聞かせ研修会の実施にあたっては、その意義を十分検討する必要がある。

なお、本事業は組織改編により、現在はこども教育保育課が所管している。

２１　消防局救急課

⑴　救命講座普及啓発推進事業

事業番号・事業名	11-1	救命講座普及啓発推進事業		
担当部課	消防局　救急課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（４）－(ア)		24	5,154
	災害に強い県土づくりと防災体 制の強化		25	7,304
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１０－(２)		26	7,304
総事業費(うち交付対象事業費)	7,793 (7,793)		27	7,750
那覇市負担	1,559		28	7,445
事業形態／主な支出先	直接実施	非常勤職員報酬	29	7,981
事業概要	観光立県として安全・安心なまちづくりの向上を目的に、県内外や外国人観光客の受け入れ体制の強化を図り、市民の救命能力の向上と普及啓発に取り組む。			
平成30年度実施内容	・講習会講師の配置：4名 ・定期救命講習会の実施：27回 ・出前救命講習会の実施：114回 ・応急手当、救命講習に係る広報活動の実施：10回			
事業目的・効果	救命処置及び応急手当ができる市民の増加による救命率の向上を図り、応急手当に対する重要性の意識向上により、観光客、市民が安心安全に過ごせるようになる。			
成果目標／実績	①応急手当講習受講者数：6,000人以上 ②救命講習会の受講者へアンケートを実施し、「応急手当に自信がある、できると思う」の回答割合を80%以上得る。	①講習受講者数 6,767人 ②アンケート回答割合 93%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	幅広い世代への普及啓発活動が実施できている一方、子供を対象とした講習が課題となっている。今後は、子供向け講習会をいかにして実施できるかを検討する必要がある。	今後は、消防署見学へ来署する小学生を対象に救命講習を実施する。また、各種イベントにおいても子供向けブースを設置し救命講習の 推進を図る。		
今後の取組方針	救命講習受講者の増加を目指すと同時に、小学生向けの救命講習も実施し、更なる普及啓発活動の推進を図り本事業のあり方を検証する。			

⑻　事業概要

救命講習会を実施するもの

⑹　実績

支出の大半は、応急手当講習会を実施する非常勤職員４名（日給 6,570 円）の人件費である。

⑹　結果

いつ何時救命処置が必要な場面に遭遇するか分からない。町中でＡＥＤがあちこちに設置されているのは目にするが、いざという時にそれが使えるか分からない市民は多いものと思われる。万が一の場合に対応できるよう講習会を実施する意義は認められる。

また、成果目標は講習会受講者数と受講者アンケートによっているが、事業の性質上、その他の検証方法は見当たらない。

以上、特段、指摘すべき点はない。

なお、単なる誤記と思われるが、検証シートの沖縄 21 世紀ビジョン基本計画該当箇所の項目で、

第３章２⑷アは「安全・安心に暮らせる地域づくり」であり、

第３章２⑷イは「災害に強い県土づくりと防災体制の強化」

である。

２２　上下水道局上下水道部配水管理課

⑴　災害時応急給水体制強化事業

事業番号・事業名	11-2	災害時応急給水体制強化事業		
担当部課	上水道部　配水管理課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（４）－イ		24	
	災害に強い県土づくりと防災体 制の強化		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１０－（２）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	6,523 (6,523)		27	
那覇市負担	1,305		28	16,082
事業形態／主な支出先	直接実施	(有)津嘉山ステンレス工業	29	7,189
事業概要	災害発生時における応急給水活動に必要な機材等の導入を行い、応急給水体制の強化を図る。			
平成30年度実施内容	車輌積載型加圧式給水タンク（1,650ℓ）2基購入			
事業目的・効果	本県は島嶼県として、地理的特性から災害時に資機材の調達や他府県からの応援受入等で不利な条件にあるため、災害時の危機管理対策として十分な備えが求められる。災害発生時において、市民への水道水の応急給水活動が効率的かつ効果的に行われることで、応急給水体制が強化される。			
成果目標／実績	①車輌積載型加圧式給水タンク(1,650ℓ) 2基購入 ②応急給水訓練を実施１回以上	①車輌積載型加圧式給水タンク　2基購入 ②応急給水訓練　1回実施		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画の中で、災害時の断水箇所を予測しており、給水タンクによる運搬給水箇所については、市内８箇所を予測している。本事業により購入した給水タンクは合計８基となり全ての運搬給水箇所への応急給水が可能となった。	応急給水訓練を年１回以上の目標としていたが、職員の人事異動に伴う応急防災力の低下等が懸念されることから、年２～３回の訓練を検討する。		
今後の取組方針	令和元年においては、７月の那覇市上下水道局防災訓練、１０月の那覇市総合防災訓練、１１月の沖縄県企業局総合防災訓練への参加を予定しており、その中で車輌一体型応急給水車及び車輌積載型加圧式給水タンクを活用した防災訓練に取り組む。令和２年以降についても年２～３回の訓練を予定する。			

⑷　事業概要

大規模災害が発生したときに、市民へ水を供給するためのタンクを購入するもの。

⑹　実績

平成 28 年度　給水車１台、給水タンク１基購入

平成 29 年度　給水タンク２基購入

平成 30 年度　同２基購入

購入先は指名競争入札によっている。入札実施前に３社に見積もりを依頼しておりほぼ同様の金額であった（この３社は入札に参加したが、別の業者が落札している）。

⑹　結果

沖縄県は島嶼県であり、大規模災害が発生した場合、隣県からの援助を容易に受けにくいという事情がある。そのために、重要なライフラインである水を独自に確保する必要性は高く、本事業の意義は認められる。

また、入札にあたっての見積もりがほぼ同額であったことから、統一的な市場価格が形成されている結果とも考えられる。

特段指摘すべき事項はない。

２３　教育委員会生涯学習部生涯学習課

⑴　活き活き人材育成支援施設整備事業

事業番号・事業名	5-1	活き活き人材育成支援施設整備事業		
担当部課	生涯学習部　生涯学習課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（６）－イ		24	
	地域づくりを担う人材の育成		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－２，Ⅲ－３－（１）		26	7,063
総事業費(うち交付対象事業費)	115,955（115,955）		27	15,236
うち那覇市負担	23,191		28	53,525
事業形態／主な支出先	直接実施，委託	正吉建設・ﾆﾗｲｶﾅｲ建設共同企業体	29	233,687
事業概要	人材育成を図るとともに，住民の学習・交流活動を支援するための拠点施設を整備する。			
平成30年度実施内容	建設工事の実施，建設工事の監理業務の実施，磁気探査業務の実施			
事業目的・効果	人材育成関連講座を開設し人材を育成することで，観光振興に資する。異文化交流による「おもてなし」風土の醸成，相互扶助精神の機運の高揚が期待できる。			
成果目標／実績	建設工事（一部）と監理業務（一部）の完了。磁気探査業務の完了	建設工事（一部）の完了。当初の予定どおり完了。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	建設現場の住環境・周辺道路環境への配慮，隣接する学校への配慮等，安全対策等に十分留意しながら進めていく必要がある。	工事着手前に地域住民向け説明会を実施した。工事現場への交通誘導員の配置等安全対策に十分留意しながら進めた。苦情等もなく，当該対策等を継続して行う。		
今後の取組方針	令和元年度は引き続き周辺環境への配慮，安全対策等に十分留意しながら，取り組む。工事完了後は，令和2年度の供用開始に向け，備品整備を行う。			

⑷　事業概要

①人材育成機能（外国人観光客に対応出来る人材育成）、②コミュニティ機能（地域住民の活動拠点、外国人らとの交流）、③ライブラリー機能（郷土、観光などに関する専門性の高い図書資料を整備）を備えた施設の建設事業である。

⑹　事業内容

工事については以下の入札が行われている。

	落札金額	落札者	
磁気探査	3,129,840	(有)三慶技研	制限付一般競争入札
建築・外構工事	410,410,800	(株)正吉建設・(株)ニライカナイ建設	
建設工事(電気)	80,460,000	三協電気工事(株)・(株)大名電建	総合評価
建設工事(機械)	67,572,360	泉水設備(株)・南光開発(株)	総合評価
建設工事(昇降機)	23,166,000	沖縄菱電ビルシステム(株)	指名競争

平成 26 年度　基本構想策定
平成 27 年度　基本設計
平成 28 年度　実施設計、工作物調査、土地境界確定業務
平成 29 年度　不動産鑑定、用地取得、工作物補償
平成 30 年度　建設工事、磁気探査、工事監理
平成 31 年度　建設工事、工事監理、備品整備
を経て、令和２年４月に開業予定となっている。

鉄筋コンクリート造２階建て、延べ床面積 1,516.16 ㎡
１階　図書室、会議室、調理実習室、和室等
２階　ホール、スタジオ、学習室、研修室

開業後は、語学取得関連講座、異文化理解のための交流講座、独自文化継承講座などを予定しているとのことである。年間の来訪者目標人数は５万人(単純に１日にすると約 170 名)。

⑹　結果

ソフト交付金を使った建物建築である。

その目的である、人材育成だけをとらえると、新たな建物建築の必要はない(既存の施設で十分対応可能)。

上記のとおり建物の設備をみると、公民館としての役割を期待して建設されたものといえる。那覇市内には７か所の公民館があるが、この周辺にはこれまで存在しなかったため、実質的には公民館を建築するものといえる。

公民館としてなら、近隣住民の利用が大半なので、駐車場をそれほど多く用意しなくてもよいと考えられる。一方本施設の本来の目的である人材育成のための講座実施には少なくとも市内全員から人が集まる可能性がある。しかし、この施設に訪問しようとすると、自家用車を持たない者は路線バ

スを頼るしかなく、周辺にコイン駐車場はないにもかかわらず駐車場は７台分しか確保されていないため、市内全域から多数の者が来訪することを予定している建物とは言い難い。ヒアリングの際、今後、周囲の空き地の地主との交渉や、イベント時には近隣のスーパーの協力を仰ぐとのことであったが、それによって駐車場を確保できるのか不透明である。

また、現地を訪問し確認したところ、国道329号線からほど近い場所に立地するが、この施設の前の道路は一方通行で国道側から進入することができず、外部からの来訪者にとっては分かりにくい場所といえる。



⑷　外部監査人の視点

【意見】

本施設は、「那覇市人材育成支援センター」として、令和２年(2020年)４月よりオープンするとのことである。運営は指定管理方式をとるとのことである。

本件施設は、那覇市民全体の利用、及び、留学生との交流の場としても利用されることを想定していることから、講座のスケジュールを早期に確定し、広く那覇市民全体に周知するための広報が必要である。

また建物が完成して事業完了ではなく、目的に沿った運営がなされるかを確認していく必要がある。

⑵　青少年旗頭事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">6-9</td><td colspan="2">青少年旗頭事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">生涯学習部　生涯学習課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章－５－（１）－ア</td><td>24</td><td>7,369</td></tr>
<tr><td colspan="2">地域を大切にし，誇りに思う健全な青少年の育成</td><td>25</td><td>3,093</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－３－（１）</td><td>26</td><td>3,355</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">3,470（3,470）</td><td>27</td><td>3,047</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="2">694</td><td>28</td><td>3,485</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>委託</td><td>那覇市青少年健全育成市民会議</td><td>29</td><td>4,326</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">伝統文化の保存継承を図るため，那覇の伝統文化である旗頭を活用した文化活動を実施する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">児童生徒への伝統文化の旗頭演舞指導を実施。
児童生徒の成果発表の場として旗頭フェスタ開催。
旗頭の制作及び修繕。</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">那覇市の伝統文化である旗頭に触れさせ，「子どもたちの居場所づくり，出番づくり」を進めることを目的とする。子どもたちが一連の旗頭活動を行うことで社会に貢献できる人材に成長することを図る。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">旗頭フェスタに参加した児童生徒数：940人</td><td colspan="2">旗頭フェスタに参加した児童生徒数：834人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度に旗頭フェスタの日程を決定し学校へ周知したが，昨年同様小学校は運動会と日程が重なり参加校が少なかった。</td><td colspan="2">児童生徒の旗頭フェスタ参加に対する意識とモチベーションを上げることが課題である。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">不参加校を減らすため，昨年の不参加校に対しては聞き取り調査等を設けて，旗頭フェスタの意義の周知を図る。近隣の宿泊施設にもチラシ等を配布し観光客にも見て貰うことでモチベーションが上がるようにする。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

沖縄の伝統行事である旗頭（地区ごとに組織されている）が一堂に会し、小・中学生が演舞するイベント（やる気・元気旗頭フェスタ in なは）を実施するもの



（那覇市青少年健全育成市民会議のホームページより）

事業の実施は、那覇市青少年健全育成市民会議に委託している。

⑹　実績

令和元年度で第14回を数えている。市内54校のうち36校、生徒数834人が参加している。

アンケート結果を見ると、児童生徒の 69.2%が満足、16.3%がやや満足と回答している。元々参加したい児童が参加しているのであるから、上記のような回答になると思われる。大人の回答では、やや否定的な意見（人が集まらない）があるものの、26.8%が満足、42.3%がやや満足と回答している。

⑹　結果

ここ最近の参加人数は、平成28年967人、平成29年度905人、平成30年度834人と減少傾向にある。

学校行事との重なったことなどが原因としている。しかし、保護者のアンケートでは、「人が集まらない」という意見もあることから、積極的に参加したいと考えている児童・保護者は減少しているのではないかとも思われる。共働き世帯の増加、児童の日常生活の変化（塾、習い事、運動クラブへの参加）等により状況は変化しているであろう。

伝統文化の継承という点は目的に合致するし、児童生徒にとって、伝統行事に触れ、地域の一員としての自覚を持てる行事であるから有用性は認められる。但し、各地域でも旗頭は行われており（運動会や夏祭りなど）、さらに本事業を行うのであれば、その必要性の検証が必要である。

さらに幅広く参加できる環境作り（早期に各学校の行事の把握）を図って頂きたい。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

委託先は、那覇市青少年健全育成市民会議である。同会議は、昭和56年

に結成され、関係機関との連携をとりながら、市民協働で次世代を担う青少年の健全育成を図ることを目的に活動している団体である。事務局は那覇市教育委員会内に置かれている。

旗頭フェスタのほか、少年の主張大会、少年自然体験の船（離島での集団生活）、綱引き大会、朗読会などの事業を行っている[1]。

同会議の役員として、会長、副会長、監事が置かれている。このうち監事の１名は平成 17 年度から就任している。同会議はボランティアに近い形で運営されており、引き受け手がなかなか見つからないという事情があるかとは思われるが、長期にわたり監査を同一人物が担うことは、監査の確からしさに疑義を生じさせることにもなる。

この点の改善を要望すべきである。

[1] 那覇市青少年健全育成市民会議のホームページ（https://nahashiminkaigi.com/）は頻繁に更新されている。

⑶　なは若者人材育成支援事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td>6-16</td><td colspan="3">なは若者人材育成支援事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">生涯学習部　生涯学習課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第３章－５－（１）－ア</td><td>24</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">地域を大切にし，誇りに思う健全な青少年の育成</td><td>25</td><td></td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－３－（１）</td><td>26</td><td></td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">1,977（1,977）</td><td>27</td><td>2,012</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="2">395</td><td>28</td><td>2,675</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>直接実施</td><td>事務員</td><td>29</td><td>2,852</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">地域とのつながりや交流の機会を提供することで，青年，児童生徒の豊かな社会性を育むため，青少年育成団体への支援等を行う。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">成人式準備委員会2回，シンポジウム1回，成人式アワード，少年の主張大会，少年自然体験の船，青少年健全育成綱引き大会</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">若者の活動を支援することで，地域等との円滑なコミュニケーションを図り，若者らに地域愛着の心等を芽生えさせ，まちづくりへの意識を高める。地域貢献の重要性等を再認識させ人材育成を図る。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">参加者アンケート満足度80%
保護者アンケートの向上度80%</td><td colspan="2">参加者アンケート満足度80%
保護者アンケートの向上度81%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">市内全域17中学校区で自主開催型成人式を開催することができた。成人式の実行委員会は毎年入れ替わるため式典のサポートを担う中学校区青少年健全育成協議会の協力は必要不可欠である。</td><td colspan="2">地域自主開催成人式の継続開催に向け，今後も自治会と中学校区青少年健全育成協議会等，関係団体との連携を維持していく。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">①青少年団体の事業開催は那覇市青少年健全育成市民会議と自治体との相互連携を図っていく。②成人式実行委員会への支援は，今後も自治会の協力を得ながら開催に向け取り組んでいく。当該事業は一定の成果を上げていることから交付金による事業は終了とする。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

青少年団体の支援が目的であるが、大半は成人式実行委員会に対するサポートである。中学校単位で自主開催型成人式が開催されている。

⑸　実績

支出の大半は、臨時職員（２名）の給与である

⑹　意見

那覇は、一昔前は、荒れる成人式が全国ニュースになることが最近はそのような報道はない。

本事業の成果ということではないだろうが、このように成人式を迎える本人らが主体となって式典を進めていくという方式であれば、一部の不心得者は出にくいのではないかと思われ、有用な事業といえる。

なお、一括交付金を用いた事業は平成30年度で終了し、以降は那覇市の予算で行うとのことである。

特段、指摘事項、意見はない。

⑷　子どもが輝くまちづくり事業

事業番号・事業名	7-5	子どもが輝くまちづくり事業		
担当部課	生涯学習部　生涯学習課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（４）－イ		24	603
	能力を引き出し，感性を磨く人づくりの推進		25	439
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	550
総事業費(うち交付対象事業費)	565（565）		27	479
うち那覇市負担	113		28	585
事業形態／主な支出先	補助	子どもフェスタinなは実行委員会	29	600
事業概要	伝統芸能の保存承継を図るため，「子どもフェスタinなは」の開催を支援する。			
平成30年度実施内容	「子どもフェスタinなは」を開催，子ども達の活動発表の場を創出。			
事業目的・効果	子どもの人口比率の高い那覇市において子育て支援，青少年の健全育成に寄与するため，文化活動の発表の場を持つことにより，子ども達が達成感と自信を持てるようになる。			
成果目標／実績	子どもフェスタ参加児童生徒数：730人	子どもフェスタ参加児童生徒数：737人		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	前年度課題となった地域住民からの音響騒音への苦情を解決するため，H30年から会場を変更した。会場変更で開催通知が遅れたため他のイベントと重なり，参加できない団体があった。	会場変更でこれまでの課題が解決でき，広場でのプログラムの数を拡大することができた。他のイベントと重ならないよう案内時期を検討する。		
今後の取組方針	会場変更後，広場での音を出しての演舞も可能になり，音響公害にもならないことが確認された。今後は更に広場の演舞が充実できるよう参加団体の受入数の増加やプログラムの拡充に努め，案内通知も早く行う。			

⑻　事業概要

「子どもフェスタ in なは」を開催する事業費への支出である。

⑹　実績

同イベントは、舞台の部（琉球舞踊、空手、三線など 30 団体 519 名参加）、展示部（絵画や書道、生け花等６団体 156 名参加）、体験ブース（５団体 56 名参加）を開催する。平成 30 年度で第 11 回である。

⑹　結果

子どもらが伝統文化に触れる機会であり、有用性が認められる。

特段、指摘事項、意見はない。

⑸　なは青年祭補助事業

事業番号・事業名	7-10	なは青年祭補助事業		
担当部課	生涯学習部　生涯学習課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（１）－ア		24	
	地域を大切にし，誇りに思う健全な青少年の育成		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（２）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	838（838）		27	
うち那覇市負担	168		28	
事業形態／主な支出先	補助	那覇市青年団体連絡会	29	669
事業概要	地域における伝統芸能の保存承継や新たな文化活動の創出を図るため，市内の青年団体が日頃の活動の成果を披露する「なは青年祭」の開催を支援する。			
平成30年度実施内容	「なは青年祭」を開催，青年団体の活動発表の場を創出。			
事業目的・効果	市内各地域で活動する青年団体が誇りを持ち継承・発展に努めている伝統芸能の素晴らしさを広く知って貰う機会や環境づくりを行う。青年団体相互の交流を図ることで，若者の健全育成を図る。			
成果目標／実績	なは青年祭の出演団体数18 参加者人数260人		なは青年祭の出演団体数25 参加者人数286人	
取組の検証	推進上の留意点		改善余地の検証	
	高校生も含めた結果団体数が増加したが，開催時間に対して一部団体が演舞時間を切り上げた。他イベントと同時開催し広報活動に繋がった反面，人通りが多い中，会場設営に時間を費やした。		開催時間に対する参加団体数の検討や演舞時間，演舞者数を主催団体と話し合う必要がある。舞台設営を前日から行うと費用が増加するので，舞台設置のコストが増加しないように検討する。	
今後の取組方針	出演団体が練習時間及び演舞人数の確保，また，他イベントと重複しないような日程調整を行うため，早めに開催時期を決定する。舞台設備の設置等をスムーズに進めること，同時開催イベントの有無等主催者側と調整する。			

⑻　事業概要

那覇市青年団体連絡会が主催する「なは青年祭」に対する補助である。

⑹　実績

「なは青年祭」は平成 30 年度で 25 回目である。伝統芸能や各種サークル活動の発表の場である。高校生バンド５団体、その他の演目で 20 団体が参加した。観覧者数は、約 3,000 名（主催者調べ）である。

支出の大半は音響、照明設備費用である。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

那覇市青年団体連絡会の会則によると、役員は、会長１名、副会長若干名、事務局長若干名、理事（各加盟団体１名）、監事２名とされている（第８条）。

那覇市に提出されている、同連絡会の役員名簿では、会長１名の外には、相談役（事務局兼任）１名、相談役（監事兼任）２名の氏名が記載されているのみである。

那覇市生涯学習部振興費補助金交付要綱によれば、補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書のほかに役員名簿を提出しなければならないとされている。提出された役員名簿には、副会長、事務局長、理事の氏名が記載されていない。これでは、会則どおりの活動がなされていないことになり、補助金の交付先としての適正が疑われることとなる。

会則にのっとった役員の選任を求めるべきである。

また、なり手がいないという事情はあるかもしれないが、監事は会務を監査する役割であり（会則 11 条５項）、例え議決はなくとも、相談役と兼ねることは望ましくない。

【意見】

補助金を支出する以上、当該団体の活動に違法・不相当な点があってはならないといえる。また、青年団組織であれば、多様な交友関係を持った者が参加する可能性がある。

そこで、那覇市青年団体連絡会に対しては、暴力団又は暴力団関係者が含まれないことや、そのような者と取引をしない旨の誓約書を差し入れてもらうべきである。あるいは、那覇市生涯学習部振興費補助金交付要綱に暴力団排除条項を盛り込むべきである。

２４　教育委員会生涯学習部市民スポーツ課

⑴　那覇市営奥武山野球場イメージアップ事業

事業番号・事業名	1-29	那覇市営奥武山野球場イメージアップ事業		
担当部課	生涯学習部　市民スポーツ課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（１）－（イ） 「スポーツアイランド沖縄」の形成		24	
			25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－１－（１）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	154,381（154,381）		27	
うち那覇市負担	30,877		28	12,166
事業形態／主な支出先	直接実施，委託	郷建設・恒和ペイント・光和塗装共同事業体	29	144,337
事業概要	奥武山野球場のプロ野球キャンプ及び公式戦を継続実施し観光誘客を図り，野球の全国・九州等大規模大会の開催を誘致するため，大屋根鉄骨部分の塩害防止対策及びイメージアップ塗装を行う。			
平成30年度実施内容	大屋根鉄骨部分の錆除去・防食工事，イメージアップ塗装工事 工事監理業務委託の着手			
事業目的・効果	イメージアップ塗装でプロ野球公式戦等の観客動員数の増加を図る。 塩害防止対策により会場利用者の安全を確保する。			
成果目標／実績	大屋根鉄骨部分の塩害防止対策，塗装，工事監理業務委託の完成	目標どおり完了。今年度はレフトスタンド側の工事を行った。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	大屋根鉄骨部分にオレンジ色の配色の塗装を行い，観客の増加を図り，観光振興と経済活性化に繋げる。錆除去，防食工事により安全を確保する。	本件事業で観客動員数の増加や継続実施を図り，イベント開催等観光振興と経済活性化に繋がるため，改善の必要性はないと考えられる。		
今後の取組方針	今年度で事業は終了。今後は，奥武山野球場の指定管理者らと連携し，野球の全国・九州大規模大会の開催，イベントの誘致に取り組む。			

⑷　事業概要

奥武山野球場の大屋根錆除去工事・防食工事を行うもの。

⑹　事業内容

沖縄県は、周囲を海に囲まれ絶えず海風にさらされることから、建築物を始めとした構造物の耐久性は他県と比較して劣ると言われている。奥武山

野球場は那覇市の中でも海からほど近い場所に立地しており、塩害の影響は大きいものと思われる。

また、毎年２月中旬頃より２週間、奥武山球場においては、プロ野球の読売巨人軍の１軍キャンプが行われている。

本事業は奥武山球場の大屋根鉄骨部分のさび除去及び防食防止の工事と、外周柱（大屋根とスタジアムの支柱）を読売巨人軍のイメージカラーであるオレンジ色に塗装するものである。

平成 28 年度に設計業務、平成 29 年度に第１期工事（ライトスタンド側）、平成 30 年度に第２期工事（レフトスタンド側）が行われた。平成 30 年度で事業は完了している。

大屋根錆除去工事・防食工事、工事監理業務とも制限付一般競争入札が実施されている。入札状況は以下のとおりである。

平成29年度		
	落札金額	落札者
工事監理業務	5,832,000	(株)東設計工房
鉄骨部補修工事（防錆・塗装）	123,012,000	ムトウ建設(株)・(株)屋島組・(有)トクダ美装プラン
平成30年度		
工事監理業務	6,750,000	(株)東設計工房
鉄骨部補修工事（防錆・塗装）	142,293,240	(株)郷建設・恒和ペイント(株)・(有)光和塗装

(c)　結果

防錆工事は、塩害から建物を保護し耐久性を増す効果が期待でき、その必要性は高いものといえる。


(2020 年２月 17 日撮影)

イメージカラーの塗装については、写真のとおりオレンジの塗装部分は外観上はごく一部であり、また確かにオレンジの塗装によって来訪者が増えるという関係にはない。しかし、プロ野球キャンプを見学に来る者は読売巨人軍のファンが多いと思われ、球場との一体感・愛着を感じてもらうことでイメージアップにつながると推測される。また塗料を変更するだけで費用が特別高額になったともいえないのであるから、相当であるといえる。上記のとおり事業自体には特段指摘・意見はない。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

成果目標として、①見学者数 96,200 人、②入場者数 13,300 人、③大規模大会開催誘致３大会をあげているが、本事業によって、見学者・入場者数が増加したり、大会誘致につなげられるものではないから、指標としては適切ではない。

防錆工事によって、耐久性がどれだけ増加したのかを客観的に表すのは気象条件にも左右されるため困難かとは思われるが、検討されてしかるべきである。

また、検証シートにおいて、３年間通じて「改善余地の検証(効率の更なる向上の視点)」の項目で、本事業によりプロ野球キャンプ及び公式戦の観客動員数の増加や継続実施を図り、野球場を利用したイベント開催など観光振興と経済活性化につながるため、改善の必要性はないと考えられる、とされている。「改善の必要性はない」と言い切ってしまうのは進歩を放棄するものである。

せめて球団関係者や来場者に、球場の印象をアンケートする(イメージカラーが一部取り入れられている点をどう感じるかなど)などして、その効果を計ることは可能であろう。

本事業は終了しているが、成果目標の設定については十分考慮すべきである。

⑵　児童のスポーツ県外派遣補助金

事業番号・事業名	6-11	児童のスポーツ県外派遣補助金		
担当部課	生涯学習部　市民スポーツ課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（４）－（イ）		24	2,424
	能力を引き出し，感性を磨く人づくりの推進		25	12,236
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	11,214
総事業費(うち交付対象事業費)	10,973（5,487）		27	11,898
うち那覇市負担	1,098		28	13,760
事業形態／主な支出先	補助	児童生徒	29	11,208
事業概要	島外の人との競争や交流の機会を増やすことで児童生徒に広い視野を持たせる。			
平成30年度実施内容	学校教育以外のスポーツ活動で，市・県を代表する児童・生徒の個人及び団体が，県外で開催される運動競技大会に参加する際に，一人当たり航空運賃実費の半額を補助する。			
事業目的・効果	離島県である沖縄では県外の大会派遣に多大な負担を伴うため積極的な参加を促すために費用の一部を助成する必要がある。県外大会参加により視野の広い人材育成，スポーツの振興等に繋がる。			
成果目標／実績	保護者アンケート（島内でできない経験できたとの回答）80％以上	保護者アンケート（島内でできない経験できたとの回答）100％		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	より多くの児童生徒に活用してもらうための広報が必要である。	各競技団体を通じての広報をより一層強化し，事業のさらなる周知を図る。		
今後の取組方針	市ＨＰでの情報掲載やスポーツ少年団の常任委員会・総会での周知，事務局を通じての広報等，広報強化に取り組んでおり，より多く様々な種目の児童が活用できるよう，事業のさらなる周知を図る。			

⑷　事業概要

沖縄県は隣接する県がなく、大会参加のために県外へ遠征するためには飛行機を利用せざるを得ないことから、児童・生徒及び引率者の航空運賃の一部を補助しその負担を軽減しようとするものである。

補助要件は、

・沖縄県スポーツ少年団又は（財）沖縄県体育協会に加盟する競技団体が主催若しくは主管する大会で優秀な成績を収めた。
・（財）沖縄県体育協会に加盟する競技団体又は那覇市スポーツ少年団が推薦するもの。
一括交付金が始まる前は、那覇市の一般会計から支出していた。

⑹　事業実績

これまでの派遣人数は次の表のとおりである。

	派遣児童・生徒数
平成25	373
平成26	336
平成27	368
平成28	398
平成29	463
平成30	347

平成30年度に補助の対象となった競技は、野球、サッカー、テニス、水泳、空手、ミニバスケットボール、剣道、バドミントン、卓球、バレーボール、ドッチボール、相撲、水球、飛び込み、キンボール、ウェイトリフティング、新体操、ハンドボール、なぎなた、ボウリング、レスリング、ゴルフと多岐にわたっている。
派遣先は九州県内が多い（九州大会出場の機会が多いため）。

⑹　結果

平成30年度に本事業を活用して県外の大会に参加した児童の親を対象としたアンケートの結果は以下のとおりである（回答数318人）。

①　県外に参加させてよかったと思いますか？
　思う　318人(100%)
②　島内ではできない経験をすることができたと思いますか？
　思う　318人(100%)
③　日頃の生活態度や練習に取り組む姿勢等に変化がみられましたか？
　変化が見られた　304人(95.8%)
　変化が見られない　11人(3.77%)

①②の回答は予測できる結果であるが、③の回答からすると県外大会に参加したことがプラスに作用していることがうかがわれる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

この事業は、沖縄特有の問題を解消するために必要であるし、将来を担う子どもにとって得がたい経験をするよい機会である。一括交付金の活用がふさわしい事業であるといえる。

なお、平成26年度の外部監査で、公平性の観点からできるだけ多くの団体が補助を受けられるよう特別枠を設けるなどさらに工夫することも必要であるとの意見が述べられている。これに対しては、同一チームが翌年も補助対象になることはあるが、メンバーの入れ替えがあること、また、当初予算が不足したときは、補正・流用を行い、交付要件を満たしている団体・個人には全て補助できるよう対応しているので、特別枠は設けていないとのことである。

派遣人数は、平成27年、平成28年、平成29年と増加していることが認められる。

2020年には東京オリンピックが開催され、さらにスポーツ熱が高まることが予想される。また、新しいスポーツが次々と生まれ（最近ではｅスポーツなるものも登場）、若年者が世界で活躍する場面も出てきている。

そのような新しいスポーツにも等しく支援が行き届くようにして頂きたい。

なお、これまで補助対象外であった中学生の学校外クラブチーム競技の県外大会派遣を補助対象にするよう対象者拡大を検討しているとのことである。

⑶　那覇市健康ウォーキング推進事業

事業番号・事業名	13-2	那覇市健康ウォーキング推進事業		
担当部課	生涯学習部　市民スポーツ課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－２－（１）－ア		24	
	沖縄の食や風土に支えられた健康づくりの推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－４		26	7,939
総事業費(うち交付対象事業費)	7,993（7,993）		27	9,433
うち那覇市負担	1,599		28	10,129
事業形態／主な支出先	委託	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会	29	10,061
事業概要	市民の運動習慣化を推進するため、健康ウォーキング大会やウォーキング講座等を開催する。			
平成30年度実施内容	①健康ウォーキング大会：１回 ②ウォーキング講座：５回			
事業目的・効果	都道府県別平均寿命ランキングの後退は県民に衝撃を与え，市民の健康を守るためにも生活習慣改善への支援など生涯にわたる健康づくりに取り組むことが重要であり，本事業により市民の健康増進を図る。			
成果目標／実績	大会：参加者数4,000人 アンケート継続度80% 講座：アンケート継続度80%	大会：参加者数4,428人 アンケート継続度92.9% 講座：アンケート継続度91%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	参加者を増加させる方策とそれに応じた体制を整える。	各コースを工夫，同一コースを活用することで必要箇所へ人員を配置するコース設定を行う。屋外イベントで天候に左右されるが参加者全員に平等にサービス提供できるよう商品や方法を工夫する。		
今後の取組方針	本事業の認知度を高め，参加者を増やすようＰＲ方法を検討し，効果的な広告活動を行う。意識づけのため講座，教室の開設を今年も引き続き行う。歩きやすく楽しいコース設定を行い，継続参加者を増やす。			

⑷　事業概要

市民の運動習慣の動機付けのため、ウォーキング大会やウォーキング講座を開催するもの

⑸　事業実績

ウォーキング大会は、11 月 11 日に「ひやみかち　なは　ウォーク 2018」を開催。２㎞から 35 ㎞まで８コースを設定し、4,428 人が参加した。

ウォーキング講座は合計 16 回合計 294 人が参加。

事業は、那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会（会長は那覇市長。構成団体は那覇市の他関連団体）に業務委託。事務局は、教育委員会内に設置され、ウォーキング大会準備のための臨時職員を５ヶ月のみ採用している。

⑹　結果

ウォーキング大会や講座に参加する市民は元々健康に対する意識の高いであろうから、アンケートの結果も良好である。

より幅広い層に参加してもらう方策を検討頂きたい。

指摘すべき点は特になし。

２５　施設課

⑴　学校施設老朽化抑制事業(塩害防止・長寿命化)

事業番号・事業名	6-14	学校施設老朽化抑制事業（塩害防止・長寿命化）		
担当部課	生涯学習部　施設課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－ウ		24	109,897
	時代に対応する魅力ある学校づくりの推進		25	162,887
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	139,059
総事業費(うち交付対象事業費)	534,399（534,399）		27	306,379
うち那覇市負担	106,880		28	285,018
事業形態／主な支出先	直接実施	沖縄総建・吉永・さつき塗装共同企業体	29	142,113
事業概要	小中学校校舎等の塩害を防止し長寿命化を図るため，校舎等外壁面の塗装対応を行う。			
平成30年度実施内容	校舎等外壁の塗装：小学校１校，中学校2校 実施設計：小学校2校，中学校2校			
事業目的・効果	那覇市は亜熱帯海洋性気候地域に属する等立地条件や気候条件が本土と比べて厳しく学校施設の傷みが著しい。そのため外壁の亀裂等を補修し，塗装を施すことにより建物の塩害防止，長寿命化を図る。			
成果目標／実績	点検実施による外壁等の剥離件数０件，亀裂等件数０件			
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
今後の取組方針				

⑷　事業概要

沖縄は四方を海で囲まれており、絶えず海からの風にさらされるため、建物などの構造物は塩害による耐久性が劣ることが言われている。本事業は、学校施設の外壁塗装工事を実施し、塩害防止・長寿命化を図るものである。

⑸　事業内容

平成 24 年度から令和３年度までに、小学校 14 校、中学校８校が実施・予定されている。対象学校は、今後改築が予定されている学校を除き、劣化の度合いなどをもとに選定している。

工事にあたっては、設計、監理、塗装工事本体をいずれも一般競争入札が行われている。その結果は次のとおりである。

（外壁補修工事）

	落札金額	落札者
城岳小学校外１校(設計)	4,350,808	アアキ前田(株)
安謝小学校外１校(設計)	4,312,440	聖設計事務所
開南小学校外２校(監理)	2,937,600	(有)仲本設計
開南小学校(工事)	127,764,000	(株)沖縄総建・(有)吉永・(有)さつき塗装
仲井真中学校(１工区)	108,339,120	(有)ツネダ塗装工業・(株)野原建設・特殊建装工業(株)
仲井真中学校(２工区)	61,376,400	(株)新輝塗装店・アスク沖縄(株)
松城中学校(１工区)	86,543,640	(株)新建、(株)沖縄装美工業
松城中学校(２工区)	101,740,320	ムトウ建設(株)・(株)太閤建設
松城中学校(３工区)	46,202,400	恒和ペイント(株)

本事業の効果として、校舎の建替サイクルが約10年延び、45年になると見込まれるとのことである。

(c)　結果

本事業は、沖縄特有の問題に対応する事業であり、また建替サイクルが伸びるという点からも有用性は高いと思われる。

一方、今年度、本事業については、学校側の行事や催し物の開催と重なり、工事のスケジュールや実施設計のための現場確認等の調整に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となり、一部繰越とされている。

(d)　外部監査人の視点

【意見】

学校行事は事前に把握できるものであり、しかも学校行事が何日も継続して行われ、工事のスケジュールが組めないという状況は理解しがたい。

工事スケジュールについては、事前に段取りし、年度内完了に努めて頂きたい。

２６　中央図書館

⑴　郷土資料整備事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">7-6</td><td colspan="3">郷土資料整備事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　中央図書館</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第３章－１－（４）－エ</td><td>24</td><td>60,243</td></tr>
<tr><td colspan="3">文化の発信・交流</td><td>25</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－３－（２）</td><td>26</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">1,997（1,997）</td><td>27</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="3">399</td><td>28</td><td>4,000</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>直接実施</td><td colspan="2">ＢＯＯＫＳジノン</td><td>29</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">市民が沖縄の文化を学べる環境を整備し，沖縄の文化の理解を深めるため，郷土に関する関係資料を提供する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">郷土関係資料（書籍，ＤＶＤ等）の購入：約700点</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">郷土資料の当該年度出版の沖縄県産本を中心に，未所蔵分も含めて網羅的に購入し，収集した資料・情報を市民へ提供して地元への関心を高めることにより文化の継承・発展につなげる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">郷土資料利用者へのアンケート調査理解度80%</td><td colspan="2">郷土資料利用者へのアンケート調査理解度95.6%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">購入した資料を市民に利用してもらえるような様々な工夫が必要。貴重本等の収集はほぼ終了したため，交付金の活用を本年度で終了する。新刊については引き続き整備する必要がある。</td><td colspan="2">市民への広報活動を充実させる必要がある。資料利用者へアンケート調査を引き続き実施する。市費の中で郷土資料の新刊本を購入していく。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">図書館だより，ＨＰ等を利用して利用者の増加を図っていく。利用者アンケート調査を行い，沖縄文化への理解が深まったかを含め検証する。市費で新刊本を購入し，整備した郷土資料を充実させていく。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

市内図書館に沖縄関連図書を購入するもの

⑹　実績

那覇市内には、中央図書館の他に分館として、牧志駅前ほしぞら図書館、小禄南図書館、首里図書館、若狭図書館、石嶺図書館、繁多川図書館があ

る。

購入冊数は以下のとおり。

中央図書館	215冊	602,005円
牧志駅前ほしぞら図書館	114冊	249,937円
小禄南図書館	101冊	228,812円
首里図書館	100冊	229,946円
若狭図書館	136冊	229,693円
石嶺図書館	93冊	229,742円
繁多川図書館	88冊	227,561円

⑹　結果

図書館の資料は、市民・県民にとって知の財産となるものであり購入の必要性は認められる。また書籍は定価購入であり購入過程については特段指摘すべき点はない。

⑹　外部監査人の意見

【意見】

図書館は、知識の源として重要な役割を担っている。しかしただ蔵書を増やすだけでなく、これを多くの市民が接することで意義を有する。

図書館利用者へのアンケートでは、郷土資料が充実していたことを知っていた人は 19%にすぎない。今後は郷土資料を使ったフェアを実施するなどして、広く市民にピーアールして頂きたい。

２７　教育委員会学校教育部学校教育課

⑴　基礎学力向上のための学習支援事業

事業番号・事業名	6-1	基礎学力向上のための学習支援事業		
担当部課	学校教育部　学校教育課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章－５－（３）－ア		24	9,292
	確かな学力を身につける教育の推進		25	37,326
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	34,171
総事業費(うち交付対象事業費)	32,988（32,988）		27	33,284
うち那覇市負担	6,598		28	35,029
事業形態／主な支出先	直接実施	各学習支援員等	29	35,352
事業概要	小学校への学習支援員の配置及び申請のある小中学校への学習支援ボランティアの派遣により学力の向上を図る。			
平成30年度実施内容	・学習支援員の配置（小学校全36校）対象：小学校3年生算数を中心とした学習支援。・学習支援ボランティアの配置（小中学校）対象：学校から申請のある教育活動へボランティアを派遣する。			
事業目的・効果	那覇市は全国学力・学習状況調査において下位の状況が長く続いたため，指導体制を強化し，学力向上を図る必要がある。教育体制の充実・強化により児童の学習意欲が向上し基礎学力向上が図られる。			
成果目標／実績	学力到達度調査の県との差①小学3年算数1.6ｐ②中学2年算数3.2ｐ	小学校は3.3pで達成。中学は1.5pで不達成。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	早期の事業実施と人材確保が必要。学習支援ボランティアを活用していない学校においてボランティアの確保が課題。	学級担任との打ち合わせ時間の確保。支援員の継続希望調査や早い時期からの募集，学校との連携を図る。ボランティアは地域の人材活用も視野に入れ確保に努める。		
今後の取組方針	学校と教育委員会の連携を充実，強化し，きめ細かな教育環境の提供を図ることで児童の学習意欲が向上，基礎学力の向上が図られる。各学校における早期人材確保を促す。退職職員を中心にボランティア確保に努める。			

⑻　事業概要

本事業は那覇市内の小中学生の学力の底上げを図る目的で行われるものである。

学習支援員→市内全小学校へ派遣し、３年生算数を中心に学力定着の低い児童への学習支援を行うもの。担任の教師とともに、授業中に教室に入り、

担任のバックアップを行う。

学習支援ボランティア　→　申請のある小中学校に対し派遣し、学力向上を目的とした教科指導への支援、総合的な学習の時間への支援、遅れのある又は特別な支援を必要とする児童生徒への学習支援、校内研修や教材研究等の支援などを行う。

いずれも、退職教員らがその役割を担っている。

⑹　事業内容

学習支援員は、市内 36 の小学校に派遣し、総時間数 14,959 時間実施した。

学習支援ボランティアは、小学校 21 校 44 名、中学校４校７名、派遣延べ人数 286 名、派遣回数 1,500 回実施。

学習支援員に対しては、教職経験者で１時間あたり 2,000 円、それ以外の者で 1,500 円が支払われている。

学習支援ボランティアに対しては、１日あたり 1,000 円が支払われている。

⑹　結果

小学校・中学校の教員が激務であることが指摘されている現在、担任が十分に対応できない面をバックアップするものである。特に勉強が遅れがちな児童・生徒をフォローするものであり、全体の学力向上という意味ではその有用性は認められるといえる。

ただ、その効果測定には疑問がある。

本事業の目的は全国学力・学習状況調査において下位の状況が長く続いたため、基礎学力の定着を図り、学力向上を図ることにある。

この目的からは、成果目標の設定は全国学力との差がわかるように設定すべきであるところ、平成 29 年度より成果目標の設定を全国学力調査の全国との差から、沖縄県学力到達度調査の県との差に変更している。

この変更の理由について、職員にヒアリングしたところ、全国学力調査は４月に実施され、進級後すぐに実施されるので、学力支援の成果が出る前の時期であるのに対し、沖縄県学力到達度調査は２月に実施されるので、成果を見るには、２月実施の調査の方が適切であるから、という理由であった。しかし、那覇市が沖縄県内で下位であるとの事情は見受けられないにもかかわらず、成果目標の設定を全国ではなく県との差に設定したことは、事業の目的からは若干逸れていると言わざるを得ない。

やはり、沖縄県が全国と比較して学力が下位であることからすれば、何らかの方法で、全国との差をわかるように成果目標の設定をすべきである。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

上記のとおり成果指標として、沖縄県全体との比較ではなく、全国との比

較を用いることを検討頂きたい。

【意見】

本事業は，一括交付金により初めて実施された事業であり，現場からは一括交付金終了後も継続して欲しいとの声があり，基礎学力の定着向上のために有効な事業であることから，一括交付金終了後も市の予算で継続することが望ましい。

⑵　英語指導員配置事業

事業番号・事業名	6-2	英語指導員配置事業		
担当部課	学校教育部　学校教育課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章－５－（４）－ア		24	53,221
	国際社会，情報社会に対応した教育の推進		25	84,241
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	83,908
総事業費(うち交付対象事業費)	98,384（98,384）		27	83,674
うち那覇市負担	19,677		28	113,603
事業形態／主な支出先	直接実施	各英語指導員	29	118,123
事業概要	英語指導員を配置することにより，長期的な英語指導を行い，英語能力の向上を図る。			
平成30年度実施内容	英語指導員の配置。小学校（外国人14人，日本人18人）中学校（外国人10人）			
事業目的・効果	沖縄県は外国人が多い地域であり，英語教育へのニーズが高い。那覇市は中核都市として本県の地域性・優位性を活かした国際交流拠点の形成を図るため，子供達に英語指導を行い，英語能力の向上を図る。			
成果目標／実績	英語能力判定テストにおける英検4級レベルの生徒割合59.8%以上。	中学3年生対象（5月実施）の英語力調査では4級合格レベル66.8%。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	効果的な授業実施のため学校現場をサポートする必要がある。教諭の英語力向上，指導員の資質向上に留意する必要がある。アンケート結果は3年連続で下降しており，ついていけない児童もいる。	2020年の小学校外国語科の導入に向けて移行措置を実施しているが教材等の活用方法の研修を実施する必要がある。英語指導員研修会の充実を図ることで指導員の資質と授業力向上を図る必要がある。		
今後の取組方針	指導員を対象としたオリエンテーション等を継続し，充実を図り指導員の資質と授業力の向上を図る。異文化交流や授業でアウトプットする活動の取り組みを継続する。文科省の補助教材を活用する。			

⑻　事業概要

市内全ての小中学校に、外国人 24 名、日本人 18 名の英語指導員（非常勤職員）を配置し、児童生徒の英語力の向上を図るもの。

⑼　事業内容

学校での活動時間は、外国人指導員は一人あたり年間約 1,020 時間、日本人指導員は年間 1,125 時間を確保して授業及び教材研究、打ち合わせなど

を行っている。

⑹　結果

中学２年生対象の英語力調査では、英検４級合格レベルの生徒の割合が66.8パーセントとされ、目標値を上回ったとしているが、実際の合格者が指標ではない。

児童・生徒へのアンケートでは、小学生の90.6%、中学生の80.2%が「英語の時間が楽しい」と回答しているとのことであり、有用であることがうかがわれる。

⑺　外部監査人の視点

【意見】

本事業により，英語能力の向上という目的に対する一定の成果は出ているといえるが，国の教育基本計画目標として，中学校卒業段階に英検３級以上の英語力を有する生徒の割合目標 50%と掲げられているところ，「平成30年度の外国語教育について」という資料によると， 文科省で12月に実施された英語教育実施状況調査によると，英検３級以上を取得している又は英検３級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数率は，平成30年度那覇市が43.0%であり，国の教育基本計画目標に達していない。更なる英語能力向上のために，今後も本事業を継続するとともに，指導方法等の工夫改善を図る必要がある。

⑶　特別支援教育充実事業（小・中学校）

事業番号・事業名	6-3	特別支援教育充実事業（小・中学校）		
担当部課	学校教育部　学校教育課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第3章－５－（３）－ウ		24	23,646
	時代に対応する魅力ある学校づくりの推進		25	123,675
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	129,181
総事業費(うち交付対象事業費)	128,403（128,403）		27	124,706
うち那覇市負担	25,681		28	129,792
事業形態／主な支出先	直接実施	特別支援教育ヘルパー非常勤	29	137,213
事業概要	特別な支援を要する児童生徒へ教育相談員の派遣や特別支援教育ヘルパーの配置を行うことにより，学校生活や学習上の困難の改善を図るための支援を行う。			
平成30年度実施内容	特別支援教育ヘルパー配置数：小中学校計88人 学校の要請により相談員の派遣：教育相談・検査・面談等の実施			
事業目的・効果	特別支援教育を要する児童は増加傾向にあり，発達障がい等のために見守りが必要な児童等への支援が必要。保護者のニーズも増加。ヘルパー派遣により環境を整え，将来の自立を見据えた教育が図られる。			
成果目標／実績	ヘルパー派遣に関する保護者アンケート（満足度80％以上）。	保護者アンケート満足度96.8%。		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	支援を要する児童は増加傾向。重度の障がいを持つ児童の保護者において地域の小中学校の就学を希望するケースは増加。ヘルパーの従事希望者は年々減少している。	支援の増加や支援内容の複雑化に対応するため現状を把握し，ヘルパーの適正配置に対応し，教育的効果について確認する必要がある。ヘルパーの研修，情報交換により支援方法の共有を図る。		
今後の取組方針	学校訪問で支援を要する児童の行動観察を踏まえたヘルパーの適正配置に努める。研修会の内容を充実させヘルパーの資質向上を図る。今後も保護者アンケートを実施し満足度調査を行う。			

⑻　事業概要

特別の支援を要する児童生徒（発達障がいを抱える児童など）の支援を行うもの。要請のあった学校へ特別支援教育ヘルパー（非常勤職員）を派遣したり、臨床心理士の資格を持つ特別支援教育相談員を配置する。

⑹　事業内容

特別支援教育ヘルパーは88名を配置し、特別な支援を必要とする児童生

徒705人、53の小中学校へ派遣した。必要な支援（①基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助（食事・着脱・排泄等）、②健康・安全の確保、③学習活動、教室間移動等における介助、④学校行事における介助、⑤障がい困難を補う学習支援、⑥周囲の児童生徒への障がい理解促進等）を行っている。

特別支援教育相談員は、保護者・学校からの相談に対し児童生徒の教育的ニーズや支援方法等を助言している。

⑹　結果

対象児童生徒の保護者アンケート（回答数658人）では、子どもが安心・安全に学校生活を送るために、特別支援教育ヘルパーの支援は役に立っているか、という設問に対し、

とても役に立っている　377名（70.3%）
役に立っている　142名（26.5%）
あまり役に立っていない　12名（2.2%）
全く役に立っていない　5名（0.9%）

とのことであり、96.8%が役に立っていると回答している。

手厚いケアーが受けられることから、その有用性が認められる。

また、学校長の評価についても、監査人が確認したのはごく一部の意見ではあるが、対象児童生徒へのヘルパー配置後の効果について聞いた設問では、非常にある（５）、少しある（４）、あまり無い（１）となっている。評価が低い回答は、主に特別支援教育ヘルパーの資質に基因するもの（高齢で児童への対応が十分でない）であり、制度そのものへの否定的意見ではなかった。

ヘルパーの質の向上（実施されている研修会への参加を全員に促す）、さらには非常勤職員としてのヘルパー、特別支援教育相談員の待遇を十分なものにする必要がある。

また、ヘルパーの月報の中で，「今月は母親が一緒に登校しているので介助のアドバイスをもらった」「今月は母親が付き添っていたので対応の方法を聞かせてもらった」という記載があった。特別な支援を要する児童生徒は，それぞれに特性があり，個々の特性を理解した上で適切な支援をする必要があるところ，当該児童の母親から児童の特性や関わり方について有益な情報を得ることで，より適切な支援をすることが可能となることから，母親とヘルパーの連携を密にし，情報共有を図る方策を取る必要がある。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

発達障がい児は増える傾向にあるとのことであり、今後当該事業の重要性が低減することはないと考えられる。事業の継続を要望したい。

⑷　児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">6-12</td><td colspan="2">児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="3">学校教育部　学校教育課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="3">第3章－５－（４）－イ</td><td>24</td><td>8,703</td></tr>
<tr><td colspan="3">能力を引き出し，感性を磨く人づくりの推進</td><td>25</td><td>18,715</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="3">Ⅲ－３－（１）</td><td>26</td><td>15,042</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="3">17,816（8,908）</td><td>27</td><td>15,956</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="3">1,782</td><td>28</td><td>16,804</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>補助</td><td colspan="2">児童生徒</td><td>29</td><td>19,188</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="5">島外の人との競争や交流の機会を増やすことで児童生徒に広い視野を持たせる。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="5">児童生徒の県外大会派遣支援</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="5">離島県である沖縄は県外への大会派遣に多大な負担を伴うため児童の積極的な参加を促すため費用の一部を助成し，大会参加の経験を通して児童の可能性を引き出し，人材の育成を図ることができる。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="3">児童アンケート満足度80%
保護者アンケート満足度80%</td><td colspan="2">児童アンケート満足度100%
保護者アンケート満足度92.9%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="3">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="3">事業実施により，派遣の負担を減らし，県外で行われる上位大会に参加する機会をいかすことが可能となった。過去の実績をもとに目標設定しているが，予測が難しく見込み数との差が生じている。</td><td colspan="2">レベルの高い大会出場により自信を育むことに繋がる。派遣数の予測が困難で予算の目処がつけにくい。県大会等の進捗状況を把握し早めに報告を得て予算の過不足が生じないようにする必要がある。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="5">上位大会派遣は意欲の向上等に繋がり児童の可能性を引き出す貴重な体験となる。アンケートの結果から意欲の向上が見て取れ，全体のレベルアップに繋がる。各家庭の経済事情により貴重な機会が損なわれることがないように引き続き事業を実施する。</td></tr>
</table>

⑷　事業概要

児童･生徒が沖縄県の代表として県外大会へ出場する際にその旅費の一部を支給するものである。

同種の事業として、市民スポーツ課が担当する「児童のスポーツ県外派遣補助金事業」（６－11）があるが、違いは以下の点にある。

児童のスポーツ県外派遣補助金事業　→　学校外のスポーツ団体が対象

児童・生徒の県外派遣旅費補助金（大会派遣）→　学校単位、運動部だけでなく、文化部（吹奏楽、合唱等）も対象となる

⑹　事業内容

平成30年度は延べ42の小中学校の475名（外に引率者５名）に旅費・宿泊費を補助している。補助額は航空運賃実費の半額。

小学校への補助は、全て音楽（吹奏楽、合唱）であった。

⑹　結果

参加者のアンケート結果は次のとおりである

①　県外に参加させてよかったと思いますか？

思う　99.6％

②　島内ではできない経験をすることができたと思いますか？

思う　99.8％

③　日頃の生活態度や練習に取り組む姿勢等に変化がみられましたか？

変化が見られた　92.5％

変化が見られない　7.1％

予想された結果ではあるが、かなり有用であるといえる。

離島という沖縄の特殊性からすると必要な事業であるといえる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

上記のとおり同趣旨の事業があるが、対象が異なっている。

学校の部活と学外のクラブと掛け持ちしている生徒がいるのかは不明であるが、重複して補助を受ける場合もあり得る。より広く補助金が受けられるよう努めて頂きたい。

⑸　自然体験学習事業

<table>
<tr><td>事業番号・事業名</td><td colspan="2">6-13</td><td colspan="2">自然体験学習事業</td></tr>
<tr><td>担当部課</td><td colspan="2">学校教育部　学校教育課</td><td>年度</td><td>事業費（千円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">沖縄21世紀ビジョン
基本計画該当箇所</td><td colspan="2">第3章－５－（３）－イ</td><td>24</td><td>8,420</td></tr>
<tr><td colspan="2">豊かな心とたくましい体を育む教育の推進</td><td>25</td><td>9,309</td></tr>
<tr><td>沖縄振興基本方針該当箇所</td><td colspan="2">Ⅲ－３－（１）</td><td>26</td><td>10,072</td></tr>
<tr><td>総事業費(うち交付対象事業費)</td><td colspan="2">9,773（9,773）</td><td>27</td><td>10,829</td></tr>
<tr><td>うち那覇市負担</td><td colspan="2">1,955</td><td>28</td><td>9,246</td></tr>
<tr><td>事業形態／主な支出先</td><td>直接実施</td><td>（株）結バス</td><td>29</td><td>14,945</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">児童の豊かな社会性を育むため，自然体験活動を実施する。</td></tr>
<tr><td>平成30年度
実施内容</td><td colspan="4">自然体験学習実施学校数：小学校27校（5年生対象）</td></tr>
<tr><td>事業目的・効果</td><td colspan="4">全国学力調査等から沖縄県の学力向上，生活習慣形成に課題があることが明らかとなっている。通常の生活では得難い自然環境の中で宿泊生活を通じて社会生活上望ましい態度等を育て，人材育成を図る。</td></tr>
<tr><td>成果目標／実績</td><td colspan="2">児童の社会性が向上したと評価する学校の割合88.9%</td><td colspan="2">児童の社会性が向上したと評価する学校の割合88.9%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取組の検証</td><td colspan="2">推進上の留意点</td><td colspan="2">改善余地の検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">各学校の計画に沿った方法で当該事業又は県実施の事業のいずれかへ参加するため，当該事業で自然体験活動を実施した学校数の当初目標と実績に差が生じている状況である。</td><td colspan="2">事前に当該事業か県実施の事業かどちらでの自然教室の実施を希望するか調査し，その結果をもとに効率的な事業執行に努める。</td></tr>
<tr><td>今後の取組方針</td><td colspan="4">学校と密な連携を取り合い，今後も那覇市内全校において自然体験活動が実施できるよう，当該事業を実施し，引き続き沖縄振興に資する人材の育成に取り組む。</td></tr>
</table>

⑻　事業概要

市内小学校の小学５年生を対象に自然教室（課外学習）を実施するもの。

⑼　事業内容

平成 30 年度は市内 36 小学校のうち 27 校（参加人数 2,508 人）が実施した。その他の９校は沖縄県が実施する「沖縄離島体験交流促進事業」に参加した。

⑹　結果

成果目標として、自然教室を通して児童の社会性（協力的な姿勢）が向上したと評価する学校は24校（88.9％）に及んでおり、成果実績は目標値を達成したとされている。

⑹　外部監査の視点

【意見】

小学校では通常６年時に修学旅行が実施される。その修学旅行との違いが明確ではない。もちろん、このような宿泊付きの校外学習によって、普段の学校生活では得られない経験を積むことができ、これを５年時と６年時に行うことで多くの仲間と接する機会を作ることができるともいえる。

しかし、あえて自然学習を実施するのであれば、何か違う目的を与えてもよいのではないかと思われる。

また、各学校の平成30年度自然教室実施終了報告書において、自然教室のおける課題として、補助員や看護師の確保が難しかったという意見が数件でていることから、各学校に対して、早期に補助員等の情報を提供する等の対策が必要である。

２８　学校教育部教育相談課

⑴　不登校対策等支援事業

事業番号・事業名	6-7	不登校対策等支援事業		
担当部課	学校教育部　教育相談課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－イ		24	14,867
	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進		25	24,644
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	25,644
総事業費(うち交付対象事業費)	60,589（60,589）		27	25,752
うち那覇市負担	12,118		28	63,235
事業形態／主な支出先	直接実施	非常勤職員	29	65,020
事業概要	不登校等課題のある児童生徒に対応した支援を行うことで，不登校の改善を図る。			
平成30年度実施内容	臨床心理士及び教育相談員の配置数（9人） きら星学級支援員の配置数（9人），同事務員の配置数（1人） 学習支援員の配置数（4月～9月：2人，10月～3月：4人）			
事業目的・効果	臨床心理士による心理相談。非行傾向児童を対象とする「きら星学級」での体験活動。情緒的不安定な児童を対象とする「あけもどろ学級」での小集団活動。高校進学を目指す「てぃんばう」での学習支援			
成果目標／実績	不登校児童生徒の登校復帰率 小学校55％以上，中学校62％以上	小学校22.4%,中学校48.8%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	短期間で学校への復帰へつなげることが難しくなっている。いずれの支援活動についても心理士等を中心とした中で，個々のアセスメントが重要，継続した体制を維持していく必要がある。	学校と連携し不登校の改善を図る。効果的な働きかけができるよう研修等支援員のスキルアップを図る。継続的な相談を通して心理士がアセスメントを行い，個々に応じた支援体制を整える。		
今後の取組方針	不登校への早期対応として「登校支援リーフレット」の活用を促す。将来の自立を踏まえた支援を継続する。個々の習熟度に合わせた支援を行い進学率の向上に繋げていく。進学先への申し送りを実施する。			

⑷　事業の概要

不登校児童生徒への支援活動を行い、登校復帰や将来の社会的自立促進を図るもの。

以下のようなプログラムが用意されている。

・自立支援教室（きら星学級）

→非行傾向のある児童生徒や心理的・情緒的不安定等で長期欠席をしている児童生徒に、学校外での指導や活動を通じて学校や社会への適応促進、将来の社会的自立に向けた支援を行うもの

・適応指導教室（あけもどろ学級）

→心理的・情緒的不安定が理由で登校できない児童生徒で、学校に登校する意思があり、登校復帰に目的をもって取り組むことが可能な児童生徒

・学習支援事業「学習支援室（てぃんばう）」

→進学希望者に対する学習支援

⑹　事業実績

平成30年の支援実績は以下のとおりである。

・自立支援教室（きら星学級）　支援延べ人数58名

・適応指導教室（あけもどろ学級）　３名（平成２年以降363名）

・学習支援事業「学習支援室（てぃんばう）」　在籍人数71名。うち高校受験した59名全員が合格

⑹　結果

那覇市の不登校児童生徒の割合は、全国平均より高く、かつ近年人数が増加傾向にある。

不登校人数（人）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童	79	81	92	154	93	105	92	82	133	173	228
生徒	296	285	325	379	299	339	334	312	377	381	406

不登校の理由は一人一人異なり、個々人の特性に応じたきめ細やかな支援が必要となる。

また、学習意欲を涵養し社会性を身につけることは、将来的な自立に結びつき、ひいては貧困に陥ることを未然に防ぐことにもつながるものといえる。よって有用性の高い事業であるといえる。

成果目標については、平成 29 年度までは小・中学校の不登校率の改善、中学性の不登校に占める「遊び・非行傾向」の割合の改善、高等学校進学率の向上としていたが、平成30年度から不登校児童生徒の登校復帰率に変更された。本事業は不登校児童を対象に自立支援教室、適応指導教室での活動を実施するものであるから、当該教室での活動を実施したことにより学校への登校に復帰できたかどうか割合を示す登校復帰率は、事業の効果を端的に示すものといえ、成果目標設定の変更に問題はないと考えられる。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

成果目標の実績（不登校児童生徒の登校復帰率）あ、小学校・中学校ともに目標を下回る結果となっている（小学校：目標55%　実績22.4%　　中学校：目標62%　実績48.8%）。結果に結びつけるには容易な作業ではないと思われるが、他県での取り組みにどのようなものがあるか等広く情報収集するなど、より効果的な支援方法はないか、対策の内容等について検討する必要がある。

⑵　教育相談支援員・生徒サポーター配置事業

事業番号・事業名	6-8	教育相談支援員・生徒サポーター配置事業		
担当部課	学校教育部　教育相談課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－イ		24	23,304
	豊かな心とたくましい体を育む教育の推進		25	36,247
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	36,227
総事業費(うち交付対象事業費)	50,665（50,665）		27	35,552
うち那覇市負担	10,133		28	51,284
事業形態／主な支出先	直接実施	教育相談支援員	29	52,814

事業概要	学校内の相談室等において不登校傾向にある児童生徒の相談・支援等を行うことで，不登校の改善を図る。	
平成30年度実施内容	教育相談支援員の配置率（数）： 小学校100％（36校36人）・中学校100％（17校17人） 生徒サポーター配置率（数）：中学校100％（17校×2人）	
事業目的・効果	文科省調査の不登校生徒に占める「遊び・非行」の割合は全国平均の約3.6倍であり，学校内での支援体制を充実強化しきめ細やかな教育環境を提供することで登校・教室復帰の支援が図られる。	
成果目標／実績	不登校児童生徒の登校復帰率 小学校55％以上，中学校62％以上	小学校22.4%,中学校48.8%
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証
	不登校要因の複雑化等から教育相談支援員の継続的な関わりが求められている。非行傾向児の割合が高く，生徒サポーターが必要であり，別室支援等の居場所づくりという点で成果を上げている。	複雑な家庭環境が背景にあるケースも多く，適切な小・中連携や他職種を交えた支援体制の強化を図る必要がある。生徒サポーターも効果的な活動のため学校職員等と連携して進めていく必要がある。
今後の取組方針	今後も引き続き支援員等を配置し早期の関わり，不登校や保護者の支援に取り組み，個々の対応のため教職員等と密な連携を取る。支援員で解決できない事案は他機関とも連携し多面的な支援体制を作る。	

⑻　事業概要

不登校児童・生徒の相談・支援に対応するため、教育相談支援員（小中学校）、生徒サポーター（中学校）を配置するもの。

教育相談支援員は、心理的・情緒的要因による不登校傾向等の児童生徒やその保護者に対する支援（教職員との連携、家庭訪問、登校支援、相談室支援等）を担う。

生徒サポーターは遊び・非行傾向の不登校生徒に対する支援（登校支援職場体験活動、学習支援等）を担う。

⑹　事業実績

教育相談支援員は那覇市内全ての小中学校53校に生徒サポーターは全ての中学校（17校）に配置している。

⑹　結果

事業費の大半は、教育相談支援員、生徒サポーターに対する報償費（時給1,000円）である。

⑹　外部監査人の視点

【意見】

文部科学省の調査によると、不登校生徒に占める「遊び・非行」の割合は、全国平均の3.6倍とのことである。その特性に応じた対策が必要となる。

成果目標の実績は、小中学校ともに目標を下回る結果となっており、より効果的な活動ができないか、支援員・サポーターと保護者、学校、地域、関係機関との連携を密にとる必要がある。

⑶　街頭指導（がいとう Polaris）事業

事業番号・事業名	6-10	街頭指導（がいとうＰolaris）事業		
担当部課	学校教育部　教育相談課		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（１）－ア		24	11,408
	地域を大切にし，誇りに思う健全な青少年の育成		25	19,528
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	20,854
総事業費(うち交付対象事業費)	19,738（19,738）		27	20,404
うち那覇市負担	3,948		28	20,239
事業形態／主な支出先	直接実施	専任指導員，青少年指導員	29	20,475
事業概要	青少年の非行の未然防止と早期発見・早期対応のため，専任指導員を学校外に配置し，巡回指導等を行う。			
平成30年度実施内容	専任指導員の配置数（6人） 青少年指導員の配置数（80人） ※専任指導員は学校外，青少年指導員は各中学校区に配置			
事業目的・効果	青少年の問題行動がよく見られる繁華街等を巡回し，徘徊する青少年へ積極的に声かけを行い，帰宅を促す。問題行動のある生徒に直接指導を行い，関係機関と連絡を取り，青少年の補導数減少に繋げる。			
成果目標／実績	19歳以下の青少年の深夜徘徊補導割合3.2%	19歳以下の青少年の深夜徘徊補導割合2.58%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	深夜徘徊の補導状況は減少しているが，指導内訳では「夜遊び」が全体の約7割を占めている。沖縄県の深夜徘徊は全国平均以上であり那覇市でも高い構成比となっており，継続的活動が必要である。	引き続き，関係機関と連携を密に行い，街頭指導の強化を図る必要がある。指導員が「街頭指導マニュアル」を活用し，効果的な声かけを行う。研修により指導員の資質向上を図る。		
今後の取組方針	巡回，指導を今後も引き続き行い，非行の未然防止等に努める。引き続き警察や関係機関と連携を図り，深夜徘徊による補導人数の減少に努める。更に青少年の心理や現状理解も深め，活動に生かせるよう研修を行う。			

⑻　事業概要

繁華街、公園、ゲームセンター、カラオケボックス、学校周辺のたまり場などを巡回し、児童生徒に積極的に声掛けを行い、非行の未然防止につなげるもの

専任指導員（非常勤職員）、青少年指導員（「那覇市青少年指導員に関する規則」に基づき各中学校を拠点に専任される）が行う。

⑹　実績

専任指導員は平日の午前・午後に巡回

夜間街頭指導（第１・３金曜）、夕方巡回（火・木）

イベントがあるときに特別街頭指導

青少年指導員は各中学校区を拠点に巡回指導

専任指導員は日給 10,820 円の非常勤職員、青少年指導員には１回あたり 2,000 円が支払われる。

⑹　結果

沖縄県では、青少年（特に若年者）の深夜徘徊が多いことが指摘されている。

本事業の指標としている深夜徘徊補導率は、５歳～19 歳以下の人口に対する補導人数である。全国平均との比較は以下のとおりである。

	補導人数	/	5~19 歳以下人口	
全国平均	226,377	/	16,774,884	= 1.35%
沖縄県	6,529	/	252,289	= 2.59%
那覇市	1,312	/	50,803	= 2.58%

⑹　外部監査人の視点

【意見】

未成年者の深夜徘徊は、家庭環境、それを許容する社会的要因などが考えられるところである。

しかし、本事業により、全国平均以下となることが望ましい。

地道な活動であるが、継続頂きたい。

２９　学校教育部教育研究所

⑴　学力向上に向けた調査研究事業

事業番号・事業名	6-15	学力向上に向けた調査研究事業		
担当部課	学校教育部　教育研究所		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（３）－ア		24	
	確かな学力を身につける教育の推進		25	3,878
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	4,017
総事業費(うち交付対象事業費)	3,823（3,823）		27	4,342
うち那覇市負担	765		28	3,696
事業形態／主な支出先	委託	（株）沖縄県教科書供給	29	3,711
事業概要	授業の改善に資するため，学力調査を小学校で実施し，その結果を分析して，教師が指導するに当たっての資料を提供する。			
平成30年度実施内容	小学2年生，4年生の全国での位置づけが判る学力調査の実施により，実態や課題を把握し，学力向上の推進を図る。			
事業目的・効果	標準学力調査を実施し，前年度との経年比較を行い学力向上推進に係るデータ作成を行う。学習指導要領に基づいた内容で全国水準に照らし，信頼性の高い調査を実施し，指導改善に有効な資料提供をする。			
成果目標／実績	教師へのアンケート調査改善度80%	教師へのアンケート調査改善度81%		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	結果に対する学校内での分析等を全校で行うよう指導する必要や各学校での横の連携，家庭学習にも繋げる必要がある。平均以上の学校数は，2年は前年度を上回っているが，4年は下回っている。	各学校でも結果分析，課題の共通理解，見直し等を継続して続ける。教諭間学校間で情報共有し指導法のスキルアップ等工夫していく。全国平均との差がある課題については授業改善を提案する。		
今後の取組方針	結果の分析を受け，課題の共通認識，年次計画の見直しがなされたかアンケート調査を実施し，なされていない学校を指導し，全学年の先生を対象に授業改善の研修を行っていく。結果資料の共有・活用を図っていく。個表を基にした三者面談実施を指導する。			

⑷　事業概要

那覇市内の全小学校の２年生、４年生を対象に算数と国語の学力調査を行い、学力向上に向けた分析を行うもの

⑹　実績

36 小学校において、２年生（3,244 名）、４年生（3,176 名）を対象に実

施。

委託業者はプロポーザルにより選定。

⑹　結果

沖縄特有の課題という観点からは若干の疑問は残るが、学力の底上げという点からすると必要といえる。

34 の小学校では当該調査は役に立ったと回答している。調査結果を教員が今後の指導にどのように生かしていくか、その検証が必要といえる。効果測定はそこから計る。

⑵　電子黒板等整備事業

事業番号・事業名	6-18	電子黒板等整備事業		
担当部課	学校教育部　教育研究所		年度	事業費（千円）
沖縄21世紀ビジョン基本計画該当箇所	第３章－５－（４）－ア		24	145,167
	確かな学力を身につける教育の推進		25	
沖縄振興基本方針該当箇所	Ⅲ－３－（１）		26	
総事業費(うち交付対象事業費)	140,270（140,270）		27	
うち那覇市負担	28,054		28	
事業形態／主な支出先	直接実施	（株）興洋電子	29	45,900
事業概要	小学校に電子黒板を整備し，同時に貸出用タブレット端末を整備することにより，児童の興味関心を引き出し集中力を高める，わかりやすい授業環境を整える。			
平成30年度実施内容	市立小学校1年から4年及び6年の学級増の普通教室へ電子黒板を整備し，同時に貸出用タブレット端末を整備する。			
事業目的・効果	全普通教室に電子黒板を整備し，貸出用タブレット端末を整備，併用することにより，わかりやすい授業を行うことができ，小中一貫教育の一助となり，学力向上，人材育成につながる。			
成果目標／実績	電子黒板整備率100％ 貸出用タブレット端末60台の整備	電子黒板整備率100％ 貸出用タブレット端末60台の整備		
取組の検証	推進上の留意点	改善余地の検証		
	導入後の使用状況・効果を把握する必要がある。人事異動等により電子黒板の扱い方に差が出る可能性がある。教師の活用スキルを養成する必要がある。授業展開について検討する必要がある。	導入後の使用状況・効果についてアンケート等で調査する必要がある。教員により活用能力に差が出ないよう研修を充実させる，他のＩＣＴ機器との連動した授業形態を検討する必要がある。		
今後の取組方針	児童，教師へのアンケートを実施する。教員を対象に機器の扱い方から効果的な授業の取組事例等の紹介等研修を実施していく。事例紹介や研修等を通して，授業における活用の幅を広げていく。			

⑻　事業概要

電子黒板の導入とタブレット端末の購入である。

⑹　実績

437 台の電子黒板を市内小学校の１から４年生及び６年生の一部の教室に導入。また、タブレット端末 60 台は貸し出し用。

⑽　結果

一般社団法人日本教育情報化振興会[1]が全国の自治体の教育委員会を対象に行ったアンケート（平成30年６月）によると、電子黒板機能を持つ大型提示装置を導入している小中学校は、29%にのぼっているとのことである。[2]

電子黒板は、ＰＣ画面を映すなどできる大型のモニターである。従来の黒板との比較（メリット）として、①子どもの学習意欲が高まる　②双方向の授業ができる　③授業の効率があがる、等があげられる。

現在、文部科学省では、教育の情報化の推進を進めており、その中には、教員のＩＣＴ活用指導力の向上が一つの柱とされ、ＩＣＴ活用指導力向上研修実施モデル解説書（平成30年３月）が公表されている[3]。電子黒板は、その一つに位置づけられるものである[4]。

⑷　外部監査人の視点

【意見】

電子黒板の利用で、学力が飛躍的に向上するというものではないだろうが、理解の向上には役立つであろうし、デジタル化社会が浸透し、またデジタル機器に親和性を持つ若い教員や児童生徒らにとっては、効果も期待できるものと思われる。

教員へのアンケート結果からは、様々な利用・工夫がなされている（動画を用いる、生徒にパワーポイントを使った発表をさせる等）ことが分かる。

今後とも活用方法について情報共有しながら、効果的な指導に取り組んで頂きたい。

[1] 教育工学の知見をもとに、教育の情報化に関する調査・研究開発とその成果の普及推進活動および提言・提案活動を行い、より良い教育の実現、人材育成を目的に設立された団体。構成員は教育関連に携わる事業者である。

[2] インターネット掲載情報で原典を確認することは出来なかった。

[3] https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369631.htm

[4] 平成27年３月には文部科学省より「授業がもっとよくなる電子黒板活用」が公表されている（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/08/09/katsuyobamensyu.pdf）

第３章　監査結果（過去の事業）

一括交付金事業は平成24年度から開始しており、既に完了した事業も多数ある。その中で、構造物を制作した事業について、その後、目的に沿った活用がなされているのか、費用に見合った効果を発揮しているのかを検証することとした。

以下の５つの事業を取り上げる。

1　那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業

⑴　事業概要

⑻　那覇・福州友好都市交流シンボルとして、巨大龍柱（龍の形をした柱）を築造する事業である。

龍柱は、那覇市と中国福州市が、昭和56年（1981年）に友好都市を締結してから平成23年（2011年）で30周年を迎え、今後の両市の友好・交流を記念して建設されたものである。像の高さは15メートル。設置場所は、外国クルーズ船が寄港する那覇港大型客船バースにほど近く、また那覇空港から市街地へと抜ける那覇うみそらトンネルの起点となる若狭海浜公園である。２体の龍柱が道路を挟んで海に向かって建てられている。

なお、龍柱は、首里城にも設置されている。令和元年10月の首里城火災の際にも消失せずに残っている。

⑼　担当部署

建設管理部花とみどり課（部の名称は当時のもの）

⑽　当初の計画では、一括交付金約２億円（総事業費２億6700万円）を活用する予定であった。しかし、度重なる計画の変更、工事の遅れ、国との見解の相違（交付金の返還）、請負業者の債務不履行など度重なるトラブルがあり、交付金額は約１億円となった。

この事業は、当初より様々な意見があり市議会でも議論の対象となっていた。

市民からは、億を超える費用が見合っているのか、石材に中国産を用いることへの批判があったようである（なお、中国産を使用したのは単純に価格の安さからである）。

なお最近の新聞報道[1]によると、この龍柱建設を請け負った業者が、那覇市に支払った違約金の返還を求める裁判で、那覇市から業者に対し、金1000万円を支払う和解が成立する見込みとのことである。

⑵　活用状況について

このような構造物は、直接経済的効果を生むものではない（近隣に店舗はな

[1] 沖縄タイムス2020年１月31日

い)。また、実際の訪問者数を測定することも困難である。

そこで、どこまで認知されているか、広報手段は十分かを検証することとした。知名度があがりこれを観るために観光客が多数訪れるようになれば、那覇の観光のシンボルとなるであろうし、商品化されることも期待できる。将来的にはマレーシアのマーライオンのように誰もが知る知名度となれば、十分効果を発揮したものと考えられる。

⑷　現在の状況

平成28年(2016)１月に完成しており、道路沿いの公園の一画に建つため、誰もが自由に見ることができる。







（2020年２月２日撮影）

⑹　観光地として機能しているか

龍柱は若狭海浜公園に設置されている。近くには波の上ビーチ（小規模ではあるが人工の砂浜があり、マリンレジャーが楽しめ、バーベキューができる施設がある）があるほか、徒歩10分程の場所には福州園がある。

クルーズ船や空港から市街地へ向かう道路の玄関口ではあるが、市の中心地からは若干外れており、観光地化された場所ではない。

監査人が現地に赴いた２月２日は、約30分の間にクルーズ船を降りた外国人観光客が３組徒歩で移動していたが、皆、龍柱を写真に収めていた。

間近でみると確かに迫力を感じるので、写真に収めようと思うであろう。

ただクルーズ船からの観光客はタクシー、バスでの移動が多いため、徒歩で近くを訪れる者は少ない様子である。

車での移動の際に近くを通るか、「ちょっと見に行ってみよう」との動機で訪れることになろう。

⑹　立地場所について

この龍柱の現在の最大の欠点は、周囲に電柱があり電線が張り巡らされていること、街灯や道路案内板などがあり、像２体同時に写真を撮ろうとしてもこれらの邪魔が入り、良いアングルで写真をとることができない点である。

近時はＳＮＳなどで自分が撮影した写真を掲載し、多数の目にとまることで知名度が上がるという効果が期待できるが（いわゆる口コミ）、この龍柱においては、良いアングルの写真がとれないのである（そのため、後述の観光協会のガイドマップやホームページの写真も龍の頭部の写真となっており、全体の迫力が伝わらない）。

この点については、市議会でも度々取り上げられており、ようやく次のような状況にある。すなわち、これまでに道路管理者である那覇港管理組合、電線管理者である沖縄電力やＮＴＴと調整を行い、可能性について検討を行ってきたところ、今年度、両管理者から整備の協力について確認ができ、令和２年度より電線類の地中化や道路標識の施設等の具体的な検討を行うべく、実施計画の委託費を計上するとのことである（令和元年11月定例会12月11日７号。都市みらい部部長の回答）。

このように議会で取り上げられて初めてその環境を整備するに至っている様子である。周囲の景観に配慮することなく築造されたのではないかと考えられる。

⑶　将来の活用方策

観光客の目にとまるよう広く知れ渡る方策がとられているかを検証する。

⑻　那覇市の広報

那覇市観光協会公式ガイドブック「ＮＡＨＡ　ＮＡＶＩ」に写真付きで掲載されている他、平成30年度には、そのプロモーション（観光課の事業の「物語性のあるランドマーク創造事業」）について外部に業務委託して、その成果が那覇市観光協会のホームページに掲載されている。しかし、ホームページの閲覧者は多くない（2019/4/1～2020/1/31 の期間に 1,716 ページビュー）。

また、「龍柱会議」という名称で、龍柱ほかのものをキャラクター化しているが、知名度はあがっていない。

⑹　市販の書籍

どこの書店にもおいてある市販のガイドブック２冊[2]を確認したところ、龍柱は取り上げられていなかった。観光客にとって沖縄観光の目玉となるものとはとらえられていない。

⑹　口コミサイト

最近はインターネットからの情報収集が非常に重要となる。

観光地の案内としての代表的なサイトとして、トリップアドバイザー[3]がある。このサイトでは、実際に訪問した人が点数を付けその感想を書き込むことができる。2020 年 3 月 10 日時点で 14 件の書き込みがなされている。同サイトの那覇市の観光スポット 240 軒中 120 位とされている。

また、グーグルマップでも観光スポットが表示される。龍柱も掲載されている。口コミは 169 件と相当数あるが、残念ながら否定的な意見の書き込みが多い。その理由は前述の建設時の批判のとおりである。

⑹　まとめ

【意見】

上記のとおり効果的な広報はなされていない状況である。

最近でも、市議会において、龍柱の活用について指摘がなされている（令和元年 11 月定例会 12 月 11 日 7 号　野原嘉孝議員の質問）。

現状の物足りなさを皆感じている。

インターネットの書き込みに表れているように建設時の経緯から龍柱についてはどうしてもマイナスイメージがつきまとってしまう。

今後のプロモーションについては相当な知恵を絞る必要がある。

なお、インターネットで検索する限りでは、この龍柱の完成を機に福州市との間で交流会がもたれたことはないようである。

[2] 「まっぷる沖縄ちゅら海ドライブ'20」（昭文社）、「るるぶ沖縄'21」（ＪＴＢパブリッシング）

[3] https://www.tripadvisor.jp/

２　「那覇の祭り」模型制作設置事業

⑴　事業の概要

⒜　那覇大綱挽と爬龍船競漕（ハーリー）は、那覇市内で行われるイベントの中でも抜群の集客を誇る。ただ、開催時期は、毎年、那覇大綱挽（10月の連休）と爬龍船競漕（５月の連休）それぞれ決まっており、それ以外の時期では、大綱やハーリーに触れる機会がないことから、観光客より常設を求める声があるとのことで、一年を通じて観光客にアピールするため、大綱やハーリーに接する機会を作るため、それぞれの模型（モニュメント）を制作するものである。

那覇大綱挽モニュメント制作に5000万円、ハーリーモニュメント制作に1939万円を要している。

2014年(平成26年)４月に完成披露されている。

⒝　担当部署

経済観光部観光課

⑵　現在の様子

⒜　2020年１月29日にそれぞれ現地を確認した。

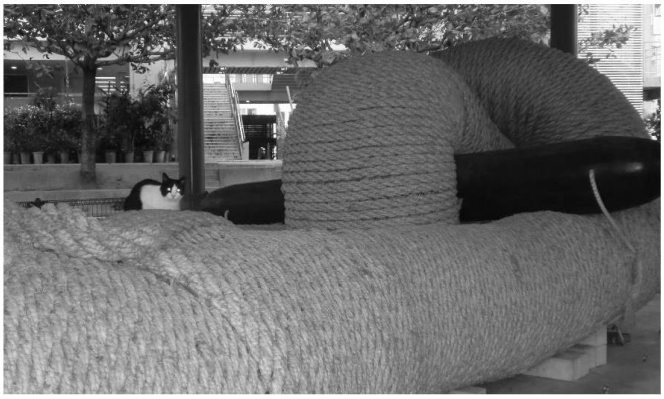
①　大綱モニュメント

那覇市のメインストリートである国際通りから徒歩１分程にある、希望ヶ丘公園内に設置されている。那覇市観光協会が入る建物と隣接している。









（2020 年１月 29 日撮影）

大綱の一部が設置され、屋根が設置されている。人によるいたずらを防止するためか、綱の周囲には柵が設けられており、綱には直接触れることができない。但し、周辺は猫の溜まり場となっており、訪問時は猫が大綱の上で休んでいた（大綱が猫の爪とぎになっていないか懸念される）。

この日は平日であったためか、15 分程の滞在時間の中で観光客は一人も訪れなかった。なお、監査人はその後３度訪れたが（２月２日（日）、同９日（日）、３月４日（日））この間、観光客を見かけたのは１組（外国人の若い男性２名）のみである。周囲のベンチに腰掛けている地元の人は何人もいた。

公園の入り口には公園名が記載された記念碑様のものが建てられているが、その周囲には、ゴミが山積みとなっていて、景観を損ねており極めて不快であった。



（2020年１月29日撮影）

また、大綱モニュメントのすぐ脇には、清掃で集めたと思われる落ち葉が入ったビニール袋や伐採された枝が放置されていた。また、酒類の缶なども散乱していた。



（2020年２月９日撮影）

なお上記のように廃棄物が放置されている状況は、最後に訪問した３月４日まで変わらなかった。

② ハーリー船モニュメント







2020年1月29日撮影

国際通り沿いにある商業ビルの前のスペースに設置してある。こちらは、本物のハーリー船を模したベンチとなっている。監査人が視察した際には、近所の小学生がベンチの上で飛び回っており、遊具となっていた（上記写真にランドセル等が写っている）。写真を撮ったり、ベンチで座る者は一人も現れなかった。

⑶　結果

⒜　上記のとおり、いずれも観光スポットして利用されているとは言い難い状況であった。

完成披露から５ヶ月後の新聞記事(沖縄タイムス2014年９月４日)では、この２つのモニュメントを「目玉？無駄遣い？那覇に続々モニュメント」とのタイトルで取り上げ、「関係者が期待するにぎわいはなかった。」とされている。それから５年が経過した現在でも状況は変わっていない。

⒝　情報発信

那覇市観光協会公式ガイドブック「ＮＡＨＡ　ＮＡＶＩ」（無料で配布されており、ホームページからも入手可能）には大綱挽モニュメントが写真付きで紹介されている。一方爬龍船モニュメントには地図上に記載されているのみなので、これを見て訪れようと考える人は少ないと思われる。

また、那覇市観光協会のホームページ「ＮＡＨＡ　ＮＡＶＩ」[4]では、大綱挽モニュメント、爬龍船モニュメントとも観光スポットとしての紹介はなく、特集の中で大綱挽モニュメントが取り上げられている。

最近は、インターネット上から観光地の情報が容易に入手できる。
その中でも実際に観光地を訪問した人が自由に書き込みのできるトリップアドバイザー[5]を閲覧すると、大綱モニュメントの紹介はあったが（但し希望ヶ丘公園として）、爬龍船モニュメントの書き込みはなかった。

また、市販のガイドブック２冊[6]を確認したところ、大綱モニュメント、爬龍船モニュメントのいずれも紹介はなかった。
市販のガイドブックに紹介がないということは、外部から見ると観光客に紹介する価値がない（観光客の関心はないか低い）ということを示しているものと思われる。

(c)　まとめ
完成後の状況をみると、いずれもモニュメントの完成で満足しており、その後これを観光スポットとして活用しようという意欲に乏しいものと感じられる。
上記のとおり、大綱モニュメントの近くはゴミが山積みとなっており、訪れた観光客の印象は逆に大きくマイナスであろう。

大綱挽モニュメントについては立地がよく、広報手段がなされれば、観光客が訪れる可能性はある。そのためには美化を徹底することが必要である。
一方、爬龍船モニュメントについては、雨風がしのげる訳では無く、また日よけにもならないのでベンチとして機能することはないと思われる。修学旅行生や団体旅行客が記念写真を撮るのには適しているといえるが、周辺に観光バスを停車させる場所はなく、また、わざわざ写真を撮るだけのために大勢が移動することも考えにくい。近くのホテルに宿泊した団体客の撮影スポットとしての利用が現実的であろうか。

前出の新聞記事には、那覇市職員の発言として「中心市街地に観光資源となるモニュメントを設置することは観光都市の新たな顔を明確にするものだ。」「モニュメントの単体効果を測定できないが、設置をきっかけにした

[4] https://www.naha-navi.or.jp/
[5] https://www.tripadvisor.jp/
[6] 「まっぷる沖縄ちゅら海ドライブ'20」（昭文社）、「るるぶ沖縄'21」（ＪＴＢパブリッシング）

商品開発などの民間の動きも刺激できるはずだ」とされるが、どちらも現実化していない。
いずれにしても、どちらのモニュメントも完成後の効果を検証して作られたものとは考えがたい。

【意見】
２つで約 7000 万円もの費用をかけて制作されたモニュメントであるが、検証シートで述べられているような「集客の目玉」にも「観光誘客に効果のあるスポットとして認知されるようになった」ともいえず、十分な活用がなされているとは到底いえない。広報手段を講じ観光スポットとしての活用を図っていく必要がある。

3　ハーリー会館

⑴　事業の概要

ⓐ　経済観光部観光課が担当する事業に那覇爬龍船競漕振興事業がある。毎年、一括交付金より那覇爬龍船競漕（那覇ハーリー）の運営費を援助している。

平成 24 年度と平成 26 年度には、上記運営費の他に那覇ハーリー会館の建設費を補助している。

支出した金額は次のとおり（単位は千円）

平成 24 年度（繰越）92,084（会館建設補助）

平成 26 年度　　92,016（会館整備事業）

7,768（展示・体験機能整備事業）

14,321（外構等整備事業）

ⓑ　平成 24 年度は、当初従前の施設規模を想定していた事業実施を計画していたところ、関係団体（那覇爬龍船振興会）より新たな施設規模、機能等の調整に時間を要したため、会館建設費予算が繰越になったとのこと。また、平成 25 年度は人手不足等の理由で工事未了となり翌年度に繰越になったとのこと。

⑵　現在の利用状況

ⓐ　現地見分

外部監査人は、2020 年１月 26 日、那覇ハーリー会館を見学するため現地を訪問した。











（2020年１月26日撮影）

後述のとおり、このハーリー会館は１年のほとんどが閉館となっており、訪れた当日も中に入ることはできなかった。ドアの外から中の様子をのぞいたり、また、過去に見学した人のインターネット上の書き込みによると、中には爬龍船競漕の説明のパネル・過去のポスターの掲示、衣装の展示、顔を出して記念撮影するパネル、爬龍船の模型の展示があるようである。この建物の一画は、実際に競漕で使用される爬龍船の保管場所にもなっているようであるが、実際の船を見学できるかは不明である。

⑹　実績

ハーリー会館来場者は、那覇ハーリーの３日間で613人（平成30年５月３日～５日）。

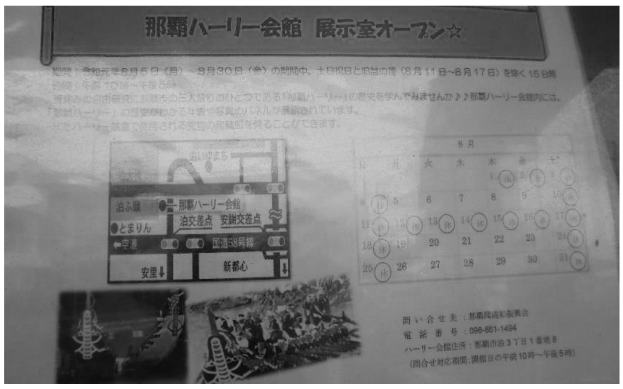
来場者アンケート（回答数144）の結果概要は以下のとおり

居住地　　県内　67%　　県外　33%

展示内容で関心のあるもの　　爬龍船（模型）、歴史パネル
充実して欲しいもの　　那覇ハーリーの歴史・情報、乗船体験
会館の満足度　　大いに満足 25%　　満足 44%　　普通 30%

⑶　結果

⒜　ハーリー会館は、那覇ハーリー会場からほど近い場所にある。那覇ハーリーを見に来た人が帰り道についでに寄っていく場合がほとんどであると思われる。



観光客向けの施設といいながら、常時開いている訳ではなく、開館日は、令和元年度は爬龍船競漕が行われる５月３日～５日と、８月５日（月）～８月 30 日（金）までの間の、土日祝日と旧盆（８月 11 日～17 日）を除く 15 日間のみである。つまり、祭り当日以外は８月にしか開館しておらず、それも平日のみとなっている。１年 365 日のうち、18 日しか開いていない施設となる。

おそらく、那覇爬龍船振興会において、常時対応できるだけの人手がいないということによるものと考えられるが、それは建設前からわかっていたことである。

まさに、建築後の利用については検討されずに建てられたといえるのではないか。

爬龍船の倉庫だけの建設と大差ないという意見があるかもしれないが、365 日のうち 347 日（95%）は稼働しないスペースがあることは非効率であることに変わりは無い。

⒝　【意見】

開館日を増やしたからといって、その展示内容からすると来館者がどれだけ増えるのか疑問があるところである。しかも、そのための人件費等の経費を考えると余計非効率となりかねない。

以上のとおり、効率的な活用方法を考えることは極めて難しいところであるが、現状を改善する必要があることには変わりは無い。

また、今後は、完成後の利用方法について十分な検討を行い、費用対効果を検証した上で建設の要否を決定する必要がある。

4　首里金城町無電柱化事業

⑴　事業の概要

⑻　担当部署

都市みらい部道路建設課

⑼　事業内容

首里金城町は、琉球王朝以来のまちなみ、石畳や多くの文化財が残る地区である。この地区における電柱・電線類を地中下し、昔ながらの景観を創出し、観光地としての魅力を向上させるもの

⑽　これまでの執行額

平成 25 年度	500 万円	電線共同溝設計業務委託
平成 26 年度	142 万円	同
	230 万円	補償費
平成 27 年度	48 万円	電線共同溝地上機器部設計業務委託
	9 万円	事務費（旅費）
平成 28 年度	526 万円	設計業務委託
	61 万円	補償費

⑵　結果

⑻　本事業は平成 25 年度から平成 28 年度までに合計 21,966 千円の予算が執行された。しかし、平成 30 年度に用地取得が困難となり、事業完了が見込めないとして終了している。

今後においては、用地取得が不要な無電柱化の整備手法及び先進事例等も含めて検討を行うとされている。

⑼　過去の那覇市議会議事録をみると、平成 18 年の時点で首里金城町地区の無電柱化事業が議論されている（平成 18 年２月定例会　３月６日７号。渡久地修議員の質問）。その際、回答した建設監理部長は「地域住民との意見交換が不可欠であること」を指摘している。

今回、地権者から用地取得が困難となり、それまで進めていた手法の無電柱化の遂行が不可能となったのであるが、地域住民との意思疎通が図られていなかったことを示すものである。

今後別の手法で計画を遂行するとしても、これまで費やした 21,966 千円は無駄な支出となったものと考えられる。

⑽　監査人の意見

【意見】

地権者が用地買収に合意しなかった理由は明らかではないが、地元住民からすると、無電柱化され観光客が増えたからといって、地元には特段メリットがない、逆に観光客が押し寄せることで、私生活の平穏が害されると考えたのではないだろうか。最近、問題になるオーバーツーリズムである。

地元住民の理解が不可欠な事業であるにもかかわらず、理解を得る作業を行わず事業を遂行した結果失敗に終わっている。

事業を進めるにあたっては見通しを慎重にとらえ、地元住民と密な意見交換を怠ることのないようにして頂きたい。

5　桜の名所づくり事業

⑴　事業概要

⒜　首里にある寒川緑地の緑化活動の一環として、桜を植栽する事業。

平成 25 年～平成 29 年にかけて合計 187 本を植栽した。総事業費は 1925 万円を要している。

⒝　担当部署　都市みらい部花とみどり課

⒞　現地見分

監査人は、2020 年１月 30 日、現地を訪れた。





（2020 年１月 30 日撮影）

時期が早く花を咲かせている木は数本のみであった。

⒟　寒川緑地は、傾斜地の一画を緑地化している。周辺に民家、店舗などはない。

本事業は、沖縄 21 世紀ビジョン（沖縄振興計画）の中の「価値創造のまちづくり」「花と緑あふれる県土の形成」を実現するために進められる。

桜の植栽自体はその目的に合致するものと考えられる。

但し、一方で、この寒川緑地は、自動車でなければアクセスは容易ではなく、また、現状では駐車スペースは４台分しかない。監査人が訪問した際には、緑地整備業者の車両の他、業務中と思われる会社員が運転する車両が入れ替わり駐車していった。

桜観賞のために、市民や観光客がアクセスするには現状の設備では不十分と考えられるので改善を要する。

第４章　監査結果（全般）

各事業の検証の箇所でも指摘したが、ここでは共通する点について指摘する。

１　実施する事業の選択

一括交付金の対象となる分野は、大きく分けて、

・観光
・産業全般（農林水産、商店街、中小企業）
・教育
・福祉
・健康

となっている。今回の事業を分類したところ、どの分野も満遍なく広く行われていることが分かった。その中でも

「文化の発信・交流」（沖縄振興計画の第３章１⑷エ）　１０事業
「観光客の受入体制の整備」（沖縄振興計画の第３章３⑵ウ）　１５事業

が多く行われていた。

これは、①沖縄（那覇）独自の文化の承継の重視、②沖縄県のリーディング産業である観光産業のバックアップ、③一括交付金が他の施策ではカバーできないものを対象としていることが理由となっていると考えられる。

しかし、一方で、「観光に資する」という題目が免罪符になっていないか、すなわち、十分な効果を予測・検証することなく事業が進められていないかという点が懸念された。

また、沖縄振興計画に掲げられた目的が実際の事業の中では反映されていない、あるいは希薄な事業もいくつか見られた。沖縄振興策全体の信頼にもつながることである。十分配慮頂きたい。

平成30年度に行われた事業には、

「自然環境の保全・再生・適正利用」（沖縄振興計画の第３章１⑴）
「持続可能な循環型社会の構築（沖縄振興計画の第３章１⑵）
「低炭素島しょ社会の実現」（沖縄振興計画の第３章１⑶）

に該当する事業は行われていなかった。

環境保全、ＣＯ２削減はこれからの時代には是非とも必要とされる分野であり、この分野を那覇市がリードしていくことは夢のあることである。

これらの事業は、広い視点に立って継続的に行って意義があるので単年度で行われるべきものではないと考えられるから、現在の沖縄振興策（令和３年度で満了）で実施するのは難しいかと思われる。沖縄振興策が継続される場合には、検討頂きたい。

市民、事業者のニーズを吸い上げつつ、沖縄独自の視点をもって沖縄振興策の実施を進めて頂きたい。

2　成果目標の設定

島袋教授の指摘にもあったが、成果目標の設定・実績評価が不適切な事業が散見された。単年度での成果指標を表すこと自体困難、数値で成果指標を示すことが困難などの要因があることは理解できる面はある。

しかしだからといって、事業の成果とは関係のない指標を用いて目標を達成したと評価することは、事業のあり方を見失うことになりかねず、十分な成果がないにもかかわらず漫然と事業を継続することにもなりかねない。

ＰＤＣＡサイクルを意義のものにするためにも今一度成果指標の設定について検討頂きたい。

3　プロポーザル方式について【意見】

⑴　プロポーザル方式とは

⑷　契約の相手方を選定するにあたり、競争入札によることが原則であるが（地方自治法 234 条２項）、公募型プロポーザルが広く採用されている。

プロポーザル方式とは、その性質又は目的が競争入札に適さないとき認められる場合で、価格だけでなく実績、専門性、技術力、企画力、創造性などを勘案し、複数の事業者に事業内容の提案を求め、総合的な見地から最も適した者を選定し契約を締結する方法である。

今回、検証した平成 30 年度の一括交付金事業においては、以下の表のとおり 13 の事業でプロポーザル方式が採用されている。

事業番号	担当課	事業名
1-14	観光課	プロ野球キャンプ等支援事業
1-15	観光課	プロ野球キャンプにぎわい創出事業
1-21	なはまち振興課	国際通り情報発信大型ビジョン活用事業
1-32	観光課	観光危機管理推進事業
1-37	観光課	物語性のあるランドマーク創造事業
3-2	商工農水課	那覇の物産展事業
3-4	商工農水課	企業誘致サポート
3-7	商工農水課	なは産業支援センター育成支援事業(平成30年度)
3-9	商工農水	なはし創業・就職サポートセンター運営事業
3-14	商工農水	民間資金調達促進マッチング事業
7-1	文化振興	文化芸術ふれあい事業
7-2	文化振興	市民文化育成発信事業
8-3	こどもみらい課	ナハノホイク案内人（ナビィ）設置事業（コンシェルジュ設置）

⑹　プロポーザルのメリット・デメリット

プロポーザルは、価格だけでは計ることができない仕事の完成度を評価項目とするものであり、より優れた成果物の完成が期待でき、費用対効果の側面からも利点があるといえる。一方で、評価項目をいくら詳細に設定したとしても、点数を付けるのは審査員であり、結局は審査員の主観（好み）に左右されてしまうという側面も持つ。審査員の全員が特定の業者に高得点を付ける場合は、評価は間違いないといえるが、審査員によって評価が分かれる場合はその問題が顕在化する。

⑵　外部審査委員の採用

⑻　今回の検証した事業の中で、同じ事業者が同一年度で複数の事業をプロポーザルによって落札していることがわかった。事業番号１－37、３－７、３－14である。

また、同一の業者が長年にわたって、落札していることもわかった。事業番号３－４である。

落札した業者が優秀なスタッフを抱え、十分な成果物を生み出しているのであれば何の問題もない。

しかし結果的に優秀な事業者を選定しているとしても、同一の審査員が審査する場合は、当該事業者との間でなれ合いが生じる可能性（あるいはそのように見られる可能性）がある。

⑼　今回、プロポーザルを採用した13の事業のうち、10の事業は、経済観光部（観光課、なはまち振興課、商工農水課）である。そして、入札状況を確認した事業では、全て同部内の職員が審査員となっていた。

⑽　そこで、審査の公平らしさを担保するためにも、少なくとも５名中２名の外部専門家に審査委員として参加してもらうべきである。このように外部専門家をいれる場合は、候補者の選定、スケジュールの調整、報酬の発生といった手間が発生するが、それを負担するだけのメリットはあると考えられる。

⑾　なお、平成27年度の那覇市監査委員監査（平成28年１月15日）では、「プロポーザル方式による契約について」取り上げており、共通の課題事項として、「外部委員の活用」が述べられている。ちなみに、同年度に行われた那覇市のプロポーザル（一括交付金事業に限らない）53件中、選定委員に外部委員が参加していた事例は７件（13.2％）とのことである。事業者選定の客観性、透明性を高めるためにも、業務に応じた専門的知見を有する外部委員の活用を検討されたいとされているところである。

⑶　募集期間の確保

⑻　さらに、プロポーザルによる入札を公表してから、書類提出期限までの

期間が短いと、準備の期間が限られ、入札可能な者が限られ、前年度も実施している事業であれば、前年度の落札者が有利な立場にあると考えられ、あたかも他社の入札への参入を排除するようにとらえられる。ちなみに、前出の那覇市監査委員の監査結果によると、公募期間は

10日以内　５件（10％）
11日以上20日以内　23件（46％）
21日以上30日以内　18件（36％）
31日以上　４件（８％）

となっている。

委託する業務内容、提出書類の種類、分量、それに要する作業量などを勘案し、適切な日数を確保されたい。

⑷　審査基準の見直し

プロポーザル方式による入札にあたって、審査基準は事業毎に設定されている。その審査基準に沿って受託者を選定したとしても、その審査基準自体が本当に公平化どうかの問題が生じる場合がある。審査基準のあり方については、平成28年度の外部監査でも意見が出されていたところであり、今回の外部監査でも以下のような問題点があった。

なお、審査結果（点数）は参加事業者には開示していないとのことなので、参考例として２つ提案する。

⑻　例その１

	A社		B社		C社	
	評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
委員①	63	2	68	1	62	3
②	68	1	67	2	60	3
③	67	2	65	3	69	1
④	70	2	66	3	72	1
⑤	64	2	66	1	61	3
１位数	1		2		2	
２位数	4		1		0	
評価点計	332		332		324	

１位獲得数の多いＢ社が優先交渉権者、Ｃ社が次点交渉権者となっている。これは、企画提案審査評価要領に基づくものである。

同要領では

①　順位を１位とした審査員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とする

②　上記の方法で順位を１位とした審査員の数が同数の場合、２位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者とする。

③　①②の方法で優先交渉権者が決まらない場合は審査委員の合議によるものとされる。

Ｂ社とＣ社を３位と評価した委員は複数いる一方、Ａ社を３位と評価した委員はいない。Ａ社はどの委員からも等しく評価され、Ｂ社とＣ社は委員の評価（好み）が分かれる結果となったともいえる。ことにＡ社は評価合計点数ではＢ社と同点であるにもかかわらず次点交渉権者にすらなっていない。参考までに、順位を単純に合計した場合（数字が小さい方が高評価といえる）、Ａ社は９、Ｂ社は10、Ｃ社は11であり、Ａ社が最も評価が高い結果となる。

このように、評価合計点上位２社が同点だった場合、２社だけの決選投票（あるいは審査委員の合議）を行う方が公平ではないかと考えられる。

この点は平成28年度の外部監査でも意見された点である。

再度、評価方法について検討頂きたい。

⑹　例その２

	Ａ社		Ｂ社	
	評価点	順位	評価点	順位
委員①	86	2	89	1
②	83	1	81	2
③	74	2	78	1
④	89	1	82	2
⑤	93	2	95	1
⑥	89	1	75	2
１位数・点数	3/261		3/262	
２位数	3		3	
評価点計	514		500	

プロポーザル方式で業者を選定する際の配点方法として、順位を１位とした審査委員の数が最も多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とし、１位同数の場合は２位の数、２位の数も同数の場合は１位とした審査委員の評価点の合計が多い者を優先交渉権者、次に多い者を次点交渉権者とするとされている（審査評価要領４項）ところ、平成30年度のプロポーザルにおいては、１位とした審査委員数、２位とした審査委員数がともに同数であり、１位とした審査委員の評価点の合計が僅かに上回る事業者が優先交渉権者とされたが、全評価点の合計では、次点交渉権者とされた事業者の方が大幅に上回っていた（但し、１名の委員が14点差をつけて

おりこの差がＡ社とＢ社の差に繋がっているともいえる)。確かに、万能の配点方法はないとしても、平成 28 年度における包括外部監査の結果においても意見があった、低い評価をした委員の意見が反映されないという側面が結論を左右することとなり、全評価点の合計との間で逆転が乗じる結果となった。誰もが納得できる公平な評価方法という観点から、評価点の合計で選定する方式も含めて、要領の改正を検討頂きたい。

4　暴力団排除条項

那覇市暴力団排除条例（平成 24 年３月 27 日条例第１号）には次の規定がある。

「市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という）が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等に参加させないものとする。」

この規定により、公共工事だけでなく、市の事務又は事業から暴力団、暴力団員、密接関係者を排除することとしている。

那覇市との間で請負契約又は業務委託契約を交わす場合の契約書には、漏れなく暴力団排除条項が規定されている。

一方、補助金を交付する事業について定める各要綱では、最近定められた要綱では暴力団排除条項が含まれているが、これが漏れている要綱が多数あることがわかった。例え補助金交付先が暴力団関係ではなくとも、当該補助事業で取引する相手が暴力団関係であることも可能性としては否定できないのであるから、今回の外部監査の対象となった要綱だけでなく、全ての要綱を確認し、漏れなく暴力団排除条項を盛り込んで頂きたい。

那監公表第２号
令和２年４月22日
掲　　示　　済

那覇市監査委員　　久　場　健　護
同　　宮　里　善　博
同　　古　堅　茂　治

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第５項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

住民監査請求に係る監査結果

《久米至聖廟に係る設置許可取消、撤去、地代相当金及び固定資産税の請求措置請求について》（令和２年２月 26 日請求）

目　　次

第１　監査の請求　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
１　請求人　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
２　請求書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
３　請求の要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
４　請求の理由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
５　補正書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
６　事実証明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

第２　監査委員の除斥　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

第３　請求の受理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

第４　監査の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
１　監査対象事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
２　請求人の証拠の提出及び陳述　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
３　監査対象部署に対する監査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
４　関係職員の陳述　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

第５　監査の結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
１　確認した事実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２　監査対象部署の説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
３　関係法令等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
４　監査委員の判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
５　結論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

第１　監査の請求

１　請求人

２名（氏名は省略）

２　請求書の提出

令和２年２月 26 日

３　請求の要旨（「那覇市職員措置請求書」の原文のまま。）

(1) 那覇市は、久米２丁目の松山公園内に平成 25 年に建設された一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）の設置許可処分を取り消し、または、同契約を解除し、その撤去を求めよ。

(2) 那覇市は、那覇市長に対し過去１年間の一般社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる地代相当の金 5,767,200 円の金員を請求せよ。

(3) 那覇市は、那覇市長に対して、一般社団法人久米崇聖会から徴収すべき久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる固定資産税一年間相当の金員を請求せよ。

４　請求の理由（「那覇市職員措置請求書」の原文のまま。）

(1) 久米２丁目に新設された松山公園は、那覇市の公有財産である。本来、それは市民が安全に子供達を遊ばせる事の出来る環境を有した数少ない公園となるはずだった。新設の松山公園に隣接する元々の松山公園は高台にあること、樹木により近隣住民からの監視の目が届きにくいこと等、子供が安全に遊べる環境となってはいない。

(2) 那覇市は、国有地を那覇市の公園として使用するとして、国から全面積の 2/3 を取得し 1/3 を無償で借用し、この新設の松山公園用地の取得と周辺整備に 20 数億円を支出しているところ、この巨額な支出をした公園用地の実質約３割を一般社団法人久米崇聖会に無償で使用させている。

(3) この点については、以下に示す通り、５年に及ぶ住民訴訟で久米崇聖会による無償での使用が憲法の定めるところの政教分離の原則に違反するとの判断が下されている。

(4) 監査請求から第二審判決までの経緯は次のとおりである。

平成 26 年３月４日那覇市職員措置請求（監査請求）、
同年５月 21 日住民訴訟平成 26 年（行ウ）第 17 号提訴、
平成 28 年 11 月 29 日一審判決・住民敗訴、控訴、
平成 29 年６月 15 日控訴審・地裁への差し戻し判決、
平成 30 年４月 13 日地裁差し戻し審・住民逆転勝訴判決、
平成 31 年４月 18 日控訴審・住民勝訴、使用料を請求しないことは違法と判決。

(5) そして、そもそも久米至聖廟は、政教分離に反する違憲・違法な設置であり、設置許可を取り消し、直ちに撤去されるべきである。また、上記判決後においても、那覇市長は、一般社会法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫

堂）を無償で使用させたまま放置し、固定資産税の徴収もしていない。

(6) よって、請求人は、那覇市に対し、上記久米至聖廟の設置許可処分を取り消し、または、その契約を解除し、上記久米至聖廟の撤去と、上記久米至聖廟の使用にかかる地代相当の金 5,767,200 円（１年間）、上記久米至聖廟にかかる固定資産税を徴収すべきことを求める。

5　補正書（「補正書（令和２年３月２日収受）」の原文のまま。）

平成 31 年４月 18 日判決言渡しされている、平成 30 年（行ウ）第５号固定資産税等課税免除措置取消（住民訴訟）請求控訴事件（原審・那覇地方裁判所平成 29 年（行ウ）第 17 号、差し戻し前の第１審・福岡高等裁判所那覇支部平成 29 年（行ウ）第１号）久米至聖廟について、憲法違反の現状でありながら、何ら改善をしようとせず、放置されている。住民監査請求人金城照子と上原義雄が、令和２年２月 26 日に提出した那覇市職員措置請求書に於いて、那覇市監査委員が補正を求めた、敷地使用料と固定資産税の根拠並びに請求期間は、以下の通りである。

《久米至聖廟敷地使用料の根拠》

住民監査請求監査　久米至聖廟の公園施設設置許可に伴う損害賠償措置請求

請求日：平成 26 年２月 25 日

受　理：平成 26 年３月４日

回答（通知）：平成 26 年４月 24 日　那監第 13 号

監査委員：新島（「新城」の誤記と思われる。）和範　宮里善博　翁長俊英　亀島賢二郎　各氏

監査委員公表　平成 26 年４月 30 日　那監公表１号

https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/kansaiin/kansakekka.files/20140430_zyuminkansalkousibyou.pdf

上記：公文の７頁（2）「使用料の全額減免について」にて、那覇市監査委員より、「全額減免しなかった場合の使用料として、

1,335 ㎡（久米至聖廟敷地面積）×360 円/月＝480,600 円と示されており

一年間分の使用料は、480,600×12 ヶ月＝5,767,200 円となります

那覇市民が不当に受けている損害は、久米至聖廟建設工事が開始された平成 24 年４月１日からの約８年間ですが、市民が城間幹子那覇市長の不作為により受けた損害を請求できる期間は一年前までとなっていることから、令和２年２月 26 日に住民監査請求書を提出致しましたので、城間幹子那覇市長への損害請求は、この日からさかのぼり平成 31 年２月 27 日までの一年間分の敷地使用料 5,767,200 円です。

《固定資産税の徴収を怠ることによる市民の受ける損害》

久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）は、登記されておらず、市有地に無償で建てさせているにも関わらず、那覇市は無登記を放置したまま、固定資産税の徴収

を怠っていることは、市民に対する不平等を強い、市民に損害を与えているのである。

徴収すべきは、建設された平成 25 年からの久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）にかかる固定資産税ですが、市民が那覇市の怠ったことにより受けた損害を城間幹子市長に請求できるのは、一年以内と限定されていますので、令和２年２月 26 日からさかのぼること一年内に於いて徴収すべき固定資産税です。

6　事実証明書

(1) 平成 31 年４月 18 日福岡高等裁判所那覇支部民事部判決言渡原本の写し

(2) 新聞記事の写し

第２　監査委員の除斥

監査委員のうち宮城哲委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の２の規定により除斥とした。

第３　請求の受理

本件請求は、法第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを令和２年３月 17 日に受理決定した。

第４　監査の実施

１　監査対象事項

(1) 指定された職員

那覇市長　城間幹子

(2) 請求人が求める措置内容

① 久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）（以下「本件施設」という。）の設置許可（以下「本件設置許可」という。）の処分を取り消し、または、同契約を解除し、撤去させること。

② 本件施設の過去１年間の使用料 5,767,200 円を払わせること。

③ 本件施設の過去１年間の固定資産税を払わせること。

(3) 判断すべき内容

① 本件設置許可及び撤去させないことが法第242条第１項に規定する財務会計上の違法若しくは不当な財産の管理に該当し、那覇市に損害が生じているのか。

② 本件施設に係る使用料の全額免除（以下「本件使用料免除」という。）が法第 242 条第１項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に該当し、那覇市に損害が生じているのか。

③ 本件施設に係る固定資産税（以下「本件固定資産税」という。）を徴収していないことが法第242条第１項に規定する財務会計上の違法若しくは不当

に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該当し、那覇市に損害が生じているのか。

2　請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第７項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

3　監査対象部署に対する調査

以下の部署について、関係職員の調査及び関係書類の調査を行った。

都市みらい部公園管理課、企画財務部資産税課

4　関係職員の陳述

関係職員の陳述の聴取は行わなかった。

第５　監査の結果

1　確認した事実

(1) 本件設置許可について

平成23年３月31日に久米崇聖会に対し松山公園に本件施設の設置を許可し、都市公園法第２条第２項第６号及び同法施行令第５条第５項の教養施設として、３年毎に許可更新されている。

本件設置許可については、公園管理課に平成29年３月21日付け公園施設設置許可申請（以下「本件設置許可申請」という。）がなされ、同年４月１日付け「公園施設設置許可書(更新)」(設置期間：平成29年４月１日～令和２年３月31日)が交付されている。

(2) 本件使用料免除について

本件設置許可申請に伴い公園使用料の減免申請手続きが取られている。使用料減免根拠は、那覇市公園条例第11条の２第４号及び同条例施行規則第12条第１項第２号となっている。

請求人の当該請求期間に係る減免申請については、公園管理課に平成29年３月21日付け公園・有料公園施設使用料減免申請がなされ、同年４月１日付け「公園・有料公園施設使用料減免通知書」が交付されている。なお、減免申請書の減免の理由欄には、那覇市民をはじめ県内外の人々に開かれた施設として年中無休で開放していること、今後とも参観・学習（講座）の場及び快適空間の提供など市民や公園利用者の利便性向上を図る施設である旨の記載がある。

(3) 本件固定資産税について

固定資産税の減免については、地方税法第367条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免するこ

とができる。」と規定されている。

本市においては、那覇市税条例（以下「市税条例」という。）第71条第１項において減免することができる旨を規定するとともに、那覇市税条例施行規則（以下「市税条例施行規則」という。）第11条においては軽減又は免除するものを規定し、那覇市固定資産税の減免取扱基準（以下「減免取扱基準」という。）において減免の取り扱いに関し、その基準となる事務処理方法を定めている。

本件固定資産税については、平成26年度課税分から毎年度減免申請があり、請求人の当該請求期間については、平成30年度課税分及び平成31年度課税分についてそれぞれ減免申請され、孔子廟については全額免除、明倫堂については外部トイレ部分のみの一部免除としている。

平成30年度課税分については、一般社団法人久米崇聖会から提出された「固定資産税減免申請書」を資産税課において平成30年４月24日付けで受付している。その際、納税通知書の写し、定款、収支計算書、財産目録、公益法人移行認可時公益目的事業説明書、設計図、便所現況写真が添付されていた。

資産税課では、平成30年５月８日に現地調査と聞き取りを行い大成殿（孔子廟）（84.37㎡）については毎日午前９時から午後５時まで無料開放されており一日あたり100人から200人の利用者がいること及び明倫堂のトイレ部分（22.06㎡）についても一般開放し観光客や公園利用者も使用していることを確認している。これらのことから、「前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認める固定資産」（市税条例第71条第１項第４号）及び「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限る）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」（減免取扱基準第３章第４（7））とし、減免率10/10（減免取扱基準第４章第２の４(7)）として、同年６月１日付け「固定資産税減免決定通知書」（那企資第３-118号）を通知している。

平成31年度課税分については、一般社団法人久米崇聖会から提出された「固定資産税減免申請書」を資産税課において平成31年４月23日付けで受付している。その際、前年度と同様に納税通知書の写し、定款、収支計算書、財産目録、公益法人移行認可時公益目的事業説明書、設計図、便所現況写真が添付されていた。

資産税課では、令和元年５月10日に現地調査と聞き取りを行い大成殿（孔子廟）（84.37㎡）についてはこれまでと同様、毎日午前９時から午後５時まで無料開放されており一日あたり100人から200人の利用者がいること及び明倫堂のトイレ部分（22.06㎡）についても同様に一般開放し観光客や公園利用者も使用していることを確認している。これらの確認内容は平成30年度と同様であるが、これまで一般社団法人久米崇聖会を「市の施策に寄与する公益活動を行う団体」として人的な面を適用し減免していたが、平成31年度は、課税

客体（家屋）に着目し、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であるという理由で、「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」（市税条例第71条第１項第２号）及び「拝所、共同井戸等の土地及び家屋　地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」（減免取扱基準第３章第２(3)）を適用し、拝所等とする取り扱いにより、減免率10/10（減免取扱基準第４章第２の２(3)）として、同年５月29日付け「固定資産税減免決定通知書」（那企資第４-102号）を通知している。

２　監査対象部署の説明

(1) 本件設置許可及び撤去について

平成23年３月31日から令和２年３月31日までの間、久米崇聖会に対し、都市公園法第２条第２項第６号及び同法施行令第５条第５項の教養施設として、３年毎に許可更新されている。

(2) 本件使用料免除について

使用料減免根拠は、那覇市公園条例第11条の２第４号及び同条例施行規則第12条第１項第２号である。

本市としては、本件施設は宗教施設ではなく、教養施設であることを、現在、上告審（最高裁判所）において主張しており、まだ判決が確定していないので、これまでと同様、平成29年４月１日から令和２年３月31日までの間も、引き続き使用料の免除を行っている。

(3) 本件固定資産税について

本件施設については建築着手時から資産税課において把握をし、建築後には図面が提供され実地調査等を経て、評価額を算定し、平成26年度の当初納税通知書の発送により課税が成立している。課税成立後に納税義務者から減免申請があったため、現地調査や聞き取りを行い市税条例や減免取扱基準等に照らして孔子廟については全額免除、明倫堂については一部免除（一般に開放されている外部トイレ部分のみ）の判断をしている。以後、毎年納税通知書の発送による課税成立後に減免申請があり、その都度規定にしたがって判断をしており、未登記を理由に放置し、税の徴収を怠っているとの主張は当たらないと考える。

減免理由について、平成30年度は、市税条例第71条第１項第４号公益上の事由により特に必要があると認める固定資産として減免している。具体的には、減免取扱基準第３章第４(7)において「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限る）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」を適用している。理由としては、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり100人～200人程度の来客があること。

②芸術文化の振興等に寄与する施設であること。③施設内で収益事業を行っていないこと。によるものである。

平成31年度は、本件施設に係る「平成30年（行コ）第５号固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求控訴事件」の判決（認定事実）をきっかけとして、平成30年度の減免では、一般社団法人久米崇聖会を「市の施策に寄与する公益活動を行う団体」として適用していることについて、他の団体と比較し内部で疑義が生じたことから、平成30年度の人的な面での減免ではなく、課税客体（家屋）に着目しての減免に改めることにした。改めるに当たっては、課税客体の利用状況が、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり100人～200人程度の来客があること。②儒教・儒学であること。③大成殿には儒学の祖である孔子像等がおかれていること。④実際に釋奠祭禮（せきてんさいれい）が行われていること。これらのことから、課税客体として、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であることから、市税条例第71条第１項第２号及び減免取扱基準第３章第２(3)を適用し、拝所等とする取り扱いにより減免している。

３　関係法令等

(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第２項第６号
(2) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第５条第５項
(3) 那覇市公園条例（1970年那覇市条例第６号）第11条の２第４号
(4) 那覇市公園条例施行規則（1970年那覇市規則第５号）第12条第１項第２号並びに同条第２項及び第３項
(5) 那覇市税条例（昭和47年那覇市条例第80号）第71条第１項第２号及び第４号
(6) 那覇市税条例施行規則（昭和48年那覇市規則第８号）第11条第１項第２号及び第４号
(7) 那覇市固定資産税の減免取扱基準（平成14年１月22日部長決裁）第３章第２(3)及び同章第４(7)並びに第４章第２の２(3)及び４(7)

４　監査委員の判断

上記の１確認した事実及び２監査対象部署の説明に基づき、次のとおり判断する。

(1) 本件設置許可及び撤去について

請求人は、本件施設は政教分離に反する違憲・違反な設置であるとして本件設置許可を取り消すこと及び撤去を求めている。

法第242条第１項に規定されている住民監査請求における「財産の管理」とは、平成２年４月12日最高裁判所判決によると、普通地方公共団体の財産管

理行為のすべてが財務会計上の行為としてこれに該当するものではなく、それらの行為のうち当該財産としての「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に限られ、非財産的な目的のためにする管理行為は、たとえそれが何らかの形でその財産の財産的価値に影響を及ぼすことがあっても、住民監査請求の対象である「財産の管理」には該当しないと解される。

これを本件請求についてみると、本件施設は公園施設設置許可（平成 23 年３月 31 日付け）以来、３年毎に許可更新されている。これは、市が都市公園法第２条第２項第６号及び同法施行令第５条第５項に規定する「教養施設」として、那覇市都市計画マスタープランの地域まちづくり方針等に基づく公園管理という一定の行政行為目的実現のための施策（行為）であって、前述の最高裁判所が判示する「財務会計上の財産管理行為」に該当するものではない。

よって本件設置許可は、法第 242 条第１項にいう「財産の管理」に係る行為に該当しないことから、住民監査請求の対象とはならない。

(2) 本件使用料免除について

請求人は、一般社団法人久米崇聖会に対し政教分離に反する違憲・違反な本件施設を公園施設として公園用地を無償で使用させていることについて、過去１年間の敷地使用料を請求することを求めている。

ア　住民監査請求の期間制限について

本件設置許可に伴う使用料については、法第 240 条第１項に規定する「債権」であり、法第 237 条第１項に規定する「財産」に該当する。一般に使用料はその行政財産の維持管理又は減価償却費に当てるべきものと解することができることから、使用料の徴収は、財産の価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財務管理行為に該当する。もって、使用料の徴収に関しては、「財産の管理」の「財産」に該当すると判断する。

昭和 62 年２月 20 日最高裁判所判決によると、法第 242 条第１項に規定する「怠る事実」に係る期間制限については、「右監査請求が、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条２項の規定を適用すべきものと解するのが相当である。」としている。

そのことから、請求権が発生すると思われる当該行為である全額減免の決定した日を基準日として法第 242 条第２項の規定を適用する必要がある。

また、平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決は、法第 242 条第２項本文に

いう「当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解するのが相当である。前記事実関係によれば、本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象となる行為とされているところ、契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては契約締結の日を基準として同項本文の規定を適用すべきである。」としている。

そこで、本件請求では、本件使用料免除の決定は一時的行為であるから、決定日を基準として、法第242条第２項を適用する。つまり、請求人の当該請求期間に係る全額減免の決定行為は平成29年４月１日であり、本件請求がなされた令和２年２月26日は当該行為のあった日から１年を経過している。

イ　法第242条第２項ただし書について

法第242条第２項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。

このただし書については、平成14年９月12日最高裁判所判決は、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度（監査請求をするに足りる程度）に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」としている。

これを本件請求の対象である本件使用料免除についてみると、請求人は、平成26年３月４日付け受理した「那覇市職員措置請求」に係る監査委員通知（平成26年４月24日付け那監第13号）及び同結果の公表（平成26年４月30日付け那監公表第１号）によって、本件使用料免除の決定については知りうる立場にあったと認められるので、当該行為のあった日から１年を経過している令和２年２月26日に本件請求を行ったことについて「正当な理由」があると認められない。

(3) 本件固定資産税について

請求人は、本件施設に係る過去１年間の固定資産税について賦課及び徴収することを求めている。

請求人の補正書に「那覇市は、無登記を放置したまま、固定資産税の徴収を怠っている」と記載されていることから、請求人は本件施設が課税されていないために徴収されていない固定資産税を徴収することを求めていると理解できる。

そこで、本件固定資産税を徴収していないことが法第242条第１項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実に該

当しているかを検討する。

本件固定資産税については、平成 26 年度から課税成立後に一般社団法人久米崇聖会から減免申請があり、孔子廟については全額免除、明倫堂については外部トイレ部分のみの一部免除とされている。

本件固定資産税の減免措置について、平成 30 年度は「前各号に定めるもののほか、公益上の事由により特に必要があると認める固定資産」（市税条例第 71 条第 1 項第４号）として減免している。具体的には、「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体が所有する固定資産（公益的活動の用に供するものに限る）で、収益事業を行わない部分にかかるもの。」（減免取扱基準第３章第４(7)）を適用している。その理由としては、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり 100 人～200 人程度の来客があること。②芸術文化の振興等に寄与する施設であること。③施設内で収益事業を行っていないこと。である。

また、平成 31 年度は、これまで「市の施策に寄与する公益的活動を行う団体」として適用していることについて、他の団体と比較検討し、人的な面での減免ではなく、課税客体（家屋）に着目しての減免に改めている。改めるに当たっての理由は、課税客体の利用状況が、①松山公園内で一般市民に開放され、一日あたり 100 人～200 人程度の来客があること。②儒教・儒学であること。③大成殿には儒学の祖である孔子像等がおかれていること。④実際に釋奠祭禮（せきてんさいれい）が行われていること。であり、課税客体として、市内にある他の拝所等と同様な利用状況等であることから、「公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)」(市税条例第71条第１項第２号)及び「拝所、共同井戸等の土地及び家屋　地域又は不特定多数の者が利用する拝所、共同井戸等で、当該地域の共同体的施設として、その本来の使用に際し制限のないもの」（減免取扱基準第３章第２(3)）を適用し、減免している。

平成 30 年度減免措置及び平成 31 年度減免措置についての判断は、いずれも条件を具備していると認められ、関係法令等に則り行われている。

よって、本件固定資産税を徴収していないことが法第 242 条第１項に規定する財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実があるとは認められない。

5　結論

以上のとおり、本件請求のうち、本件設置許可については住民監査請求の対象とはならないこと及び本件使用料免除については正当な理由もなく期間を経過していることから不適法と判断し、これらを却下し、本件固定資産税を徴収していないことについては違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実があるとは認められないことから理由がないものと判断し、これを棄却する。